



Applying IFRS

IFRS サステナビリティ開示基準

IFRS S1 号

IFRS S2 号

の解説

2024 年 6 月



Building a better
working world

内容

概要	7
パート A - IFRS S1 号の解説	12
1 IFRS S1 号の解説	13
1.1 IFRS S1 号の目的	13
1.1.1 主要な利用者	13
1.1.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会の説明	14
1.1.2.A サステナビリティという広義の用語	14
1.1.2.B 価値の概念	14
1.1.2.C IFRS S1 号のサステナビリティの説明における価値の概念	15
1.1.2.D IFRS S1 号のサステナビリティの記述に基づく、 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する要求事項	16
1.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別	16
1.2.1 識別プロセス	16
1.2.2 合理的で裏付け可能な情報の使用	20
1.2.2.A 合理的で裏付け可能な情報の概念	20
1.2.2.B IFRS S1 号「合理的で裏付け可能な情報」概念の適用	20
1.2.3 サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価	22
2 範囲	24
2.1 IFRS S1 号の適用範囲	24
2.2 パブリック・セクター又は営利目的以外の企業による適用	24
3 概念的基礎	25
3.1 サステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示	25
3.1.1 サステナビリティ関連財務情報の質的特性	26
3.1.1.A 基本的な質的特性	26
3.1.1.B 補強的な質的特性	28
3.2 重要性	29
3.2.1 重要性の定義	29
3.2.2 重要性がある情報の識別	31
3.2.2.A 主要な利用者の情報ニーズ	31
3.2.2.B 重要性の評価に適用される情報源	32
3.2.2.C 結果が不確実な将来起こりうる出来事	32
3.2.3 重要性の判断における定量的及び定性的要因	33
3.2.4 企業が開示する追加的な情報	36

3.2.4.A	ISSB 基準の要求事項では十分でない場合に提供される追加的な情報	36
3.2.4.B	重要な情報を不明瞭にしないための要件	37
3.2.4.C	法律や規制との相互作用	38
3.2.5	重要性がある情報のその他の特徴	38
3.2.5.A	集約及び分解	38
3.2.5.B	商業上の機密情報	40
3.2.6	重要性がある情報の再評価	41
3.2.7	相互運用可能性に関する考慮事項	41
3.3	報告企業	43
3.3.1	報告企業の定義	43
3.3.2	報告の範囲	43
3.3.3	バリュー・チェーンの範囲の決定	44
3.4	つながりのある情報	46
3.4.1	情報が関連する項目間のつながり	46
3.4.2	一般目的財務報告書で提供される開示の間のつながり	46
3.4.2.A	企業のサステナビリティ関連財務開示内で提供される開示間のつながり	47
3.4.2.B	サステナビリティ関連財務開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書で提供される開示間のつながり	47
3.4.3	つながりの特徴	48
4	コア・コンテンツ	50
4.1	TCFD の概要	50
4.2	ガバナンス	51
4.2.1	監督の役割に関する情報	51
4.2.2	経営者の役割に関する情報	52
4.3	戦略	55
4.3.1	企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示	56
4.3.2	サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響に関する開示	57
4.3.3	サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響に関する開示	58
4.3.4	サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響に関する開示	59
4.3.4.A	現在の財務的影響に関する開示	60

4.3.4.B 予想される財務的影響に関する開示-次の年次報告期間	63
4.3.4.C 予想される財務的影響に関する開示-短期、中期、長期	63
4.3.4.D 現在の及び予想される財務的影響の測定	64
4.3.4.E 予想される財務的影響に関する開示の作成	64
4.3.4.F 現在の及び予想される財務的影響に関する定量的情報が要求されない場合の基準と開示	65
4.3.5 サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する開示	66
4.4 リスク管理	66
4.4.1 サステナビリティ関連リスクを識別するためのリスク管理プロセス	69
4.4.2 サステナビリティ関連の機会を識別するためのリスク管理プロセス	70
4.4.3 リスク管理プロセスのための統合された開示	70
4.5 指標及び目標	70
4.5.1 指標	70
4.5.1.A ISSB 基準で要求される指標	71
4.5.1.B 企業が開発した指標	71
4.5.3 目標	72
5 全般的要求事項	73
5.1 ガイダンスの情報源	73
5.1.1 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際のガイダンスの情報源の利用	73
5.1.1.A サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために SASB スタンダードを参照する際の留意点	75
5.1.1.B サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために他のガイダンスを参照する場合の考慮事項	78
5.1.2 重要性があるサステナビリティ関連財務情報を識別する際のガイダンスの情報源	80
5.1.2.A サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するために SASB スタンダードを参照する際の考慮事項	81
5.1.2.B サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するために他のガイダンスの情報源を参照する際の考慮事項	84
5.1.3 ガイダンスの情報源に関する情報の開示	87
5.2 開示の記載場所	87
5.2.1 開示場所の柔軟性	87

5.2.2 相互参照により含まれる情報	88
5.3 報告のタイミング	92
5.3.1 サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の同時報告	92
5.3.2 サステナビリティ関連財務開示の報告期間	92
5.3.3 期中報告	93
5.4 比較情報	93
6 判断、不確実性及び誤謬	96
6.1 判断	96
6.2 測定の不確実性	96
6.2.1 見積金額の測定の不確実性	96
6.2.2 測定の不確実性に関する IFRS S1 号の要求事項	97
6.2.3 見積もられた指標の比較情報の修正	98
6.2.3.A 前期に開示された見積指標に関する新たな情報	98
6.2.3.B 再定義された指標、置き換えられた指標、及び新しい指標 に対する比較情報の見直し	101
6.3 誤謬	101
7 準拠表明	102
8 発効日	102
9 経過的な救済措置	103
9.1 同時報告に関する経過的な救済措置	103
9.2 比較情報に関する経過措置	104
9.3 「気候ファースト」の経過的な救済措置	104
パート B - IFRS S2 号の解説	106
1 IFRS S2 号の解説	107
1.1 IFRS S2 号の目的と適用範囲	107
2 気候関連のリスク及び機会	108
2.1 気候関連のリスク	108
2.2 気候関連の機会	109
2.3 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面	109
3 気候関連のリスク及び機会の識別	111
4 コア・コンテンツ	112
4.1 概要	112
4.1.1 TCFD 提言との比較	112
4.2 ガバナンス	113
4.3 戦略	113

4.3.1 気候関連のリスク及び機会に関する開示	113
4.3.1.A 気候関連のリスクの分類	113
4.3.1.B 気候関連のリスク及び機会を識別するための産業別 ガイダンスの活用	114
4.3.1.C 気候関連のリスク及び機会を識別するために、合理的で 裏付け可能な情報を活用する	115
4.3.2 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に 与える影響に関する開示	117
4.3.2.A 気候関連の移行計画	118
4.3.3 企業の戦略とビジネス・モデルのレジリエンスに関する開示	120
4.3.3.A レジリエンス評価	121
4.3.3.B シナリオ分析	123
4.3.3.C 気候関連シナリオ分析の作成に関する適用ガイダンス	126
4.4 リスク管理	131
4.5 指標と目標	132
4.5.1 産業横断的な指標	132
4.5.1.A GHG 排出量の開示	133
4.5.1.B 気候関連のリスクの影響を受けやすい、あるいは 気候関連の機会と整合した資産や事業活動	141
4.5.1.C 投下資本	143
4.5.1.D 内部炭素価格	144
4.5.1.E 役員報酬	146
4.5.1.F 作成ガイダンス	146
4.5.2 産業別指標	146
4.5.3 気候関連の目標	147
4.5.3.A 気候関連目標に関する開示	147
4.5.3.B 目標の設定、レビュー、進捗状況のモニタリングアプローチ	148
4.5.3.C 目標に対するパフォーマンスの報告	148
4.5.3.D GHG 排出目標	149
5 温室効果ガス排出	152
5.1 温室効果ガス排出の測定	152
5.2 GHG プロトコルの概要	152
5.2.1 GHG 排出量の算定、測定、報告	153
5.2.2 組織境界	153
5.2.2.A 出資比率基準	154

5.2.2.B 支配力基準	154
5.2.3 「スコープ 2」 GHG 排出量の算定方法	156
5.2.3.A ロケーション基準	156
5.2.3.B マーケット基準	156
5.3 GHG 排出のカテゴリー	157
5.3.1 測定アプローチ、インプット及び仮定	157
5.3.1.A GHG プロトコルに従った測定アプローチ	157
5.3.1.B その他の方法と測定アプローチ	158
5.3.1.C 排出係数	158
5.3.2 温室効果ガスの CO2 換算への集計	158
5.3.3 企業の報告期間と異なる報告期間の情報の使用	159
5.4 スコープ 1 GHG 排出量	159
5.5 スコープ 2 GHG 排出量	160
5.6 スコープ 3 GHG 排出量	160
5.6.1 スコープ 3 の測定フレームワーク	160
5.6.1.A 直接測定に基づくデータ	161
5.6.1.B 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ	161
5.6.1.C バリュー・チェーンの活動及びその GHG 排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ	162
5.6.1.D 検証されたデータ	163
5.6.1.E スコープ 3 の GHG 排出量へのインプットの開示	163
5.7 ファイナンスに係る排出(ファイナンスド・エミッション)	164
5.7.1 資産運用(アセットメントマネジメント)	165
5.7.2 商業銀行	165
5.7.3 保険	167
6 発効日	168
7 IFRS S2 号に対する経過的な救済措置	169

概要

現在の状況

サステナビリティ報告は、近年、さまざまなステークホルダーからの関心が高まっている。サステナビリティ報告、財務報告、そして保証を含む主要な構成要素を備えた、企業報告への包括的なアプローチが浮上している。投資コミュニティからの情報に対する需要と、社会における企業の役割に対するより広範な世の中の期待の両方に応えるため、数多くのサステナビリティ報告のフレームワーク、方法論、及び指標が開発されている。

現在、数多くのサステナビリティ関連の報告フレームワーク、基準、指標が存在している。非財務情報やサステナビリティ関連事項に焦点を当てたものもあれば、気候関連の開示に特化して焦点を当てたものもある。これらのフレームワーク、基準、指標の対象者は、投資家や社会全体などさまざまである。情報は重複する部分もあるが、テーマや対象者の違いによって、サステナビリティが企業に与える影響、又は企業が外部環境に与える影響、又はその両方に重点を置くといった形で、重要性へのアプローチが多様化している。このような目的とアプローチの多様性は、サステナビリティ報告における比較可能性を高め、複雑さを軽減するためのグローバルなフレームワークが緊急に必要であることを強調している。

背景

IFRS 財団は、利害関係者から、首尾一貫した包括的な企業報告システムとサステナビリティ関連報告に関する収斂した、グローバルなフレームワークの開発に向けた作業に関与することを奨励された。その結果、IFRS 財団評議員会は、コンサルテーションプロセスを通じて、グローバルレベルでのサステナビリティ報告の需要を評価し、グローバルなサステナビリティ基準開発における IFRS 財団の役割を探った。¹

IFRS 財団が複数の利害関係者との協議から受けた、サステナビリティ基準の設定において IFRS 財団が役割を果たす必要性と定款の変更に関するフィードバックは、サステナビリティ報告のグローバルな一貫性と比較可能性を向上させる需要が高まっており、緊急に行動を起こす必要がある、という明確なメッセージを与えた。

IFRS 財団は、長年グローバルな会計基準の設定に責任を負ってきたが、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の設立に向けた審議と計画に着手した。2021 年 4 月、IFRS 財団評議員会は、サステナビリティ開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するための基準の開発を求めるグローバル資本市場からの要請に応じて、ISSB の設立と運営に対応するために IFRS 財団の定款を改正する提案を公表した。ISSB の設立は、2021 年 11 月 3 日、COP26 気候変動会議の Finance Day の期間中に IFRS 財団評議員会によって発表された。

IFRS 財団は、新しい審議会の基礎を築くために、ISSB の設立に先立ち、IFRS 財団のガバナンスの下で、グローバルなサステナビリティ報告基準のコンバージェンスの加速、及び ISSB の技術的準備を目的として、技術的準備ワーキンググループ(TRWG)を設立した。TRWG は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、価値報告財団(VRF)、気候情報開示基準委員会(CDSB)²、世界経済フォーラム(WEF)と国際会計基準審議会(IASB)の代表者によって構成され、証券監督者国際機構(IOSCO)及び証券規制当局の技術専門家グループの支援を受けた。サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項と気候関連の開示の TRWG の作業の結果、2021 年 11 月に IFRS 財団のウェブサイトで公表された、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項のプロトタイプ」及び「気候関連開示プロトタイプ」と題するプロトタイプ基準が作成された。プロトタイプ基準は、IFRS 財団や TRWG メンバーの正式なデュー・プロセスの対象ではなかった。

¹ [Consultation Paper on Sustainability Reporting](#)

² VRF(統合報告フレームワークと SASB スタンドर्डを収容)と CDSB は、現在 ISSB に統合されている。

一般目的財務報告書の利用者からの、より一貫性があり、完全で、比較可能で、検証可能なサステナビリティ関連財務情報を求める声に応える形で、ISSB は、2022 年 3 月に最初の 2 つの公開草案、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」をパブリックコメント(2022 年 7 月に終了)のために公表した。公開草案は、TRWG のプロトタイプ基準、及び基準設定主体及びフレームワーク提供者の作業に基づいて作成され、広範なパブリックコンサルテーションと再審議の対象となってきた。公開草案は、マーケットの大きな関心を誘い、ISSB は、各公開草案に対するフィードバックとして、さまざまな利害関係者団体や地域を代表する、700 通以上のコメントレターと調査回答を受け取った。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公表

2 つの公開草案に対するフィードバックに関する 1 年間の審議を経て、ISSB は、2023 年 6 月 26 日、最初の 2 つの IFRS サステナビリティ開示基準(「ISSB 基準」)を公表した。この基準は、一般目的財務報告書の利用者が、短期、中期及び長期にわたってサステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーと管理を評価し、企業へのリソースの提供に関する意思決定に情報提供できるようにすることを目的としている。さらに、サステナビリティ関連財務情報の公表は、企業の一般目的財務報告書の情報を補完することを意図している。IFRS 財団のガバナンスの下、ISSB は、国際会計基準審議会(IASB)と緊密に連携し、IFRS 会計基準と ISSB 基準の間のつながりと互換性を確保している。

ISSB 基準は以下で構成されている:

- ▶ IFRS S1 号の全文及び 5 つの付録、並びに IFRS S2 号の全文及び 3 つの付録。当該付録は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の不可欠な部分であり、本文と同じ権限を有する。
- ▶ 「例示的ガイダンス」及び「説例」。これは、ISSB 基準に付随するものの、ISSB 基準の一部ではなく、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものでもない。しかしながら、設例は、ISSB 基準の要求事項の側面を例示し、その導入を支援するものである。
- ▶ 「結論の根拠」。ISSB 基準に付随するものの、ISSB 基準の一部ではなく、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものでもない。「結論の根拠」は、ISSB 基準を開発する際の ISSB による考慮事項を要約したものである。

IFRS S2 号には、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」が付随しているが、これは追加の要求事項をもたらすことを意図したものではない。IFRS S2 号は、気候関連のリスク及び機会を識別する際に、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」で定義されている産業別開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを企業に要求している。仮に、企業が「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」を使用しないと結論付けたとしても、依然として ISSB 基準では産業別の開示が要求されている。産業別ガイダンスにおいて識別及び定義されている開示トピックには、特定のビジネス・モデル、活動又は産業への参加を特徴付ける他の共通の特徴に一般的に関連する、気候関連のリスク及び機会が含まれている。また、産業別ガイダンスでは、指標及び目標を含む気候関連のリスク及び機会に関する情報を測定し、開示するための潜在的な方法も提案されている。

相互運用可能性

ISSB 基準は、単独で使用することも、より広範な利害関係者やその他の公共政策のニーズを充たすための法域の要求事項に統合して使用することもできる。世界各地出身の 14 名の理事からなる ISSB は、独自のサステナビリティ報告要求事項を開発する法域との正式な関与に取り組んでいる。他の法域との相互運用可能性については、これまでに次のようないくつかのイニシアチブが取られている。

- ▶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する重要な戦略事項及びサステナビリティ報告に関する法域の取組みを議論するための法域作業部会(JWG)の組成
 - ▶ ISSB の基準設定作業に情報を提供するために 技術的インプットと専門知識を提供する法域及び地域機関が代表する、ISSB の正式な技術諮問機関としての、サステナビリティ基準アドバイザリーフォーラム(SSAF)の設立
 - ▶ グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI スタンダード)との連携
 - ▶ 相互運用性を促進するための欧州委員会及び欧州財務報告諮問グループ(EFRAG) との緊密な連携。2024 年 5 月 2 日、IFRS 財団と EFRAG は、ISSB 基準と欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)間の整合性に関する相互運用可能性ガイダンスを公表した。³
 - ▶ さまざま法域に ISSB 基準を採用する方法に関する法域向けガイダンスの開発⁴
- ISSB 基準と他の法域の要求事項との相互運用可能性を達成するための ISSB の継続的な活動に加え、IFRS S1 号には、この目標をサポートするための要件がすでに含まれている。たとえば、ISSB 基準に準拠したサステナビリティ関連財務情報は次の通りである。
- ▶ 主要な利用者、つまり、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者の情報ニーズを満たすことを目的としている。
 - ▶ IFRS 会計基準の適用に用いられているのと整合した重要性評価に基づいている。
 - ▶ 特定の法域の要求事項のような、その他の要求事項を満たすために開示された情報が提示されるが、そのような追加情報によって不明瞭であってはならない
 - ▶ ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する TCFD 提言と連携。
 - ▶ 企業又は産業固有に決定されることから、短期、中期、長期の時間軸については定義されることなく要求。

ISSB 基準における IFRS S1 号の役割

IFRS S1 号は、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示に関する全般的な要求事項を定めており、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。企業の見通しへの影響は、短期、中期、又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストへの影響を指す。

IFRS S1 号が要求する情報は、企業運営の一般的な側面、特に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関連する。IFRS S1 号では、これら 4 つの側面を「コア・コンテンツ」と呼んでおり、それらの情報が、企業がどのようにサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリング、管理しているかに関する利用者の理解にとって不可欠であることを意味している。このコア・コンテンツへのフォーカスは、広く受け入れられている TCFD 提言に基づいています。IFRS S1 号は、また、これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示や比較情報の提供に関する要求事項など、いくつかの一般的な主題も扱う。

³ [IFRS Foundation and EFRAG publish interoperability guidance](#)

⁴ [Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards](#)

ISSB 基準への準拠を表明するに当たっては、他のすべての ISSB 基準と組み合わせて IFRS S1 号を適用する必要がある。他の ISSB 基準は、それらが扱うサステナビリティ関連のトピックに関する具体的な要求事項を設定することを目的としている。

IFRS S1 号の目的は、最初のトピックベースの基準として気候に固有の開示要求事項をカバーしている IFRS S2 号に加えて、将来的に ISSB によって開発される予定のすべてのトピックベースの ISSB 基準の適用の基礎を確立することである。サステナビリティ関連の財務開示の文脈において、この目的は、いくつかの点で、IFRS の会計基準に準拠して作成される一般目的財務諸表に適用される IASB の概念フレームワーク、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と類似している。

IFRS S1 号と IFRS S2 号の関係

IFRS S2 号は、ISSB が公表した最初のトピックベースの基準であり、IFRS S1 号と併せて適用される。開発の第一段階において、IFRS S2 号は、ISSB の唯一のトピックベースの基準であるが、IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会について、重要性があるサステナビリティ関連財務情報を開示することを企業に要求している。この要求事項は、気候以外のサステナビリティ関連のトピックを効果的にカバーしている(企業が IFRS S1 号と IFRS S2 号を適用した初年度に気候関連の開示のみを提供することを認める「気候ファースト」の経過的な救済措置の対象となる)。IFRS S1 号は、企業が関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会やそれらに関する重要性がある情報を識別するのに役立つその他のガイダンスの情報源のリストも提供しており、他の基準設定団体の公表物への言及も含まれる。

本書は、「パート A - IFRS S1 号の解説」で IFRS S1 の要求事項を扱い、「パート B - IFRS S2 号の解説」で IFRS S2 の要求事項を扱っている。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の発効日

IFRS S1 号と IFRS S2 号は、いずれも 2024 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から適用される。ただし、ISSB 基準の強制適用は、各法域の承認又は規制プロセスに従い、IFRS 会計基準の適用とはリンクしていない。従って、財務報告目的で IFRS 会計基準を適用する企業は、ISSB 基準の適用は要求されず、その逆も同様である。

ISSB による IFRS S1 号と IFRS S2 号の導入支援

ISSB は、ISSB 基準の導入支援をコミットしており、関連するイニシアティブには下記が含まれる:

- ▶ ISSB 基準の導入段階で生じる疑問点を分析し、公に議論する「移行支援グループ(TIG)」の設置。TIG は、ISSB 基準適用の初期段階における導入を支援することが期待されており、フォローアップが必要かどうかを判断するための情報を ISSB にもたらす。TIG のメンバーは、様々な産業や国々、そして公的機関や民間企業出身のサステナビリティ報告及び財務諸表の作成者、監査人及びその他の利用者から構成されている。証券監督者国際機構(IOSCO)、国際監査・保証基準審議会(IAASB)、国際公会計基準審議会(IPSASB)は、TIG の公式オブザーバーとして任命されている。TIG は権威あるガイダンスを発行しないため、企業が ISSB 基準への準拠を表明するにあたって、TIG の資料や関連する議論を利用することは強制されていない。本書において、TIG メンバーが概ね同意しているトピックの要約を記載している。

- ▶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項の一部を企業がどのように適用する場合があるかを説明し、例示するための教育的資料の開発。当該教育的資料は解釈上のガイダンスを提供することを意図していない。ISSB の教育的資料は、ISSB 基準の一部ではなく、また、ISSB 基準の要求事項を追加したり変更したりすることはできない。教育的資料に含まれる例は、特定の要求事項に焦点を当てているため、企業がすべての IFRS S1 号及び IFRS S2 号のコア・コンテンツについての要求事項をどのように適用するかを説明又は例示することを意図していない。

「実例」の使用について

本書で「実例」として紹介している報告書からの抜粋は、例示するために掲載したものである。これらの抜粋は、企業がこれまでにサステナビリティ報告(例えば、TCFD フレームワークに基づく報告)において発展させてきた実務を示すものである。しかしながら、これらの抜粋は、ISSB 基準、その他のサステナビリティ関連のフレームワーク又は現地の資本市場の規則への準拠に関するレビューの対象にはなっておらず、「ベストプラクティス」を示すことを意図したものでもない。ISSB 基準の導入段階の初期であるため、ISSB 基準に基づいて作成された報告書の抜粋を掲載していないものの、本書を今後更新する際により適切な抜粋を掲載する可能性はある。本書で掲載している抜粋は、企業が ISSB 基準で何を開示する必要があるかを判断するための出発点として提示したものであり、それらの意図する目的を理解するためには、抜粋元となった報告書に記載されているその他の情報とも合わせて読む必要がある。

「弊法人のコメント」の使用について

本書で我々が表明している見解は、導入が継続し、追加論点が識別されることによって発展する可能性がある。我々が例示にて説明した結論も、見解の進展に伴う変更の対象となる。前提となる事実と状況が異なることにより、一見類似した状況における結論が、例示における結論と異なる場合がある。

重要ポイント

- ▶ IFRS 財団評議員会は、2021 年 11 月に ISSB を設立した。
- ▶ 2023 年 6 月、ISSB は、IFRS S1 号と IFRS S2 号という最初の 2 つの基準を公表した。
- ▶ ISSB 基準は、単独で使用することも、法域の要求事項に統合して使用することもできる。
- ▶ ISSB 基準の適用にあたっては、特定のサステナビリティ関連のトピック(例: 気候関連事項に関する IFRS S2)についての要求事項を提供する他の ISSB 基準と併用して IFRS S1 号を適用する必要がある。
- ▶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、2024 年 1 月 1 日以降に開始される年次報告期間から適用されるが、ISSB 基準の強制適用は、各法域の承認、又は規制プロセスに従う。
- ▶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用は、IFRS 会計基準の適用とはリンクされていない。従って、財務報告の目的のための IFRS 会計基準を適用している企業が、ISSB 基準についても適用が求められることはない。
- ▶ 本書は、IFRS S1 号(パート A)と IFRS S2 号(パート B) の要求事項を扱う。

パート A - IFRS S1 号の解説

1 IFRS S1 号の解説

1.1 IFRS S1 号の目的

IFRS S1 号は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会について提供する必要のある情報の内容と表示に関する全般的な要求事項を定めている。^[IFRS S1.4]このような情報を提供する目的は、一般目的財務報告書を作成する企業へのリソースの提供に関連する意思決定プロセスにおいて、一般目的財務報告書の利用者を支援するためである。^[IFRS S1.1]つまり、この情報によって、利用者がその企業にリソースを提供する際の意思決定に情報をもたらすように、企業がこれらのリスク及び機会をどのように管理しているかを評価できるようにするだけでなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する短期、中期、長期にわたる企業のエクスポージャーを評価できるようにすることを目的としている。

一般目的財務報告書は、利用者が企業へのリソースの提供に関連する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告書で、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されない、と IFRS S1 号で定義されている。^[IFRS S1 Appendix.A]企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、サステナビリティ関連財務開示と呼ばれる開示に組み込まれており、一般目的財務報告書の特定の形式を構成し、企業の財務諸表で提供される情報を補足及び補完する。

IFRS S1 号の目的をさらに明確にするために、次のセクションで詳細を説明する、基準に組み込まれている構成要素がある：

- ▶ IFRS S1 号は、誰を一般目的財務諸表の利用者と見なすか(1.1.1 章を参照)
- ▶ IFRS S1 号は、ISSB 基準で取り上げられるサステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように記述しているか(1.1.2 章を参照)

1.1.1 主要な利用者

ISSB 基準は、より広範な利害関係者のグループではなく、企業へのリソースの提供に関連する意思決定を下す主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てている。

IFRS S1 号は、一般目的財務報告書の主要な利用者(「主要な利用者」)を「現在の及び潜在的な投資家、融資者、その他の債権者」と定義している。⁵^[IFRS S1 Appendix]この定義は、概念フレームワークの paragraph 1.7「一般目的財務報告書は、報告企業の価値を示すようには設計されていないが、現在の及び潜在的な投資家、融資者及び他の債権者が報告企業の価値を見積るのに役立つ情報を提供する。」に記載されている事項に基づいて構築されている。この定義によると、ISSB 基準は、より広範な利害関係者のグループのニーズではなく、企業にリソースを提供する意思決定をする際の主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てている。IFRS S1 号結論の根拠では、「IFRS サステナビリティ開示基準に従い行われる開示は、概念上も実務上も、人々、環境及び経済に対する企業の重大なインパクトに関する報告を補完するものである、しかし、これを置き換えるものではない。」と述べられている。これは、ISSB 基準に従って提供されるサステナビリティ関連財務情報と、持続可能な開発への企業の貢献に焦点を当てた、他のサステナビリティ関連のフレームワークで採用されているより幅広いマルチ・ステークホルダー向けの報告とを明確に区別している。^[IFRS S1 BC49]他のサステナビリティ・フレームワークで採用されている視点の詳細については、以下の 3.2.7 章を参照。

⁵ 一般目的財務報告書の利用者、主要な利用者、又は利用者という用語は、IFRS のサステナビリティ開示基準において、同一の母集団を表すために使用されている。^[IFRS S1 Appendix.A]

主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てることは、市場で広く受け入れられているが、主要な利用者にとって有用である情報を識別し評価することは、必ずしも容易ではない。主要な利用者は、一般目的財務報告書を作成する企業にリソースを提供する領域と時期、及び提供するリソースの種類を意思決定するために、十分に関連性がある情報を必要とする。また、主要な利用者は、目的やリスク・エクスポージャーの種類が異なる可能性のある多様なグループであり、サステナビリティに関する関心の範囲はかなり広く、ビジネス・モデルや事業活動のみならず、産業や場所によっても異なる。主要な利用者にとって有用な情報の識別の詳細については、以下の 3.2.2 章を参照。

1.1.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会の説明

1.1.2.A サステナビリティという広義の用語

サステナビリティという用語は広義の用語であり、環境、社会、ガバナンスの問題に広く適用され、幅広い概念を包含している。サステナビリティは、1987 年に国連によって「将来の世代が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを満たす開発」と定義される「持続可能な開発」としばしば結び付けられる。⁶ IFRS S1 号は、企業のガバナンス、戦略、リスク管理、指標、及びそれらのリスク及び機会に関する目標に関連したサステナビリティ関連財務情報の開示の要求に焦点を当てている。従って、サステナビリティ関連のリスク及び機会と、サステナビリティ及び持続可能な開発についての確立された概念との関係は、IFRS S1 号及び ISSB 基準の全体としての範囲を理解するための基本となる。[IFRS S1 BC42、IFRS S1 BC43]

1.1.2.B 価値の概念

ISSB は、他のフレームワークや基準設定主体から入手可能な既存の資料を活用するというコミットメントに沿って、統合報告フレームワーク⁷の概念に基づいてサステナビリティ関連のリスク及び機会の説明を行った。統合報告フレームワークの基本概念の 1 つは、企業が時間の経過とともに企業自身のための価値を生み出し、維持し又は毀損する能力(結果として、企業の投資者、融資者及びその他の債権者に対するリターンを生み出す能力)は、企業が他者のために生み出し、維持し又は毀損する価値と密接に関連していることである。[IFRS S1.BC46] 特に、統合報告フレームワークには、次の重要なポイントが含まれている;

統合報告フレームワークからの抜粋

- 2.2 統合報告書は、時間の経過とともに組織がどのように、価値を生み出し、維持し又は毀損しているかを説明している。価値は、組織だけでもしくは組織内だけで生み出され、維持され又は毀損されない。すなわち価値は、
- ▶ 外部環境による影響を受ける
 - ▶ ステークホルダーとの関係を通じて生まれる
 - ▶ さまざまなリソースに依存している
- ...
- 2.6 組織が自らのために価値を生み出す能力は、他者のために生み出す価値と結び付いている。

この考え方は、IASB の「経営者による説明」⁸に関する公開草案とも概ね整合的である。[IFRS S1 BC47]

⁶ [Sustainability | United Nations](#)

⁷ [Integrated Reporting Framework | Integrated Reporting](#)

⁸ [公開草案「経営者による説明」\(ifrs.org\)](#)

価値のより広い概念は、主要な利用者が、企業がそれ自体のために生み出す価値だけに関心を示しているのではなく、その価値が最終的に、例えば、企業によって生み出されるキャッシュ・フロー、資本コスト、又は資金調達の可能性に影響を与える可能性があるため、企業が他者のために作成する価値にも興味を持っている。また、価値の概念は、時間軸が長くなるほどいかに重要であるかを明確にする。これは、価値の源泉が短期的には企業の財務業績に影響を与えないかもしれないが、時の経過とともに、主要な利用者によって評価されることで業績、そして最終的に企業の価値に影響を与える可能性があるためである。

1.1.2.C IFRS S1 号のサステナビリティの説明における価値の概念

IFRS S1 号は、企業が価値を生み出し、維持し、又は毀損する能力が、企業が活動する相互依存システム内の相互作用の影響をどのように受けるかを説明している。

特に、企業は、そのバリュー・チェーンを通じて直接的又は間接的に、ステークホルダー、社会、経済、自然環境と相互作用する。このような相互作用は、企業の戦略上の目的を追求する当該企業のビジネス・モデルの運用における企業自身の行動及び企業が事業を営む外部環境から受ける影響から生じる。

IFRS S1 号の文脈では、これらの相互作用は、相互依存のシステム内で生じるものであり、二重の意味を持っている。つまり、企業は、a) 企業がキャッシュ・フローを生み出すためにバリュー・チェーンを通じてのリソース及び関係に依存し、かつ、b) 企業の活動及びアウトプット(それらのリソース及び関係の維持、再生及び発展又は劣化及び減耗に寄与する。)を通じてそれらのリソース及び関係に影響を与える。

[IFRS S1.2、IFRS S1.B2]

IFRS S1 号は、企業が他者のために生み出し、維持し、又は毀損する価値と、企業が成功し、その目標を達成する企業自身の能力との間の密接な関係についての以下の例を提供している。[IFRS S1.B3]

IFRS S1 号からの抜粋

B3 例えば、企業のビジネス・モデルが(水のような)天然資源に依存している場合、企業は当該資源の品質、利用可能性及び入手可能性に影響を与えると同時に影響を受ける可能性がある。具体的には、その資源の劣化又は減耗(企業自身の活動及びその他の要因から生じるものを含む。)は、企業の事業に混乱をもたらすリスクを生み出し、企業のビジネス・モデル又は戦略に影響を与える可能性があり、また、究極的には企業の財務業績及び財政状態に不利な影響を与える可能性がある。対照的に、その資源の再生及び維持(企業自身の活動及びその他の要因から生じるものを含む。)は、企業に有利な影響を与える可能性がある。同様に、企業が、競争が激しい市場で事業を営んでおり、その戦略上の目的を達成するために高度に専門的な労働力を必要とする場合、企業の将来の成功は、その資源を引きつけて維持する企業の能力に依存する可能性が高い。同時に、その能力は、企業が従業員の研修及び福利に投資しているかどうかなどの企業の雇用慣行並びに従業員の満足度、対話及び定着率のレベルに部分的に依存する。これらの例は、企業が他者のために生み出し、維持し、又は毀損する価値と、企業が成功し目標を達成する企業自身の能力との間の密接な関係を示している。

1.1.2.D IFRS S1 号のサステナビリティの記述に基づく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する要求事項

企業が情報を提供することが期待されるサステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるものに限定される。

上記 1.1.2.C 章に記載の通り、企業の相互作用(つまり、企業のリソース及び関係への依存、並びに企業の活動及びアウトプットによるこれらのリソース及び関係への影響)は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供することを企業に要求している。ただし、IFRS S1 号によれば、企業が情報を提供することが期待されるサステナビリティ関連のリスク及び機会は、「短期、中期、又は長期にわたって企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる」ものに限定されている。IFRS S1 号の目的のため、これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会は、「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会」とされている。[IFRS S1.3] IFRS S1 号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会の根底にある概念の説明の強化は、企業がリスク及び機会を識別する際の一助となることを意図している。

弊法人のコメント

IFRS S1 号は、サステナビリティの定義というよりは、むしろ、サステナビリティ関連のリスク及び機会の根底にある概念の説明を提供する。

サステナビリティ関連財務開示がカバーするトピックの進化する性質を反映するために、この大まかな説明では、正確な境界を設定しない。企業によるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別は、時間が経つにつれて変化し、識別の再評価が必要になる可能性がある。(以下の 1.2.3 章における、サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価に関する議論を参照)。

1.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

1.2.1 識別プロセス

IFRS S1 号の目的を達成するためには、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、その上で識別されたリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別して開示するための重要性評価を行う必要がある。サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにそれらについて開示すべき重要性がある情報の両方の識別において、企業は IFRS S1 号(上記 1.1 章参照)の目的に焦点を当てる。上記 1.1.1 章で詳細に論じたように、ISSB 基準は主要な利用者(例えば、投資家)の情報ニーズに焦点を当てており、異なる視点(より広範な視点やマルチ・ステークホルダーの視点、又は企業が持続可能な開発にどのように貢献するかにより焦点を当てたもの)を提供する可能性がある他のサステナビリティ関連のフレームワークとは区別される。

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための重要性(materiality)は、リスクや機会の属性ではなく、これは、そのリスク及び(又は)機会に関する情報の属性である。この区別は、IASB の概念フレームワーク⁹で適用されている概念と類似している。また、IASB の「経営者による説明」に関する公開草案では、企業に主要事項に焦点を当て、それらの主要事項に関する重要性がある情報を提供する要求事項が提案されている。

⁹ IASB の概念フレームワークのパラグラフ 2.21 で「基本的な質的特性を適用するための最も効果的かつ効果的なプロセスは、通常は次のようなものとなる。最初に、報告企業の財務情報の利用者にとって関連する情報が有用となる可能性のある経済現象を識別する。第 2 に、その現象に関する情報のうち最も目的適合性が高いであろう種類の情報を識別する。第 3 に、その情報が利用可能かどうか、及び、当該経済現象の忠実な表現を提供できるかどうかを判断する。」と述べられている。

IFRS S1 号は、a)企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別すること、及び b)それらのリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別することの 2 つのステップを順次実行することを明示的には要求していない。実務上、これら 2 つのステップで行われる評価が繰り返される可能性が高い。

企業は、サステナビリティ関連の財務情報開示を作成するために行った、開示に最も重大な影響を与える判断に関する情報を開示する必要がある。判断が必要となることが見込まれる例として、IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合を挙げている(以下の 6.1 章の判断に関する詳細な説明を参照)。*[IFRS S1.74]*

弊法人のコメント

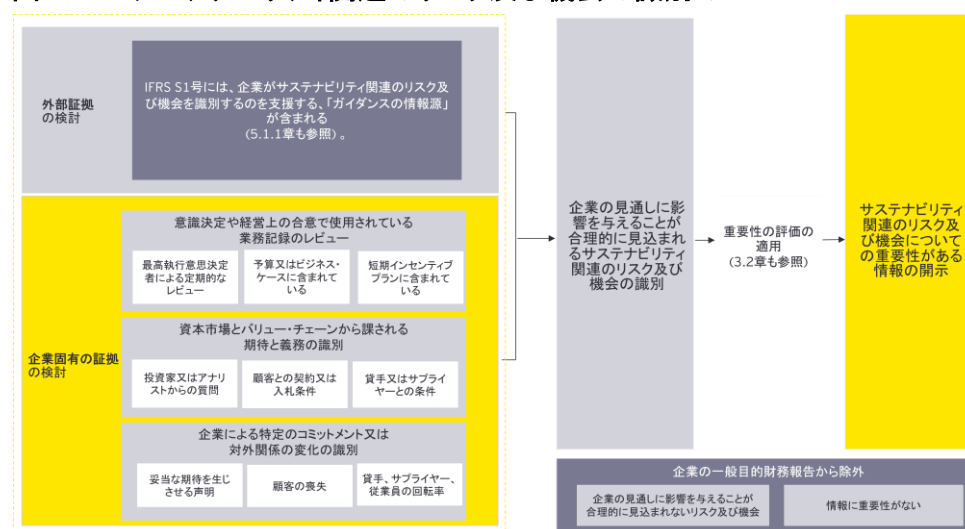
サステナビリティ関連のリスク及び機会の根拠をなす概念(上記 1.1.2 章を参照)の説明に基づけば、それらのリスク及び機会を識別する際には、関連するすべての事実と状況を考慮する必要がある。それらの事実と状況には、以下の両方が含まれる:

- ▶ 外部証拠
及び
- ▶ 企業固有の証拠

これらの証拠の情報源については下記で説明している。

図 1-1 は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別の段階を要約しており、どの時点で重要性が評価されるのかについて示している。

図 1-1: サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別のプロセス



外部証拠

潜在的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に対する洞察を提供する外部証拠の情報源は、企業が事業を営む産業及び法域によって異なる可能性がある。

さらに、IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会(さまざまなサステナビリティ関連の諸問題に及ぶものや産業に固有のリスク及び機会を含む)を企業が識別するのを支援するために、「ガイダンスの情報源」のセクションで追加のガイダンスを提供している。「ガイダンスの情報源」に関する詳細については、以下の 5.1.1 章を参照のこと。

企業固有の証拠

企業は、潜在的なサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業に固有の証拠をレビューすることが求められる。以下の図 1-2 で、企業固有の証拠に関する一般的な情報源をいくつかを示している。

図 1-2: 企業固有の証拠の一般的な情報源

企業固有の証拠の情報源	説明
意思決定や経営上の合意で使用されている業務記録の内容	サステナビリティ関連のリスク又は機会の存在を示す証拠は、企業が保持する様々な種類の業務記録から見出される場合がある。サステナビリティ関連のリスク又は機会は、意思決定や契約に使用される以下のような文書から生じる可能性がある: ▶ 企業の最高執行意思決定者によって定期的にレビューされる報告書 ▶ 新規投資又は組織再編に関する予算又はビジネス・ケース ▶ 短期インセンティブ・プランやその他の報酬、又は業績管理の取り決め これらの情報源は、リスク又は機会が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる証拠となり得る。これは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、意思決定に使用される契約や業務記録にて言及されることはないだろうという推定に基づいている。
資本市場とバリュー・チェーンから課される期待と義務	投資家やアナリストからのサステナビリティ関連の質問や、顧客、サプライヤー及び貸手によって設定されたサステナビリティに関連する諸条件は、企業が直面するサステナビリティ関連のリスク及び機会についての洞察を提供するかもしれない。
企業による特定のコミットメント、又は対外関係の変化	サステナビリティ関連の事項に関して、企業が特定のアクションを行う、又は特定の義務を果たすという妥当な期待を他の関係者に与えるような企業の声明(例えば、2030 年までにネット・ゼロにするという約束)は、企業がサステナビリティ関連のリスク又は機会にさらされていることを示唆する場合がある。 同様に、サステナビリティ関連の問題に起因すると考えられる外部関係における不利な変化(顧客、サプライヤー又は従業員の喪失、もしくはファイナンスへのアクセス不能など)も、企業がサステナビリティ関連のリスク又は機会にさらされていることを示唆する場合がある。

企業は、外部証拠と企業固有の証拠の両方を考慮することにより、潜在的なサステナビリティ関連のリスク及び機会のプールを識別することになるだろう。これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、どれが企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるかを評価するためにフィルターを適用することになる。このフィルターは、サステナビリティ関連のリスク及び機会と、企業の短期、中期又は長期にわたる将来のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストとの間に、関連性があるかどうかを評価することを求めている。

よくある質問

質問 1-1: サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際、会社は、過去又は既存のサステナビリティ報告の実務慣行に依拠することは十分となり得るか。

ISSB 基準で要求されている、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、企業はそれぞれ異なる視点を有しており、参照する既存のデータセットも異なっている。過去にサステナビリティ報告フレームワークに準拠した開示を作成していない企業もあれば、主要なリスク領域を識別するための成熟したリスク管理機能を有していない企業もある。また、サステナビリティ報告に関して確立された過去又は既存の実務慣行を有する企業も存在するが、それらの報告が、ISSB 基準と同じ目的を有している場合もあれば有していない場合もある(例えば、主要な利用者の情報ニーズというよりは、企業が持続可能な開発にどのように貢献しているかに焦点を当てている場合)。

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際には、異なる出発点を用いることが予想される。しかしながら、企業に適用されている過去又は既存の実務慣行に基づいてこの識別のプロセスを行うだけでは、企業が ISSB 基準の目的(上記 1.1 章の目的に関する議論を参照)を満たすようなサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際のすべての関連する要因を考慮したことを確保するのに十分ではない。すなわち、ISSB 基準を導入する際には、企業は包括的かつ入念な分析を行う必要がある。

弊法人のコメント

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別プロセスにおいて、企業がどのような出発点を持つにかかわらず、その評価は、企業の新たな包括的な分析に基づく必要がある。なぜなら、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に企業が適用してきた過去又は既存の実務慣行は、ISSB 基準の要求事項を満たすために十分ではないからである。

質問 1-2: サステナビリティ関連のリスクによって、企業が「継続企業」として事業を営む能力を失う可能性はあるのか。

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際、企業が「継続企業」として事業を営む能力に影響を及ぼす事態を招きかねないリスクを識別する場合がある。例えば、企業が事業を遂行する間に、誤って自然や人間に損害を与えて重大な風評被害が生じたり、事業を遂行するための許認可が危険にさらされたりする可能性があり、その結果、企業の見通しに影響を与える可能性がある。

弊法人のコメント

企業の事業が、誤って自然や人々に損害を与える場合があり、その結果、企業が大きな風評被害にさらされたり、事業を行うための許認可が危険にさらされたりする可能性がある。企業がサステナビリティ関連のリスクを識別する際に判断を行使する場合、企業は、リスクの発生可能性とその大きさを考慮しなければならない。このような場合、リスク発生の可能性は低くても、そのリスクの結果の大きさから、企業は、その見通しに影響を及ぼすことが合理的に見込まれるサステナビリティ関連リスクであると結論付ける場合がある。

1.2.2 合理的で裏付け可能な情報の使用

1.2.2.A 合理的で裏付け可能な情報の概念

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際は、報告日時点で企業が入手できる裏付け可能で合理的な情報のみを使用する必要がある。
企業は、過大なコストや努力を必要とする情報のために、網羅的な探索を行うべきではない。

多くの利害関係者は、IFRS S1 号の公開草案の協議プロセスにおいて、ISSB 基準の要求事項を適用するための世界中の企業の能力及び準備状況がさまざまであるとの懸念を ISSB と共有した。ISSB 基準で要求される開示を作成するために必要なシステムとプロセスへの投資と運用にかかるコストは、一部の企業にとって比較的高くなる可能性がある。また、一部の市場、産業、バリュー・チェーンの一部では、高品質の外部データの利用可能性が制限される可能性があり、一部の企業は、開示の作成に必要なスキル又は専門知識へのアクセスに苦勞する可能性がある。
[IFRS S1.BC8] 例えば、IFRS S1 号では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別を支援するためのガイダンスが提供されているにもかかわらず(上記 1.2.1 章を参照)、企業はそのような評価を行い、バリュー・チェーン内でどこまで踏み込むべきかを理解することが依然として困難であると感じる可能性がある。

これらの懸念から、ISSB は、開示の負担を軽減し、適用プロセスにおいて企業を支援するために、ISSB 基準の適用におけるプロポーショナルリティについて決定を下した。これらの決定の 1 つとして、IFRS S1 号による、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報」概念の導入がある。この概念は、サステナビリティ関連の財務情報開示に限ったことではない。IFRS 会計基準で、この概念も参照して認識・測定される金額があるが、幅広い原則というよりは、その用途が、高レベルの測定の不確実性を伴う要求事項を適用する際の企業の指針とする特定の状況下に限定されている。[IFRS S1 BC9, IFRS S1 BC10, IFRS S1 BC11]

同様に、この概念は、判断が関係する IFRS S1 号の特定の要求事項にのみ適用される。ISSB は、この概念の使用は、考慮すべき情報の種類及びそのような情報を入手するために要する労力についてのパラメータを確立するため、企業が高度な判断又は不確実性を伴う要求事項を適用する場合に有益であると考えている。
[IFRS S1 BC15]

1.2.2.B IFRS S1 号「合理的で裏付け可能な情報」概念の適用

IFRS S1 号では、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」の概念を a) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別プロセス、及び、b) それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して企業のバリュー・チェーンの範囲(その幅広さと構成を含む)を決定する際に適用することを要求している。[IFRS S1.B6, IFRS S1.B7] バリュー・チェーンの範囲の決定に関する詳細な説明については、以下の 3.3.3 章を参照。ISSB の意図は、企業が報告するサステナビリティ関連のリスク及び(又は)機会を過大又は過小に記載される状況を回避するためである。[IFRS S1.BC51] また、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される財務的影響に関する開示の作成に関して、この概念を使用することも要求している(以下の 4.3.4 章の説明を参照のこと)。

IFRS S1 号は、以下のように何が合理的かつ裏付け可能な情報として適格であるかを決定している。[IFRS S1.B8, IFRS S1.B9, IFRS S1.B10]

IFRS S1 号からの抜粋

合理的で裏付け可能な情報

- B8** サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり企業が用いる合理的で裏付け可能な情報は、外部環境の一般的な状況だけでなく、当該企業に固有の要因も対象としなければならない。企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合など、場合によっては、合理的で裏付け可能な情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情報が含まれる。他の「IFRS サステナビリティ開示基準」は、具体的な場合において何が合理的で裏付け可能な情報であるかを特定する場合がある。
- B9** 企業は、内部的なものも外部的なものもある、さまざまなデータ・ソースを用いる場合がある。考えられるデータ・ソースには、企業のリスク管理プロセス、産業及び同業者グループの経験並びに外部の格付け、レポート及び統計情報が含まれる。企業が財務諸表の作成、ビジネス・モデルの運用、戦略の策定並びに企業のリスク及び機会の管理に用いる情報は、過大なコストや労力をかけずに利用可能であるとみなされる。
- B10** 企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、情報の網羅的な探索を行う必要はない。何が過大なコストや労力を構成するかの評価は企業の固有の状況によって異なり、企業のコスト及び労力並びに結果として得られる情報の主要な利用者にとっての便益をバランスよく考慮することが要求される。状況の変化に応じて、その評価は時間の経過とともに変わることがある。

この概念自体は、追加的な開示要求を導入するものではなく、また、企業が開示を提供することを免除することを意図したものでもない。むしろこれは、関連性があり適切な情報が必要であることを強調することを意図としている。また、ISSB 基準の要求事項を適用することが困難であり、この概念が無ければ、完全に ISSB 基準に準拠できないこととなる企業を支援することを目的としている。企業は、裏付け可能で合理的な情報のみを提供する必要があり、「過大なコストや労力」となるような網羅的な探索を行うことなく、報告日時点で利用可能なすべての情報を使用する必要がある。これは、企業の状況(例えば、特定の情報の入手のコストがより多くのリソースを有する他の企業にとってよりも、当該企業にとって比例的に高い場合、企業は、情報について網羅性のより低い探索を行うことが認められる。)に基づいて決定される。これらの情報は企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるリスク又は機会に関連していることから、努力が必要ないという意味ではない。[IFRS S1 BC 16, IFRS S1 BC17]

弊法人のコメント

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するに当たり、企業は、過大なコストや労力をかけずに合理的で裏付け可能な情報を探索する際の企業固有の状況を考慮する必要がある。しかしながら、そのような情報の探索に過大なコストや労力がかかることは頻繁には生じないだろうと我々は考えている。企業は、網羅的な情報の探索を行うことは要求されていないが、企業がこの識別プロセスで掛ける努力は、上記の 1.2.1 章で言及されている、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために設定されたプロセスに見合ったものである必要がある。

1.2.3 サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価

企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会は、それらが企業に及ぼす影響と期待とともに、時間の経過に加え、企業が活動する相互依存システムに関連して変化する。

ISSB は当初、各報告日において、バリュー・チェーン全体にわたるサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することを企業に要求することを検討していた。しかし、ISSB は、主要な利用者は、通常、重大な事象又は状況に重大な変化が発生した場合にのみ再評価から利益を得ることになり、報告日ごとに再評価を行う必要はないと判断した。しかし、企業は、バリュー・チェーン全体にわたるサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲を、より頻繁に(例えば、毎年)再評価することを選択することができる。[IFRS S1.B12、IFRS S1.BC45、IFRS S1.BC59、IFRS S1.BC60、IFRS S1.BC61、IFRS S1.BC62]

IFRS S1 号によると、「重大な事象又は状況の重大な変化は、企業がその事象もしくは状況の変化に関与していなくても発生することがあり、又は企業が一般目的財務報告書の利用者にとって重要であると評価する内容の変化の結果として発生することがある。」[IFRS S1.B11] 一般的に、ある事象又は状況の変化が重大であり、従って、企業のバリュー・チェーン全体を通じて影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価が必要とされるかどうかを評価することは、判断の問題である。[IFRS S1.75(d)] 判断に関するさらなる議論については、以下の 6.1 章を参照のこと。

IFRS S1 号は、重大とみなされる事象又は状況の変化のタイプの例を示している。また、企業がその事象もしくは状況の変化に関与していなくても発生する可能性がある、又は企業が主要な利用者にとって重要であると評価する内容の変化の結果として発生する可能性がある、重大な事象又は状況の重大な変化についても例示している。[IFRS S1.B11]

IFRS S1 号からの抜粋

- B11** 重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、企業はバリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。重大な事象又は状況の重大な変化は、企業がその事象若しくは状況の変化に関与していなくても発生することがあり、又は企業が一般目的財務報告書の利用者にとって重要であると評価する内容の変化の結果として、発生することがある。例えば、そのような重大な事象又は状況の重大な変化には、次のものが含まれる場合がある。
- (a) 企業のバリュー・チェーンにおける重大な変化(例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、温室効果ガス排出を著しく変えるような変更を行う。)
 - (b) 企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造の重大な変化(例えば、企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収)
 - (c) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会へのエクスポージャーの重大な変化(例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった新たな規制の導入の影響を受ける。)

企業は、このような重大な事象又は状況の重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーン全体を通じて生じるすべての影響を受けるサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することが求められるが、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会が影響を受けるとは限らない。このことは、IFRS S1 の結論の根拠に記載されている例でさらに説明されている。[IFRS S1.BC61]

設例 1-1: サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価

従業員の移動に関連する温室効果ガス排出について企業が予想していなかった規制が導入された。この規制により、企業はどのカテゴリーを「スコープ 3」の温室効果ガス排出の測定に含めるべきかを再評価することを要求される可能性がある。しかし、この規制は、バリュー・チェーンにおける企業のその他のサステナビリティ関連のリスク及び機会(例えば、企業が識別した水の希少性のリスク)に影響を与えない。従って、企業はその他のサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することを要求されない。

重大な事象又は状況の重大な変化が発生したと結論付けるために、必ずしも企業のバリュー・チェーンに変化があるわけではない。従って、サステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲は、たとえ企業のバリュー・チェーンが変化していなくても変化する可能性がある。[IFRS S1.BC61]

2 範囲

2.1 IFRS S1 号の適用範囲

ISSB基準に従ったサステナビリティ関連財務開示は、企業が関連する財務諸表の作成にあたり、どの一般に認められた会計原則や実務(GAAP)を使用しているかに関係なく提供される。

企業は、ISSB 基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し報告する際に、IFRS S1 号を適用する。IFRS S1 号の適用範囲は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を対象としている(上記 1.1.2 章を参照)。従って、企業の見通しに影響を及ぼすと合理的に見込まれないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、IFRS S1 号の適用範囲外である。*[IFRS S1.5, IFRS S1.6]*

IFRS S1 号は、主要な利用者に完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を提供するための全般的な要求事項を定めている(1.1 章参照)。これは、IFRS S1 号がサステナビリティ関連の財務開示全体に焦点を当てている一方で、他の ISSB 基準は、具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して企業が開示することが要求される情報を定めていることを意味している(例えば、IFRS S2 号)。*[IFRS S1.7]* 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる具体的なトピックに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会について、他の ISSB 基準が定める具体的な要求事項を遵守するためには、IFRS S1 号の関連する要求事項を考慮することも必要である。

ISSB 基準の要求事項に従って提供されるサステナビリティ関連財務開示は、企業の一般目的財務報告書の一部である(上記 1.1 章を参照)。当該開示は、企業が関連する財務諸表の作成にどの一般に認められた会計原則又は実務(GAAP)を使用しているかにかかわらず、適用することができる。*[IFRS S1.8]* IFRS S1 号は、IAS B の概念フレームワーク、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号と整合する定義及び要求事項を使用している。しかし、その根拠は、財務諸表作成のために IFRS 会計基準の使用を義務付けるのではなく、財務報告で確立された、いくつかの実務の適用を要求することにより、意思決定に有用で比較可能であるサステナビリティ関連財務情報の報告のための基礎を導入することにある。*[IFRS S1.BC5]*

2.2 パブリック・セクター又は営利目的以外の企業による適用

ISSB 基準で使用されている用語は、パブリック・セクターの事業体を含む営利目的の企業に適している。しかし、ISSB は、特にパブリック・セクターや営利目的以外の企業、金融市場の安定を監督する規制当局及びその他の機関からの ISSB 基準への関心を識別した。このような関心を考慮し、ISSB は、民間セクター又はパブリック・セクターにおける非営利活動が ISSB 基準を適用することを排除しないことを決定したが、適用する場合には、IFRS S1 号は、特定の情報項目に使用される記述を修正する必要があるかもしれないと規定している。*[IFRS S1.9, IFRS S1.BC4]*。

3 概念的基礎

3.1 サステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示は、主要な利用者に提供される情報がIFRS S1号の定める基本的な質的特性を満たす場合に達成される。
サステナビリティ関連財務情報の有用性はIFRS S1号に定める追加的な質的特性によって補強される。

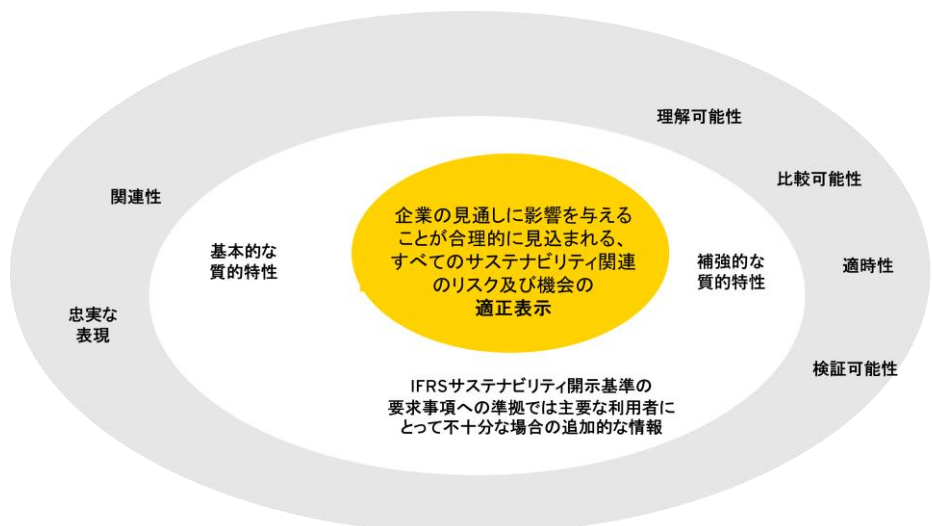
適正な表示という概念は、IFRS 会計基準(IASB の概念フレームワークと IAS 第 1 号に記載)や他の会計基準ではよく理解されている。IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示の文脈で、この概念を適用した。

IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を提供することを企業に求めている。[IFRS S1.11] さらに、IFRS S1 号の目的を達成するために、サステナビリティ関連財務開示には主要な利用者が企業へのリソース提供に関する意思決定を行う際に有用な情報を含める必要がある(上記 1.1 章参照)。

サステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示し、それらに関する情報が有用であることを保証するためには、サステナビリティ関連財務情報は、IFRS S1 号に定める原則に従って、関連性があり、表現しようとする対象を忠実に表現しているという基本的な質的特性を満たす必要がある。基本的な質的特性とともに、IFRS S1 号には、サステナビリティ関連財務情報の有用性を高める追加的な質的特性のリストが含まれている。これらの補強的な質的特性とは、サステナビリティ関連財務情報に関する比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性である。[IFRS S1.10、IFRS S1.13] これらの質的特性については、後述の 3.1.1 章で詳しく説明する。

上記の質的特性を満たすことに加え、IFRS S1 号は、適正な表示を実現するために ISSB 基準の具体的に適用される要求事項に準拠するだけでは、主要な利用者が、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに及ぼすサステナビリティ関連のリスクと機会の影響を理解するのに不十分な場合には、追加情報を開示することも要求している。[IFRS S1.15、IFRS S1.BC63] 追加情報の詳細については、以下の 3.2.4.A 章を参照のこと。

図 3-1: 適正な表示



3.1.1 サステナビリティ関連財務情報の質的特性

IFRS S1 号の目的を達成するために要求される情報の性質は、財務諸表で提供される情報と異なる部分もあるが(下記 3.2.1 章の詳細な議論を参照)、質的特性は IASB の概念フレームワークで採用されてきたものである。IASB の概念フレームワークは、一般目的財務報告書の目的及び適用される概念を記述しており、その目的の一つは、一貫性がある概念に基づく財務諸表の作成のための IFRS 会計基準を IASB が開発することを支援することである。サステナビリティ関連財務情報は、一般目的財務報告書の一部であるため、IASB の概念フレームワークの質的特性は、サステナビリティ関連財務情報の開示にも適用される。[IFRS S1.D1, IFRS S1.D2]

ISSB 基準には直接適用可能な別個の概念フレームワークがないことから、IFRS S1 号には、サステナビリティ関連財務情報の質的特性(基本的なものと補強するものの両方)に関するガイダンスが含まれている。これらの質的特性は、サステナビリティ関連財務情報への適用可能性(例えば、説明や将来予想に関する記述形式の情報であっても検証可能であることを説明することにより、企業がサステナビリティ関連財務情報の開示を作成する際の助けとなることを意図している。また、一般目的財務報告書における情報(サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の両方)が、利用者にとって有用であることを確保することも意図している。[IFRS S1.BC64, IFRS S1.BC65]

サステナビリティ関連の財務情報の各質的特性の説明は、IFRS S1 号の付録 D に基づき、以下の 3.1.1.A 及び 3.1.1.B に記載されている。[IFRS S1 Appendix.D]

3.1.1.A 基本的な質的特性

関連性

関連性があるサステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。たとえ利用者の一部がその情報を利用しないことを選んだり、他の情報源からすでにその情報を知っていたとしても、情報は意思決定に相違を生じさせることができる場合がある。これは、それらの情報に予測価値、確認価値、又はその両方がある場合に発生する。特に、以下の点が挙げられる。

- ▶ サステナビリティ関連財務情報が予測価値を有するのは、その情報が、主要な利用者が将来の結果を予測するプロセスにおいてインプットとして使用できる場合である。この情報は、予測や予想である必要はなく、主要な利用者が自らの予測を行う際に利用されるものである。例えば、水質に関する情報は、汚染されている水に関する情報を含むことがあり、これが地域の水質要件を満たす企業の能力として主要な利用者が行う予想に情報を提供することができる。
- ▶ サステナビリティ関連財務情報は、過去の評価に関するフィードバック(確認又は変更)を提供する場合、確認価値を有する。

これらの価値(予測価値と確認価値)は相互に関連しており、予測価値を持つ情報は、多くの場合、確認価値も持つ。例えば、温室効果ガス(GHG)排出量に関する当年度の情報は、将来の GHG 排出量を予測する基礎として使用することができるが、過年度に行われた当年度の GHG 排出量に関する予測と比較することもできる。こうした比較の結果は、主要な利用者が、過去の予測を行うために使用されたプロセスを修正及び改善するのに役立つ。

さらに、サステナビリティ関連財務情報は、特定の報告企業の主要な利用者にとって重要性がある場合に、関連性があるとされる(重要性については、以下の 3.2 章でさらに説明する)。重要性は特定の報告企業にとって固有のものであるという点で、IFRS 第 1 号付録 D は、重要性を関連性の企業に固有の一側面とみなしている。なぜなら、重要性は、特定の企業にとってのサステナビリティに関連する財務情報の性質又は大きさ、又はその両方に基づいているからである。[IFRS S1.D4-D8]。

忠実な表現

サステナビリティ関連財務情報は、現象を言葉や数字で表現したものである。有用であるためには、関連性がある現象を表現するだけでなく、その情報が表現しようとする現象の本質を忠実に表していなければならない。このような忠実な表現は、サステナビリティ関連のリスクや機会の描写が完全で、中立で、正確である場合に達成される。一般目的財務報告書の目的は、可能な限りこれらの特性を最大化することである。特に以下の点が挙げられる。[IFRS S1.D9-D15]

- ▶ サステナビリティ関連のリスク又は機会の完全な描写には、主要な利用者が当該リスク又は機会を理解するために必要なすべての重要性がある情報が含まれる。
- ▶ 中立的な描写とは、情報の選択や開示に偏りが無いものをいう。主要な利用者にとってその情報が有利又は不利に受け取られる蓋然性が高くなるように、情報が偏っていたり、重視されていたり、強調されていたり、強調されていなかったり、又はその他の方法で操作されていないならば、情報は中立的である。中立的な情報とは、関連性のあるもの(定義によれば、主要な利用者の意思決定に相違を生じさせるもの)であり、目的のない情報や行動に影響を与えない情報とは異なる。サステナビリティ関連の財務情報(例えば、目標や計画)の中には、野心的なものもある。このような事項に対する中立的な議論とは、野心と、野心達成を妨げる要因の両方を対象とするものである。中立性は、慎重さの行使によって支えられている。すなわち、機会が過大評価されたり、リスクが過小評価されたりしないようにすることを意味する。
- ▶ すべての点で完璧に精密でなくても、情報は正確でありうる。必要で達成可能な精度、及び情報を正確なものとする要因は、情報の性質及びその情報が関連する事項の性質によって異なる。例えば、正確性には以下が要求される:
 - ▶ 事実や情報に重要性がある誤謬がないこと。
 - ▶ 記述が精密であること。
 - ▶ 見積り、概算及び予想は、そのようなものとして明確に識別されていること。
 - ▶ 見積り、概算又は予想を作成するための適切なプロセスの選択と適用に重要性がある誤謬がないこと。
 - ▶ 見積りの作成に使用されたアサーション(主張)及びインプットは合理的であり、質的及び量的に十分な情報に基づいていること。
 - ▶ 将来についての判断に関する情報は、その判断とその根拠となる情報の両方を忠実に反映していること。

IASB の概念フレームワークによれば、完全に忠実な表現であるためには、描写は、完全であり、中立であり、誤謬がないという 3 つの特徴を持つことになる。しかし、サステナビリティ関連財務開示の文脈では、「誤謬がない」という用語に馴染みがない可能性があることを考慮し、ISSB は、企業のサステナビリティ関連財務情報の「完全な描写」を表現するために、「誤謬がない」ではなく「正確である」という用語を使用することを決定した。[IFRS S1.BC66]

3.1.1.B 補強的な質的特性

比較可能性

主要な利用者が行う意思決定には、代替案の選択(例えば、投資の売却又は保有、もしくはある報告企業又は別の報告企業への投資)が含まれる。比較可能性は、主要な利用者が、項目の類似点と項目間の相違点を識別し、理解することを可能にする特性である。他の質的特性とは異なり、比較可能性は、少なくとも 2 つの項目を必要とする。

情報は、過去の期間に企業が提供した情報や、他の企業、特に同じような活動をしている企業や同じ産業で事業を行っている企業が提供した情報と比較することができれば、より有用である。比較可能性は均一性と混同されるべきではない。

IFRS S1 の付録 D では、一貫性と比較可能性は関連しているものの、前者は、報告企業と他の企業の両方が、複数の期間を通じて、同じサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を提供するにあたって同じアプローチや方法を用いて行うことを指す、と述べている。つまり、一貫性は、目標である比較可能性の達成に役立つのである。[IFRS S1.D17-D20]。

検証可能性

検証可能性は、情報が完全、中立、正確であるという信頼を主要な利用者に与えるのに役立つ(上記の忠実な表現に関する記述も参照のこと)。情報は、その情報自体又はその情報を導き出すために使用されたインプットのいずれかを裏付けることが可能である場合に、検証可能である。

検証可能性とは、豊富な知識を有する独立したさまざまな観察者が、必ずしも完全な一致ではないにせよ、特定の描写が忠実に表現されているという合意に達することができることを意味する。定量化された情報が検証可能であるためには、単一の推定値である必要はない。考えられる数値の範囲及び関連する蓋然性も検証可能である。

検証可能な情報は、検証不可能な情報よりも主要な利用者にとって有用であり、例えば以下のような方法で強化することができる：

- ▶ 企業の事業、他の事業、又は企業が活動する外部環境に関して、主要な利用者が入手可能な他の情報と比較することによって裏付けをとることができる情報
- ▶ 保証提供者による裏付けが可能な情報
- ▶ 見積値又は概算値を作成するために使用されたインプット及び計算方法に関する情報
- ▶ 企業の取締役会、取締役会の委員会、又はそれに相当する機関によりレビューされ、合意された情報

サステナビリティ関連財務情報の中には、説明や将来予測情報として表示されるものもある。そのような情報は、例えば、事実に基づく戦略、計画及びリスク分析を忠実に表すことにより、裏付けることができる場合がある。主要な利用者がそのような情報を利用するかどうかを決定する際に役立つため、その情報の基礎となる仮定や情報の作成方法について、その情報が企業による実際の計画や意思決定を反映していることの証拠となるその他の要因とともに説明が必要となる。[IFRS S1.D21-D24]

適時性

適時性とは、意思決定者が意思決定に影響を与えることができるように、遅滞なく情報を入手できることを意味する。古い情報は有用性が低いかもしれないが、報告期間終了後でも、適時性を有し続けるものもある(例えば、主要な利用者が傾向を識別し、評価する必要がある場合)。IFRS S1.D25]

理解可能性

情報は明瞭かつ簡潔であれば理解可能である。

特に以下の点が挙げられる。[IFRS S1.D26-D33]

- ▶ 開示の明瞭性のレベルは、情報の性質により異なる。場合によっては、記述的な文言に加え、企業は表、グラフ又は図を追加する必要があるかもしれない(重要性がある詳細が不明瞭になるのを避けるため、追加的な文言又は表を加えることもありえる)。明瞭性は、報告期間内における進展に関する情報を、複数の期間にわたって変化しない、又は変化がほとんどない「常態の」情報と区別することにより、高められることがある(例えば、前報告期間以降に変更された、企業のサステナビリティ関連のガバナンスとリスク管理のプロセスの特徴を個別に記述することなど)。場合によっては、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、本質的に複雑であり、理解しやすい形で提示することが困難なこともある。そのような情報は、除外するのではなく、可能な限り明瞭に提示する必要がある。そのような情報を除外することは、報告書を不完全なものにし、誤解を招く可能性がある。
- ▶ 開示は、重要性がある情報のみを含む場合に簡潔である。重要性がない情報が含まれる場合は、重要性がある情報が不明瞭にならないような方法で提供する必要がある(下記 3.2.4.B 章も参照)。

企業は、以下のすべてを満たす場合に明瞭で簡潔な情報の提供を達成できる：

- ▶ 企業に固有ではない一般的な(いわゆる「ボイラープレート」と呼ばれる)情報を避ける。
- ▶ 一般目的財務報告書における情報の重複(関連する財務諸表にも記載されている情報との不必要な重複を含む)を避ける。
- ▶ 明瞭な表現を使う。また、文章や段落を明確に構成する。

サステナビリティ関連財務情報の完全性、明瞭性及び比較可能性はすべて、情報が一体的な全体として表示されるかどうか依存している。

一体性は、つながりのある情報に関する IFRS S1 号の要求事項を満たす上でも重要である(下記 3.4 章の関連する議論を参照)。情報が一体性を有しているためには、企業は以下を行う必要がある：

- ▶ 文脈を説明し、情報の関連項目間のつながりを説明できるような方法で表示する。すなわち、企業の一般目的財務報告書のある部分に記載されたサステナビリティ関連のリスク及び機会が、他の部分で開示される情報と関係を有する場合、企業は、主要な利用者がその関係を評価するうえで必要な情報を含める必要がある。
- ▶ 主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を、企業の財務諸表の情報と関連付けることができるような方法で提供する。

3.2 重要性

3.2.1 重要性の定義

IFRS S1 号の目的を達成するために、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することが求められている(上記 1.2 章参照)。[IFRS S1.17、IFRS S1.B13] また、IFRS S1 号では、この情報は、主要な利用者が企業へのリソースの提供に関連する意思決定を行うために有用であることが求められており(上記 1.1 章参照)、これは開示された情報に重要性がある場合に発生する。

IFRS S1 号は、重要性を以下のように定義している：[IFRS S1.18]

IFRS S1 号より抜粋

- 18 サステナビリティ関連財務開示の文脈において、その情報が、省略されたり、誤表示されたり、又は不明瞭にされたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連の財務情報開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えることが合理的に見込まれる場合には、その情報は重要性がある。

重要性の定義は、IASB の概念フレームワークと IAS 第 1 号のそれぞれにおける「重要性がある情報」と「重要性がある」の定義に基づいて作成された。この定義は、IAS 第 1 号において、財務諸表に具体的に言及して使用されている。IASB の概念フレームワークにおける重要性の評価は、財務諸表における財務上重要性がある情報に制約されるものではなく、主要な利用者にとって有用な情報の識別に焦点を当てている。これらの主要な利用者は、ISSB 基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示の主要な利用者と一致している(上記 1.1.1 章参照)。このような整合性は、重要性評価の目的が、主要な利用者が意思決定に関連する情報を確実に入手できるようにすること、及び、利用者は、企業が公表する一般目的財務報告書の 1 つの形式のみに基づいて意思決定を行う訳ではないことを強調している。

[IFRS S1.BC68]

サステナビリティ関連財務情報と財務諸表の情報の両方に適用される重要性の概念と定義が一致していることは、両者のつながりを容易にし(つながりのある情報についての更なる議論は、下記 3.4 章を参照)、IFRS 会計基準が幅広く使用されていることを考慮すると、ISSB 基準の適用をサポートするものである。しかし、サステナビリティ関連財務開示の重要性の判断は、それぞれ固有の目的を果たし、企業に関する異なるタイプの情報を提供するため、必然的に財務諸表の重要性の判断とは異なることになる。実際、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、IFRS 会計基準における資産、負債、資本、収益及び費用の定義や、それらの認識基準に制約されない、より広範な情報を把握することを意図している。財務諸表に含まれる情報と比較して、サステナビリティ関連財務情報は、測定基準が異なる可能性があり、企業のバリュー・チェーン全体にわたる相互作用を含む、より長い期間にわたる財務的影響を考慮する。そのため、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報は、企業の資産、負債、資本、収益及び費用に関する財務諸表に記載される情報を補完することを目的としている。[IFRS S1.BC1, IFRS S1.BC69]

IFRS S1 号(すべての ISSB 基準に適用される)に重要性の具体的な定義を含めることは、ISSB 基準が IFRS 会計基準のみに適用されるように設計されているのではなく、同じ重要性の定義を共有していない可能性のあるあらゆる会計基準(上記 2.1 章参照)に適用されることを考慮し、ISSB が意図的に決定したものである。また、重要性の概念がどのように解釈され、適用され、また、サステナビリティ関連財務情報の文脈において、重要性の概念がどのように解釈され、どのように適用され、どのように執行されるかは、様々な法域で異なるため、IFRS S1 号における重要性の定義は、企業が重要性の概念をどのように適用し、評価する必要があるかを明確にするための重要な決定であった。[IFRS S1.BC71, IFRS S1.BC72]

弊法人のコメント

サステナビリティ関連財務開示の文脈において重要性の概念を適用することは比較的新しく、時間の経過とともに発展していくことが予想される。この適用は、財務諸表における重要性の評価から情報を得ることができるが、サステナビリティ関連財務開示がより定性的な性質を持つことから、企業にとって、より多くの判断が必要となる可能性がある。したがって、企業は、企業固有の状況に基づいて重要性の判断を行うための適切なプロセスを確立する必要がある。

主要な利用者が行う意思決定の種類と、その意思決定が依拠する期待に基づく情報ニーズを理解することは、重要性があるサステナビリティ関連財務情報の識別に資する。

3.2.2 重要性がある情報の識別

3.2.1 章で述べたように、企業は、主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な情報となるよう、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を開示する必要がある。しかし、そのような重要性がある情報の識別には判断が必要である。IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示を作成するために行った判断のうち、それらの開示に最も重大な影響を与えるものについての情報を開示することを企業に求めている。このような判断を行う例としては、企業がサステナビリティ関連財務開示に含めるべき重要性がある情報を識別する場合が挙げられる。判断の詳細については、以下の 6.1 章を参照のこと。[IFRS S1.74]

そのため、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するプロセス(上記 1.2 章で議論)と同様に、ISSB は IFRS S1 号において、それらのリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別を支援する様々な方法を示した。特に、上記 3.2.1 章で議論した重要性の定義とは別に、以下の項目が含まれている：

- ▶ 主要な利用者の情報ニーズの識別と充足に関するガイダンス(下記 3.2.2.A 章参照)
- ▶ 重要性がある情報を識別する際に適用すべき要件：
 - ▶ 企業がこの識別プロセスで使用するガイダンスの情報源(下記 3.2.2.B 章参照)
 - ▶ 結果が不確実な将来起こりうる事象(下記 3.2.2.C 章参照)
 - ▶ 重要性がある情報のその他の特徴(すなわち、企業が開示する追加情報、情報の集約と分解、法律や規制との相互作用、商業上の機密情報など)(下記 3.2.3 章と 3.2.4 章を参照)

3.2.2.A 主要な利用者の情報ニーズ

開示すべき重要性がある情報を識別する際、基準の適用に際して基礎となる重要性の定義(上記 3.2.1 章参照)を理解する以外に、企業は、主要な利用者が行う意思決定のタイプを理解し、それらの情報ニーズを満たすために何ができるかを理解する必要がある。IFRS S1 では、以下の意思決定の対象となる企業へのリソース提供に関連する主要な利用者の意思決定に、何が関与しているかについての概要が示されている：[IFRS S1.B14]

- ▶ 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は保有
- ▶ 貸付金及びその他の信用の提供又は決済
- ▶ 企業の経済的資源の利用に影響を与える、企業の経営者の行動に対して、議決権を行使する、又はその他の方法で影響力を行使する

この種の決定は、主要な利用者のリターン(配当、元利払い、市場価格の上昇など)に対する期待に依存する。このような期待は、企業への将来の正味キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性に関する主要な利用者の評価に依存する。また、このような期待は、企業の経営者及びそのガバナンス機関又は個人が企業の経済的資源に対して行使する受託責任に対する主要な利用者の評価に依存する。[IFRS S1.B15]

主要な利用者が行う意思決定の種類と、その意思決定が依拠する期待を検討した上で、企業は、特定の企業の意思決定に影響を及ぼすことが合理的に見込まれるものを決定するために、主要な利用者の特性と自社の状況を検討する必要がある。

IFRS S1 号では、主要な利用者を「事業及び経済活動に関する合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもって検討し分析する者」としている。時には、十分な知識を持ち勤勉な利用者であっても、サステナビリティ関連財務情報を理解するために、助言者の支援を求める必要がある場合もある。[IFRS S1.B16, IFRS S1.B17]

主要な利用者の情報ニーズや要望は、利用者間で異なる可能性があり、相反する可能性もあり、また、時間の経過とともに変化する可能性もある。しかし、サステナビリティ関連財務開示は、特定の利用者に特有の専門的な情報ニーズなど、主要な利用者が必要とするすべての情報を提供するものではなく、また提供することはできないことが認識されている。その代わりに、サステナビリティ関連財務開示は、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすことを目的としている。[IFRS S1.B18]

IFRS S1 号の付属ガイダンスでは、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすために企業がとるべきアプローチについて説明している。特に、企業は、3 つのタイプの主要な利用者の内の 1 つのタイプの情報ニーズを識別する(例えば、まずは投資家(既存及び潜在的)、その後、残りの 2 つである融資者及びその他の債権者(既存及び潜在的))。これらの情報ニーズの組み合わせが、企業が満たすべき共通の情報ニーズのセットを形成する。全てのタイプの主要な利用者に共通する情報ニーズが存在する場合もあれば、1 つ又は 2 つのタイプのみ固有の情報ニーズが存在する場合もある。しかし、このアプローチを用いることで、企業は、すべての種類の主要な利用者に共通する情報ニーズ(すなわち、主要な利用者すべてが共通して有する情報ニーズ)を識別する必要なく、主要な利用者に共通する情報ニーズを識別することになる。仮にすべての種類の主要な利用者に共通する情報ニーズを識別しようとすると、ある 1 つのタイプの主要な利用者だけのニーズを満たす潜在的な情報を除外してしまうためである。[IFRS S1.IG5, IFRS S1.IG6]

一般目的財務報告書とは別に、主要な利用者は、情報ニーズを満たすために他の情報源(例えば、企業が事業を行っている産業に関する情報、企業の競合他社や経済状況に関する情報、企業のプレスリリースや企業が公表している他の文書)も考慮する。しかし、主要な利用者が必要とする情報が一般に入手可能であるという事実は、ISSB 基準を遵守するために、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を企業が開示する責任を免除するものではない。[IFRS S1.IG7]

弊法人のコメント

場合によっては、何が主要な利用者の情報ニーズを満たすかの判断は、時間の経過とともに変化する可能性があるため、重大な判断が必要となる。

3.2.2.B 重要性の評価に適用される情報源

企業が、サステナビリティ関連のリスクや機会に関する重要な情報を識別する際の出発点は、当該サステナビリティ関連のリスクや機会に具体的に適用される ISSB 基準の要求事項(例えば、「パート B - IFRS S2 号の解説」で説明する、気候関連の開示に関する IFRS S2 号の要求事項)を適用することである。しかし、そのようなトピック別の ISSB 基準がない場合は、企業は、ガイダンスの情報源に関連する IFRS S1 のセクションで規定された要求事項を適用する。詳細は後述の 5.1.2 章で説明する。[IFRS S1.B20]

3.2.2.C 結果が不確実な将来起こりうる出来事

重要性の評価は、結果が不確実な将来起こりうる事象に関する情報についても要求され、IFRS S1 号にはこの評価のための具体的な考慮事項が含まれている。特に、IFRS S1 号では次のように述べられている:[IFRS S1.B22]

IFRS S1 号より抜粋

- B22 IFRS サステナビリティ開示基準では、場合によっては結果が不確実な将来の起こりうる事象に関する情報の開示を要求している。そのような将来起こり得る事象に関する情報に重要性があるかどうかを判断する際、企業は以下のすべてを考慮しなければならない：
- (a) 短期、中期及び長期にわたり、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する事象の潜在的影響(「考えられる結果」という)
 - (b) 考えられる結果の範囲と、その範囲内で考えられる結果の発生可能性

将来起こりうる出来事の潜在的影響が重大であり、その事象が発生する可能性が高ければ、その事象に関する情報は重要性がある。しかし、発生可能性が低いものの影響が大きい結果に関する情報は、個別に又は他の発生可能性が低いものの影響が大きい結果に関する情報と組み合わせて、重要性がある場合があるかどうかとも考慮する必要がある。例えば、企業は複数のサステナビリティ関連のリスクにさらされている場合があるが、これらは各企業のサプライ・チェーンの混乱のように、同じ種類の混乱を引き起こす可能性がある。個々のリスクの源泉に関する情報は、そのリスクの源泉から引き起こされる混乱が発生する可能性が極めて低い場合、重要性がない場合がある。しかし、集約されたリスク(すなわち、すべての源泉からのサプライ・チェーンの混乱リスク)に関する情報は、重要性がある場合がある。[IFRS S 1.B23]

さらに、将来起こりうる事象が企業のキャッシュ・フローに影響を与えると見込まれるものの、それが何年も先のことである場合、通常、その事象に関する情報は、より早く発生すると見込まれる同様の影響を伴う将来起こりうる事象に関する情報よりも重要性があると判断される可能性は低い。しかし、状況によっては、将来の事象の潜在的な影響の大きさにかかわらず、主要な利用者の意思決定がその情報によって影響を受けることが合理的に見込まれることがある。例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報が、企業の一般目的財務報告書の主たる利用者によって厳しく精査される場合などである。[IFRS S1.B24]

3.2.3 重要性の判断における定量的及び定性的要因

企業の見込みに影響を与えることが合理的に見込まれる企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するには、判断が必要となる(上述の 3.2.2 章の議論を参照)。企業の重要性の判断は、主要な利用者のニーズを満たす情報を提供するという IFRS S1 の目的に焦点を当てている(上述の 1.1 章の議論を参照)。したがって、これらの判断を行う際には、以下のような様々な要素を考慮する必要がある：

- ▶ サステナビリティ関連のリスク又は機会の性質
- ▶ 企業の事業、資産及び負債の性質(例えば、企業の資産と負債の大部分が長期又は短期か)
- ▶ 企業の成長の見通し、企業が事業を営む産業の成長の見通し(高成長、安定、衰退など)、及びそれらの見通しとサステナビリティ関連のリスク又は機会に対する企業のエクスポージャーの程度との関係。例えば、サステナビリティ関連のリスクに対する企業のエクスポージャーが、企業の見通しに比べて増加するか、一定か、又は減少するか

上述の 3.2.1 章にてさらに議論されているように、「その情報を省略、誤記又は不明瞭にすることで、特定の報告企業に関する情報を提供する一般目的財務報告書の主たる利用者がその報告書に基づいて行う意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる」場合、情報に重要性がある。IFRS S1 号の付録 D では、重要性について、企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈で評価され、その情報が関連する項目の性質又は規模(又はその両方)に基づいている、関連性の企業固有の一側面であると説明されている。重要性の判断は企業固有のものであり、IFRS S1 号は重要性の閾値を規定しておらず、また、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはしていない。このような情報を識別する際、企業は、当該情報が、個別に又は他の情報と組み合わせて、全体としての企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において重要性があるかどうかを評価する必要がある。この評価には、定量的要因と定性的要因(例えば、サステナビリティ関連のリスク又は機会が企業に及ぼす影響の規模や性質)の両方を考慮する必要がある。*[IFRS S1.B19、IFRS S1.B21、IFRS S1.D8]*

定量的な評価の実施

定量的要因を用いて重要性の判断を行うことは、相対的な概念であり、一般的には、財務諸表を作成する際に容易に理解し、適用することができる。例えば、原価(及び公正価値)CU100 の資産は、純資産合計が CU500CU の企業にとっては重要性があるかもしれない。しかし、これと同じ資産は、純資産合計が CU10,000 の別の企業にとっては重要性がないかもしれない(仮に、当該資産に損失が発生しても、当該企業の損益及び/又は資本に与える影響に重要性がないとした場合)。この評価のために考慮される数値(すなわち、企業の純資産合計又は損益)は、同じ報告期間に関連するものでなければならない。

しかしながら、サステナビリティ関連開示を作成する際に、そのような評価は一筋縄ではいかないかもしれない。例えば以下のような状況が考えられる:

- ▶ サステナビリティ関連のリスク又は機会が発生する時点で、評価において考慮される当該リスク又は機会の対象となる項目(例えば、資産)がまだ存在していないか、又は当該リスク又は機会にさらされる時点でのその価値(例えば、資産、純資産合計又は損益の価値)が、現在の価値/帳簿価額と異なる場合がある。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク又は機会の発生と、それが企業の見通しに与える影響の規模に関する不確実性のレベルは、時間軸が長くなるにつれて増大する可能性が高い(上述の 3.2.2.C 章の議論を参照)
- ▶ 評価の構成要素を考慮する際、「現在の状態」又は「将来見込まれる状態」で考える場合がある。特に、以下の点が挙げられる:
 - ▶ 「現在の状態」とは、サステナビリティ関連のリスク又は機会へのエクスポージャーが将来に見込まれるものの、現在の報告期間における企業の測定に基づく評価の構成要素を指す。
 - ▶ 「将来見込まれる状態」とは、サステナビリティ関連のリスク又は機会へのエクスポージャーが見込まれる時点における企業の予測される測定に基づく評価の構成要素を指す。

図 3-2: 「現在の状態」と「将来見込まれる状態」

現在の状態	将来見込まれる状態
「現在の状態」に基づく重要性の判断は、より観察可能で客観的な測定方法に基づく。これは、特にリスク・エクスポージャーが長期間に及び、その期間中に企業の測定値が変化する場合がある場合には、(そうでなければ測定額を予想するために必要とされる)判断の程度や重大な見積りの不確実性を低減することができる。 「現在の状態」を用いることで、a)重要性の判断が適用しやすくなり、かつ、b) 重要性の判断がより有用となる可能性がある(予測される測定値が、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表示していないかもしれないという主要な利用者の懸念がある場合に)。 例えば、ある資産が気候関連リスクにさらされており、そのリスクが顕在化した場合には、当該資産は全額減損する可能性がある、と企業は評価している。当該リスクに関する情報に定量的な重要性があるかどうかを判断するために、企業は、当期の報告期間の財務諸表に基づいて評価を行う。	「将来見込まれる状態」に基づく重要性の判断は、企業がサステナビリティ関連のリスク又は機会にさらされると見込まれる時点における、企業の見込まれる状況の文脈における判断に基づいて行われる。 サステナビリティ関連のリスク又は機会にさらされる資産や事業が当期には存在しないが、将来そのような資産や事業が存在すると見込まれる場合には、「将来見込まれる将状態」を用いることがより適切となる場合がある。この場合、企業は、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会が、現在の報告期間において企業に重要性がある影響を及ぼしていないものの、将来の当該サステナビリティ関連のリスク又は機会に対するエクスポージャーが重要性のある情報であると結論付ける場合がある。しかしながら、この情報で認識される関連性については、当該情報の信頼性及び検証可能性に関する懸念とのバランスをとる必要がある。 例えば、ある企業が新しい生産施設を建設中で、3 年後に完全稼働する予定である。企業は、この施設が稼働すれば、企業の収益が大幅に増加すると見込んでいる。企業は、新しい生産施設が気候関連リスクにさらされるだろうと考える。当該リスクに関する情報に定量的な重要性があるかどうかを決定する際、企業は、当該リスクが発生する時点で、その施設の価値がどの程度になっているかを検討する。

定性的な評価の実施

IASB の実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」は、定性的要因とは「企業の取引その他の事象又は状況、あるいはそれらのおかれている文脈の特性のうち、存在するならば、情報が企業の財務諸表の主要な利用者の意思決定に影響を与える可能性を高くする情報」であると説明している。定性的要因には、企業固有の要因(企業の関連当事者の関与など)及び外部要因(企業が事業を営む地域、産業、市場など)が含まれる。通常、財務諸表の文脈では、ある項目が定量的に重要性があるとは評価されない場合に、定性的要因が考慮される。数値を表す又は数値に関連するサステナビリティ関連財務開示の文脈においても、同様の理由づけが適用される。他のサステナビリティ関連財務開示は、通常、企業のガバナンス体制、戦略及び意思決定、及びリスク管理プロセスに関する記述的な情報となる。記述的な開示に関する重要性の評価は、財務諸表及び注記を作成する際の記述的な開示に関して行使された判断と同様でなければならない。

弊法人のコメント

企業は、サステナビリティ関連財務開示に含めるべき重要性がある情報を識別するために、判断を行使する必要がある。多くの場合、企業はこの判断を、評価された情報が関連する項目の「現在の状態」に基づいて行う。我々は、「現在の状態」の項目に関するそれぞれの情報に重要性がある場合、そのような項目の「将来見込まれる状態」に基づいてこの判断を行うことは適切ではないと考える。このような判断の開示に関する IFRS S1 号の要求事項(下記 6.1 章の詳細な議論を参照)を満たすためには、企業の評価に用いられた文脈と仮定を開示する必要がある。これには、以下の事項に関する企業の評価の開示が含まれる:

- ▶ 企業が評価項目の「現在の状態」を用いているかどうか、及びサステナビリティ関連のリスク又は機会へのエクスポージャーに関連して、企業の戦略やビジネス・モデルが今後どのように進化していくと見込まれているかに関する定性的情報
- ▶ 企業が評価項目の「将来見込まれる状態」を用いているかどうか、及び将来の状態についての仮定が当期の企業の測定値とどのように関連しているかについての説明

3.2.4 企業が開示する追加的な情報

3.2.4.A ISSB 基準の要求事項では十分でない場合に提供される追加的な情報

特定の状況下では、企業は、ISSB 基準で具体的に適用される要求事項に準拠して提供される情報に追加して、情報を提供しなければならない場合がある。特に、企業の状況に具体的に適用される ISSB 基準の要求事項への準拠だけでは、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストに与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を主要な利用者が理解するのに不十分である場合には、企業は追加的な情報を開示する必要がある。[IFRS S1.B26]

弊法人のコメント

ISSB 基準の具体的な要求事項への準拠だけでは十分でない場合もあり、そのため、主要な利用者が企業にリソースを提供する際の意思決定を支援するための追加的な情報が必要となる。このような追加的な情報は重要性のある情報を構成し、IFRS S1 号で要求されることになる(上記 3.2.1 章の重要性の定義に関する議論を参照)。

3.2.4.B 重要な情報を不明瞭にしないための要件

原則として、情報に重要性がない場合、特定の ISSB 基準が具体的な要求事項のリストを定めたり、最低限の要求事項を定めていたりしても、ISSB 基準で要求されている情報を開示する必要はない。[IFRS S1.B25] さらに、ISSB 基準により要求されるサステナビリティ関連財務情報は、明瞭に識別され、かつ、ISSB 基準により要求される情報に追加して企業が提供する他の情報とは区別される必要がある(下記 5.2 章の開示の記載場所の関連する議論も参照)。そのような情報が含まれる場合、企業は、重要性がある情報が不明瞭にならないようにする必要がある。

IFRS S1 号は、IAS 第 1 号と整合する重要性がある情報の定義を使用しているため、IFRS S1 号には、IAS 第 1 号の同様の要求事項を基礎として、重要性がある情報の不明瞭性に関する概念についてのガイダンスを含めることにした。すなわち、主要な利用者に対して、その情報を省略したり、誤表示したりすることと同様の影響を与えるような方法で伝達される場合には、情報は不明瞭となる場合がある。[IFRS S1.B27, IFRS S1.BC73]

IFRS S1 号は、重要性がある情報が不明瞭になる可能性のある状況の例を示している。[IFRS S1.B27]

IFRS S1 号より抜粋

- B27 企業は、サステナビリティ関連財務開示を明瞭に識別し、企業が提供する他の情報と区別しなければならない(第 62 項参照)。企業は、重要性がある情報を不明瞭にしてはならない。情報が不明瞭になるとは、情報を省略したり、誤表示したりすることと同様の影響を主要な利用者に対して与えるような方法で情報が伝達される場合をいう。重要性がある情報が不明瞭となる可能性のある状況の例としては、以下のようなものがある：
- (a) 重要性がある情報が、重要性がない追加的な情報と明瞭に区別されていない。
 - (b) サステナビリティ関連の財務情報開示において、重要性がある情報が開示されているが、使用されている文言が曖昧又は不明確である。
 - (c) サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報が、サステナビリティ関連の財務情報開示全体に散在している。
 - (d) 異質な情報項目が不適切に集約されている。
 - (e) 類似した情報項目が不適切に分解されている。
 - (f) どの情報が重要性であるかを主要な利用者が判断できないほどに、重要性がある情報が、重要性がない情報によって隠されている結果として、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性が低下している。

ISSB 基準で要求される重要性がある情報は、不明瞭になることを避けるため、目立つように表示され、かつ、重要性がない情報(例えば、法律、規制、その他の要求事項を遵守するために提供される情報)とは区別されなければならない。この区別を達成する方法としては、例えば、ISSB 基準で要求される情報が以下のような場合である。[IFRS S1.BC74]

- ▶ デジタルなタグ付けを利用して、主要な利用者に情報が抽出される。
- ▶ 重要性がない情報とともに単一の報告書に記載されているが、適切な書式を使用することで区別されている(例：ボックスや網掛けを使用して強調したり、区別を明確にする)。
- ▶ 重要性がない情報と明確に区別できるように別個に表示する(例えば、報告書を複数のパーツに分割するなど)。

弊法人のコメント

企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会が、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれないと評価する場合がある。我々は、一般的にこのようなサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報は、重要性がないと見込まれるため、したがって、企業のサステナビリティ関連財務開示において開示する必要はないと考える。しかしながら企業は、当該評価を行う際に、比較可能な同業他社(同じ産業で事業を営む企業など)が、同じサステナビリティ関連のリスク又は機会を、それらの会社の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるものとして識別していることを考慮することが考えられる。このような場合、企業は、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会が、自社の見通しに影響を与えると合理的に見込まれないと評価されたという情報自体が、主要な利用者にとって重要性がある情報であるかどうかを評価する必要がある。当該情報に重要性があると評価された場合、企業はそれを開示する必要がある。このロジックは、ISSB 基準への類推適用が可能な IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の説例 K とも整合すると我々は考えている。

3.2.4.C 法律や規制との相互作用

よくあることだが、企業は、事業が行われる法域で施行されているサステナビリティ関連情報の開示要求事項を定める法律や規制を遵守しなければならない場合がある。このような場合、企業は、ISSB 基準では重要性がないとみなされる情報であっても、法律や規制の要求事項を満たすために、その情報をサステナビリティ関連財務開示に含めることが容認される。以下の 5.2.1 章で議論されているように、法律又は規制上の要求事項を満たすための情報は、ISSB 基準で要求される情報と同じ場所に含まれる場合がある。しかし、企業は、上記 3.2.3.B 章で議論したように、そのような情報は、重要性がある情報を不明瞭にしないようにする必要がある。[IFRS S 1.B31]

重要性があるサステナビリティ関連財務情報は、たとえ法律や規則がそのような情報を開示しないことが認められていても、開示される。ただし、ISSB 基準で開示が要求されている情報であっても、法律や規則により開示が禁止されている場合には、開示する必要はない。ただし、そのような理由で重要性がある情報を開示しない場合には、企業は開示しない情報の種類を識別し、その制限の源泉を説明する必要がある。[IFRS S1.B32, IFRS S1.B33]

3.2.5 重要性がある情報のその他の特徴

3.2.5.A 集約及び分解

IAS 第 1 号の集約と分解の原則に基づき、IFRS S1 号は、企業に対し、サステナビリティ関連財務開示における情報の集約と分解の方法を決定するために、すべての事実と状況を考慮することを求めている。[IFRS S1.B29] ISSB は、財務諸表で提供される情報に関して IAS 第 1 号に組み込まれている集約と分解の概念は、サステナビリティ関連財務開示においても同様に重要であると考えた。これは、主要な利用者に対して適切に集約され、分解されたレベルで情報を提供できるようにするためである。

サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させないために、重要性がある情報が重要性のない情報によって不明瞭にされないこと、又は互いに類似していない重要性がある情報が集約されないようにする必要がある。[IFRS S1.B29] 一般的に、情報を集約することにより、重要性がある情報が不明瞭になる場合には、情報を集約することはできない。集約の対象となる情報は、共通の特性を持つ場合であり、共通の特性を持たない場合は集約してはならない。例えば、豊富な水源から取水される水と、水ストレス下にある地域から取水される水の使用について報告する場合、重要性がある情報が不明瞭にならないようにするために、地理的な場所ご

とに、又は地政学的な環境を考慮して情報を分解する必要があるかもしれない。[IFRS S 1.B30]

以下の例は、2023 年 12 月に公表された ISSB の教育的資料「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」に基づく¹⁰

教育的資料からの抜粋: 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面

設例 1 - 気候関連のリスク(自然の側面)に関する分解された情報の開示

設例 1 は、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスクが集中しているかに関する情報を開示するために、企業がどのように IFRS S2 号 第 13 項(b)並びに IFRS S1 号 B29 項から B30 項における集約及び分解の原則を適用する場合があるかを説明している。当該設例は、企業がこれらの項を適用するにあたり、開示する必要が生じるすべての情報を説明することを意図したものではない。

...

事実パターン

企業は、農作物産業において事業を営んでいる。企業は小麦を 2 つの地域(「地域 1」及び「地域 2」)において栽培している。企業は、また、「地域 1」において作物を栽培しているサプライヤーから小麦を購入している。企業は小麦を粉にし、顧客に販売している。

小麦の栽培は降雨及び他の水源からの灌漑に依拠しているため、企業のビジネス・モデルは水に依存している。「地域 1」は現在高いベースライン水ストレスを有しており、企業は当該水ストレスが中期にわたり悪化することを見込んでいる。

企業は、自身がさらされる気候関連のリスクとして、水不足を識別する。気候変動は、気温の上昇及び降雨パターンの変化を通じて、「地域 1」における水不足をもたらす。結果として、この地域において利用可能な水は、大幅に減少する可能性がある。例えば、水の利用可能性の減少は企業自身の小麦の生産に支障をきたし、企業がサプライヤーから作物を購入するために支払う価格を上昇させる可能性があるため、水不足は企業の見通しに影響を与える可能性がある。

IFRS S2 号の適用

IFRS S2 号第 10 項に従い、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれると判断した気候関連のリスクとして、一般目的財務報告書の利用者が、「地域 1」における水不足を理解できるようにする情報を開示する。

水不足は所在地固有のリスクである。そのため、企業は、このリスクにさらされている小麦の量に関する地域ごとの情報を開示することが、一般目的財務報告書の利用者に重要性がある情報を提供するであろうと判断する。従って IFRS S2 号 第 13 項(b)並びに IFRS S1 号 B29 項から B30 項における集約及び分解の原則を適用し、企業は小麦の総量(栽培したもの及び購入したもの、メートル・トン単位)を、高いベースライン水ストレスを有する地域(地域 1)とそうでない地域(地域 2)とに分解する。表 1 はこの分解を例示している。

表 1: 地域ごとの作物の分解(メートル・トン単位)

	高いベースライン水ストレスを有する地域 (地域 1)			その他の地域 (地域 2)		
	栽培 したもの	購入 したもの	小計	栽培 したもの	購入 したもの	小計
合計						
E = C + D	A	B	C = A + B	D	—	D

...

10 教育的資料: 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面

サステナビリティ関連財務開示から商業上の機密情報を省略するという免除規程は、意図的に狭い範囲に限定したものであり、広範な情報の非開示を認めることを意図したものではない。

3.2.5.B 商業上の機密情報

IFRS S1 号の開発期間中、利害関係者は、商業上の機密とみなされる可能性のある情報を開示することに懸念を抱いていた。その懸念は、ISSB 基準で要求される開示を通じて、企業の戦略や計画された行動の詳細を明らかにすることに伴う企業の競争優位性への潜在的な影響に関するものであった。市場における企業の競争力に影響を与えたり、他の形で商業的に有害となる可能性があるため、その懸念は主にリスクよりもむしろ機会に関する商業上の機密情報を開示することに焦点が当てられた。[IFRS S1.BC76, IFRS S1.BC77]

このような懸念を考慮し、ISSB は IFRS S1 号において、限定的な状況において、企業がサステナビリティ関連財務開示からサステナビリティ関連の機会に関する情報を省略することを認める、的を絞った免除規定を導入した。このような省略は、情報がそうでなければ ISSB 基準で要求され、当該情報に重要性がある場合にも認められる。[IFRS S1.B34]

この免除規定は意図的に狭く、機会に関する情報の開示にのみ適用され、リスクに関する情報の非開示に適用することは認められていない。また、この免除は、機会に関する情報の広範な非開示を認めることを意図していない。[IFRS S1.BC79, IFRS S1.B37] むしろ、企業は以下のすべてを満たす場合に限り、免除規定の対象となる。[IFRS S1.B35, IFRS S1.BC80, IFRS S1.BC81, IFRS S1.BC83]

- ▶ サステナビリティ関連の機会に関する情報が既に一般に利用可能となっていないこと。すなわち、既に一般に利用可能となっている情報(例えば、継続的な開示通知、投資家向けプレゼンテーション、アナリスト向け説明会、その他一般に入手可能な文書)については、そのような開示が機会を追求する上で企業の優位性を損なう可能性が低いいため、免除は適用されない。
- ▶ 情報の開示により、当該機会を追求することによって企業が実現できる経済的便益を著しく損なうことが合理的に見込まれる場合。
- ▶ 企業が当該機会を追求することによって実現できであろう経済的便益を著しく損なうことなく、企業が開示要求の目的を達成できるような方法で当該情報を開示することが不可能であると判断した場合。例えば、企業は、免除を適用する前に、商業上の機密性に関する懸念を解消するために、十分に集約されたレベルで機会に関する情報を開示することが可能かどうかをまず考慮する必要がある。しかし、その場合、企業は、集約によって重要性がある情報が不明瞭にならないようにする必要がある(上記 3.2.5.A の議論を参照)。

IFRS S1 号は、この免除規定を適用する場合、追加の開示を要求している。特に、省略された情報の各項目について免除の適用を選択する場合、企業は以下をすべて行う必要がある。[IFRS S1.B36]

- ▶ 商業上の機密性の理由から情報が除外されていることを利用者に認識させるために、免除を利用した旨を開示する。

かつ

各報告日に、当該情報が免除の適格性を有するかどうかを再評価し、企業が免除の適格性を有さなくなった場合には、当該報告日に当該情報を開示する。

3.2.6 重要性がある情報の再評価

企業の個々の状況や外部環境は変化する可能性があり、したがって、利用者が意思決定を行うために反映するサステナビリティ関連のリスクや機会も、時間の経過とともに変化する可能性がある。したがって、主要な利用者の進化する情報ニーズを反映するための状況や仮定の変化により、企業が開示する重要性があるサステナビリティ関連財務情報は、報告期間ごとに変更される可能性がある(上記 3.2.2.A 章参照)。このことは、過年度の企業のサステナビリティ関連財務開示に含まれていた情報の中には、もはや重要性がないものもあることを意味する。逆に、以前は開示されていなかった一部の種類の情報の中には、重要性があるようになるものもある。このような重要性の動的な性質から、ISSB は、状況や仮定の変化を考慮するために、各報告日に重要性の判断を再評価することを企業に要求するという決定を下した。[IFRS S1.B28]

3.2.7 相互運用可能性に関する考慮事項

全体として、ISSB の意図は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する主要な利用者の情報ニーズを満たす、サステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバル・ベースラインを確立することである。このグローバル・ベースラインが意図していることは、開示要件の包括的な基盤として機能し、法域は、この共通のベースラインに必要な追加開示要件を加えることができる。これを達成するためには、法域の要求事項との相互運用可能性が不可欠である。ISSB 基準が、企業が活動する法域の法律や規制(情報開示のための文書、フォーマット、構造を規定する法律や規制を含む)との適合性が高ければ高いほど、主要な利用者のニーズを満たすように設計された、比較可能で、費用対効果が高く、意思決定に有用なサステナビリティ関連財務開示を実現できる可能性が高くなる。[IFRS S1.BC27, IFRS S1.BC28]

しかし、グローバル・ベースラインとしての ISSB 基準を、他の法域のサステナビリティ関連のフレームワークと共に適用することは困難である可能性がある。すべてのサステナビリティ関連のフレームワークが、ISSB 基準(上記 3.2.1 章を参照)で用いられている重要性の定義を共有しているわけではない。サステナビリティの課題の短期、中期及び長期的影響の文脈で、重要性がある情報の評価に言及する際に使用される言葉には類似性がある。しかし、実際には何が「重要性がある」は、課題、文脈、時間軸、ステークホルダーによって異なる。例えば、GRI 基準、ESRS、ISSB 基準の主な違いは、利用者である(すなわち、ISSB 基準は主要な利用者に焦点を当てているのに対し、GRI 基準と ESRS は、より幅広い「情報の利用者」のセットを対象としている)。

相互運用可能性の欠如は、企業にとってコストとなり、主要な利用者に対する明確で一貫性のある情報の提供を損なうリスクがある。また、主要な利用者は、主要な利用者にとって重要性がある情報が不明瞭にならないよう、自分たちに関連する情報と、より幅広い利害関係者のセットに関連する情報の両方を明確に識別できる必要がある。[IFRS S1.BC31] また、ISSB 基準と他のサステナビリティのフレームワークの要求事項との類似点や相違点を理解することは、企業の一般目的財務報告書における情報の重複を避けることにつながり、これは IFRS S1 号の要求事項とも整合する(下記 3.4.3 章の関連する議論を参照)。

ISSB 基準と他のフレームワークとの相互運用可能性をサポートするため、ISSB は、以下を行っている。

- ▶ IFRS S1 号において、具体的な定義(例えば、上記 3.2.1 章において説明した重要性)のみならず、概念や用語(例えば、上記 1.1.2 章において説明したサステナビリティと企業価値との関連性についての広範な説明を参照)に関する明確化を行うことで、他の法域のイニシアティブやサステナビリティ報告フレームワークと比較した ISSB 基準における概念や用語の利用を説明している。

- ▶ 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別プロセス、及び、(上記 3.2.2.B 章で議論)サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別の一部として、ガイダンスの情報源のリストも含めることで、他のサステナビリティ関連のフレームワークとの相互運用可能性、及び既に他のフレームワークを利用している、又は、準拠を義務付けられている企業の負担軽減に寄与している。
- ▶ ISSB 基準(上記 3.2.4.B 章で議論)に準拠する際に提供される重要性がある情報を不明瞭にしない限り、他の要求事項(例えば、特定の法域の要求事項)を満たすために開示される情報を含めることを認めている。

さらに、2024 年 5 月に IFRS 財団は下記を取り進めている:

- ▶ ISSB 基準の導入やその他の使用に関する最初の法域ガイドを公表した。ISSB 基準の導入やその他の使用の計画を進める法域が増加する中、本ガイドは、法域のアプローチを説明する法域プロファイルの開発の基礎を定めることを目的としている。また、本ガイドは、市場参加者と規制当局が、資本市場のためにグローバルに整合的で比較可能なサステナビリティ関連情報を提供することに向けた各法域の進捗状況を理解できるようにすることも目的としている。¹¹
- ▶ EFRAG と連携し、ISSB 基準と ESRS 間の整合性に関する相互運用可能性ガイダンスを共同で公表した。本ガイダンスは、気候関連の開示に焦点を当てており、IFRS S2 号の要求事項及び関連する場合には IFRS S1 号の要求事項を主にカバーしている。更なる情報については、我々の出版物である、*IFRS Sustainability Developments: ESRS と ISSB 基準との相互運用可能性ガイダンスの公表*¹²を参照されたい。

弊法人のコメント

IFRS 財団と EFRAG が公表した相互運用性ガイダンスは、ISSB 基準と ESRS の両方への準拠を希望する企業にとって有用である。特に、多国籍企業が ESRS への準拠を要求する法域にある報告企業と、ISSB 基準への準拠を要求する法域にある報告企業の両方を有している場合、両基準への準拠が必要となりうる。両基準のどちらかから適用を開始する企業は、両基準の主な相違点を認識し、企業に適用されかつ重要性がある場合、それらの相違点を開示に反映させるべきである。しかしながら、企業は、ISSB 基準で開示が要求される情報が、ともに開示される ESRS で開示が要求される情報から明確に識別できるようにすることを確保しなければならない。企業は、それぞれの基準の要求事項を満たすためには、ガイダンスを関連する基準と合わせて読まなければならないことに留意すべきである。

11 [Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards.](#)

12 [IFRS Sustainability Developments: ESRS と ISSB 基準との相互運用可能性ガイダンスの公表](#)

3.3 報告企業

3.3.1 報告企業の定義

IFRS S1 号では、報告企業とは、一般目的財務諸表の作成を要求されるか、又はこれを選択する企業であると定義されている。[IFRS S1 Appendix A] サステナビリティ関連財務情報の開示が求められる企業は、関連する財務諸表を作成する企業と同じである。[IFRS S1.20] 例えば、企業が IFRS 会計基準を適用している場合、連結財務諸表は、親会社とその子会社に関する情報を単一の報告企業として提供する。報告企業のサステナビリティ関連財務開示は、主要な利用者がサステナビリティ関連のリスク及び機会の企業の見通しに及ぼす影響(すなわち、連結財務諸表に表示される情報の場合には、親会社及び子会社の見通しに及ぼす影響)を評価できるように、サステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てている。[IFRS S1.B38]

財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の両方が同一の報告企業であることが要求されるのは、ISSB が、財務諸表で開示される情報とサステナビリティ関連財務情報とがつながりのあるものにできるようにする目的で行った決定の一つである(下記 3.4 章で説明)。[IFRS S1.BC85]

3.3.2 報告の範囲

報告企業は、バリュー・チェーンを通じて、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することが求められる(上記 1.2 章参照)。これは、報告企業が、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を特定し、それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して、そのバリュー・チェーンの範囲(幅広さと構成を含む)を決定する必要があることを意味する。

バリュー・チェーンは、IFRS S1 号の「コア・コンテンツ」の一つの柱でもある戦略の項目においても言及されている。企業は、そのビジネス・モデル及びバリュー・チェーンを通じて、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及びと予想される影響を開示し、これらのリスク及び機会がどこに集中しているかを説明することが求められる(下記 4.3.4 項参照)。

IFRS S1 号では、バリュー・チェーンを以下のように定義している：[IFRS S1 Appendix A]

IFRS S1 より抜粋

付録 A 用語の定義

バリュー・チェーン	報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係の全範囲。 バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了(end-of-life)まで、企業が使用し依存する相互作用、リソース及び関係が含まれる。これには、企業の事業における相互作用、リソース及び関係(人的リソースなど)、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおけるもの(材料及びサービスの調達並びに製品及びサービスの販売及び配送など)、並びに企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境が含まれる。
-----------	---

サステナビリティ関連財務開示を作成する報告企業は、関連する財務諸表の報告主体と同じであるが、サステナビリティ関連財務開示の内容は、財務諸表で認識される内容に限定されない。

リソース及び関係は、様々な理由から多様性に富む。例えば、様々な形態(自然なもの、製造されたもの、知的なもの、人的なもの、社会的なもの、財務的なものなど)、内部的なもの(労働力、ノウハウ、組織プロセスなど)、外部的なもの(アクセスする材料やサービス、供給業者、販売業者、顧客との関係など)、企業の財務諸表において資産として認識されるもの、されないものなどが挙げられる。

さらに、リソース及び関係は、直接的なものである場合もあれば、企業のバリュー・チェーン全体(例えば、企業の供給・流通チャネル、企業の製品の消費と廃棄の影響、企業の資金源、関連会社やジョイント・ベンチャーへの投資を含む投資)に及ぶ場合もある。すなわち、バリュー・チェーンを通じての企業のビジネス・パートナーがサステナビリティ関連のリスクや機会に直面する場合、企業は、関連する結果に自らもさらされる可能性がある。[IFRS S1.B4、IFRS S1.B5]

したがって、サステナビリティ関連財務開示を作成する報告企業が、関連する財務諸表を作成する報告企業と同じであっても、報告の範囲は同じではない。つまり、サステナビリティ関連の財務開示は、財務諸表で認識される内容にとどまらず、それを超えてバリュー・チェーンに関する情報を収集するものである。

3.3.3 バリュー・チェーンの範囲の決定

企業のバリュー・チェーンの範囲を決定することは、バリュー・チェーンの取りうる範囲や、要求される開示を作成するための情報を入手することが潜在的に複雑であることから、困難なものとなる可能性がある。なぜなら、バリュー・チェーンに関する情報を入手するためには、報告企業が支配していない、また又は所有持分を有していない関係者から情報を収集する必要が生じる場合もあるためである。例えば、ある企業の製品の最終的な消費者が、その企業のスコープ 3 の温室効果ガス排出の最も重要な寄与者である場合がある。また、サプライヤーの雇用慣行が、報告企業と直接的な関係がなくても、企業の評判に影響を与える可能性がある。[IFRS S1.BC56、IFRS S1.BC57] ジョイント・ベンチャーや関連会社及び投資は、連結財務諸表を表示している報告企業の一部とはみなされない。しかし、報告企業はこれらの項目を財務諸表に認識し、その業績面を報告する。同様に考えれば、これらの投資に関するサステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者がサステナビリティ関連のリスクや機会の影響を評価する上で関連性がある。[IFRS S1.BC54]

バリュー・チェーンの範囲を評価することは難しいかもしれないが、それはサステナビリティ報告の分野にとって新しいことでも独自のものでもない。企業は、一般目的の財務報告書の一部として、マネジメント・コメントリーにより、企業の財務業績や財務状態に影響を与えた要因や、将来的に価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与えうる要因についての洞察を頻繁に提供している。それらの要因は、多様な投資や依存関係の活動を含むバリュー・チェーンの側面も捉えている。したがって、企業は一般的な計画やリスク管理の目的でバリュー・チェーン内の活動も評価していることから、IFRS S1 号における要求事項は、リスク管理や戦略的ビジネス・モデルの分析における当該アプローチに事実上従っている。

A.P. Moller-Maersk A/S は、2023 年の Sustainability Report において、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連の潜在的なリスク及び機会を識別する際に、企業の事業及びバリュー・チェーン全体で検討したことを示す図を掲載した。

実例 3-1: A.P. Møller - Mærsk A/S (2023)

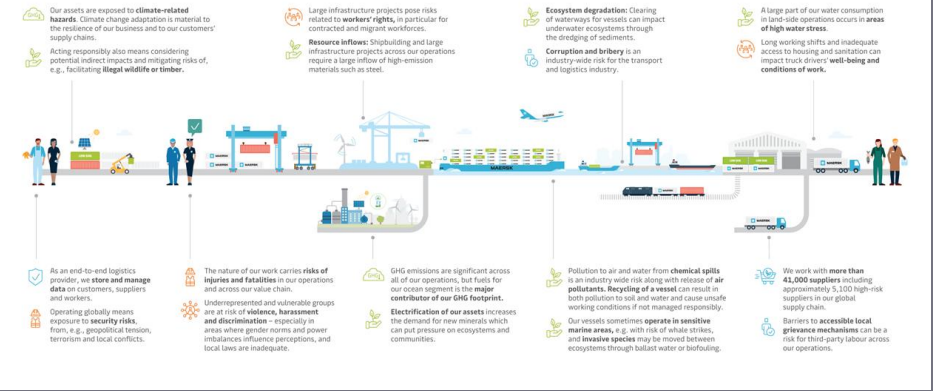
デンマーク

Sustainability Report 2023 [抜粋]

Strategy and governance [抜粋]

Our material ESG topics [抜粋]

How we impact people and the environment across our operations and value chain [抜粋]



Woolworths Group Limited は、2023 年の Annual Report において、バリュー・チェーン全体の食品廃棄物を考慮するために、どのように焦点を拡大してきたかを開示した:

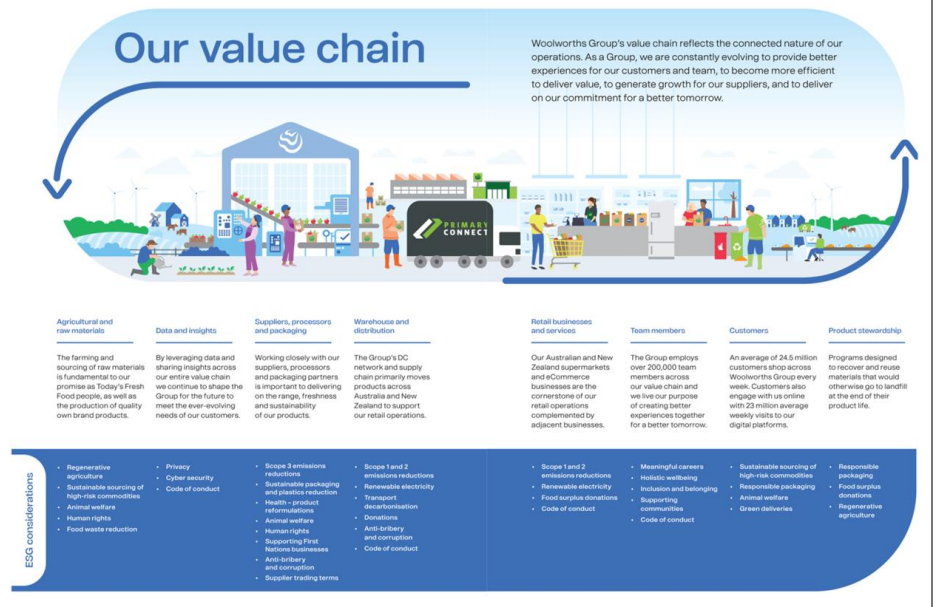
実例 3-2: Woolworths Group Limited (2023)

オーストラリア

Annual Report 2023 [抜粋]

Section 1 [抜粋]

Performance highlights [抜粋]



ISSB は、バリュー・チェーンを決定し、報告の範囲を明確にすることは、各企業に固有のプロセスであり、原則や基準によって具体的に規定することは困難であると指摘した。また、ISSB は、バリュー・チェーンやあらゆる子会社を通じた広範な活動に関する報告についての既存の市場ガイダンスや実務にも言及している(例えば、SAS B スタンドードには、企業がどのようにバリュー・チェーン活動に関する報告を行うことができるかを示す開示トピックや指標に加え、これらの活動がどの産業に関連しているかに関する情報が含まれている)。

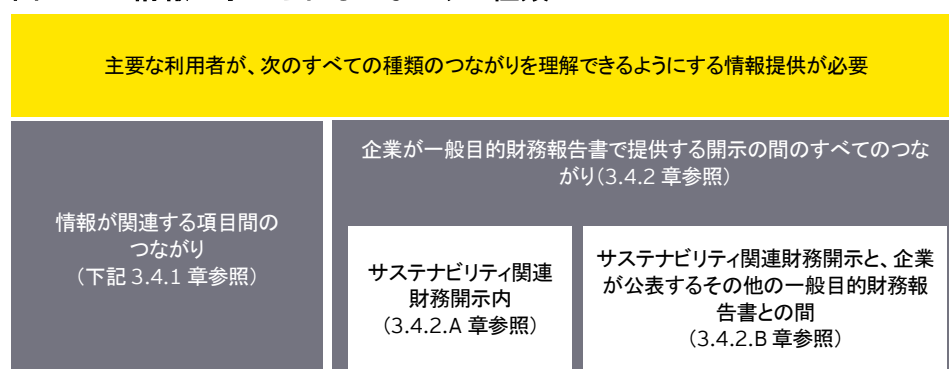
バリュー・チェーンの範囲を決定する際、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会について、「過大なコストや労力をかけることなく、報告日現在で利用可能な、合理的で裏付け可能なすべての情報」を使用することが求められている。この概念は、バリュー・チェーンに関する開示を作成する際に考慮する情報の種類と、そのような情報入手するために必要な労力に関するパラメーターを設定することにより、企業を支援するものである。この概念の詳細については、上記 1.2.2 章を参照のこと。

3.4 つながりのある情報

企業は、情報が関連する項目間のつながり及び企業の一般目的財務報告書における様々な開示間のつながりの両方を主要な利用者が理解できるような方法で情報を提供することが求められている。[IFRS S1.B39]

以下の図 3-3 は、IFRS S1 号に従って情報を提供する必要があるつながりのタイプを示している。[IFRS S1.21]

図 3-3: 情報に求められるつながりの種類



3.4.1 情報が関連する項目間のつながり

IFRS S1 号は、情報が関連する項目間のつながりに関する情報の例を示している。[IFRS S1.B40]

- ▶ ある企業が、サステナビリティ関連の特定の機会を追求し、その結果、収益増加につながった場合、つながりのある情報は、企業の戦略と財務業績との間の関係を描写する。
- ▶ 企業が、企業自身がさらされているサステナビリティ関連の 2 つのリスクの間にトレードオフを識別し、そのトレードオフの評価に基づいて行動をとった場合、つながりのある情報は、それらのリスクと企業の戦略との関係を描写する。
- ▶ 企業が特定のサステナビリティ関連の目標にコミットしているが、適用される認識規準が満たされていないため、企業の財政状態や財務業績にそのコミットメントがまだ影響を与えていない場合、つながりのある情報は、その関係を描写する。

3.4.2 一般目的財務報告書で提供される開示の間のつながり

企業の一般目的財務報告書におけるさまざまな開示間のつながりに関して、IFRS S1 号は、2 つのカテゴリーを区別している:

- サステナビリティ関連財務開示内で、企業が提供する開示間のつながり
- サステナビリティ関連財務開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書で提供される開示間のつながり

3.4.2.A 企業のサステナビリティ関連財務開示内で提供される開示間のつながり

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示内で企業が提供する開示間のつながりのある情報の性質について、以下のすべてを含むと説明している：[IFRS S1.B41]

- ▶ 特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報であって、ガバナンス、戦略、リスク管理に関する開示の間のつながりを説明するもの(すなわち、下記 4 章でさらに説明する 4 つの柱に関連するもの)。
- ▶ 企業のサステナビリティ関連財務開示内で提供される、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会についての開示間の情報。例えば、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を統合している場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとにガバナンスの開示を個別に提供するのではなく、ガバナンスに関する開示を統合する必要がある。

3.4.2.B サステナビリティ関連財務開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書で提供される開示間のつながり

また、企業のサステナビリティ関連財務開示と、その企業が公表するその他の一般目的財務報告書で提供される開示間のつながりを説明するために、つながりのある情報を提供する必要がある。例えば、企業は、サステナビリティ関連財務開示で提供される情報が、関連する財務諸表で提供される情報とどのようにつながっているかを説明する必要がある。しかし、このタイプのつながりは、関連する財務諸表とのつながりに限定されるものではなく、一般目的財務報告書を構成するその他すべての報告書(例えば、「経営者による説明」)にも関連する。

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響に関する情報を要求している(下記 4.3.4 章の戦略の柱についてのコア・コンテンツ情報に関連する議論を参照)。この要求事項は、企業のサステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表との間の情報のつながりの具体的な適用を示すものである。

このつながりを促進するため、IFRS S1 号は企業に以下を要求している：[IFRS S1.22, IFRS S1.23, IFRS S1.24]

- ▶ サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を識別する。
- ▶ サステナビリティ関連財務開示を作成する際に、関連する財務諸表と(IFRS 会計基準又はその他の適用される会計基準の要求事項を考慮して可能な限り)整合性のあるデータと仮定を使用する。
- ▶ サステナビリティ関連財務開示において、通貨が測定単位として特定されている場合、関連する財務諸表の表示通貨を使用する。

企業は、完全な整合性を義務付ける代わりに、IFRS 会計基準(又は他の会計基準)の要求事項を考慮することにより、可能な範囲でデータと仮定を整合させることが求められる。これは、企業のサステナビリティ関連財務開示と財務諸表との間に、データや仮定が異なる正当な理由が存在する可能性があるためである。

- ▶ 企業のネット・ゼロのコミットメントは、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の要求事項に基づき、引当金を生じさせない場合がある。すなわち、将来の温室効果ガス排出量を相殺することをコミットするだけでは、それ自体が企業に現在の債務を生じさせることにはならず、したがって、企業が相殺をコミットしたガスを排出するまで引当金は認識されないことになる。この点については、IFRS 解釈指針委員会も 2024 年 4 月のアジェンダ決定で議論している。¹³

13 [Climate-related Commitments \(IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets\)–Agenda Paper 2](#)

- ▶ 企業は、IAS 第 36 号「資産の減損」の要求事項に従って特定の資産の減損テストを行う際に、IFRS S2 号に従って様々な気候シナリオを反映した気候レジリエンスに関する開示を作成するうえで必要となったデータ及び仮定の一部のみを使用する場合がある(「パート B-IFRS S2 号の解説」4.3.3 章を参照)。例えば、IAS 第 36 号は、使用価値の決定における予測キャッシュ・フローについて、経営者がその予測が信頼できると確信し、過去の経験に基づき、より長期にわたってキャッシュ・フローを正確に予測する能力を証明できない限り、最大 5 年間の最新の予算又は予測に基づくことを要求している。

以下の説例は、IFRS S1 号の結論の根拠に基づいている：[IFRS S1.BC88]

設例 3-1: つながりの種類の例

製薬会社である企業 W は、非倫理的な試験に対するクレームにさらされた。企業 W は、それに対する自身の戦略的な対応が財務諸表における引当金及び関連する事業コストの認識をどのようにもたらしたのか、又はもたらさなかったのかを説明することが必要な場合がある。

電子機器メーカーである企業 X は、全社の温室効果ガス排出(主として製造プロセスの中で生み出される)についてネット・ゼロの目標を一般に発表した。従って、当該企業は、エネルギーの調達源の再生可能資源への移行及びよりエネルギー効率の高い機械への投資を伴う新たな戦略を採用する。当該企業は、目標を達成するためのこの戦略が、資本的支出の増加及び場合によってはエネルギー効率の低い機械の減損レビューのほか、エネルギー価格の下落(及び変動性の減少)、消費者からの関連する需要増大による売上の増加、及び売上マージンの増加をどのようにもたらしたのかを説明することが必要な場合がある。

サプライヤーである企業 Y は、自らの商品に対する需要が、労働者の処遇及び労働者の権利の尊重により増大している(特に、この領域における自社のアプローチが同業他社の多くよりも良いため)ことを発見する。当該企業は、労働者の処遇に関連する戦略及びパフォーマンスがどのように企業に有利な地位を与え、売上の増大をもたらしているのかを説明することが必要な場合がある。

企業 Z は、企業のディーゼル車を電気自動車に置き換えることに依存する、ネット・ゼロ温室効果ガス排出計画を有している。電気自動車への移行には、ディーゼル車について必要とされていた時よりもずっと多くの資本的投資が必要となる。移行計画は、それぞれの車両の経済的耐用年数が終了した時点で、その車両を置き換えるというものである。企業は、車両は減損しておらず、減価償却率又は耐用年数の見積りの変更を財務諸表に反映する必要はないと結論付ける。当該企業は、移行計画が将来キャッシュ・フローに影響を有しており、財務諸表に反映されている通り、その会計処理は移行計画と整合的であると説明することが必要な場合がある。

3.4.3 つながりの特徴

開示間のつながりの描写には、必要な説明や相互参照を開示し、一貫性のあるデータ、仮定、測定単位を使用することが含まれるが、これらに限定されるものではない。その際、IFRS S1 は以下のすべてを要求している：[IFRS S1.B42]

- ▶ 開示間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明する。
- ▶ ISSB 基準が共通の情報項目の開示を要求している場合には、不必要な重複を避ける(上記 3.1.1 章の情報の理解可能性という質的特性の強化に関する議論も参照)。
- ▶ 上記 3.4.2.B 章で説明したように、企業のサステナビリティ関連財務開示の作成に使用したデータ及び仮定と、関連する財務諸表の作成に使用したデータ及び仮定との間の重大な差異についての情報を開示する。

情報が関連する項目間のつながりと、企業が一般目的財務報告書で提供する開示間のつながりの両方を識別し、説明する際に、企業は不必要な重複を避ける必要がある。

サステナビリティ関連財務情報を開示する場合、その情報が一般目的財務報告書内で重複する可能性がある。これは、他の枠組み(IFRS 会計基準や他の会計基準など)が同様の情報を要求する可能性があるためである。したがって、情報が関連する項目間のつながりと、企業が一般目的財務報告書で提供する開示間のつながりの両方(3.4.1 章及び 3.4.2 章を参照)を識別し、かつ、説明する際に、企業は必要な重複を避ける必要がある。これを達成するために、企業が考慮できる一つのアプローチは、特定の要求事項を満たすことを条件として、サステナビリティ関連の財務開示から、企業が公表する他の一般目的財務報告書への相互参照を使用することである。相互参照によるサステナビリティ関連財務開示に含まれる情報についての要求事項は、5.2 章で詳しく説明されている。

IFRS S1 号には、さまざまな種類のつながりを説明しうる開示の性質を説明するために、以下の例が含まれている。例えば、つながりのある情報を提供する場合、企業は次のようなことが考えられる：[IFRS S1.B43, IFRS S1.B44]

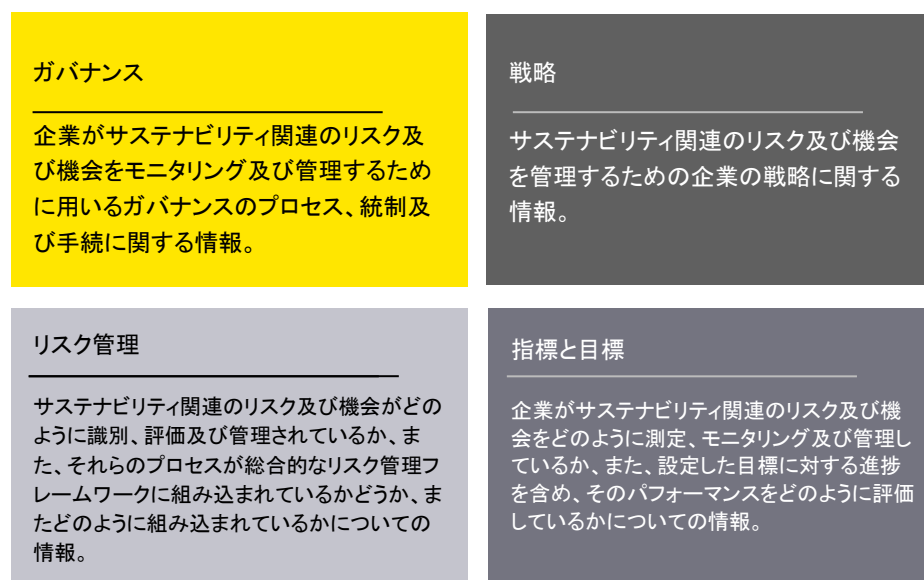
- ▶ その戦略が財務諸表及び財務計画に与えている影響又は可能性のある影響を説明する、あるいは、企業の戦略が目標に向けた進捗を測定するために使用する指標と、その戦略がどのように関連しているかを説明する。
- ▶ 天然資源の使用やサプライ・チェーン内の変化によって、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように増大させ得るか、あるいは縮小させ得るかを説明する。天然資源の利用やサプライ・チェーン内の変化に関する情報は、企業の生産コストへの現在又は予想される財務的影響、それらのリスクを軽減するための戦略的対応、新規資産への関連投資に関する情報とリンクさせる必要がある場合がある。また、関連する指標及び目標についての記述的情報を、関連する財務諸表の情報とつなげる必要があるかもしれない。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにその戦略が、短期、中期及び長期にわたり財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与える複合的な影響を説明する。例えば、消費者がより低炭素な代替品を選好するため、企業が製品に対する需要の減少に直面している場合、その戦略的対応(例えば、主要工場の閉鎖)が、労働力や地域社会にどのような影響を与え得るか、また、その対応が関連する財務諸表に及ぼす影響(例えば、主要工場の閉鎖が耐用年数や減損評価に及ぼす影響)を説明する必要があるかもしれない。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略を策定するために検討した代替案を、それらのリスク及び機会の間のトレードオフの説明も含めて記述する。例えば、企業は、サステナビリティ関連のリスク(例えば、環境リスクが企業の評判や経営能力にどのような影響を与えるか)に対応した事業再編(例えば、新製品の開発)の決定が、企業の将来の労働力の規模及び構成、又は企業の財務諸表に報告される財務業績に及ぼす潜在的な影響を説明する必要があるかもしれない。

4 コア・コンテンツ

4.1 TCFD の概要

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、企業のガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する情報を開示することを求めている。これらの開示要求事項は、企業がそれらのリスク及び機会を管理する方法に関する情報を提供する「コア・コンテンツ」に相当する。この「コア・コンテンツ」に関連して開示される情報は、主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期、及び長期にわたって企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに与える影響を評価するために必要なものである。「コア・コンテンツ」の開示要求事項は、TCFD 提言の 4 つの柱から導き出され、それを基礎としており、下記の図 4-1 に要約される。

図 4-1: コア・コンテンツは TCFD の 4 つの柱に基づいている



IFRS 財団は、2024 年に、TCFD から気候関連開示の進捗のモニタリング業務を引き継いだ。TCFD 提言は、企業が ISSB 基準の適用開始するうえで良い出発点となる。TCFD 提言は完全に ISSB 基準に組み込まれたため、IFRS S1 号及び S2 号を適用する企業は TCFD 提言を満たすことになる。IFRS S2 号における要求事項は、4 つのコアの TCFD 提言と 11 の推奨開示項目と整合しているものの、IFRS S2 号は追加的な要求事項を含むため、企業が TCFD の要求事項を満たしたとしても自動的に IFRS S2 号の要求事項を満たすことにはならない。IFRS S2 号の追加的な要求事項の例としては、産業別指標、ネット排出目標を達成するためのカーボン・クレジットの使用計画に関する情報やファイナンス・エミッションに関する追加的な情報が挙げられる¹⁴。IFRS 財団は、IFRS S2 号と TCFD 提言の要求事項の比較を公表している¹⁵。

¹⁴ [Making the transition from TCFD to ISSB](#)

¹⁵ [Comparison of IFRS S2 with the TCFD Recommendations](#)

企業は、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会を統合的にモニタリング及び管理するために、包括的なプロセス、統制及び手続を有している場合がある。

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の種類ごとに、コア・コンテンツに関する開示を繰り返すことを企業に要求していない。その代わりに、企業は、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング及び管理するためのアプローチが、全体的なプロセス、統制及び手続に統合されていることを開示し、重要性がある場合には、当該特定のリスク及び機会の固有の特性に対応するために、それらのプロセスに加えられた適応を説明する。[IFRS S1.B41(b)、IFRS S1.B42(b)、IFRS S1.BC94]

弊法人のコメント

IFRS S1 号におけるコア・コンテンツの開示要求事項の目的は、企業が、どのように統治し、リスク及び機会を管理し、事業を管理する戦略を設定すべきかを規定するのではなく、実際のサステナビリティ関連の活動について説明することを求めることである。例えば、企業が、サステナビリティ関連のリスクや機会をモニタリング及び管理するためのガバナンスの仕組みや戦略を限定的にしか有していない場合、それが主要な利用者にとって重要性がある情報となるのであれば、その事実を開示することが求められる。企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理・モニタリングするための取り決めやプロセスを強化するために、プロセスの改善を導入するかどうかを検討する必要がある。

IFRS S1 号におけるガバナンスの開示の目的は、主要な利用者が、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることである。

4.2 ガバナンス

「ガバナンス」の定義において、TCFD は「G20/OECD コーポレートガバナンス原則」を参照し、「ガバナンスには、組織の経営陣、取締役会、株主、その他の利害関係者間の一連の関係が含まれる。ガバナンスは、組織の目的が設定され、業績に対する進捗がモニタリングされ、結果が評価される仕組みとプロセスを提供する。」¹⁶とある。

IFRS S1 号におけるガバナンスに関する開示の目的は、主要な利用者が、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることである。[IFRS S1.26]

主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスクと機会に注意が払われているかどうか、またどの程度払われているかを評価するために、IFRS S1 号は以下のすべての事項についての開示を要求している：[IFRS S1.27]

- ▶ 企業のサステナビリティ関連のリスクと機会を監督するガバナンス組織又は個人(下記 4.2.1 章参照)。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いられるガバナンス・プロセス、統制、手続における経営者の役割(下記 4.2.2 章参照)。

4.2.1 監督の役割に関する情報

サステナビリティ関連のリスク及び機会を監督する「ガバナンス機関」には、取締役会、委員会、又はガバナンスを担う同等の機関が含まれる。IFRS S1 号は、一部の企業について、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監視の責任を、ガバナンス機関ではなく、個人が負う場合があることを認識している。個人は、具体的な専門知識及び経験によって、サステナビリティ関連のリスク及び機会の全体的な監督を担当する責任を有している場合がある。[IFRS S1.BC96]

IFRS S1 号は、以下の図 4-2 に示すように、企業に監督の取決めに関するすべての情報を開示することを求めている：[IFRS S1.27(a)]

¹⁶ TCFD、付録 5:用語集と略語、62 ページ

図 4-2 監督の役割に関する開示

テーマ	必要な開示
責任	サステナビリティ関連のリスクと機会の監督に責任を有するガバナンス機関又は個人を識別する。 この要求事項には、サステナビリティ関連のリスクと機会に対する責任が、当該機関又は個人に適用される付託事項、義務、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているかについての情報が含まれる。[IFRS S1.27(a)(i)]
コンピテンシー	ガバナンス機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスクと機会に対応する戦略を監督するための適切なスキルとコンピテンシーを有しているかどうか、又は今後開発する必要があるかどうかを、どのように判断しているかを記述する。[IFRS S1.27(a)(ii)]
通知	サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、どのくらいの頻度で情報がもたらされているかを説明する。[IFRS S1.27(a)(iii)]
考慮	戦略やリスクマネジメントの監督及び取引の評価の際に、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているかを説明する。この開示の一環として、ガバナンス機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮したかどうかを説明する。[IFRS S1.27(a)(iv)]
モニタリング	目標の設定と目標に向かっての進捗状況のモニタリングについて説明する。この開示の一環として、関連する業績指標が報酬方針に含まれているかどうか、またどのように含まれているかを説明する。[IFRS S1.27(a)(v)]

4.2.2 経営者の役割に関する情報

主要な利用者が、サステナビリティ関連事項に関して企業内でどのように責任が委譲されているかを理解できるようにするために、ガバナンスの開示要求事項は、ガバナンス組織又は個人による監督と、経営者レベルの役職又は委員会の責任を区別している。例えば、企業の取締役会はより広範なサステナビリティ関連事項についての監督を行い、経営幹部は、特定のサステナビリティ関連リスク及び機会がどのように評価され管理されるかについての事業上の意思決定を行う場合がある。

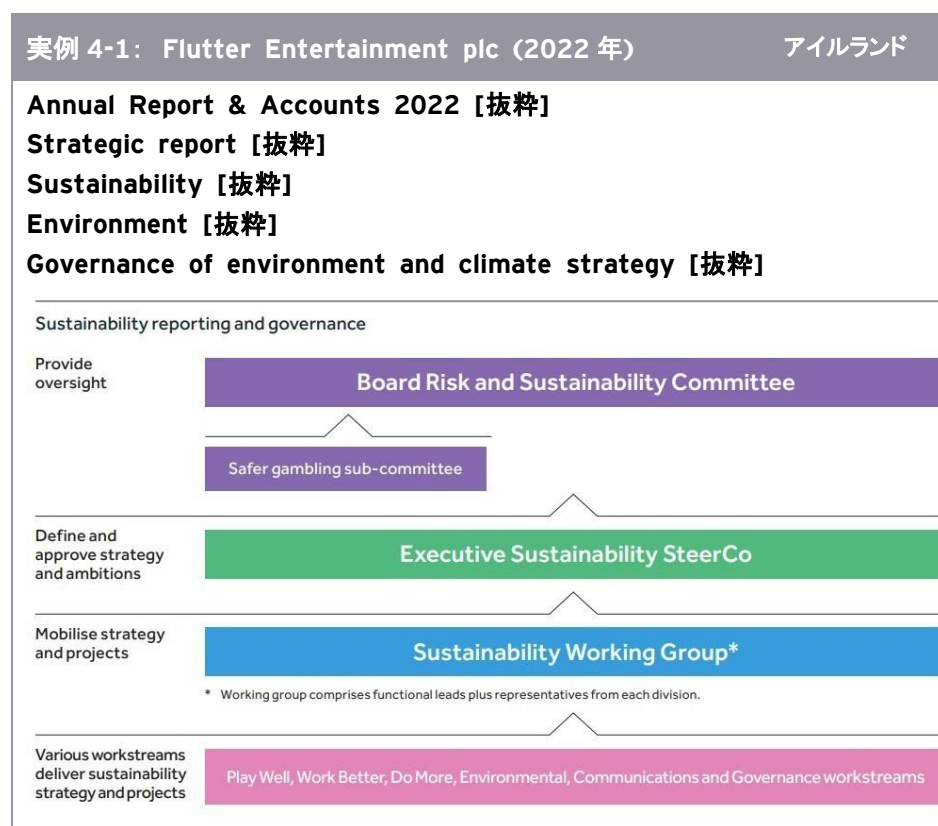
IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いられるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割について開示することを企業に求めている。これらの開示は、以下のすべてに関する情報であり、図 4-3 に要約されている：[IFRS S1.27(b)]

図 4-3: 経営者の役割に関する開示

テーマ	必要な開示
委任	役割が具体的な経営者レベルの地位又は委員会に委任されているかどうか、その地位又は委員会に対する監督がどのように行われているかについての情報。[IFRS S1.27(b)(i)] この開示によって、責任がどのように委任され、個人及びガバナンス機関が委任された責任をどのように監督しているかを主要な利用者が理解することができる[IFRS S1.BC99]
プロセス	経営者が、サステナビリティ関連のリスクと機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうか、また、用いている場合は、それらの統制と手続が他の内部機能とどのように統合されているかについての情報。[IFRS S1.27(b)(ii)]

ガバナンス機関の役割と経営者の役割に関する開示要求事項の性質を考慮すると、企業はこれらの要求事項を満たすために、記述的な開示をする可能性がある。

情報の性質によっては、説明文に加え、表、グラフ、図を使用することで、開示の明瞭性を高めることができる。以下の実例 4-1、4-2 及び 4-3 では、いくつかの企業が TCFD 提言を適用する際に、サステナビリティ関連のリスクと機会を監督するガバナンス機関の役割と権限、及びガバナンスにおける経営陣の委任された役割をどのように識別し、説明したかを示している。これらの企業の実例は、各機関の役割を視覚的に表現したものであり、関連するレポートに含まれる、付随する記述的な開示でさらに説明されている。また、サステナビリティ関連のモニタリング、管理、監督するために用いられるプロセス、統制、手続についても詳述している。



Telstra Group Limited は、アニュアルレポートにおいて、気候リスクのガバナンスに対するアプローチの説明にフローチャートを使用している。

事例 4-2: Telstra Group Limited (2023)

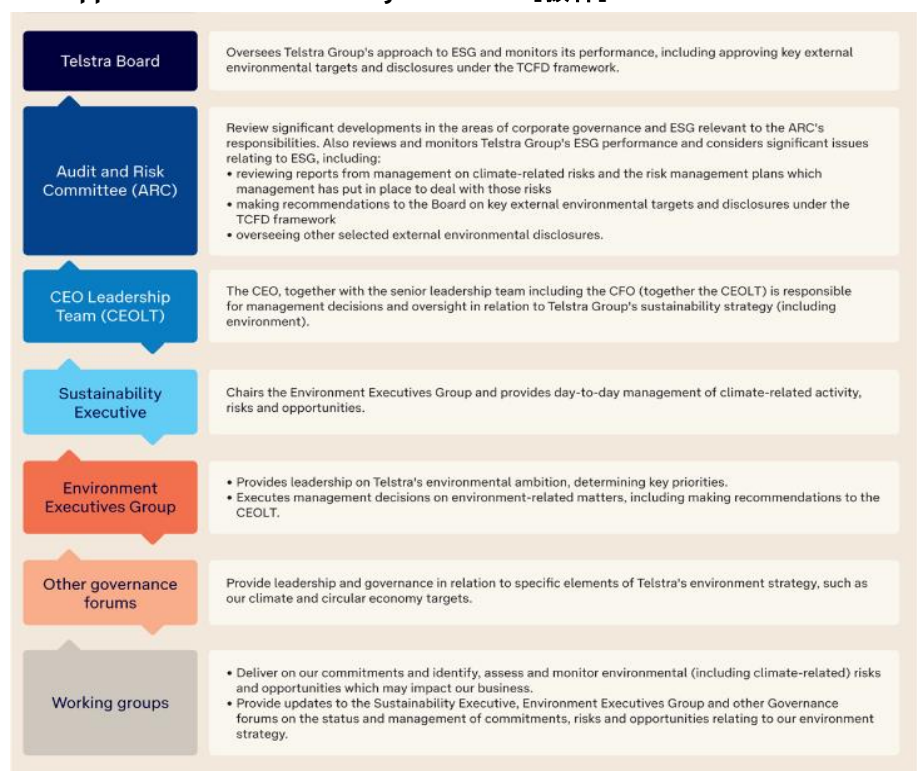
オーストラリア

Telstra Annual Report 2023 [抜粋]

Understanding our climate risk [抜粋]

Governance [抜粋]

Our approach to climate risk governance [抜粋]



Meridian Energy Limited は、気候関連開示において、気候関連事項のためのガバナンスをどのように構築しているかを開示している。

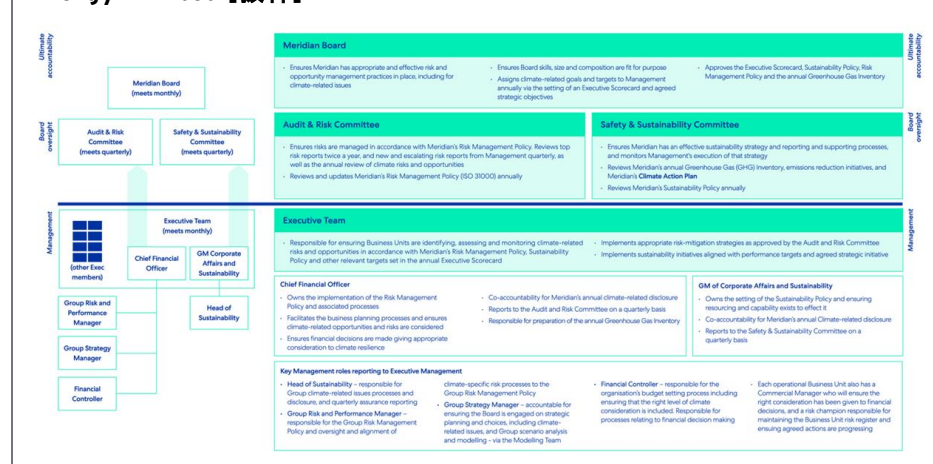
事例 4-3: Meridian Energy Limited (2023)

ニュージーランド

Climate-related Disclosure 2023 [抜粋]

Governance [抜粋]

Governance and management of climate-related issues at Meridian Energy Limited [抜粋]



IFRS S1 号の戦略に関する開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティに関連するリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることである。

4.3 戦略

TCFD は、「戦略」を「組織が望む将来の状態」と定義している。組織の戦略は、その望ましい状態に到達するための進捗状況をモニタリング・測定するための基盤を確立するものである。戦略の策定には、一般的に、組織が直面するリスク及び機会、そして組織が活動する環境を考慮に入れながら、組織の活動の目的と範囲、そして事業の性質を確立することが含まれる。¹⁷

IFRS S1 号の戦略に関する開示の目的は、主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることである。[IFRS S1.28] これらの開示は、企業の将来の業績に関する主要な利用者の予想に対して情報提供するために使用することができる。

BHP Group Limited は、2023 年の財務諸表の注記 16 において、気候関連の戦略の焦点について開示している。

実例 4-4: BHP Group Limited (BHP) (2023)

オーストラリア

Annual Report 2023 [抜粋]

Financial Statements [抜粋]

1 Consolidated Financial Statements [抜粋]

1.6 Notes to the Financial Statements [抜粋]

16 Climate change [抜粋]

The Group recognises that warming of the climate is unequivocal, the human influence is clear and physical impacts are unavoidable. Identifying, monitoring and assessing the actual and potential impacts of climate change is complex and the Group continues to develop its assessment of the actual and potential financial impacts of climate-related risks and opportunities, including the transition to a low-carbon economy and physical risk impacts.

The Group's current climate change strategy focuses on:

- building a portfolio to support the megatrends shaping our world, including future-facing commodities (copper, nickel and potash) and steelmaking materials (iron ore and metallurgical coal)
- reducing operational greenhouse gas (GHG) emissions
- investing in low GHG emissions technologies
- supporting GHG emissions reductions in our value chain and promoting product stewardship
- managing climate-related risks (threats and opportunities)
- working with others to enhance the global policy and market response

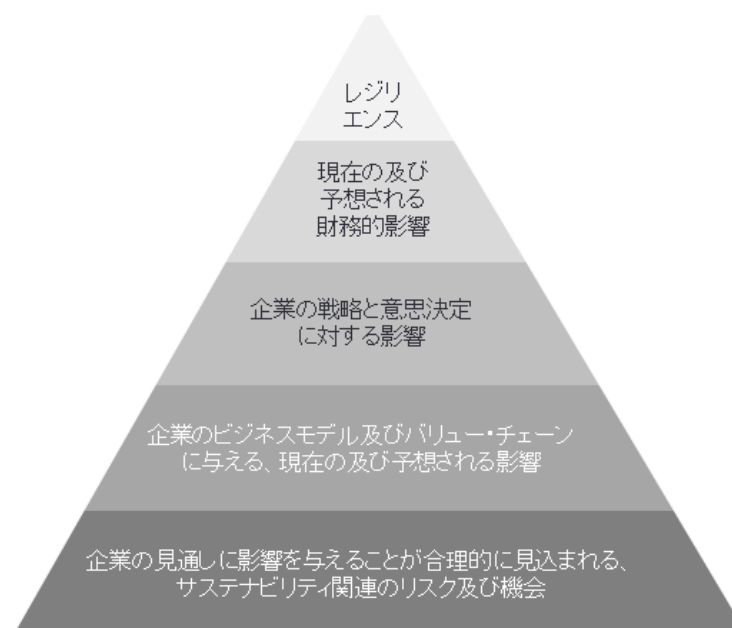
戦略に関する開示の基礎となるのは、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報である(下記 4.3.1 章参照)。その最初の開示を基礎として、その他の戦略開示は、以下のすべてを理解できるようにする情報を提供する: [IFRS S1.29]

- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える、現在の及び予想される影響(下記 4.3.2 章参照)。
- ▶ それらのリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響(下記 4.3.3 章参照)。
- ▶ それらのリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響(下記 4.3.4 章参照)。
- ▶ サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス(下記 4.3.5 章参照)。

これらの戦略に関する開示のサブトピックは、以下の図 4-4 に要約されている。

¹⁷ TCFD、付録 5: 用語集と略語、63-64 ページ

図 4-4: 戦略開示のサブトピック



4.3.1 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示

上記 1.2 章で述べたように、企業は、その見通しに影響を及ぼすと合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別することが求められている。IFRS S1 号は、企業に対してそれらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての説明を要求している。[IFRS S1.30]

それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連するさらなる文脈を主要な利用者に提供するため、IFRS S1 号は、企業に対し、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響が発生することが合理的に見込まれる時間軸を特定しなければならないと規定している。IFRS S1 号では、時間軸を短期、中期、長期と識別している。[IFRS S1.30(b)]

ISSB は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する関連情報は、短期、中期及び長期の企業固有の評価の文脈で最もよく理解できると考えたため、「短期」、「中期」、「長期」を表す特定の時間枠を規定しないことを決定した。そのため、IFRS S1 号は、企業が「短期」、「中期」及び「長期」の時間軸をどのように定義しているか、また、それらの定義が企業の戦略的意思決定に用いる計画期間と、どのようにつながっているかについての説明も開示することを求めている。[IFRS S1.30(c), IFRS S1.BC102]

このような時間軸を定義する際、企業は、各企業および各企業が事業を営む産業によって異なる多くの要因を考慮する必要がある。また、時間軸は、継続的な予測の時間軸、予算期間、戦略計画サイクルなどの管理プロセスとなることが多い。IFRS S1 号では、企業固有又は産業固有の要因として、以下の例が挙げられている：[IFRS S1.31, IFRS S1.BC102]

- ▶ キャッシュ・フロー、投資及びビジネスのサイクル
- ▶ 企業が属する産業において、戦略的意思決定及び資本配分計画に通常用いられる計画期間
- ▶ 主要な利用者が、その産業に属する企業の評価を行う時間軸

Meridian Energy Limited は、2023 年の気候関連開示において、気候関連リスクを評価した時間軸をどのように定義したかを開示している。

Climate-related Disclosure 2023 [抜粋]

Risk Management [抜粋]

Identifying and assessing climate-related risks and opportunities - methodology [抜粋]

Time horizons and risk scoring

Meridian's climate-related disclosure process considers scenarios across three time horizons. This year Meridian has adopted longer time horizons that align with the climate-related scenarios, and can take into account the useful life of assets (beyond a typical business case horizon). These horizons will continue to be reviewed based on emerging and relevant context, including climate science. The time horizons are as follows:

- Short term:
from today through 2030
- Medium term:
from 2030 to 2050
- Long term:
from 2050 to 2100

Transition risks are assessed using the same likelihood/consequence framework used to assess other risks within the business (see Figure 2). These risks tend to consider a short-to-medium time horizon as extremely high uncertainty exists on transition impacts beyond a mid century time horizon.

...

4.3.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響に関する開示

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響と、そのビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどこにサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているかを記述することを企業に求めている。例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会は、特定の地域、施設及び資産の種類に集中している場合がある。[IFRS S1.32]

以下の設例は、IFRS S1 号の結論の根拠に基づくものであり、企業がそのビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどこにサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているかを開示するために提供する情報の種類を示している。[IFRS S1.BC52]

設例 4-1: 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどこにサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているかを示す例

企業 A は飲料産業で事業を営んでおり、特に水が不足している地域において、水の使用に関連するリスクを開示する必要があると識別している。企業 A は、水の使用が、事業上のニーズを満たすために利用可能な供給にどのような影響を与えるかを記述する場合がある。また、水の消費が、同じ水源に依存している、企業が行う事業の周辺コミュニティにどのような影響を与えるかを説明する場合もある。また、そのような場所での水の過剰消費が、風評被害や顧客喪失のリスク、あるいは課税やリソースの使用制限をどのようにもたらすかを説明する場合がある。これらのリスクがサプライ・チェーンを通じてどのように評価されたかを記述する可能性もある。

企業 B は衣料品ブランドであり、製品や包装により資源集約的でない素材を使用するように変更することに関連した機会について説明する必要があると識別している。潜在的な影響は、企業 B の持続可能な事業慣行へのコミットメント、又はより持続可能が高いものやリサイクルされた代替品に対する顧客の選好が要因となって左右されられる可能性がある。また、企業 B は、この機会によって最も影響を受けるバリュー・チェーンや事業の領域並びに当該機会を評価しモニタリングするために整備されたプロセスを開示する場合もある。

企業 C は電子機器メーカーであり、風評被害やサプライ・チェーンの混乱などを含む、サプライ・チェーンにおける人権問題のリスクを説明する必要があることを識別している。その際、企業 C は、自社の方針への影響、当該リスクを評価しモニタリングするために行った対応及び、識別されている権利の濫用をどのように管理しているかを記述する場合がある。

4.3.3 サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響に関する開示

主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響を理解できるようにするため、IFRS S1 号は、企業に以下のすべての情報を開示することを求めている：[IFRS S1.33]

- ▶ 戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるか
- ▶ 定量的及び定性的情報を含め、企業が過去の報告期間に開示した計画に対する進捗状況
- ▶ 企業が考慮したサステナビリティ関連のリスク及び機会のトレードオフ

以下の設例は、サステナビリティ関連のリスク及び機会のトレードオフに関する開示を示している：

設例 4-2: サステナビリティ関連のリスク及び機会のトレードオフの例

報告期間中に、企業 A は、耐用年数の期限が近づいた既存施設に代わる新たな製造施設をどこに設置するかを決定した。企業 A は、新しい製造施設のために 2 つの代替地を検討した:

用地 X は既存施設と同じ地域にある。しかし、敷地とその周辺の排水設備が貧弱なため、大雨の際には鉄砲水が発生しやすい。

用地 Y は、洪水リスクのない別の地域に位置している。企業 A は現在、用地 X 周辺地域社会の主要雇用主となっている。企業 A による用地 Y への移転の決定は、用地 X 周辺地域の雇用が悪影響を及ぼし、間接的に地域社会全体の経済見通しに悪影響を及ぼすことになる。

企業 A は、用地 X の洪水リスクの程度と用地 Y に移転することによる社会的リスクを調査するための影響評価を実施し、これらのリスクを軽減するための選択肢を識別した。企業 A は、コスト・ベネフィットの観点から、用地 X に新しい製造施設を建設し、開発工事の一環として、洪水を用地と地域社会から迂回させる新しい排水システムを設置することを決定した。この決定を下すにあたり、企業 A は、地元で訓練され、従事している労働力を継続的に利用し、施設運営することの利点も考慮した。

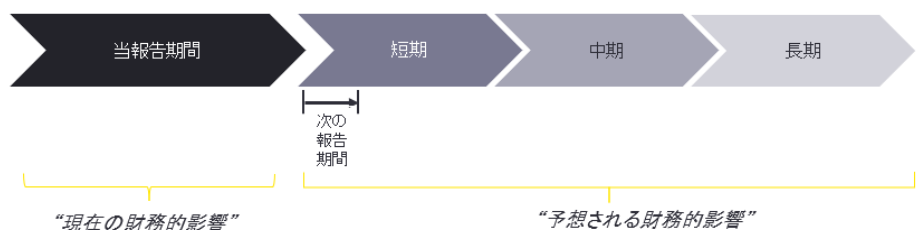
4.3.4 サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響に関する開示

IFRS S1 号は、以下のすべての定量的情報及び定性的情報を開示することを企業に求めている: [IFRS S1.34]

- ▶ 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間における財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響(「現在の財務的影響」)
- ▶ 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を財務計画にどのように含めているかを考慮した上で、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたって、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響(「予想される財務的影響」)

「現在の財務的影響」と「予想される財務的影響」が意味する時間軸は、以下の図 4-5 に示されている。

図 4-5: 現在の財務的影響と予想される財務的影響の時間軸



現在の及び予想される財務的影響に関する開示は、関連する財務諸表で提供される情報を補足又は拡張することを意図している。これには、サステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表で報告される情報との間のつながりを識別し、説明することが含まれる(上記 3.4.2.B.章のつながりのある情報に関する議論を参照)。情報の項目間のつながりは、相互参照を用いることにより、情報を重複させることなく説明することができる。例えば、財務諸表の注記に開示されている情報への相互参照は、IFRS S1 号における、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の現在の及び予想される財政状態、財務業績、キャッシュ・フローにどのような影響を与えるかを開示するという要求事項を満たす場合がある。相互参照の使用は、IFRS S1 号の要求事項に従う(下記 5.2.2 章の詳細な議論を参照)。

BHP Group Limited は、2023 年の財務諸表における注記 16 において、気候関連のリスク及び機会に関連している戦略と意思決定に影響を受ける可能性がある財務諸表の領域について開示している。

現在の及び予想される財務的影響に関する開示は、関連財務諸表に記載されている情報を補足又は拡張することを意図している。

Annual Report 2023 [抜粋]

Financial Statements [抜粋]

1 Consolidated Financial Statements [抜粋]

1.6 Notes to the Financial Statements [抜粋]

16 Climate change [抜粋]

Areas of the financial statements that may potentially be impacted in connection with this strategy throughout the value creation and delivery cycle of the Group's operations, include:

Phase	Areas of potential financial statement impact
Exploration and acquisition	– Financial impact of portfolio decisions
Development and mining / Process and logistics	– Impact of transition risks (threats and opportunities) on asset carrying values – Physical risk impacts on asset carrying values – Acquisition of carbon credits, and application of carbon pricing assumptions – Useful economic lives of property, plant and equipment – Expenditure on operational decarbonisation – Expenditure to support value chain decarbonisation
Sales, marketing and procurement	– Key transition materials and future-facing commodities and the revenue they generate – Expenditure to support value chain decarbonisation
Closure and rehabilitation	– Physical risk impacts on asset carrying values – Timing, scope and expected cost of closure and rehabilitation activities

At the date of issue of these Financial Statements, indicators show the appropriate measures are not in place globally to drive decarbonisation at the pace or scale required for the aims of the Paris Agreement to be achieved as the most likely future outcome. As such, the significant judgements and key estimates used in the preparation of these financial statements reflect the Group's current operational planning cases (described below) which are not currently aligned with a 1.5°C temperature outcome.

However, while not the basis of preparation of these financial statements, the Group continues to assess the potential financial statement impacts of the 1.5°C temperature outcome goal of the Paris Agreement under the Group's 1.5°C scenario¹.

Future changes to the Group's climate change strategy or global decarbonisation signposts may impact the Group's significant judgements and key estimates, and result in material changes to financial results and the carrying values of certain assets and liabilities in future reporting periods.

4.3.4.A 現在の財務的影響に関する開示

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間における財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えたかについて、定量的情報及び定性的情報を開示することを要求している。[IFRS S1.35(a)]

企業はまた、IFRS 会計基準や他の会計基準を適用する際に、財務諸表の注記において、これらの現在の財務的影響を開示する必要がある場合もある。上記 4.3.4 章で議論したように、企業は、不必要な開示の重複を避けるために、この情報への相互参照を含めることができるかどうかを考慮すべきである。

サステナビリティ関連のリスクと機会が、報告期間における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるケースがあるかもしれない。このようなケースについて以下の設例 4-3 にて例示している。

設例 4-3: 当報告期間において影響のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会

企業 A は Z 国のエネルギー供給会社である。Z 国の政府は、企業に二酸化炭素の排出削減についての一定の目標を含む規制を課している。この規制は数年前に制定され、翌期の報告期間から適用される。企業 A はその規制による気候関連のリスクを識別した。

企業 A は IFRS 会計基準を適用している。この規制は企業 A により、減損評価のトリガーイベントとして考慮され、結果として発電設備の一部を減損し、耐用年数の短縮を行った。

企業 A はサステナビリティ関連財務開示において、気候関連のリスクが、報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの状況にどのように影響を与えるかを開示する必要がある。これについての情報の重複を避けるため、企業 A は、有形固定資産の減損や引当金等の注記に相互参照を行う場合がある。

サステナビリティ関連のリスクと機会が報告期間における企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えないケースもあるかもしれない。しかしながら、その事実の説明が、主要な利用者にとって重要性のある情報となる場合もある。このようなケースを以下の設例 4-4 において、例示している。

設例 4-4: 当報告期間において影響のないサステナビリティ関連のリスク及び機会

企業 B は極僅かの価値しかないディーゼル車のリース産業で事業を営んでいる。車のリース期間は最低 5 年である。企業 B は、ディーゼル車によるスコープ 1 の GHG 排出量の重大な影響に関連して、気候変動のリスク及び機会を識別した。それゆえ、企業 B は、自社の事業計画において、ディーゼル車を電気自動車に段階的に置き換えるという目標を定めていた。ディーゼル車から電気自動車への置き換えは、各車両のリース期間の終了時期に基づいて段階的に実施される。当報告期間のリース期間中の資本コミットメントはない。企業 B は、これらのリスク及び機会が当期の財政状態、財務業績経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響を評価し、影響はないと結論付けた。

企業 B はサステナビリティ関連財務開示において、これらの気候関連のリスク及び機会が、当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの状況にどのように影響しているかを開示する必要があるだろう。企業 B は、当報告期間において影響はないと評価したものの、当報告期間において財務的影響がないという事実を開示することは、主要な利用者にとって、重要性のある情報となり得ると結論付ける場合もある。

当報告期間においてこれらのサステナビリティ関連のリスク及び機会から生じる影響がないとしても、予想される財務的影響は存在する場合もある。(以下の設例 4-5 参照)

BHP Group Limited specifically は、2023 年の財務諸表の注記 16 において、財務諸表で認識された資産の帳簿価額への気候関連のリスク及び機会の影響を具体的に開示している。

実例 4-7: BHP Group Limited (BHP) (2023)

オーストラリア

Annual Report 2023 [抜粋]

Financial Statements [抜粋]

1 Consolidated Financial Statements [抜粋]

1.6 Notes to the Financial Statements [抜粋]

16 Climate change [抜粋]

Impact of transition risks (threats and opportunities) on asset carrying values

Significant judgements and key estimates in relation to the preparation of the Financial Statements are impacted by the Group's current assessment of the range of economic and climate-related conditions that could exist in the world's transition to a low-carbon economy, considering the current trajectory of society and the global economy as a whole.

For example, demand for the Group's commodities may decrease due to policy, regulatory (including carbon pricing mechanisms), legal, technological, market or societal responses to climate change, resulting in a proportion of a cash generating unit's (CGU) reserves becoming incapable of extraction in an economically viable fashion.

To support strategic decision making, the Group develops a number of divergent climate scenarios and pathways. In FY2023, the Group's One Energy View, being the Group's current estimates of the most likely future states for the global economy and associated sub-systems, was updated to reflect three different pathways under which most developed economies would reach net zero around 2050, with other large economies reaching net zero in 2060 and 2070. While the global gross domestic product assumptions and the pace and drivers of decarbonisation vary across the pathways, each pathway results in a global average temperature increase of around 2°C by 2100.

The Group uses the One Energy View pathways as inputs to the Group's operational planning cases as they reflect the Group's current best estimates of the most likely range of future states for the global economy and associated sub-systems. These pathways inform updates to the Group's commodity supply and demand outlooks and are used, in conjunction with other market sources of information, to determine the Group's short and long-term price outlooks. Other sources of information include commodity price forward curves, consensus price outlooks and commodity specific price outlooks sourced from industry analysts.

Given the complexity and inherent uncertainty of climate modelling, these pathways are reviewed periodically to reflect new information, with a process in place to assess the need to update internal long-term price outlooks for developments in the periods between pathway updates.

The Group reflects the operational planning cases and associated price outlooks in the internal valuations used as the basis for the Group's impairment assessments.

The discount rate used in the internal valuations reflects a real post-tax weighted average cost of capital (WACC), including country and state risk premia where appropriate, and ranges from 7.0 per cent to 9.5 per cent across the Group (FY2022: 6.0 per cent to 8.5 per cent). Cash flow forecasts used as the basis for impairment testing include asset specific risks, including climate-related risks such as operational interruptions as a result of physical climate-related risks, and therefore the Group does not include a separate climate-related risk adjustment in the Group's WACC.

Physical risk impacts on asset carrying values

The Group's operations are exposed to physical climate-related risks. In FY2023, the Group progressed impact evaluations of physical climate-related risks to better understand the potential impacts to site operations, safety, productivity and cost, with these assessments to continue in FY2024.

The Group's consideration of potential physical climate-related risk impacts when developing the Group's operating plans, including factors such as operational interruptions caused by extreme weather events, therefore considers only the Group's current best estimates of the potential financial impacts of certain climate-related physical risks.

Given the complexity of physical risk modelling and the ongoing nature of the Group's physical risk assessment process, the identification of additional risks and/or the detailed development of the Group's response may result in material changes to financial results and the carrying values of assets and liabilities in future reporting periods.

Useful economic lives of property, plant and equipment

The determination of useful lives of the Group's PP&E requires judgement, including consideration of the Group's climate change strategy, targets and goals, decarbonisation plans and the possible impact of transition risks on demand for the Group's commodities.

Useful lives are reviewed each reporting period, including to ensure they do not exceed the remaining expected operating life of the operation in which they are utilised, and are updated as required. The remaining lives of the Group's operations reflect the Group's operational planning cases and their underlying climate-related assumptions.

A key component of the Group's operational decarbonisation strategy is the displacement of diesel within the Group's operations, particularly the haul truck fleet. The Group is supporting the development of new equipment by original equipment manufacturers, including entering into partnerships focused on the development and trialling of electrical locomotives and haul trucks.

While technical and commercial development of the technology needed is progressing, the Group's operating plans generally assume replacement of haul trucks, and other diesel powered equipment, at the end of their useful lives in line with the Group's regular fleet renewal programs. For example, a significant proportion of the Group's current WAIO mining fleet is due for replacement prior to the expected availability of battery electric vehicle solutions. As such, the Group's decarbonisation plans have not had a material impact on the estimated remaining useful lives of the Group's existing fleet of assets in FY2023.

Woolworths Group Limited は、アニュアルレポートの注記 3.6(有形固定資産) 及び注記 3.10(非金融資産の減損)において、当報告期間においてサステナビリティ関連事項から生じる影響はないものの、将来の報告期間において影響がある可能性がある旨を示唆する開示を行っている。

実例 4-8: Woolworths Group Limited (2023)

オーストラリア

Annual Report 2023 [抜粋]

Consolidated Financial Statements [抜粋]

Notes to the Consolidated Financial Statements [抜粋]

3.6 Property, plant and equipment [抜粋]



Financial reporting impacts of sustainability-related matters

The Group has identified climate-related physical risks to its assets and is currently working through actions to address these risks, including improving the resilience of its assets through the implementation of generators for areas exposed to a high risk of power outages, flood barriers, rainwater harvesting, and roof strengthening.

Useful lives

During the period, there were no changes to the useful lives of property, plant and equipment as a result of climate-related risks.

If in future reporting periods there are changes to the proposed useful lives and/or residual values due to climate-related risks, these changes will be accounted for on a prospective basis.

3.10 Impairment of non-financial assets [抜粋]



Financial reporting impacts of sustainability-related matters

The Group continues to develop its assessment of the potential impacts of climate change on its impairment testing.

The Group has identified climate-related physical risks to its assets and is currently working through actions to address these risks. These actions include the replacement of its existing assets with more environmentally-friendly alternatives, such as refrigeration, solar and LED lighting, and converting the Group's home delivery fleet to zero emissions vehicles, as well as increasing the resilience of the Group's store and supply chain assets through the implementation of generators for areas exposed to a high risk of power outages. Furthermore, the Group incorporates the potential increase of future flood risk into its existing site selection and design procedures.

The Group performed a sensitivity analysis and determined that any reasonably possible changes in the key assumptions used in the determination of the recoverable amounts would not result in an impairment loss. However, should the impacts of climate change exceed the reasonably possible changes assumed, this could result in the recognition of an impairment loss at the CGU level.

4.3.4.B 予想される財務的影響に関する開示-次の年次報告期間

予想される財務的影響とは、次の年次報告期間に予想される財務的影響、及び短期、中期及び長期にわたって予想される財務的影響を指す。

IFRS S1 号は、現在の財務的影響と次の年次報告期間において予想される財務的影響をつなげる情報の開示を要求している。この IFRS S1 号の開示要求に従って、企業は、以下の両方の特徴を有するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する定量的情報及び定性的情報を開示することが求められる。[IFRS S1.35(b)]

- ▶ サステナビリティ関連のリスク又は機会が、現在の財務的影響を有すると識別された(上記 4.3.4.A 章も参照)。
- ▶ 次の年次報告期間中に、関連する財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある。

現在の財務的影響の開示と同様に、この開示で要求される情報は、IAS 第 1 号における見積りの不確実性の要因の開示の要求事項に従って企業の財務諸表の注記にも開示される可能性がある。従って、企業は、不必要な開示の重複を避けるために、この情報への相互参照を含めるかどうかを検討する必要があるかもしれない。

弊法人のコメント

我々は、企業は当期の財務影響と次の年次報告期間に予想される影響についてのサステナビリティ関連財務開示を作成する際、財務諸表に含まれる情報に使用される仮定及びデータをこれらの開示の重要性評価の基礎とする必要があり、また逆も然りであると考え。これは、財務諸表の作成とサステナビリティ関連財務情報の開示の両者において、整合性のあるデータ及び仮定の使用が要求されている IFRS S1 号の要求事項と整合的である。(3.4.2.B 章にて議論している)

4.3.4.C 予想される財務的影響に関する開示-短期、中期、長期

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略を考慮した場合に、企業の財政状態が短期、中期及び長期にわたってどのように変化すると予想されるかについて、以下のすべてを考慮して定量的情報及び定性的情報を開示することを企業に求めている。[IFRS S1.35(c)]

- ▶ 投資計画及び処分計画(企業が契約上約束していない計画も含む)
- ▶ 戦略遂行のために計画している資金源

企業の投資・処分計画には、資本的支出、主要な買収及びダイベストメント、共同支配企業、事業変革、イノベーション、新たな事業領域並びに資産の除却の計画が含まれる。

同様に、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が企業自身の財務業績及びキャッシュ・フローについてどのように変化すると見込んでいるかについて、定量的情報及び定性的情報を開示することを求めている。[IFRS S1.35(d)]

設例 4-5: 予想される財務的影響とサステナビリティ関連のリスク及び機会

上記の設例 4-4 と同じ事実関係を前提とする。

設例 4-4 において識別された気候関連リスクは、企業 B の当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えないものの、予想される財務的影響は存在する。企業 B は、それらの予想される財務的影響を開示する必要がある。例えば、車両を電気自動車に移行するためには、企業 B はガソリン車を電気自動車に置き換え、必要な場所に充電スポットを設置するために、約 1 百万 CU の追加設備投資を行う必要があるとする。今後 3 年以内に全車両を置き換えることを目標とすると、毎年全車両の 30%を置き換える見込みとなる。企業 B は、電気自動車への移行によって、ガソリン車によって排出される企業 B のスコープ 1 の GHG 排出量を毎年約 20,000 トン削減することを目標としている。

4.3.4.D 現在の及び予想される財務的影響の測定

IFRS S1 号は、定量的情報を単一の数値又は数値の範囲として開示することができることを示す以外に現在の及び予想される財務的影響をどのように測定するかについてのガイダンスを提供していない。ISSB は、場合によっては、単一の見積りよりも、考えられる結果の範囲の方が有用であることを認識している。[IFRS S1.36、IFRS S1.BC89]

弊法人のコメント

サステナビリティ関連のリスク又は機会から予想される財務的影響を定量化する際に考慮しなければならないさまざまな要因がある場合に、企業は、それらの影響をどのように測定するかを決定するために、判断を用いる必要があるかもしれない。このような判断は、企業がその財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへの予想される影響を最もよく反映すると期待する方法を選択することに関連する。適切な測定方法を選択するための判断を行うにあたり、企業は、IFRS 会計基準又は他の会計基準で使用されている測定方法(期待値又は最も可能性の高い金額など)が予想される財務的影響を定量化するために類推適用することが適切かどうか、検討することが考えられる。

4.3.4.E 予想される財務的影響に関する開示の作成

利害関係者は、予想される財務的影響に関する情報を開示する際に、一部の企業が困難に直面する可能性について懸念を表明した。これらの懸念に対応するため、特にサステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される財務的影響に関する開示の作成について、IFRS S1 号は企業に以下のことを認めている(すべてを行わなければならない): [IFRS S1.37、IFRS S1.BC106、IFRS S1.BC107]

- ▶ 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる(詳細については、上記 1.2.2 章の議論を参照)。ISSB は、以下の設例 4-6 に要約されているように、予想される影響という文脈でこの要求事項をさらに明確化した。
- ▶ それらの開示を作成するために企業が利用可能なスキル、能力及びリソースに見合ったアプローチを用いる。しかし、ISSB は、企業が予想される財務的影響に関する定量的情報を提供するためのスキルや能力を取得又は開発するために利用可能なリソースがある場合には、それらを有していないことを理由に、定量的情報の提供を回避することはできないことを明確にした。

図表 4-6: 予想される影響に関する開示の文脈における合理的かつ裏付け可能な情報の概念

用語	意味
すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる	企業は、裏付け可能ではないか又は不合理な情報を前提として、機会又はリスクの予想される財務的影響を過大に又は過小に記載することが禁止される。
報告日時点で利用可能な情報を用いる	企業は、 ▶ 報告日時点で企業が利用可能な情報(過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想を含む)のみを用いることが容認される。
過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報を用いる	企業は、リスク又は機会の予想される財務的影響を決定するにあたり、情報の網羅的な探索を実施することは要求されない。 その代わり、企業は、当該情報の入手に伴うコスト及び労力に見合った情報探索を実施することが容認される。

4.3.4.F 現在の及び予想される財務的影響に関する定量的情報が要求されない場合の基準と開示

ISSB は、企業がサステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響に関する定量的情報を開示する必要がない場合の基準を定めている。[IFRS S1.38、IFRS S1.39、IFRS1.BC109] 特に、

- ▶ IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク又は機会の現在又は予想される財務的影響について、以下の場合には定量的情報を提供する必要はないと定めている:

- ▶ 現在の又は予想される財務的影響を区分して識別できない。財務的影響は、多くのリスク又は機会から生じ、財務諸表の多くの項目に影響を及ぼす場合がある。そのため、財務的影響を個々のサステナビリティ関連のリスクや機会に帰属させることが困難な場合がある。

あるいは

- ▶ それらの影響を見積るにあたり測定の不確実性のレベルがあまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない場合。測定の不確実性に関する更なる議論については、以下の 6.2 章を参照のこと。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク又は機会から予想される財務的影響に関しては、IFRS S1 号は、企業が定量的情報を提供するスキル、能力又はリソースを有していない場合には、予想される財務的影響に関する定量的情報を提供することを要求していない。

特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会の現在の又は予想される財務的影響について、企業が定量的情報を開示することができない場合でも、主要な利用者にとって有用な他の定量的及び定性的情報を提供することが依然として求められることを ISSB は明確にした。そのため、企業が定量的情報を提供できないと結論づけた場合、IFRS S1 号は企業に以下のすべてを要求している:[IFRS S1.40]

- ▶ 定量的な情報を提供していない理由を説明する。
- ▶ それらの財務的影響に関する定性的情報を提供する。これには、サステナビリティ関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高い、又は影響を与えた、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。
- ▶ そのサステナビリティ関連のリスク又は機会と、他のサステナビリティ関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報を提供する。但し、複合的な財務的影響に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。

4.3.5 サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する開示

IFRS S1 号は、企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス評価を要求している。レジリエンス評価の目的は、さまざまなシナリオにおいて、サステナビリティ関連のリスクや関連する不確実性の影響に対処し、それに耐える企業の能力について主要な利用者に情報を提供することである。

特に IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスクに関連する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスの評価を、どのように評価を実施したのか及び時間軸に関する情報を含めて開示することを求めている。評価は定性的評価と、該当ある場合には定量的評価とする。定量的情報を提供するにあたり、IFRS S1 号は、単一の数値又は数値の範囲を開示することを企業に認めている。[IFRS S1.41]

IFRS S1 号は、他の ISSB 基準が、シナリオ分析が要求されるかどうかを含め、具体的なサステナビリティ関連リスクに対する企業のレジリエンスについて開示が要求される情報の種類とそれらの開示の作成方法を規定する場合があるとしている。[IFRS S1.42] 例えば IFRS S2 号には、企業の気候関連リスクに対するレジリエンス評価に関する具体的な要求事項が含まれている（「パートB-IFRS S2 号の解説」の4.3章を参照）。

企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する情報開示の要求事項と、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響に関する情報開示の要求事項は、それぞれ異なる情報ニーズに応えるように設計されている。レジリエンス評価の要求事項は、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に適応するための企業の能力に関するものであるのに対し、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響に関する要求事項は、リスク及び機会が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響に関するものである。したがって、これらの要求事項は独立して適用することができる。しかし、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の予想される財務的影響を決定するために、レジリエンス評価を実施する必要はないが、ISSB は、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の予想される財務的影響を決定する際に、レジリエンス評価が有用であり、関連性があると考えられる場合があることを認識している。[IFRS S1.BC113]

4.4 リスク管理

TCFD は、「リスク管理」を「組織のリスクに対処し、それらのリスクの複合的な潜在的影響を管理することにより、組織の目的達成を支援するために、組織の取締役会と経営者が実施する一連のプロセス」¹⁸と定義している。

IFRS S1 号におけるリスク管理の開示の目的は、主要な利用者が以下のすべてを行うことができるようにすることである。[IFRS S1.43]

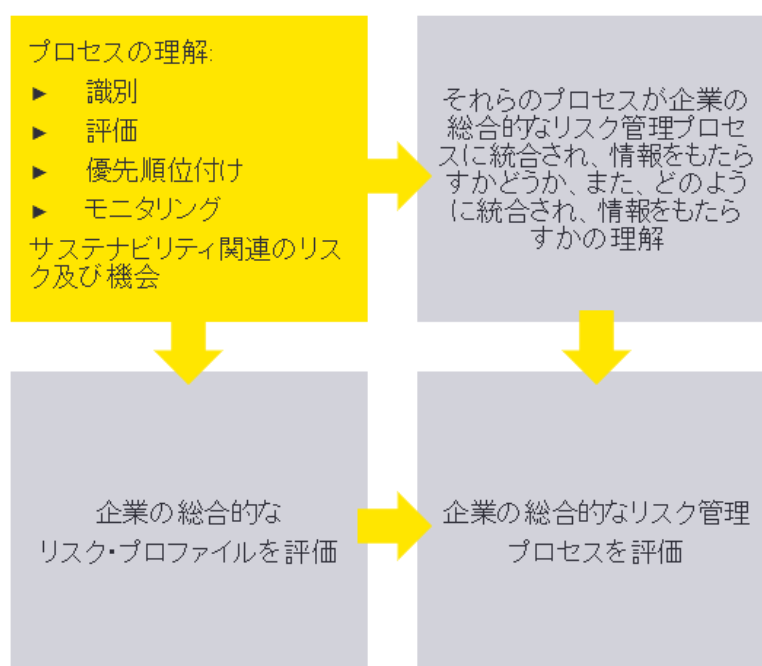
- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするための企業のプロセスを理解する(4.4.1 章及び 4.4.2 章を参照)。
- ▶ それらのプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、また、どのように統合され、情報をもたらすのかを理解する(4.4.3 章を参照)。
- ▶ 企業の総合的なリスク・プロファイル及び総合的なリスク管理プロセスを評価する。

この目的は以下の図 4-7 にまとめられている：

リスク管理プロセスとは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位をつけ、モニタリングするために企業が用いるプロセスを指す。

¹⁸ TCFD、付録 5:用語集と略語、63 ページ

図 4-7: リスク管理プロセス



TCFD は、「企業の財務・経営成績を評価する際、多くの投資家は、そのような成績が達成されるガバナンスとリスク管理の状況についての洞察を求めている。」¹⁹と指摘している。この焦点は、リスク管理開示の目的と戦略開示の目的を区別するのに役立つ。ISSB は、リスク管理プロセスに関する開示は、企業が導入したリスク管理の枠組みに関するものであると説明している。対照的に、戦略に関する開示は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略に関する情報を提供することに重点を置いている。[IFRS S1.BC116]

¹⁹ 「気候関連財務情報開示タスクフォース最終報告書提言」(2017 年 6 月)17 ページ

Hong Kong and China Gas Company Limited(Towngas)は、2023 年の ESG レポートにおいて、別の公表レポートにてさらに分析されているリスク管理プロセスを要約することで、気候リスク評価の実施方法を開示している。

実例 4-9: The Hong Kong and China Gas Company Limited (Towngas) (2023)

Environmental, Social and Governance Report 2023 [抜粋]

NEUTRALISING OUR FOOTPRINT [抜粋]

Climate Change Management [抜粋]

Identifying, Assessing, and Managing Climate-related Risks

To evaluate the potential impacts of climate change on our assets, businesses and value chain, we conduct comprehensive climate risk assessments using various climate models and scenarios analyses. This helps us account for a wide range of potential impacts and uncertainties and prepare for future climate-related risks. To ensure comprehensive strategic planning and informed decision-making for the future, we regularly review and update our assessments, strategies and scenario analysis to address emerging climate-related risks and opportunities in different time horizons. We also maintain open communication with stakeholders and explore strategies for strengthening our resilience against transition and physical climate-related risks. For more details, please refer to *the Guide* and sections below.

Physical Risks

Physical risks associated with climate change impacts can be broadly classified as acute (e.g., floods, droughts) and chronic (e.g., sea-level rise, temperature increases). In order to evaluate the impacts of physical risks present in our assets, three Representative Concentration Pathways (RCP) scenarios (RCP 2.6, RCP 4.5, RCP 8.5) were used. These scenarios ranged from limiting the global average temperature of 1.5°C to align with The Paris Agreement (RCP 2.6) to managing the challenges of a drastic increase in average temperature of 4°C (RCP 8.5).

In 2021 we conducted a deep asset physical risk assessment for our Tai Po Gas Production Plant and an asset level assessment of 100 major assets on the Chinese mainland. To extend the assessment coverage across the Chinese mainland, we included new projects and conducted asset level assessments of over 300 assets in 2023. Focusing on chronic risks, we used a climate model to identify climate-sensitive/vulnerable assets, i.e. assets most exposed to extreme impacts such as extreme temperature, rainfall and water stress.

Visits to over 10 selected assets were conducted in 2023 to understand their vulnerability and capacity to adapt to key hazards. We ensure that effective systems are in place to withstand different climate stressors. We also held ESG and climate change training for managerial employees on site to show them the climate impact projections for the assets, as well as to equip them with the knowledge required to tackle climate hazards in the future.

Risk	Time Horizon ¹	Potential Financial Implications	Mitigation Plan/Response
Acute  Heavy rainfall and increased frequency and intensity of river floods	Medium to Long Term	↑ Costs and ↓ revenue from asset damage ↑ Resilience upgrade expenses ↑ Insurance costs and claims	- Review plan for adapting our infrastructure to climate change - Strengthen crisis management plans
Chronic  Increased temperatures	Long Term	↓ Revenue from gas-related services ↑ Operating costs due to energy use	Diversify businesses to transform into a multi-energy provider

Transition Risks and Opportunities

In 2020, we analysed various assumptions under four self-developed scenarios based on the International Energy Agency's (IEA) *World Energy Outlook 2019*, which consider technological advancements and policy implementations. This enabled us to identify potential transition risks that could impact the Group under different time horizons. To ensure our analysis aligns with the latest trends, we updated these scenarios using the Network for Greening the Financial System (NGFS) scenarios and developed the Net Zero 2050 Scenario to align with the goal of limiting a global temperature rise to 1.5°C. We then prioritised top transition risks under the Net Zero 2050 Scenario and Below 2°C Scenario specifically for gas-related businesses.

Risk	Time Horizon ¹	Potential Financial Implications	Mitigation Plan/Response Measure
Policy and Legal Mandates on/regulation of products and services	Short to Medium Term	Revenue from gas-related services Compliance and insurance costs Income from low-carbon offerings	Align with government policies for low-carbon development Reduce GHG emissions via low-carbon energy and efficiency improvements
Technology Technological improvements or innovations to support the transition to a lower-carbon economy	Medium to Long Term	Investment in new technologies R&D spending Operational costs due to energy efficiency	Reduce operational GHG emissions Support R&D with proprietary technologies
Market Shifting consumer behaviour	Medium to Long Term	Revenue from gas-related services Operating costs due to raw material price changes Income from low-carbon products	Diversify businesses to transform into a multi-energy provider
Reputation Shareholders are likely to divest from fossil fuels and invest in low-carbon businesses	Long Term	Change in capital availability Communication costs	Enhance open disclosure for increased capital availability

¹Short term runs to 2025, aligned with our near-term targets that cover carbon reduction, energy efficiency, etc.; medium term runs to 2035, aligned with the Group's plan to replace fossil fuels in phases by introducing and using zero-carbon fuels in our HK operations; long term runs to 2050, aligned with the Hong Kong's Climate Action Plan 2050 to achieve carbon neutral before 2050

4.4.1 サステナビリティ関連リスクを識別するためのリスク管理プロセス

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いているプロセス及び関連する方針についての情報を開示することを要求している。開示すべき情報には、以下のすべてに関する情報が含まれる：[IFRS S1.44(a)]

- ▶ サステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスと方針において、企業が用いるインプットとパラメータ(例えば、データソースとそのプロセスで対象となる事業の範囲に関する情報)。
- ▶ サステナビリティ関連のリスクの識別に情報をもたらすために、シナリオ分析を用いているかどうか、また、どのように用いているか。
- ▶ それらのリスクの影響の性質、発生可能性及び規模を企業がどのように評価しているか(例えば、定性的要因、定量的閾値又はその他の規準を考慮しているかどうか)。
- ▶ 他の種類のリスクと比較して、サステナビリティ関連のリスクを優先順位付けしているかどうか、またどのように優先付けしているか。
- ▶ サステナビリティ関連のリスクを企業がどのようにモニタリングしているか。
- ▶ 過去の報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更したかどうか、またどのように変更したか。

4.4.2 サステナビリティ関連の機会を識別するためのリスク管理プロセス

IFRS S1 号はまた、サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報を開示することを企業に求めている。[IFRS S1.44(b)]

サステナビリティ関連のリスクのリスク管理プロセスの開示とは異なり、IFRS S1 号では、機会に適用される企業のリスク管理プロセスについて開示すべき特定の情報を詳述していない。ISSB は、サステナビリティ関連のリスクに関する開示要求事項が、機会に関する開示要求事項よりも詳細であるのは、リスク管理プロセスが相対的に成熟しており、リスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするための企業のプロセスに関する情報に対する主要な利用者のニーズを満たすためであると説明している。[IFRS S1.BC119]

弊法人のコメント

リスク管理に関する開示は、主要な利用者が、企業のサステナビリティ関連の機会を管理するプロセスを理解することを可能にする場合もある。したがって、それらの開示の一部は、サステナビリティ関連の機会に関する開示にも情報を提供することができる。

4.4.3 リスク管理プロセスのための統合された開示

IFRS S1 号は、企業に対し、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスにどの程度統合され、情報をもたらしているのか、また、どのように統合され、情報をもたらしているかについて開示することを求めている。[IFRS S1.44(c)] この情報は、主要な利用者が、企業の全体的なリスク・プロファイルとリスク管理活動を評価する際の助けとなる。

企業が、同じリスクマネジメントプロセスを用いて、異なるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付けし、又はモニタリングする場合、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに個別のリスク管理の開示を行うのではなく、それらの開示を統合する必要がある。これを例示するため、ISSB は次の例を提供した:ある企業は、自社の気候関連のリスク及び機会が、リスク及び機会を管理する自社の総合的なリスク管理プロセスに統合されていることを開示している。しかし、その他の(気候以外の)サステナビリティ関連のリスク及び機会については、企業の総合的なリスク管理プロセスの一部となっていないため、それらのリスク及び機会の識別、評価、優先順位付け、モニタリングは別個に実施されている。[IFRS S1.BC118]

4.5 指標及び目標

4.5.1 指標

指標及び目標に関する開示の目的は、主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることである。[IFRS S1.45]

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、IFRS S1 号は以下のすべての開示を企業に求めている:[IFRS S1.46]

- ▶ ISSB 基準で要求される指標
- ▶ 企業が以下の測定・モニタリングに用いる指標:
 - ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会(これらの指標が ISSB 基準で要求されていない場合であっても)

企業が開示する指標は、産業への参加を特徴づける、特定のビジネス・モデル、活動又はその他の共通の特徴に関連する指標を含めなければならない。

- ▶ 企業が設定した目標及び法律又は規制により達成を求められる目標に対する進捗状況を含む、リスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス

上述した指標を開示する場合に、IFRS S1 号は企業にサステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する産業別指標を含めることを求めている。つまり、企業は、産業への参加を特徴づける、特定のビジネス・モデル、活動又はその他の共通の特徴に関連する指標を含める必要がある。[IFRS S1.48]

4.5.1.A ISSB 基準で要求される指標

気候関連のリスク及び機会に適用される指標について、IFRS S1 号は、IFRS S2 号の要求事項を適用することを要求している。IFRS S2 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別する際に、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」で定義されている産業別開示トピックを参照し、その適用可能性を検討することを企業に要求している。これらは通常、産業への参加を特徴付ける、特定のビジネス・モデル、活動又はその他の共通の特徴に関連付けられている。さらに、産業別ガイダンスでは、気候関連のリスク及び機会についての情報を測定及び開示するための潜在的な方法も示している。（「パート B-IFRS S2 号の解説」の 4.5 章を参照）。企業が「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」を使用しないと結論付けたとしても、ISSB 基準では、産業固有の開示が求められている。

しかし、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される指標及び目標について、ISSB は、そのサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される可能性のある、他のトピックに関する ISSB 基準をまだ公表していない。したがって、サステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される ISSB 基準がない場合、IFRS S1 号は、適用可能な指標を識別するために、ガイダンスの情報源に関する要求事項を適用することを企業に求めている。また、指標が ISSB 基準以外の情報源から取得された場合には、情報源(特定の基準、公表物、慣行及び他のガイダンスの情報源)と当該指標を識別することが要求される。[IFRS S1.47、IFRS S1.49] ガイダンスの情報源の詳細については、下記 5.1.2 章を参照。

4.5.1.B 企業が開発した指標

企業が開発した指標について、IFRS S1 号は以下のすべての情報を開示することを求めている：[IFRS S1.50]。

図 4-8: 企業が開発した指標の開示

テーマ	必要な開示
定義	指標はどのように定義されているか： ▶ ISSB 基準以外から取得した指標を調整することによって得られた指標であるかどうか。 ▶ もしそうであれば、どの情報源か、また、その情報源で指定されている指標と企業が開示している指標がどのように異なるか。
性質	指標が絶対指標であるか、その他の指標との関連で表現される指標であるか、又は定性的な指標であるか。ISSB は、赤、黄、緑の"信号機"の色を使ってステータスを示す定性的な測定値の例を示している。
検証	指標は第三者によって検証されているか、検証されている場合は誰によって検証されているか。
算定	指標の算定に用いた方法と、算定のためのインプット： ▶ 用いた算定方法の限界 ▶ 用いた重大な仮定

4.5.3 目標

企業の目標には、戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標や、法律や規制によって達成することが求められている目標が含まれる。[IFRS S1.51]

各対象について、IFRS S1 号は、企業に以下のすべての開示を要求している：[IFRS S1.51]

- ▶ 目標を設定し、目標達成に向けた進捗状況をモニタリングするために用いる指標
- ▶ 企業が設定した、又は達成することが要求される具体的な定量的又は定性的目標
- ▶ 目標が適用される期間
- ▶ 進捗が測定される基礎となる期間
- ▶ マイルストーンと中間目標
- ▶ 各目標に対するパフォーマンス及び企業のパフォーマンスに関する傾向や変化の分析
- ▶ 目標の見直しとその説明

企業は、企業の目標の設定、及び、目標達成に向けた進捗状況をモニタリングするために用いられる指標を含め、各報告期間について一貫して指標を定義し、計算することが求められる。報告期間中に指標が再定義され、又は置き換えられた場合、企業は以下のすべてを行う必要がある：[IFRS S1.52、IFRS S1.B52]

- ▶ 実務上不可能でない限り、見直し後の比較数値を開示する。
- ▶ 指標に対する変更の内容について説明する。
- ▶ 変更した理由(なぜ、再定義又は置き換えられた指標がより有用な情報を提供するのを含む)を説明する。

企業が開示する指標及び目標は、意味のある、明瞭で正確な名称と記述を用いて、名付け、定義されなければならない。[IFRS S1.53]

5 全般的な要求事項

5.1 ガイダンスの情報源

ISSB基準の全範囲の開発期間中は、他のガイダンスの情報源の利用が期待されるが、特定の事象、取引、その他の状況が、ISSB基準で具体的に扱われていない状況においては、他のガイダンスの情報源の利用は、引き続き適切なものとなるであろう。

上記 1.2 章及び 3.2.2 章で述べたように、IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会、及びそれらのリスク及び機会に適用される重要性がある情報を識別することを企業に求めている。どちらの識別プロセスも、IFRS S1 号に含まれるガイダンスの情報源から情報を得る。

これらの識別プロセスにおいて、企業はまず、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される ISSB 基準を適用することが求められる。[IFRS S1.5 4、IFRS S1.56] IFRS S1 号には、特に ISSB 基準に直接適用できる要求事項がない場合に、企業に方向性を与えることを意図した他のガイダンスの情報源も含まれている。このようなガイダンスは、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、主要な利用者の意思決定に有用な開示を行うために、他の基準やフレームワークを適切に利用するためのロードマップを企業に提供するものである。IFRS S1 号に含まれるガイダンスの情報源は、選択された場合、企業が IFRS S1 号の目的を満たすことができる情報を提供することになる可能性が高いものである。ISSB は、このことが実務の多様性を減らし、同業他社が提供する情報間の比較可能性を向上させることに貢献できると考えている。[IFRS S1.BC128]

本解説の発行時点までに、ISSB は、気候関連のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報開示に関する個別の要求事項を公表している(すなわち、IFRS S2 号)。ISSB の基準設定活動の初期段階であり、気候以外の ISSB 基準が開発・公表されるまでの間は、他のガイダンスを利用することが特に有用である。ISSB は、追加的な ISSB 基準が開発されるにつれて、企業の他のガイダンス情報源への依存は徐々に減少していくと考えている。なぜなら、今後開発される ISSB 基準の範囲は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別することのみならず、主要な利用者のニーズを満たすように設計された情報開示を提供することにも有用だからであり、したがって、埋めるべきギャップは少なくなるからである。[IFRS S1.BC128]

上記のように、ISSB 基準の全範囲の開発期間中は、他のガイダンスの情報源が重要であるものの、ISSB は、これらの他の情報源が、IFRS S1 号の目的を達成するために、その後も企業にとって有用であり続けることを期待している。他のガイダンスの情報源に関する IFRS S1 号の要求事項の根拠は、IFRS 会計基準で適用される IAS 第 8 号と同様である。すなわち、特定の事象、取引、その他の条件が、どの ISSB 基準でも具体的に上げられていない状況が存在する。また、サステナビリティに関するトピックの範囲や主要な利用者の情報ニーズは継続的に進化しており、ISSB 基準がすべての可能な状況に対して具体的なガイダンスを提供しない可能性もある。さらに、ISSB は、このガイダンスは、主要な利用者のニーズを満たすことに焦点を当てたサステナビリティ関連の財務開示をこれまで報告してこなかった企業にとって、特に有用であると考えた。

5.1.1 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際のガイダンスの情報源の利用

上記の 5.1 章で述べたように、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際、企業は ISSB 基準を適用する必要がある。すなわち、企業は、ISSB 基準に含まれる、サステナビリティ関連のトピックと当該トピックに関連するそれぞれのサステナビリティ関連のリスク及び機会を検討する必要がある。[IFRS S1.54].

ISSB 基準に加えて、IFRS S1 号は、この識別プロセスにおける判断を支援するため、他のガイダンスの情報源のリストを提供している。ISSB は、(サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際、及びそれらのリスク及び機会について提供すべき重要性がある情報を識別する際の両方において)長い情報源のリストを含める代わりに、企業が参照することが要求される、又は参照し、適用可能性を検討することができるガイダンスの情報源のリストを限定することで、要求事項の負担を軽減することを決定した。ISSB は、ガイダンスの情報源を、企業が参照し、その適用可能性を検討することが要求されるものと、企業が参照し、その適用可能性を検討することが許容されるものとに区別することを決定した。ISSB は、ガイダンスの情報源を「参照し、その適用可能性を検討」という用語の使用について、企業がガイダンスの情報源を参照し、それが適用可能かどうかを検討することを要求される又は許容されることを明確化した。適用可能であれば、企業はそのガイダンスの情報源を適用することが要求又は許容される。[IFRS S1.BC131, IFRS S1.BC132]

企業が参照し、その適用可能性を検討することが求められているガイダンスの情報源のリストは、サステナビリティ会計基準審議会基準(SASB スタンダード)に限定されている。これは、企業に長い情報源のリストを参照し、その適用可能性の検討を求めるのではなく、要求事項の適用の負担を軽減するために、ISSB によって決定されたものである。ISSB は、SASB スタンダードを使用することで、企業の適用コストを削減し、主要な利用者にとって有用で比較可能な開示が得られると考えた。これは、SASB スタンダードが IFRS S1 号と同様の目的で開発され、開示トピックや指標に関する全体的な設計が、IFRS S1 号の要求事項の構造を概ね踏襲しているからである。実際、SASB スタンダードによって提供される産業別のガイダンスは、IFRS S1 号の全般的な要求事項を補完するものであり、バリュー・チェーン全体を通じて産業で発生するサステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てた開示トピックを含んでいる。[IFRS S1.55(a), IFRS S1.BC129, IFRS S1.BC130, IFRS S1.BC134].

ISSB は、2024 年 2 月に、「IFRS S1 号における要求事項を満たすための SASB スタンダード使用²⁰」という教育的資料を公表し、この資料においてガイダンスの情報源としての SASB スタンダードの有用性を指摘している。特に、この教育的資料では、SASB スタンダードは、主要な利用者に同業他社と比較可能な意思決定に有用な情報を提供するように設計されているため、SASB スタンダードを使用することは有益な場合があるという点が強調されている。SASB スタンダードは、具体的な産業に適合しているため、これによって、企業は気候以外のサステナビリティ関連のトピックにおける自社の事業活動に関連するガイダンスにアクセスすることができる。さらに、当該 ISSB の教育的資料は IFRS S1 号の要求事項を満たすために、「SASB スタンダード」をどのように用いるかについての概要を解説している。

各 SASB スタンダードには以下の内容が含まれる:[IFRS S1 IG12]

- ▶ **産業の説明:** 産業への所属を特徴づける、ビジネス・モデル、活動その他の共通の特徴を説明することにより、企業が該当する産業ガイダンスを識別することを支援することを意図している(下記 5.1.1.A 章参照)。
- ▶ **開示トピック:** 特定の産業内の企業が行う活動に関連する、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会を記述する(下記 5.1.1.A 章参照)。
- ▶ **指標:** 開示トピックに付随するもので、(個別に又はセットの一部として)特定の開示トピックについての企業のパフォーマンスに関する有用な情報を提供するように設計されている(下記 5.1.2.A 章参照)。
- ▶ **技術的プロトコル:** 関連する指標の定義、範囲、適用、表示に関するガイダンスを提供する(下記 5.1.2.A 章参照)。
- ▶ **活動指標:** 企業による特定の活動や事業の規模を定量化するもので、データを正規化し比較を容易にするために、開示トピックに付随する指標とともに使用されることを意図している(下記 5.1.2.A 章参照)。

²⁰ [Using the SASB Standards to meet the requirements in IFRS S1](#)

5.1.1.A サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために SASB スタンダードを参照する際の留意点

SASB スタンダードの産業の説明

企業は、適用可能な SASB スタンダードを調べることによって、サステナビリティ関連のリスクと機会の識別を開始することができる。SASB スタンダードの適用可能性の検討において、企業は、まず特定の SASB スタンダードが関連する活動を理解する必要がある。SASB スタンダードは、分かりやすい名称(例えば、石油及びガス—探査及び生産)を用いており、セクター別(例えば、採掘及び鉱物加工セクター)に構成されている。加えて、産業別の SASB スタンダードは産業の説明セクションを含んでおり、SASB スタンダードを適用する典型的な事業活動を要約している。産業別の説明は、各 SASB スタンダードが対象としているビジネスを要約しているため、企業は対象としている活動を理解し、SASB スタンダードが自社のビジネス・モデルや関連する活動に適用可能かどうかを判断することができる。産業は様々な慣例に従って分類・定義されるため、産業の名称と説明は、企業が属すると考える産業と正確に一致しない可能性がある。この評価を行う際、企業は次のように判断することができる：[IFRS S1.IG14, IFRS S1.IG15, IFRS S1.IG16]

- ▶ そのビジネス・モデルや活動が、単一の SASB スタンダードの記述と密接に整合している場合、その企業は、その特定の適用可能な SASB スタンダードのみを参照する必要があるかもしれない。
- ▶ そのビジネス・モデル及び活動が、複数の SASB スタンダードの記述に密接に整合している場合(例えば、その企業が、より広範な活動にまたがるハイブリッド又は複雑なビジネス・モデルを構成している場合)、それらの複数の SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を検討する必要がある。
- ▶ その産業が、自らが属すると考える SASB スタンダードの産業名と正確に整合しないか、又は、その活動が、特定の産業の SASB スタンダードで具体的に取り上げられていないと考えられる場合でも、他の SASB スタンダードで、それらの活動や類似の活動を扱っている可能性が高い。

SASB スタンダードの開示トピック

SASB スタンダードの開示トピックは、IFRS S1 号の適用範囲に含まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を企業が理解する上で有用であり、これはサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する上で特に重要である。これは、開示トピックは、市場からのインプットや実証研究によって情報がもたらされたものであり、特定の産業における企業の見通しに影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てているためである。さらに、SASB スタンダードの開示トピックに付随する指標は、一般的に特定の産業内の企業の活動に合わせて調整されている(下記 5.1.2.A 章の議論を参照)。多くの企業は、既に SASB スタンダードの開示トピックに関連する活動を管理し、情報を開示していることに気付く場合がある。[IFRS S1.BC134]。企業は、自社の活動と密接に整合する SASB スタンダードを特定した後、自社のビジネス・モデルや活動に基づいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、その SASB スタンダードのどの開示トピックが自社の活動に整合するかを判断する必要がある。[IFRS S1.IG17]

IFRS S1 号の付属ガイダンスに記載されている設例に基づき、企業がビジネス・モデルや活動に基づいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会を一貫して識別できるようにするために、SASB スタンダードの開示トピックを使用することについて、以下の設例を検討する。[IFRS S1.IG18, IFRS S1.IG19]

設例 5-1:**SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を検討することによる、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別**

企業 B は、食肉、家禽及び乳製品事業の事業を行っているため、食肉、家禽及び乳製品事業の SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を検討している。企業 B は、同 SASB スタンダードの開示トピックのうち、自社の状況に適用可能な開示トピックには、食品安全や労働力の健康及び安全などの開示トピックが含まれると結論付けている。実質的に、企業 B のサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別プロセスは、この SASB スタンダードの開示トピックを使用することによって情報を得ている。

これらの開示トピックを適用するにあたり、企業 B は、製品の品質と安全性の維持に失敗した場合、費用のかかるリコールが発生し、ブランドの評判が損なわれ、罰金が課され、収益が減少し、取引制限を課すことを含む規制当局の監視が強化される可能性があると説明している。

また、企業 B は、IFRS S1 号の識別されたリスクの管理方法に関する要求事項を満たすために、開示トピックを使用している。特に、企業 B は、評判の低下、コストのかかる離職、労働者の士気や生産性の低下、傷病に対する潜在的な責任に関連するリスク、関連する医療費や労災費用を回避するための、強固な労働者の安全対策をしっかり行うことに関する情報を提供している。

設例 5-1 で説明したアプローチは、企業の該当する開示トピックごとに同様に適用することができる。しかし、SASB スタンダードの開示トピックは、ある産業内のすべての企業ではなく、ある産業内の典型的な企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための情報を提供することを意図している。すなわち、SASB スタンダードには、ある産業に属する全ての企業にとって、主要な利用者にとって有用な情報とはならない開示トピックが含まれる可能性がある。例えば、特定の産業で活動する企業は、その産業の開示トピックの対象となる活動に従事していない可能性がある。従って、その開示トピックから得られる情報は、その主要な利用者にとって有用ではない。また、SASB スタンダードにおける開示トピックは網羅的なものではなく、有用な情報をもたらす、ある産業のすべての企業に適用できるような、すべての開示トピックを含んでいるわけではない。[IFRS S1.IG13, IFRS S1.IG20]。従って、企業が SASB スタンダードの開示トピックの適用可能性を考慮する際、上記の理由により、その見通しに影響を及ぼすと合理的に見込まれる全てのサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためには、これらの開示トピックは十分ではないと結論付ける場合がある。

ISSB の教育的資料には、企業がどの産業別の SASB スタンダードと開示トピックが適用可能かについて識別する際に検討する場合のある 5 つの主な問いかけが含まれている。

- ▶ 主要な事業活動は何か
- ▶ 同業他社又は競合他社の事業活動は何か
- ▶ レビューしている SASB スタンダードには、関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会を正確に記述する開示トピックが含まれるか
- ▶ 投資者が最も頻繁に説明又は開示を求めるサステナビリティ関連のリスク及び機会はどれか
- ▶ 開示トピックは、企業の全社的リスク管理プロセスで識別されたリスク又は機会と整合しているか

IFRS S1 号の付属ガイダンスにある以下の例は、SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することによるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別を示している。[IFRS S1.IE 説例 1, IFRS S1.IE3, IFRS S1.IE4, IFRS S1.IE 説例 2, IFRS S1.IE 9, IFRS S1.IE10, IFRS S1.IE11]

IFRS S1 号より抜粋

設例 1-単一のビジネスラインを持つ企業

企業 Y は、地方の旅客航空会社である。企業 Y は、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、IFRS S1 号の 54 項に従って、IFRS サステナビリティ開示基準を適用することが要求される。IFRS サステナビリティ開示基準の適用に加えて、企業 Y は SASB スタンドアードの開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求される。企業 Y のビジネス・モデルと活動は、*航空会社産業 SASB スタンドアード* に最も近いと結論付けている。

企業 Y は、IFRS S2 号「*気候関連開示*」を適用し、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク又は機会を識別する。また、IFRS S1 号第 55 項(a)に従い、*航空会社産業*の SASB スタンドアードの開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮する。企業 Y は、*航空会社産業*の SASB スタンドアードにおける 4 つの開示トピックすべてが、自身の活動に適用可能されたと結論付け、自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に情報をもたらすために、これらの開示トピックを使用している。

...

設例 2-さまざまな活動を展開する大規模コングロマリット企業

企業 A は、さまざまな活動を行う大規模コングロマリット企業である。企業 A は、さまざまな産業で使用される電気機器及び産業機器を製造している。IFRS サステナビリティ開示基準に加え、企業 A は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、SASB スタンドアードの開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されている。企業の活動が多岐にわたるため、企業 A は、SASB スタンドアードの適用可能性を考慮する際、SASB スタンドアードでグループ化されているさまざまなセクターを考慮することから始める。

企業 A は、医療、資源加工、インフラのセクターにおける産業で活動を行っており、場合によっては、サプライヤーに依存するのではなく、生産工程の特定の部分を所有している。また、輸送及び消費財セクターでも活動している。

企業 A は、SASB スタンドアードの開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮する。企業 A は、8 つの SASB スタンドアードは、そのビジネス・モデルと活動に適用されると結論付ける。企業 A は、8 つの基準における開示トピックを考慮する。企業 A は、それらのすべての開示トピックに関連する活動に関与していると考えものの、それらの開示トピックの一部は、自身の状況に照らして適用されないと結論付けている。例えば、企業 A は、特定の開示トピックにより特徴づけられるサステナビリティ関連のリスク又は機会は、企業にとって重大ではない活動に関連するものであるため、短期、中期又は長期にわたり、その見通しに影響を与えると合理的に見込まれるものではないと結論付ける。

企業 A は、考慮した SASB スタンダードの開示トピックのほとんどが、自身の重大な活動に適用されると結論付けている。また、比較的軽微でない活動を有する一部の案件においては、関連する産業の特定の開示トピックのみが適用されると判断している。例えば、企業 A は、輸送及び小売ビジネスについて考慮した開示トピックのほとんどは、これらのビジネスの規模が比較的小さいため、適用されないと結論付ける。しかしながら、企業 A は、これらのビジネスにおける安全や労働実務に関連する事故は、短期的には自身のキャッシュ・フローに大きな影響を与える可能性は低いものの、中期及び長期にわたり企業の評判に大きな影響を与える可能性があるとして結論付ける。このような風評リスクは、中期及び長期にわたり、人材を惹きつけ、維持する能力を含む、大規模なビジネスのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があり、その結果、中期及び長期のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストに影響を及ぼすことが合理的に予想される。このように、企業 A は、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、これらのトピックを考慮する。

5.1.1.B サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために他のガイダンスを参照する場合の考慮事項

企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会を識別するために、IFRS S1 号に規定されているガイダンスの追加的な情報源を考慮する必要があるかもしれない。[IFRS S1.IG13、IFRS S1.IG20] 特に、企業は、「水関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス」(総称して「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」)を参照し、その適用可能性を考慮することができる。さらに、主要な利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体の直近の公表物を参照し、その適用可能性を考慮することや、同じ産業又は地理的地域で事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会を参照することが認められている。[IFRS S1.55(b)]

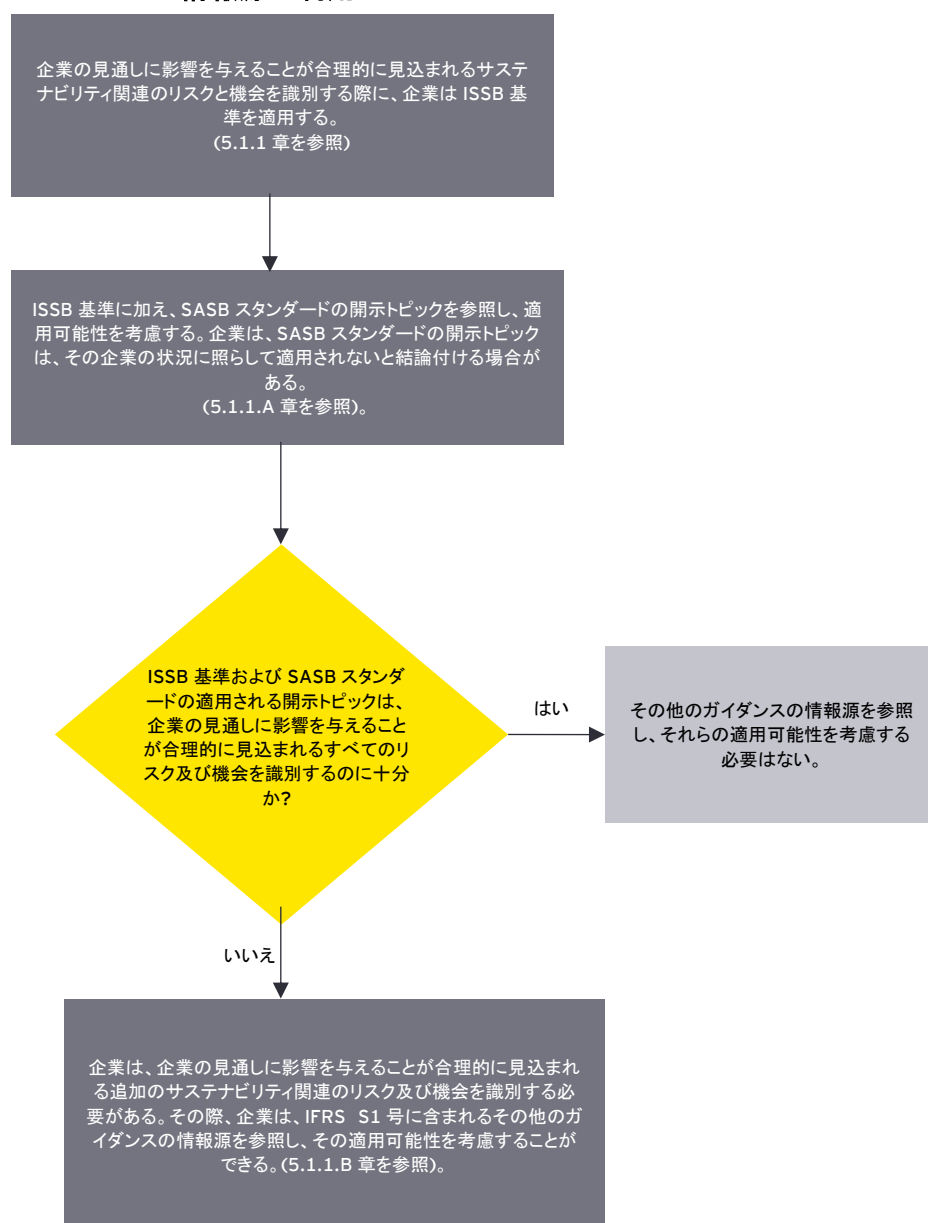
例えば、CDSB フレームワーク適用ガイダンスは、企業が生物多様性に関連するリスク(土壌肥沃度の低下、作物生産のための受粉の減少、魚資源の利用可能性の低下など)や、水に関連する機会(水効率の改善、新しい製品やサービスの開発、利害関係者の関与と協力による生態系の保全と復元など)を識別することを支援することができる。ただし、企業が SASB スタンダードやその他のガイダンスの情報源に従って、水や生物多様性に関連するリスクや機会を識別していることを排除するものではない。[IFRS S1.IG26、IFRS S1.IG27]

さらに、CDSB フレームワーク適用ガイダンスでは、水や生物多様性に関連するリスクが、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会と、どのように関連しているかを説明している場合がある(例えば、洪水の頻発といった水関連リスクは、気候関連リスクと本質的に関連していることが多い)。この情報は、上記 3.4 項で説明したように、企業が IFRS S1 号のつながりのある情報に関する要求事項を満たすために必要である。

同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業、もしくは同様の特徴をもつ企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会は、別のある企業が自身のサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、有用な参照となる場合がある。また、実務上、一部の規制当局は、サステナビリティ報告の監督に関連して、特定の分野に焦点を当てる場合がある。これらの焦点が当てられた領域は、特定の地理的地域又はその地域で事業を営む特定の産業に共通する可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会についての参照を含むかもしれない。しかしながら、企業は、ISSB 基準以外のサステナビリティ関連のフレームワークに従って作成された同業他社の開示を参照する場合、これらの情報源が ISSB 基準に従った開示の作成にどのように関連しているかについて理解する必要がある。つまり、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するプロセスが主要な利用者の情報ニーズを満たすことを確保する必要がある。

ISSB がこれらの情報源の考慮を認め、企業に要求しないことを決定した主な理由は、a) 企業の負担増につながるようなオープンエンドなガイダンスの情報源の広範なリストを考慮する必要がないようにするため、及び、b) 企業が既になじみがある場合がある情報源を利用できるようにすることにより、ISSB 基準への移行を促進するためである。それらのガイダンスの情報源の適用は、ISSB 基準の適用をサポートすることを意図しており、従って、企業は、ISSB 基準への準拠を表明するために、ISSB 基準のすべての要求事項に準拠する必要がある。[IFRS S1.BC135]

図 5-1: サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためのガイダンスの情報源の利用



弊法人のコメント

企業は、ISSB 基準を出発点として適用し、SASB スタンダードを参照してその適用可能性を考慮して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。しかし、これら 2 つの情報源が、自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するのに十分かどうかについては、企業の判断を行使する必要がある。十分でないと判断する場合には、企業は、自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる追加的なサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する必要がある。その際、企業は、本章で議論されているその他のガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮する場合がある。

IFRS S1 号に列挙された他のガイダンスの情報源は、オープンエンドの広範なリストで構成されているものの、企業がこれらのいずれかを参照する場合には、その目的は、より広範な利用者ではなく、主要な利用者の情報ニーズを満たすことでなければならない。

5.1.2 重要性があるサステナビリティ関連財務情報を識別する際のガイダンスの情報源

他のガイダンスの情報源を用いて情報を識別する場合には、サステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示が達成されるように、判断の行使が期待される。

上記 5.1 章で説明したように、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報が、重要性があるかどうかを決定するために、企業はそのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される ISSB 基準の要求事項を適用する。例えば、企業が自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別した場合、IFRS S2 号(パート B - 「IFRS S2 号の解説」で説明)が、気候関連のリスク及び機会に個別に適用される ISSB 基準であるため、IFRS S2 号の要求事項を企業が適用する必要がある。[IFRS S1.56]

しかし、上記 5.1 章で述べたように、ISSB はこれまでに、気候変動に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報開示に関する個別の要求事項(すなわち、IFRS S2 号)のみ公表した。加えて、主要な利用者の情報ニーズは継続的に変化しており、ISSB 基準がすべての状況に対して具体的なガイダンスを提供するとは限らない。そのため、サステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される ISSB 基準がない場合、企業は、IFRS S1 号に規定されるガイダンスの情報源に対する要求事項を適用する必要がある。これらの要求事項は、企業の開示においてサステナビリティ関連のリスク及び機会が適正に表示されるように情報を識別する際に、判断の行使が期待されることを強調している(上記 3.1.1.A 章の適正な表示に関する議論も参照)。すなわち、ISSB 基準がない場合、企業は、ガイダンスの情報源から以下の両方を満たす情報を識別する必要がある:[IFRS S1.57、IFRS S1.C1]

- ▶ 主要な利用者の意思決定ニーズに関連している。
- ▶ 具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会に関して、企業のリスク及び機会を忠実に表現する。

IFRS S1 号に含まれるガイダンスの情報源のリストは、特定の産業又は具体的な状況における特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関連し得る指標を含めることにより、この判断を支援することを目的としている。

IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表示する情報を提供することを企業に要求している(上記 3.1 章を参照)。そのため、企業が重要性のある情報を特定するために他のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を検討する必要がある場合、作成された開示が主要な利用者の意思決定に関連し、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表示していることを確保する必要がある。

5.1.2.A サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するために SASB スタンダードを参照する際の考慮事項

SASB 指標、技術的プロトコル及び活動指標

上記 5.1.2 章で議論したように、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される ISSB 基準がない場合、企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連し、そのリスク又は機会を忠実に表現する情報を識別するために、判断を適用する必要がある。この判断を行うにあたり、IFRS S1 号は、SASB スタンダードに含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮することを企業に求めている。企業は、自社の見通しに影響を与える可能性が合理的にあると識別したそれぞれの開示トピック(上記の 5.1.1.A 章で説明したように)について、その開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を検討する。これらの指標は、開示トピックに付随しており、個別に又はセットの一部として、具体的な開示トピックについての企業のパフォーマンスに関する有用かつ比較可能な情報を提供するように設計されている(すなわち、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応した企業のパフォーマンス)。これらの指標はそれぞれ、定義、範囲、適用、表示に関するガイダンスを提供する技術的プロトコルによってサポートされている。また、技術的プロトコルは、開示された情報を検証するための基準としても機能することがある(これは、上記 3.1.1.A 章で議論したように、提供される情報の質的特性を高めることの一つである)。このような指標に加えて、企業による具体的な活動や事業の規模を定量化し、データを正規化し、比較を容易にするために使用される活動指標がある。[IFRS S1.58(a), IFRS S1.IG12, IFRS S1.IG23]

企業は、それぞれのトピックに関連する指標の適用可能性、及び関連する活動指標を考慮することにより、適用可能な開示を識別することができる。ISSB の教育的資料では、それぞれの開示トピックに関連する指標のリストをレビューし、データを正規化し、比較を促進するために指標とともに活動指標のリストをレビューすることを示唆している。さらに、この教育的資料には、企業がどの産業別の SASB スタンダードと開示トピックが適用可能かを識別する際に、企業が検討する場合のある 7 つの主な問いかけが含まれている。

- ▶ SASB スタンダードの指標は、投資家が、企業がさらされている可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会との関連で、企業のパフォーマンスを理解することに役立つか
- ▶ 同業他社又は競合他社は SASB スタンダードにおいて特定された指標を報告しているか
- ▶ 投資家が SASB スタンダードにおける指標と整合性のある情報の説明又は開示を求めたことがあるか
- ▶ 指標が一貫性をもって調製されることを確保するために、それぞれの指標に付随する SASB スタンダードの基礎となる技術的プロトコルをレビューしたか
- ▶ SASB スタンダードの指標は、企業が既に管理又は開示している情報と整合しているか
- ▶ 仮に、企業が既に、指標が要求する情報と同様の情報を収集しているのであれば、どのようにすれば、その情報をより整合させることができるか
- ▶ SASB スタンダードの技術的プロトコルにおいて特定されているのと同様のデータ収集のための手法を採用しているか

次の設例は、IFRS S1 号の付属ガイダンスに記載されている例に基づくものであり、上記 5.1.1 章の図 5-1 に記載されている説例からの続きである。この例は、SASB スタンダードに含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮するという IFRS S1 号の要求事項に関するものである。[IFRS S1.IG18, IFRS S1.IG22, IFRS S1.IG23, IFRS S1.IG24]

設例 5-2:

SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を検討することにより、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別する。

企業 B は食肉、家禽及び乳製品事業を営むため、食肉、家禽及び乳製品産業の SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を考慮している。企業 B は、同 SASB スタンダードの開示トピックのうち、自社の状況に適用可能なものには、食品安全や労働力の健康及び安全といった開示トピックが含まれると結論付けている。企業 B は、これらの開示トピックに基づき識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するにあたり、食肉、家禽及び乳製品産業の SASB スタンダードに含まれる以下の指標を参照し、その適用可能性を考慮する:

(a) 食品安全

- (i) FB-MP-250a.1 「世界食品安全イニシアティブ(GFSI)」監査(1)不適合率、(2)(a)重大及び(b)軽微な不適合に関する是正措置率
- (ii) FB-MP-250a.2 「世界食品安全イニシアティブ(GFSI)」食品安全認証プログラムの認証を受けたサプライヤー施設の割合
- (iii) FB-MP-250a.3 (1)リコール件数、(2)リコールされた製品の総重量
- (iv) FB-MP-250a.4 企業の製品の輸入を禁止する市場についての説明

(b) 労働力(workforce)の健康及び安全

- (i) FB-MP-320a.1 (1)総記録可能事故率(TRIR)及び(2)致死率
- (ii) FB-MP-320a.2 急性及び慢性の呼吸器の健康状態を評価、モニタリング及び緩和する取り組み(efforts)の記述

SASB スタンダードの付随する技術的プロトコルを適用するにあたり、企業 B は、所在地や雇用形態(フルタイム、パートタイム、直接雇用、契約、役員、従業員、給与、時間給又は季節給など)に関係なく、すべての労働者の労働安全衛生に関する情報を開示する。

企業 B は、指標を適切な文脈で補足する際のガイダンスとして、SASB スタンダードの付随する技術的プロトコルを適用する。これには、顕著なリコールに関する説明(その原因、数値、改善費用、性質(自発的又は非自発的)、関連する是正措置及びリコールに関連するその他の重大な結果(法的手続又は消費者の疾病など)に関連する情報)を含む。

産業別開示を主要な利用者に提供することの重要性は、指標の開示のコア・コンテンツに関する IFRS S1 号のセクション(上記 4.5 章の議論を参照)でも明示されており、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する、産業ベースの指標の開示(すなわち、産業への参加を特徴づける、特定のビジネス・モデル、活動又はその他共通の特徴に関連する指標)を要求されている。関連する指標は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストに及ぼす影響を短期、中期及び長期にわたって評価する際に適用される可能性が高い。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報において選択された指標が重要性があるかどうかについては、企業固有の判断が必要となる。[IFRS S1.BC125、IFRS S1.BC133]

以下の例は、上記 5.1.1 章にそれぞれ抜粋して記載されている IFRS S1 号の付属ガイダンスに含まれる説例 1 及び説例 2 の続きであり、SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することにより、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の識別に関するものである。[IFRS S1.説例 1、IFRS S1.説例 2、IFRS S1.IE5-9、IFRS S1.IE12-15]

IFRS S1 号より抜粋

設例 1-単一のビジネスラインを持つ企業

企業 Y は、地方の旅客航空会社である。企業 Y は、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、IFRS S1 号の 54 項に従って、IFRS サステナビリティ開示基準を適用することが要求される。IFRS サステナビリティ開示基準の適用に加えて、企業 Y は SASB スタンドアードの開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求される。企業 Y のビジネス・モデルと活動は、航空会社産業 SASB スタンドアードに最も近いと結論付けている。

...

企業 Y は、自身のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準を適用する。

例えば、企業 Y は IFRS S2 号を適用し、自身の温室効果ガス排出に関する情報を開示する。企業 Y が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業 Y は航空会社産業の SASB スタンドアードにおける適用される開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮する。企業 Y は、これらの指標を適用することが、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性があり、企業 Y が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現する情報を提供すると結論付ける。例えば、「事故及び安全管理」の開示トピックに関連する指標には、次が含まれる。

(a) TR-AL-540a.1:「安全管理システム」の導入及び結果についての説明

(b) TR-AL-540a.2:航空事故の件数

(c) TR-AL-540a.3:航空安全規制についての政府の強制措置の件数

提供する情報を識別するにあたり、企業 Y は当該指標に付随する技術的プロトコルの適用可能性を考慮する。例えば、「安全管理システム」の導入及び結果についての説明を開示しつつ、企業 Y は、自身が識別した安全リスク及び危険な状況を軽減するために導入した措置又は測定値も説明する場合がある。これらの措置又は測定値には、例えば、統制、事業、管理、プロセス、製品、ビジネス・パートナー、研修又は技術の具体的な変更が含まれる。

企業 Y は、IFRS S1 号における「コア・コンテンツ」に関する要求事項を適用することが要求される。企業 Y は、IFRS S1 号が要求する情報(戦略並びに指標及び目標に関する情報を含む。)を提供するにあたり、航空会社産業の SASB スタンドアードにおける開示トピック、指標及び関連する技術的プロトコルを考慮する。

企業 Y は、IFRS S1 号第 49 項及び第 59 項に従い、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、「航空会社」産業の「SASB スタンドアード」における開示トピック及び指標を適用した旨を開示する。

設例 2 - さまざまな活動を行う大規模なコングロメリット企業

企業 A は、さまざまな活動を行う大規模コングロメリット企業である。企業 A は、さまざまな産業で使用される電気機器及び産業機器を製造している。IFRS サステナビリティ開示基準に加え、企業 A は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、SASB スタンドアードの開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されている。企業の活動が多岐にわたるため、企業 A は、SASB スタンドアードの適用可能性を考慮する際、SASB スタンドアードでグループ化されているさまざまなセクターを考慮することから始める。

企業 A は、医療、資源加工、インフラのセクターにおける産業で活動を行っており、場合によっては、サプライヤーに依存するのではなく、生産工程の特定の部分を所有している。また、輸送及び消費財セクターでも活動している。

...

企業 A が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業 A は適用される開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮する。企業 A は、適用される指標を識別するにあたり、当該指標が一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性があり、自身が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現する情報を提供するかどうかを考慮する。

サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業 A は、重要性がある情報を重要性がない情報で不明瞭にすることを避けるために、一部の情報を集約すべきであると結論付ける。例えば、企業 A は、自身のさまざまな活動において製造する機器に不可欠である材料の調達についての戦略に関する情報は、それらの不可欠である材料のサプライヤーとの関係をまとめて管理しているため、集約すべきであると結論付ける。

対照的に、他の種類の情報について、企業 A は、集約することによって重要性がある情報が不明瞭になると結論付ける。例えば、医療セクターにおける機器に関連するリコールの件数に関する情報は、それぞれのセクターについての技術、製造プロセス及び市場が異なり、従って、これらのセクターにおける製品リコールの発生の理由もさまざまであるため、消費財セクターにおける機器に関するリコールの件数に関する情報と集約すべきでないと結論付ける。

企業 A は、IFRS S1 号第 49 項及び第 59 項に従い、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり適用した SASB スタンダードに関する情報を開示する。これには、企業が適用した特定の SASB スタンダード、開示トピック及び指標の識別に関する情報を含む。企業 A は、IFRS S1 号第 74 項に従い、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った、それらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断を理解できるようにする情報も提供する。

ISSB は、(上記 5.1.1 章の開示トピックの場合と同様に)SASB スタンダードにおける関連する指標が、一定のビジネス・モデルと関連する活動を有する企業に対して、一般的に適用可能であることを期待している。また、これらの指標は網羅的なものではない。(上記の 5.1.2 章で検討したように)SASB スタンダードで規定されている指標は、その状況において適用できないか、又は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する情報を識別するのに十分でないと企業が結論付けた場合、企業は、この識別プロセスにおいて、IFRS S1 号に従って、他のガイダンスの情報源を参照し、考慮するために判断を行使する必要がある[IFRS S1.57、IFRS S1.C1、IFRS S1.IG13、IFRS S1.B C133]

5.1.2.B サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するために他のガイダンスの情報源を参照する際の考慮事項

ISSB 基準と矛盾しない範囲で、企業は以下を参照し、適用可能性を考慮することが認められている。

a) CDSB フレームワーク適用ガイダンス、b) 主要な利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体の最新の公表物、c) 同じ産業又は地理的地域で事業を営む企業が開示している指標を含む情報。[IFRS S1.58(b)]

例えば、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、水や生物多様性に関連するリスク及び機会に関する指標を含む情報を識別する際に、CDSB フレームワーク適用ガイダンスを参照し、適用可能性を考慮する。企業は、上記 4 章で説明したコア・コンテンツの要求事項を適用する際に、CDSB フレームワーク適用ガイダンスを考慮することができる。以下の説例は、IFRS S1 号の付属ガイダンスに基づいている。[IFRS S1.IG27]

設例 5-3:

CDSB フレームワーク適用ガイダンスを参照し、適用可能性を考慮することにより、サステナビリティ関連のリスク及び機会について開示すべき重要性がある情報を識別する。

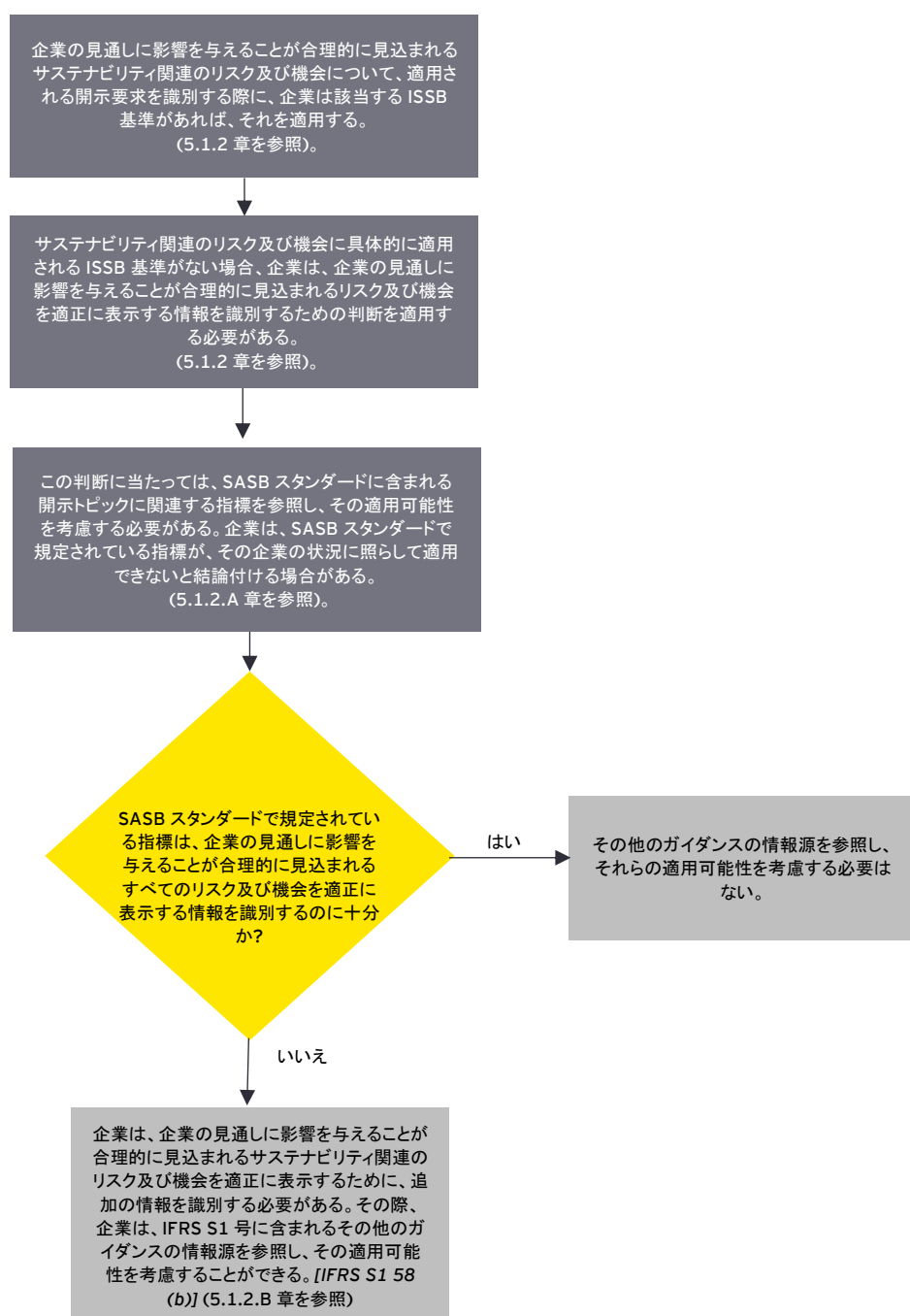
- (a) ガバナンス - 水関連のリスク及び機会に関連するガバナンスに関する開示を提供するにあたり、「水関連開示に関する CDSB フレームワーク適用ガイダンス」では、水に関する方針、戦略及び情報がどのように経営者に委任されているかに関する情報を企業が提供する場合があることが提案されている。効果的な水管理を実現するための利害関係者との協力に関連して、水関連の規制に準拠していること及び利害関係者との対話を確実にする機能を有する特定の機関、個人又はメカニズムが重大な水の損失の影響を受ける場所に所在しているかどうかに関する情報を企業が提供する場合があることも、当該ガイダンスにおいて提案されている。
- (b) 戦略 - 生物多様性関連のリスク及び機会に関連する戦略に関する開示を提供するにあたり、「生物多様性関連開示に関する CDSB フレームワーク適用ガイダンス」では、企業が例えば生物多様性関連のリスク及び機会の地域特定並びにそれらのリスク及び機会が短期、中期及び長期にわたりどのように変化する場合があるかに関する情報を提供する場合があることが提案されている。当該ガイダンスはまた、企業が IFRS S1 号第 34 項から第 40 項に従って提供することを考慮する場合がある、定量的及び定性的情報の種類も提案している。例えば、事業コスト、コスト削減及び生物多様性管理に関連する売上(汚染流出などの事故の場合における治癒コスト又は引当金、従業員教育コスト並びに生物多様性効率の高い製品及びサービスからの売上に関する情報など)である。
- (c) 指標及び目標 - 生物多様性関連開示に関する CDSB フレームワーク適用ガイダンスは、よくある生物多様性指標の例(廃水中の主要な汚染物質の濃度、収穫された木材及び非木材森林製品の量並びに都市化のために転換された森林、草原若しくは湿地の面積など)を提供している。時間の経過とともに生物多様性は変化するため、当該ガイダンスは企業が目標を設定した時間軸に関する情報を提供することを提案している。当該ガイダンスはまた、生物多様性の優先順位並びに法令及び規制上の要求事項が地域によって異なることから、特定の所在地にあわせた目標についても説明している。

さらに、企業は、IFRS S1 号の付録 C に規定されている情報源、すなわち、GRI 基準及び欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を参照し、その適用可能性を考慮することができる。SASB スタンダードや CDSB フレームワーク適用ガイダンスとは異なり、GRI 基準と ESRS は、主要な利用者とは異なる対象者の情報ニーズを満たすことを意図している。従って、IFRS S1 号は、企業が GRI 基準及び ESRS を参照し、その適用可能性を考慮する場合、これらの情報源が企業にとって IFRS S1 号の目的(上記 1.1 章参照)を達成するのに役立ち、かつ ISSB 基準と矛盾しない範囲においてのみ認められる、と規定している。企業が、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報を識別する際に、それらの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することを認めるが、サステナビリティ関連のリスク又は機会そのものを識別することは認めていないのは、企業によって開示される情報が、主要な利用者が関心を持つものとして識別されたトピックに関するものであることを確保することを意図しているためである。[IFRS S1.58(c)、IFRS S1.C2、IFRS S1.BC137、IFRS S1.BC138]

GRI 基準又は ESRS に従って提供される開示の一部分は、主要な利用者にとって有用な情報を生み出す可能性があるが、企業は依然として ISSB 基準の要求事項を考慮する必要がある、GRI 基準又は ESRS に従って作成された報告書を再利用するだけで、自動的に ISSB 基準の要求事項を満たしているとみなすことはできない。さらに、企業は ISSB 基準で要求されている重要性がある情報を不明瞭にしてはならないという IFRS S1 号の要求事項を遵守する必要がある。(上記 3.2.4.B 章参照)

したがって、企業が ISSB 基準の要求事項を適用せずにこれらの情報源を適用した場合には、企業は ISSB 基準へ明示的かつ無限定の準拠表明をすることはできない(下記 7 章の準拠に関する議論も参照)。*[IFRS S1.58(c)、IFRS S1.C3、IFRS S1.BC138、IFRS S1.BC139]*

図 5-2: サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するためのガイダンスの情報源の利用



5.1.3 ガイダンスの情報源に関する情報の開示

主要な利用者が、サステナビリティ関連財務開示がどのように作成されたかを理解できるようにするため、企業は以下を識別し、開示することが求められる：

- ▶ サステナビリティ関連財務開示の作成にあたり適用したガイダンスの情報源（例：具体的な基準、公表文書、産業の実務又はその他の情報源（該当する場合は SASB スタンドアードの開示トピックを含む））*[IFRS S1.59(a)]*
- ▶ 企業が提供している開示の作成（適用される指標の識別を含む）にあたり適用した、ISSB 基準、SASB スタンドアード又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業。これは、企業が産業別開示要求事項を適用する際（例えば、開示の作成に SASB スタンドアードが使用された場合）に行なわれた重要性の判断を、主要な利用者が理解できるようにすることを意図している。
上記で要求されている通りに産業を開示することにより、主要な利用者は、その産業に属する企業に適用される指標が省略されているかどうかを理解することができる。*[IFRS S1.59(b)、IFRS S1.BC140]*
- ▶ サステナビリティ関連財務開示（下記 6.1.章参照）の作成過程において、企業が行った判断のうち、これらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断についての情報（これには適用したガイダンスの情報源を含む）。この開示の一部として、企業は、他のガイダンスの情報源を考慮したが適用しなかった旨も開示することが必要となる場合がある。*[IFRS S1.74、IFRS S1.75、IFRS S1.BC141]*

5.2 開示の記載場所

ISSB 基準で要求される開示は、企業の一般目的財務報告書の一部である必要がある。上記 1.1 項で説明したように、一般目的財務報告とは、主要な利用者が報告企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供するものである。したがって、サステナビリティ関連財務開示を、企業の一般目的財務報告書の一部とすることを要求することは、報告書の主要な利用者に対して、包括的でつながりのある報告書パッケージが提供されることを確保することを意図している。*[IFRS S1.60、IFRS S1.BC142]*

5.2.1 開示場所の柔軟性

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示を、企業の一般目的財務報告書の一部とすることを要求しているほかは、一般目的財務報告書におけるこれらの開示の正確な記載場所を規定していない。サステナビリティ関連財務情報を開示する場所としては様々なものが考えられるが、企業が事業を営む法域で適用される規制やその他の要求事項の対象となる可能性がある。すなわち、企業がサステナビリティ関連財務情報を提供しなければならない正確な場所を特定する規制やその他の要求事項が存在する可能性がある。例えば、一部の法域では、企業は経営者による説明（「マネジメント・レポート」、「経営者による検討及び分析」、「経営及び財務のレビュー」、「統合報告書」又は「戦略報告書」とも呼ばれる）又は類似の報告書を作成している。このような報告書が、企業の一般目的財務報告書の一部を構成している場合、サステナビリティ関連財務開示の記載場所として考えられる。*[IFRS S1.61、IFRS S1.BC143]*

さらに、ISSB 基準で要求される情報は、規制当局から要求される情報（上記 3.2.4.C 章で説明）など、他の要求事項を満たすために開示される情報と同じ記載場所に含めることができる。しかし、そのような場合、企業は、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能であり、他の要求事項を満たすために提供される追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保しなければならない。重要性がある情報を不明瞭にしないための要求事項については、上記 3.2.4.B 章も参照のこと。*[IFRS S1.62]*

IFRS S1号では、共通の情報項目の開示が必要な場合、不必要な重複を避けるための相互参照を認めている。

相互参照された情報は、サステナビリティ関連財務開示の完全な1組の一部となる。

5.2.2 相互参照により含まれる情報

ISSB 基準で要求される情報が、企業が公表した他の報告書で入手できる場合がある。例えば、要求される情報は、関連する財務諸表において開示されている可能性がある。上記 3.4.3 項で議論したように、IFRS S1 号は、ISSB 基準が共通の情報項目の開示を要求している場合、企業は不必要な重複を避けることが要求されると規定している。このような場合、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示を提供するために、報告書に企業が公表した他の報告書との相互参照を含めることを企業に認めている。[IFRS S1.63, IFRS S1.B45]

相互参照によって情報を含める場合、費用対効果の利点があるにもかかわらず、IFRS S1 号には、相互参照が許容される具体的な条件が含まれている。特に、重要性がある情報が相互参照により企業のサステナビリティ関連財務開示に含まれる場合(相互参照される情報)、その情報は、企業のサステナビリティ関連財務開示が利用可能である場合にはいつでも利用可能であることが求められる。すなわち、相互参照される情報は、他のすべてのサステナビリティ関連財務開示と同じ条件で、同時に利用可能である必要がある。[IFRS S1.B45, IFRS S1.BC144]

相互参照される情報が、企業のサステナビリティ関連財務開示と同じ報告書の一部でない場合、企業は、主要な利用者がどのように当該情報にアクセスできるのかを説明する必要がある。その際、企業は、サステナビリティ関連財務開示の中で、相互参照される情報が所在している報告書を明瞭に識別し、当該報告書へのアクセス方法を説明する必要がある。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分を示す必要がある。[IFRS S1.B47, IFRS S1.BC144]

相互参照される情報は、事実上、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示の一部となるため、ISSB 基準の要求事項に準拠する必要がある(例えば、上記 3.1.1 章において議論した質的特性を満たす必要がある)。企業は、この完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照による情報を含めることによって理解が難しくならないようにする必要がある。さらに、一般目的財務報告書を承認する機関又は個人の責任は、相互参照により含まれる情報についても、直接含まれる情報と同じである。[IFRS S1.B45, IFRS S1.B46]

Annual Report 2023 の中で、Telstra Group Limited は、2023 年度の報告一式を構成する文書を以下にリストアップしている

事例 5-1: Telstra Group Limited (2023)

オーストラリア

Telstra Annual Report 2023 [抜粋]

Our reporting suite

Our FY23 reporting suite includes:

Our 2023 Telstra Annual Report (this report) which describes our strategy, financial performance and remuneration practices for FY23 and also includes our climate-related governance, strategy, risks, targets and activities aligned with the recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD).

Our 2023 Corporate Governance Statement which provides information about governance at Telstra.

Our 2023 Bigger Picture Sustainability Report which provides an in-depth look at our approach and performance in relation to our most material sustainability impacts during FY23.

Our 2023 Human Rights and Modern Slavery Act Statement which provides an overview of how we identify, manage and mitigate the specific risks of modern slavery in our operations and supply chains.

All reports are available at telstra.com/governance.

The sections of our Annual Report titled FY23 financial performance, FY23 highlights, Chairman and CEO message, Strategy and performance, Our material risks, Outlook, and Full year results and operations review comprise our operating and financial review (OFR) and form part of the Directors' Report. Our OFR, Directors' Report and Financial Report were released to the ASX on 17 August 2023 in the document titled 'Financial results for the year ended 30 June 2023' which is available at telstra.com/investor. The section titled Chairman transition is not part of the OFR.

さらに、Telstra Group Limited は、Bigger Picture Sustainability Report 2023 において、Annual Report 2023 へのさまざまな相互参照を含めることで、サステナビリティ関連の情報を重複することなく見つけることができるようにしている。

Bigger Picture 2023 Sustainability Report [抜粋]

Sustainability at Telstra [抜粋]

Governance and transparency [抜粋]

We have aligned our climate change reporting with the recommendations of the Taskforce on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) and will continue to enhance our climate-related disclosures to reflect our response to manage the impacts of climate change. Our TCFD disclosure will now be included in our Annual Report. For more information about the most material risks to our business, including sustainability-related risks, please see the *Material risks* and *Understanding our climate risks* sections of our 2023 Annual Report available on our [reports page](#).

For more information on sustainability governance at Telstra, please see the *Sustainability at Telstra: In focus* paper available on our [reports page](#).

Sustaining our planet [抜粋]

Taking bold climate action [抜粋]

Preparing for natural disasters [抜粋]

For more information on our scenario analysis and climate risks and opportunities, please see the *Understanding our climate risk* (our TCFD disclosure) section of our 2023 Annual Report available on our [reports page](#).

Meridian Energy Limited の 2023 年財務諸表の注記 D1 には、Climate-related Disclosures 2023 及び気候リスクの影響が開示されているその他の財務諸表注記への相互参照が含まれている。

Integrated Report 2023 [抜粋]

Our financial performance [抜粋]

Notes to the Group financial statements: [抜粋]

D: Financial instruments used to manage risk [抜粋]

D1: Financial risk management [抜粋]

Climate risk

Meridian is exposed to future changes in climate, which may impact on our industry, our business and our customers.

Future impacts may be physical, such as changes in weather patterns or rising temperatures, or they may be more transitional in nature, such as amendments to government policy and regulation, or changes in customer energy needs and demands. Meridian actively assesses the operating environment in New Zealand, in respect of the potential future impacts that changes in climate may have on Meridian. We report formally on this process each year in our detailed **Climate-related Disclosures** (also referred to as 'TCFD reporting'), which can be found on our corporate website.

Meridian's climate-related scenarios, risks and opportunities consider three time horizons: short term (up to 2030), medium term (2030 to 2050) and long term (2050 to 2100). These time horizons are longer than we have previously considered in recognition of the useful life of some of our assets, such as those for hydro electricity generation, and the potential for increasing physical impacts from climate change in the medium to long term. Any mitigating actions are embedded into the relevant area of Meridian's business and longer-

term observations are incorporated in our business strategy.

Meridian adopted a new approach to the annual exercise of identifying and assessing climate-related risks and opportunities this financial year. The process applies newly adopted climate scenarios (building on incumbent Evolution and Revolution scenarios), and aligns with Meridian's updated Risk Management Policy and Risk Management Framework.

Meridian also sets various targets for its emissions profile, and identifies the metrics used in tracking progress towards its objectives. As part of preparing this report, Meridian considers climate risk and whether it may have any impact on our financial statements and associated disclosures. The most material area we see climate risk having a future impact is on our valuation of generation structures, which we account for at fair value. Refer to our **Climate-related Disclosures** (as previously referenced on our corporate website) and Section B: Assets used to generate and sell electricity for more information. Section B includes a sensitivity analysis indicating how much value may change with variations in key inputs, such as generation volumes and wholesale market prices, which both include climate change considerations.

弊法人のコメント

IFRS S1 号は、企業が発行する別の報告書が ISSB 基準で要求される情報を含んでいる場合、当該報告書に相互参照することを認めている(本セクションで説明されている)。我々は、IFRS S1 号は「当該企業が発効する別の報告書」が企業の一般目的財務報告書の一部であることを明示的には要求してないと考えている。しかし、現地の法律や規制には、企業が相互参照できる他の報告書を示す要求事項を ISSB 基準よりも具体的に有している場合がある。それゆえ、相互参照の範囲は各法域によって異なる場合がある。

さらに IFRS S1 号は、どの報告書が企業の一般目的財務報告書を構成するかを定義していない。IFRS S1 号の付録 A における「一般目的財務報告書」の定義は、「企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されない」と記載されている。従って、IFRS S1 号の付録 A「主要な利用者が企業への資源の提供に関連する意思決定を行うにあたり有用な報告企業に関する財務情報を提供する報告書」に規定されている定義に基づいて、(一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を除く)他のどの報告書を「一般目的財務報告書」と見なすかを定義するのは、企業の裁量に委ねられている。

例えば、企業 A が 2024 年に気候関連の移行計画を公表したとする。気候関連移行計画には ISSB 基準の特定の要求事項を満たす情報が含まれており、企業 A のサステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に発行される。企業 A は、2024 年のサステナビリティ関連財務開示において、移行計画に含まれる特定の情報を相互参照し、情報が重複しないようにする意図がある。企業 A の結論は、a) 一般目的財務報告書の構成をどのように決定するか、b) 事業を営む法域によって異なるであろう。例えば:

- ▶ 企業 A は、気候関連移行計画を一般目的財務報告書の一部とは考えていない。企業 A は、企業が発行する他の報告書への相互参照が認められている Y 国で事業を営んでいる。企業 A は、2024 年の気候関連移行計画に含まれる情報を相互参照することを決定する。
- ▶ 企業 A は、気候関連移行計画を一般目的財務報告書の一部とは考えていない。企業 A は X 国で事業を営んでおり、相互参照は企業の一般目的財務報告書で提供される情報の一部としてのみ許されている。企業 A は、気候関連移行計画に含まれる情報を相互参照することはできないが、サステナビリティ関連財務開示の中でそれを繰り返す必要があると結論付ける。
- ▶ 企業 A は、気候関連移行計画を一般目的財務報告書の一部と見なしている。企業 A は、事業を営む管轄区域に関係なく、2024 年の気候関連移行計画に含まれる情報を相互参照することで、サステナビリティ関連財務開示で同じ情報の重複を繰り返さないようにすることができる。

5.3 報告のタイミング

5.3.1 サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の同時報告

サステナビリティ関連財務開示は、企業が関連する財務諸表の公表と同時に提供する必要がある。

IFRS S1 号は、企業が関連する財務諸表を公表すると同時に、サステナビリティ関連の財務開示を提供することを求めている。これは、IFRS S1 号において、相互参照による企業のサステナビリティ関連財務開示に含まれる情報は、他のすべてのサステナビリティ関連財務開示と同じ条件で、同時に利用可能である必要があるという要求事項の当然の帰結でもある。この同時公表は、主要な利用者に対し、企業の財政状態及び業績の一貫性のある包括的でつながりのある情報を提供し、利用者に対し、より十分な情報に基づいた意思決定を可能にするための包括的な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を提供することを意図している。[IFRS S1.64, IFRS S1.BC142, IFRS S1.BC145]

5.3.2 サステナビリティ関連財務開示の報告期間

企業は通常、12 ヶ月にわたる期間についてサステナビリティ関連財務開示を作成する(ただし、実務上の理由から、例えば、IFRS S1 号で除外されていない 52 週間の期間について報告することを希望する場合を除く)。この決定にかかわらず、企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とする必要がある。[IFRS S1.64, IFRS S1.65]

IFRS S1 号は、企業が報告期間の末日を変更し、12 ヶ月よりも長い期間又は 12 ヶ月より短い期間のサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、特定の開示を行うことを要求している。特に、サステナビリティ関連財務開示の対象期間、より長い期間又はより短い期間を使用する理由、サステナビリティ関連財務開示で開示される数値が完全に比較可能ではないという旨を開示する必要がある。[IFRS S1.64, IFRS S1.66]

企業が、報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報を、報告期間の末日後に入手することがある。このような情報を、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日までに入手した場合、企業は、新たな情報に照らして、それらの状況に関連する開示を更新する必要がある。[IFRS S1.67]

さらに、報告期間の末日後であっても、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に、取引、その他の事象及び状況が発生する可能性がある。このような場合、企業は、そのような取引、その他の事象及び状況に関する情報の非開示が、主要な利用者がその報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれる場合には、その情報を開示する必要がある。[IFRS S1.68]

弊法人のコメント

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示の対象となる報告期間を、関連する財務諸表と同じとすることを要求している。ただし、ある企業の報告期間は、グループ内の一部又はすべての企業(報告企業がグループの親会社であり、連結財務諸表を作成している場合)及び/又はそのバリュー・チェーンで用いられる報告期間とは異なる場合がある。グループ内のすべての企業は同じ報告期間の必要があるが、特定の基準を満たしている場合、適用される GAAP においては不一致を許容する状況が存在し得る。関連する財務諸表にそのような例外が適用される場合、当該例外は、その報告企業のサステナビリティ関連財務開示にも適用されると我々は考えている。これは、財務諸表とサステナビリティ関連財務情報とのつながりに関する IFRS S1 号の要求事項(3.4.2.B 章で説明)とも整合している。さらに、IFRS S2 号は、GHG 排出量に関してバリュー・チェーン内の企業の報告期間との潜在的な不一致があり、その結果、報告企業が自らの報告期間における企業自身の開示を作成する際に、情報が容易に利用できない可能性があることを認識している(パート B- IFRS S2 号の解説 5.3.3 章の議論を参照)。

5.3.3 期中報告

IFRS S1 号は、どの企業にサステナビリティ関連の期中財務開示を求めるか、また頻度や期中期間終了後の開示タイミングを義務付けていない。しかし、負債証券や持分証券が上場されている場合には、政府、証券規制当局、証券取引所及び会計に関する団体から、一般目的期中財務報告書の公表を求められる場合がある。

IFRS 会計基準とは異なり、ISSB 基準には期中報告に特化した基準は含まれていない。その代わり、IFRS S1 号の中に期中報告に関連する要求事項がある。特に、サステナビリティ関連の期中財務開示を要求される、又は選択する企業は、年次のサステナビリティ関連財務情報開示で提供される情報よりも少ない情報を提供することを要求される、又は選択することがある。これは、適時性とコストを考慮し、過去に報告された情報との重複を避けるためである。一般的に、期中のサステナビリティ関連財務開示は、直近の完全な 1 組の年次開示のアップデートを提供することを意図している。したがって、過去に報告された情報と重複することなく、新たな情報、事象及び状況に焦点を当てる。しかし、より要約されたサステナビリティ関連の財務開示を提供することはできるが、企業が一般目的期中財務報告書の一部として、(IFRS S1 号の要求事項に従った)完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を公表することを IFRS S1 号は、禁止したり、妨げたりはしていない。[IFRS S1.69、IFRS S1.B48]

5.4 比較情報

他のISSB基準においてそうしないことを容認又は要求されている場合を除き、報告期間に開示されたすべての数値について、前期に係る比較情報が要求される。

IFRS S1 号は、他の ISSB 基準においてそうしないことを容認又は要求されている場合を除き、報告期間に開示されたすべての数値について、前期に係る比較情報を開示することを企業に求めている。さらに、IFRS S1 号は、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務開示が、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解する上で主要な利用者にとって有用である場合、比較情報を開示することを要求している。[IFRS S1.70、IFRS S1.B49]

ISSB は、この要求事項を指標に限定せず、主要な利用者にとってより有用になることから、「すべての数値」に拡大することを決定した。サステナビリティ関連財務開示で報告される数値は、例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在及び予想される財務的影響又は指標及び目標に関連するものである。[IFRS S1.71、IFRS S1.BC147] 見積りである数値に変更が生じた場合の比較情報に関する具体的な開示要求事項については、下記 6.2.3 章の議論を参照のこと。

よくある質問

質問 5-1: IFRS S1 号第 70 項における比較情報の提供に関する要求事項は、報告企業の子会社を取得又は処分する場合にどのように適用されるか。

(TIG 会議 2024 年 6 月 13 日 - アジェンダペーパー No.2)

2024 年 6 月、TIG は、比較情報の開示に関する IFRS S1 号 70 項の要求事項の適用に関する質問について議論した。質問は、子会社の取得又は処分の結果として報告企業の構成に変化がある場合の比較情報の提供に関するものであった。特に、報告企業が、過去には持分を保有していなかった新たに取得した子会社に関連する金額を当報告期間に開示するような状況がある。また、報告企業が当報告期間の開始時に子会社の持分全体を処分し、その結果、当報告期間に当該処分された子会社に関して開示すべき金額がない状況もある。

上記と類似する状況について議論する中で、TIG は、他の ISSB 基準によって容認又は要求されない限り、IFRS S1 号 70 項は、企業に対し、当期に開示されたすべての数値について比較情報を開示することを要求しているが、前報告期間に提示された数値に何を含めるべきか、又は何を除外すべきかについては、それ以上の記載は盛り込まれていないことに同意した。比較情報として提示する必要がある数値を決定するために、IFRS S1 号第 70 項は、IFRS S1 号第 20 項の「報告企業」に関する要求事項や IFRS S1 号 21 項-24 項の「つながりのある情報」に関する要求事項などの IFRS S1 号の他の要求事項と共に適用される。

したがって、当報告期間中に、報告企業が以前に持分を保有していなかった子会社を取得した場合(すなわち、適用する GAAP に基づき、子会社は、取得日以降の当報告期間においてのみグループの一部を構成する)、当報告期間に開示される金額に関して、その比較情報には新たに取得した子会社に関連する金額は含まれない。同様に、当報告期間中に報告企業が子会社の全持分を処分した場合(すなわち、適用する GAAP に基づき、子会社はその処分日までしかグループの一部を構成しない場合)、当報告期間に開示される金額に関して、その比較情報には当該子会社に関連する金額が含まれる。

IFRS S1 号の他の要求事項と共に IFRS S1 号第 70 項を適用することに関して、TIG は特に以下の点を強調した

- ▶ 企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表(上記 3.3 章で議論している)と同じ報告企業に対するものである必要がある。IFRS S1 号第 70 項の比較情報に関する要求事項は、比較期間における関連する財務諸表における当該報告企業の構成に拘束される。したがって、IFRS S1 号第 70 項の適用にあたっては、報告主体の構成に変更(取得や処分など)があった場合、報告企業について提供される比較情報は、比較期間における関連財務諸表における報告企業の構成を反映させる必要がある。つまり、連結財務諸表に付随する情報については、適用される GAAP に従って、その時点でのグループの構成に依存する。
- ▶ IFRS S1 号は、企業のサステナビリティ関連財務開示内と関連する財務諸表の開示とのつながりを説明する情報を要求している。また、サステナビリティ関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定は、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と一致する必要がある(上記の 3.4.2.B 章で説明)。したがって、サステナビリティ関連財務開示で、取得又は処分の影響に関する情報が提供される場合には、企業は関連する財務諸表で提供されたそれぞれの情報を考慮する必要がある。このような検討により、開示で提供される情報間のつながりが確立され、主要な利用者がそれらの開示間のつながりを理解できるようになる。例えば、子会社の取得又は処分にに関する決定が企業の戦略の一部である場合、これにより、新たなサステナビリティ関連のリスクが識別され、その結果、関連する財務諸表において、当該サステナビリティ関連のリスクにかかわる負債が認識される可能性がある。

A.P. Moller-Maersk A/S は、Sustainability Report 2023 において、ESG パフォーマンスに関連する処分及び取得のデータは、各取引日までの、又は取引後の報告年度から含まれていることを明らかにした。

実例 5-4: A.P. Møller - Mærsk A/S (2023)

デンマーク

Sustainability Report 2023 [抜粋]

Data and assurance [抜粋]

ESG performance data accounting policies [抜粋]

Basis of reporting [抜粋]

Scope and consolidation [抜粋]

Data from divestments are included until the day of transaction, while data from acquisitions are included from the reporting year following the transaction. In 2023, data from Pilot Freight Services (Pilot), Senator International (Senator) and LF Logistics, which were acquired in 2022, has been included in the ESG performance data. During 2023, the acquisitions of Martin Bencher Group and Grindrod Logistics was completed. Data from these companies will be included in the Annual Report 2024. Data from Maersk Supply Services is included up until the divestment date of 15 May 2023.

上記の質問に加えて、TIG は、子会社の取得又は処分など、報告企業の構成に変化がある場合に IFRS S2 号を適用する場合の IFRS S1 号 70 項の要求事項の適用について議論した。パート B - IFRS S2 号の解説における質問 4-3 の関連する議論を参照。

6 判断、不確実性及び誤謬

6.1 判断

サステナビリティ関連財務開示を作成・表示する際、企業は様々な判断をする必要がある。IFRS S1 号は、企業に対して(6.2 章で説明する数値の見積りを伴うものは除く)サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断に関する情報を開示することを要求している。この要求事項は、特に、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関連している。このような情報を主要な利用者に提供することにより、利用者は、サステナビリティ関連財務開示がどのように作成されたかを理解することができる。[IFRS S1.74、IFRS S1.B C158]

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示を作成する際に、企業の判断が必要となる例をいくつか示している。例えば、以下のような場合である [IFRS S1.75]

- ▶ 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する(上記 1.2 章参照)。
- ▶ どのガイダンスの情報源を適用するかを決定する(上記 5 章参照)。
- ▶ サステナビリティ関連財務開示に含めるべき重要性がある情報を識別する(上記 3.2.2 章参照)。
- ▶ ある事象や状況の変化が重大であり、企業のバリュー・チェーン全体を通じて影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価を必要とするかどうかを評価する(上記 1.2.3 章参照)

この要求事項は、会計方針の適用に際して企業が行った判断で、企業の財務諸表で認識される金額に最も重大な影響を与えているものに関する IAS 第 1 号の原則を基礎としている。ISSB は、他の ISSB 基準において具体的に適用される判断に関する開示要求事項がない場合に備えて、企業が行った判断に関するこの全般的な要求事項を含めることを決定した。他の ISSB 基準が、判断や見積りの開示を要求する場合がある。そのような場合、IFRS S1 号の要求事項は、より具体的な要求事項を補完することになる。しかし、他の ISSB 基準は、IFRS S1 の全般的な要求事項に従って企業が開示しなければならない情報の一部の開示を個別に要求することがある。[IFRS S1.76、IFRS S1.BC159、IFRS S1.BC160、IFRS S1.BC162]

6.2 測定の不確実性

6.2.1 見積金額の測定の不確実性

測定の不確実性は、サステナビリティ関連財務開示に含まれる数値が直接測定できず、見積りしかできない場合に生じる。このような測定の不確実性は、指標を見積する場合だけでなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間の企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響や、短期、中期及び長期にわたって予想される財務的影響に関する情報を提供する場合などにも生じる(上記 4.3.4 章参照)。[IFRS S1.BC163]

以下の例は、IFRS S1 号の結論の根拠に基づいている。[IFRS S1.BC163]

設例 6-1: 測定の不確実性の例

企業 N の資産は、気候に関連した森林火災によるリスクが高まっている。このリスクは、資産の減損分析と測定の一環として考慮されている。このような森林火災の発生頻度や深刻度は非常に不確実である。したがって、主たる利用者は、次の年次報告期間中に、これらの資産の帳簿価額に重要性がある修正が行われる重大なリスクがあるという事実も含め、この不確実性に関する情報を必要としている。

6.2.2 測定の不確実性に関する IFRS S1 号の要求事項

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連の財務情報開示において報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を、主要な利用者が理解できるように情報を開示することを要求している。その際、企業は、開示した数値のうち、測定の不確実性のレベルが高いものを識別し、それらの数値それぞれについて、以下のすべてを開示する必要がある。

- (i) 測定の不確実性の源泉(例えば、将来の事象の結果、測定技法、又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に対する数値の依存)、及び、
- (ii) 数値を測定する際に企業が行った仮定、概算及び判断

[IFRS S1.78, IFRS S1.82, IFRS S1.BC163]

これらの開示要求は、サステナビリティ関連財務開示の作成に使用される見積りに関するものであり、企業にとって最も困難で主観的、又は複雑な判断である。場合によっては、見積りには、不確実な結果を伴う将来起こりうる事象についての仮定が含まれる。変数や仮定の数が多ければ多いほど、それらの判断はより主観的で複雑になる。したがって、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える不確実性は増加する。[IFRS S1.79, IFRS S1.80]

合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示の作成に不可欠である。しかし、見積りを含む情報の有用性を損なわないよう、見積りは正確に記述され、説明される必要がある。IFRS S1 号は、測定の不確実性のレベルが高くても、そのような見積りが有用な情報の提供を必ずしも妨げるものではないことを明示している。[IFRS S1.79]

企業が開示する必要のある情報の種類と範囲は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値の性質、すなわち不確実性及びその他の状況の源泉並びにそれに寄与する要因によって異なる。

IFRS S1 号は、企業が開示する必要のある情報の種類の例を示している。[IFRS S1.81]

IFRS S1 号より抜粋

- | | |
|----|---|
| 81 | <p>企業が開示しなければならない場合がある情報の種類と範囲は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値の性質、すなわち、不確実性及びその他の状況の源泉並びにそのような不確実性及びその他の状況に寄与する要因によって異なる。企業が開示する必要のある情報の種類には、以下のようなものがある：</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 仮定又はその他の測定の不確実性の源泉の性質(b) 開示された数値の計算の基礎となる手法、仮定及び見積りに対する感応度(感応度の理由を含む)(c) 不確実性について見込まれる解消方法、及び開示された数値に関する合理的に考えられる結果の範囲(d) 不確実性が引き続き未解消の場合、開示された数値に関する過去の仮定に対して行った変更の説明 |
|----|---|

弊法人のコメント

サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日までに、当報告期間末時点に存在する状況に関する具体的なサステナビリティ関連情報が入手できない場合もあり得る(上記 5.3.2 章を参照)。このような場合、まだ入手できていない情報に関連するサステナビリティ関連財務開示を作成する際に、合理的な見積りの使用が不可欠となる場合がある。IFRS S1 号は、測定の不確実性の程度が高い場合であっても、そのような見積りが有用な情報を提供することを必ずしも妨げないことを明示している。したがって、上記 1.2.2 章で述べた「合理的で裏付け可能な情報」の概念を考慮して見積りが合理的でない場合を除き、そのような情報を見積ることが求められる。

6.2.3 見積もられた指標の比較情報の修正

6.2.3.A 前期に開示された見積指標に関する新たな情報

前期に開示された見積り指標に関連して、その前期に存在した状況の証拠となり得る新たな情報が確認される場合がある。このような場合、修正後の比較金額を開示する必要がある。

上記 5.4.1 章で説明したように、企業は、報告期間中に開示されたすべての数値について、直前期の比較情報を提供することが要求されている(他の ISSB 基準が提供しないことを許可又は要求している場合を除く)。指標について開示された数値が見積りである場合があり(上記 6.2.1 章において議論されている)、企業が、前期に開示した指標について新たな情報を識別する場合がある。この新たな情報が前期に存在した状況に関する証拠を提供する場合、IFRS S1 号は企業に以下のすべてを要求している: [IFRS S1.B50]

- ▶ 当該新たな情報を反映した見直された比較情報数値を開示する。
- ▶ 前期に開示された数値と見直された比較情報数値との差額を開示する。
- ▶ 比較情報数値を見直した理由を説明する。

ISSB が受け取った比較情報の提供に関する原則に寄せられた意見は、広く受け入れられたが、特に見積り数値の比較情報の提供に関する原則の適用については懸念があった。主な懸念のひとつは、比較情報の見直しの要求が、IFRS 会計基準に基づいて作成された財務諸表における見積りの変更に対するアプローチと異なることに関するものであった。すなわち、IFRS 会計基準の要求事項によると、見積りの変更は、その変更の影響を受ける当期及び将来の期間に認識されるため、比較情報は変更されない。その代わり、見積りの変更は、複式簿記モデルの一部であるため、変更が発生した報告期間の純損益及び資本に反映される。しかし、サステナビリティ関連財務開示では、見積りは資本に影響しない(例えば、スコープ 3 の温室効果ガス排出量の見積りの変更は、当該見積り自体にのみ影響する)。したがって、更新された見積りを反映した見直し後の比較情報は、主要な利用者が傾向を理解する上で有用な情報である。その結果、ISSB は、企業が報告期間の情報を変更するよりも、前期に関連する見積りの変更を反映するために比較情報を修正した方が、より有用な情報を提供することになると決定した。[IFRS S1.BC149、IFRS S1.BC150、IFRS S1.BC151]

IFRS S1 号は、報告期間との比較可能性を達成するために、比較対象の数値を見直すことが実務上不可能である場合があることを認めている(例えば、新しい定義の指標を遡及適用できるような方法で前期データが収集されておらず、データを再構築することが実務上不可能であるような場合)。したがって、実務上不可能な場合、前期の見直された金額を開示する必要はないが、企業はその旨を開示する必要がある。[IFRS S1.B51、IFRS S1.B54]

しかし、ある指標が将来予測的なものであり、将来起こり得る取引、事象、その他の条件に関するものである場合、企業は、当該将来予測的な指標に関する比較数値を修正することを容認されているが、義務付けられてはいない(例えば、将来 1 年間の新しい設備に対する予想支出を開示し、その後その設備の価格が上昇した場合など)。企業が将来予測的な指標に関する比較情報を提供することを選択した場合には、後知恵の使用を伴っていないことを確認する必要がある。[IFRS S1.B51]

弊法人のコメント

見積りに基づくサステナビリティ関連指標を裏付ける、より信頼性の高い情報が当報告期間中に利用可能になった場合、主要な利用者に提供される情報の比較可能性を向上させるために前期に報告された見積りを修正することが適切な場合がある。

例えば、ネット・ゼロ目標に向けた進捗を評価する場合、温室効果ガス排出量の改善されたデータやより詳細なデータが、将来の期間に利用可能となる場合がある。従って、企業は、遡及的に見直された見積りを提供するのに必要なデータを収集するための適切なプロセスと統制を設定し、かつ、前期と比較した変更点を開示する必要がある。

過年度に開示された情報を使用して当期に見積りを提供すること、及び、これらの見積りが比較情報となる翌年度に修正が必要かどうかという具体的な質問について TIG が議論した内容については、「パート B-IFRS S2 号の解説」の質問 4-4 を参照されたい。

よくある質問

質問 6-1: IFRS S1 号 B50 項の「前期に開示された見積り数値を修正する」という要求事項は、指標について開示された見積り数値のみに関連するのか、それとも指標について開示された見積り数値を含む、開示されたすべての見積り数値に関連するのか。

(TIG 会議 2024 年 3 月 15 日 - アジェンダ・ペーパー No.2、ISSB 会議 2024 年 5 月 16 日 - アジェンダ・ペーパー No.9)

TIG は、すべての見積り数値の修正を要求するのではなく、(IFRS S1 号 B50 項に概説されている関連する状況が存在する限りにおいて)前期に開示された見積り数値が指標である場合に、当該見積り数値の修正が要求されるという、ISSB スタッフの分析に同意した。しかし、IFRS S1 号には誤謬に関する特定の要求事項があるため、当該要求事項は誤謬には適用されない。

TIG のアジェンダ・ペーパーでは、IFRS S1 号 B50 項の最初の文で「場合によっては、指標について開示された数値は見積りである」と記載されていることが指摘された。その直後に、「前期に開示された見積り数値」に言及する文章があり、具体的な「開示された数値」が、最初の文章で示されたもの、すなわち「指標について開示された数値」を指すことを示唆している。従って、「数値」という言葉の使用は、IFRS S1 号 B50 項の要求事項をすべての数値に拡大することを意図したものではない。

さらに、TIG のアジェンダ・ペーパーは、IFRS S1 号の結論の根拠は IFRS S1 号の一部ではなく、要求事項を定めるものではないが、有用な文脈を提供していると指摘している。この点に関して、TIG は IFRS S1 号 BC147 項-BC155 項を参照し、比較情報に関する IFRS S1 号の要求事項に関して、ISSB の検討事項が含まれていることを指摘している。しかしながら、IFRS S1 号 B50 項の要求事項が IFRS S1 号の結論の根拠で説明されていないという事実をもって、開示された前期の見積り数値すべてに要求事項が適用されると解釈すべきではない。

議論の中で、TIG は以下の点を指摘した：

- ▶ IFRS S1 号は「数値」を定義しておらず、「指標」も定義していない。しかしながら、IFRS S1 号第 71 項には、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響だけでなく、指標や目標を含む「数値」の例が示されている。さらに、IFRS S1 号第 46 項、IFRS S1 号第 48 項、及び、IFRS S2 号第 28 項は、産業横断的指標や産業別の指標を含む指標の開示要求事項を定めている。TIG は、前期の見積り金額を修正する要求事項が与える影響をより適切に把握するために、どれが指標に該当するかを明瞭かつ一貫性をもってリスト化することを検討するよう企業に提案した。また、指標内の見積りレベルを評価する際には、データ品質のスコアリングが有用な場合もある。
- ▶ ISSB 基準の要求事項は、企業が適用する会計基準(例えば、IFRS 会計基準)の要求事項を変更するものではないが、関連する財務諸表とのつながりは必要である。すなわち、ISSB 基準に従って調整された過年度の数値と、関連する財務諸表におけるそれぞれの未調整の情報との関係を説明することが必要となる場合がある。
- ▶ 場合によっては、主要な利用者にとって重要性がある情報である可能性があるため、指標である前期の見積り数値の修正による結果としての影響を説明するために、説明的又は記述的な開示が必要となる場合がある。従って、IFRS S1 号 BC152 項では、このような説明的又は記述的な開示の見直しは要求されないと説明されているが、企業はこのような追加的な説明が主要な利用者にとって有用かどうかを判断する必要がある。

質問 6-2: 企業が、IFRS S1 号 B50 項の要求事項を適用する際に、過年度に開示された情報を用いて当期のスコップ 3 GHG 排出量を見積りする場合、当該見積り数値を比較情報となる翌年度に修正する必要があるか。

「パート B IFRS S2 号の解説」4.5 章の質問 4-4 に対する回答を参照。

6.2.3.B 再定義された指標、置き換えられた指標、及び新しい指標に対する比較情報の見直し

企業が報告期間中に指標を再定義、置き換え、又は新たに導入した場合、それが実務上不可能でない限り、当該指標について見直し後の比較対象の数値を開示する必要がある。IFRS S1 号では、付録 A に「実務上不可能である」という用語の定義が含まれており、「ある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも適用することができない場合、その要求事項の適用は実務上不可能である」ことを明確にしている。この定義は、IFRS 会計基準との一貫性を保つため、IAS 第 1 号に基づいている。

従って、IFRS S1 号は、企業が要求事項を満たすことが実務上不可能かどうかをどのように判断するかについて高い閾値を設定しており、この閾値は費用便益の閾値よりも高い。さらに、企業は、指標の変更の内容とその理由を説明する必要がある。これには、再定義又は置き換えられた指標が、以前の指標よりも有用な情報を提供する理由も含まれる。[IFRS S1.B52、IFRS S1.B53、IFRS S1.BC152、IFRS S1.BC155]

6.3 誤謬

IFRS S1 号では、過去の期間の誤謬について、過去の 1 つ以上の期間に係る企業のサステナビリティ関連財務開示における脱漏及び誤表示と説明している。これらの誤りは、計算上の誤り、指標又は目標の定義の適用誤り、事実の見落としや解釈の誤り及び不正の影響である。このような誤謬は、当該期間のサステナビリティ関連財務開示の公表が承認された時点で利用可能であった信頼できる情報を使用しなかったこと、又は誤用したことに起因する。また、そのような信頼できる情報が、開示の作成において入手し、考慮することが合理的に見込まれていたにもかかわらず、使用されなかったり、誤用されたりした場合にも、誤謬が生じる。[IFRS S1.84、IFRS S1.B56]

報告期間の潜在的な誤謬は、それが関連する報告期間に発見された場合、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される前に修正される。しかし、重要性がある誤謬が後の期間まで発見されないこともある。企業が過去の期間のサステナビリティ関連財務開示に重要性がある誤謬を識別した場合、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示することにより、その誤謬を訂正する必要がある。[IFRS S1.83、IFRS S1.86、IFRS S1.B57]

さらに、過去の期間のサステナビリティ関連財務開示において重要性がある誤謬が識別された場合、企業は、その誤謬の内容、及び、開示された各過年度について(実務上可能な範囲で)訂正内容を開示する必要がある。また、誤謬の訂正が実務上不可能な場合には、企業は、そのような状況が存在することになった経緯と、誤謬がどのように、またいつから訂正されているかの説明を開示しなければならない。表示された過去の全ての期間に対する誤謬の影響を判断することが実務上不可能な場合、実務上可能な最も古い日付から誤謬を修正するように比較情報は修正再表示される。[IFRS S1.B58、IFRS S1.B59]

誤謬の訂正は、見積りの変更とは区別される。これは、見積りが、脱漏や誤表示ではなく、追加的に判明した情報(上記 6.2 章の議論も参照)により企業が見直す必要があり得る概算のためである。したがって、IFRS S1 号は、上記 6.2.3 章で議論したように、比較対象数値を見直す(例えば、指標の見積りの更新や指標の再定義)場合の要求事項と、誤謬による修正再表示の場合の要求事項を区別している。[IFRS S1.85、IFRS S1.BC165]

企業のサステナビリティ関連財務開示が、ISSB基準のすべての要求事項に準拠している場合に限り、明示的かつ無条件の準拠表明を含めることができる。

7 準拠表明

企業のサステナビリティ関連財務開示が、ISSB 基準のすべての要求事項に準拠している場合にのみ、明示的かつ無条件の準拠表明を含めることができる。ISSB 基準への準拠に関する限定付の準拠の表明は認められない。準拠表明を含めることは、企業がサステナビリティ関連財務情報を報告するためのアプローチにおいて選択的であったのではなく、ISSB 基準の要求事項をすべて適用していることを主要な利用者に伝えるための重要な情報である。[IFRS S1.72、IFRS S1.BC156]

しかし、IFRS S1 号が、ISSB 基準への準拠を主張することを妨げることなく、ISSB 基準で個別に要求されている情報の開示を免除する状況がある。それは、以下のような場合である：[IFRS S1.73]

- ▶ 法律又は規制により、ISSB 基準で個別に要求されている情報の開示が禁止される場合(上記 3.2.4.C 章の法律や規制との相互作用に関する議論を参照)。
- ▶ サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密情報である場合(上記 3.2.5.B 章の商業上の機密情報に関する議論を参照)。

ISSB 基準への準拠を表明するために、企業は必ずしも戦略的目標を導入する必要はない。例えば企業は、低炭素経済への具体的な移行計画に従う必要はないが、企業が設定した目標、又は法律や規制によって設定することが義務付けられている目標に関する情報を開示することが求められる。つまり、サステナビリティ関連のリスクや機会の一部を管理していない企業や、自らの指標や目標を設定していない企業であっても、その事実を開示することにより、ISSB 基準への準拠を依然として主張することができる。これは、主要な利用者にとって知ること重要性があることが多いためである。同様に、企業は、特定のサステナビリティ関連のリスクや機会をモニタリングし、管理するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続を有していないかもしれないが、その事実自体が、開示を通して主要な利用者が知ること重要性があることが多い。[IFRS S1.BC157]

8 発効日

多数の利害関係者が、サステナビリティ関連財務開示のグローバルなベースラインを構築することは急務であるため、IFRS S1 号と IFRS S2 号の発効日は、発行から 12 ヶ月以内とすべきであることを強調した。ISSB は、発効日を 2024 年 1 月 1 日以後に開始する年次報告期間とすることが、サステナビリティ関連及び気候関連財務開示に対する主要な利用者の緊急のニーズを満たすにあたっての ISSB の現在のペースに合致すると判断した。[IFRS S1.BC167、IFRS S1.BC171]

特に、企業は 2024 年 1 月 1 日以後に開始する年次報告期間から IFRS S1 号を適用する必要がある。早期適用も認められているが、早期適用する場合、企業はその事実を開示し、同時に IFRS S2 号を適用する必要がある。[IFRS S1.E1] 企業にとっての実際の発効日は、それよりも前に任意で ISSB 基準を適用していなければ、その企業が事業を行っている法域において ISSB 基準がいつ強制適用となるかによる。

IFRS S1号は、企業がISSB基準を適用する最初の年次報告期間において利用可能な経過的な救済措置を含んでいる。

9 経過的な救済措置

企業がISSB基準を適用する準備がどの程度整っているかは、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業の現在の報告アプローチ、企業の規模、事業を行っている法域など、様々な要因によって異なる。準備の程度を考慮し、ISSBは、企業がISSB基準で要求される開示を準備するために、内部システム、プロセス、統制を構築又は調整する時間が必要な場合があることを認めた。そのため、ISSBは経過的な救済措置の導入を決定した。[IFRS S1.BC170]

IFRS S1には、以下の9.1章、9.2章及び9.3章で説明する、企業がISSB基準を適用する最初の年次報告期間に利用可能な経過的な救済措置が含まれている。[IFRS S1.E3]

9.1 同時報告に関する経過的な救済措置

ISSBは、特にISSB基準の適用初年度において、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の同時報告という要求を満たすためのデータの利用可能性や作成者の準備状況について、多くの懸念を表明する関係者からのフィードバックを考慮した。例えば、潜在的な報告負担やコスト増による課題、未開発のシステムを原因としたデータ収集と集計に時間がかかること、財務諸表の完成を待つことによる指標の計算の遅れなどである。

このような懸念を受け、ISSBは、準備とサステナビリティ関連財務開示と財務諸表の報告の整合性を図るための時間を企業に与えるための経過的な救済措置の導入を決定した。この経過的な救済措置は、企業がIFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において利用可能であり、企業はサステナビリティ関連財務開示を、関連する財務諸表と同時に報告しないことができる。[IFRS S1.BC145、IFRS S1.BC146、IFRS S1.BC172] 具体的に付録Eには次のように記載されている：[IFRS S1.E4]

IFRS S1より抜粋

- E4 企業が本基準を適用する最初の年次報告期間において、企業は関連する財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を報告することが容認される。この経過的な救済措置を適用するにあたり、企業はサステナビリティ関連財務開示を次のいずれかで報告しなければならない。
- (a) 企業に一般目的期中財務報告書の提供が要求されている場合、次の第2四半期又は半期の一般目的期中財務報告書と同時に報告する。
 - (b) 企業が任意で一般目的期中財務報告書を提供する場合、次の第2四半期又は半期の一般目的中間財務報告書と同時に報告する。ただし、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内とする。
 - (c) 企業に一般目的期中財務報告書の提供が要求されておらず、任意でこれを提供しない場合、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内に報告する。

上述したように、この救済措置は、年次のサステナビリティ関連財務開示を、次の第2四半期又は半期の一般目的期中財務報告書と共に提供することを認めている。

ISSBは、主要な利用者が情報提供のタイミングを知ることができるように、遅延のタイミングを指定することを決定した。しかし、この救済措置は、企業が四半期報告又は半期報告を行うことを要求しているわけではない(上記5.3.3章の期中報告に関する議論も参照)。[IFRS S1.BC172、IFRS S1.BC173]。

9.2 比較情報に関する経過措置

IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において比較情報が要求されない場合、企業は IFRS S1 号の要求事項を早期に適用することができる可能性があることを考慮し、ISSB は比較情報の開示要求の免除を提供することを決定した。この救済措置により企業は、IFRS S1 号に規定される開示の提供を要求されることなく、最初の年次報告期間のみを報告することができる。この救済措置により、企業は、初度適用日より前のいかなる期間についても、IFRS S1 号に規定される開示の提供を要求されることなく、最初の年次報告期間のみを報告することができる。すなわち、企業は IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、比較情報を開示する必要はない。[IFRS S1.E3, IFRS S1.BC174]

9.3 「気候ファースト」の経過的な救済措置

「気候ファースト」の経過的な救済措置を利用する場合、企業は、IFRS S1 号の要求事項が、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示に関連する範囲においてのみ適用する。

IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、企業の開示を気候関連リスクのみに関連する情報に限定することも、ISSB が企業に提供することとした救済措置の一つである。したがって、企業は、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連する範囲でのみ IFRS S1 号の要求事項を適用することになる。[IFRS S1.E5, IFRS S1.BC175]

特に、企業がこの救済措置を適用する場合は、以下の通りである。[IFRS S1.E5, IFRS S1.E6, IFRS S1.BC176]

- ▶ IFRS S2 号(「パート B-IFRS S2 号の解説」で説明)を適用し、気候関連のリスク及び機会を識別し、それに関する情報を開示する。
- ▶ その旨を開示することが求められている。
- ▶ 比較情報の提供の救済措置が延長される。具体的には、IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、気候関連のリスク及び機会に関する比較情報を開示する必要はない。また、IFRS S1 号を適用する 2 年目の年次報告期間においては、気候関連のリスク及び機会以外の、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較情報を開示する必要はない。したがって、気候関連のリスク及び機会に関する比較情報は、2 年目の年次報告期間において必要となる。

IFRS S1 号の適用初年度において、この救済措置を利用することを決定した企業の中には、気候変動に関連する情報以外にも、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを希望する企業もあるかもしれない。ISSB は、この救済措置は、企業が主要な利用者に追加的な情報を提供することを制限することを意図したものではないことを明らかにした。その代わり、気候関連の情報に加え、サステナビリティに関連するリスクと機会に関する情報を提供したい企業には、この追加的な情報が企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想されるすべてのサステナビリティに関連するリスクと機会に関する情報を反映しない範囲で、依然としてこの救済措置が適用される。そのため、ISSB は、救済措置が適用される場合、IFRS S1 号及び S2 号に従って提供される気候関連のリスク及び機会に関する情報が、追加的な情報によって不明瞭にならないようにすることの重要性を強調した。[IFRS S1.BC177]

弊法人のコメント

企業は、一般目的財務報告書において、気候以外のサステナビリティ関連のトピックに関する情報を既に開示している可能性がある。このような企業は、ISSB 基準を適用する最初の年次報告期間において、前年度報告との一貫性と比較可能性の観点から、サステナビリティ関連の他のトピックに関する情報を、サステナビリティ関連財務開示の中で提供し続けることができる。しかし、その場合、「気候ファースト」の経過的な救済措置が適用され、かつ、追加情報は、「気候ファースト」の救済措置が適用されなかった場合の ISSB 基準のすべての要求事項に準拠する目的として提供されるものではないことを明示する必要がある。また、ISSB 基準に準拠して提供された重要な情報が、この追加情報によって不明瞭にならないようにする必要がある。

パート B - IFRS S2 号の解説

1 IFRS S2 号の解説

1.1 IFRS S2 号の目的と適用範囲

IFRS S2 号は、「一般目的財務報告書の主要な利用者が、企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示する」ことを求めている。この目的を達成するため、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することが求められる。IFRS S1 号の要求事項と整合的であるように、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるリスク及び機会とは、短期、中期、及び長期にわたって、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、及び資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれるものをいう。[IFRS S2.1, IFRS S2.2]

気候関連のリスク及び機会のうち、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないものは、IFRS S2 号の適用範囲外である。[IFRS S2.4]

気候関連のリスク及び機会は、IFRS S1 に従って開示が要求される、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の一部である。サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関する詳細については、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 1.2 章を参照のこと。

ISSB は、IFRS S2 号の開発において、気候変動がほぼ全ての企業及び経済セクターにリスクをもたらす可能性があることを認めた。また、気候変動の緩和や気候変動の影響に適応するための企業の行動から生じる機会のように、気候変動の機会について企業が利用できる可能性があることも認めている。[IFRS S2.BC2]

企業が、気候関連のリスクや機会にさらされることは、直接的なもの（すなわち、その影響が企業自身の資源に及ぶ場合）もあれば、バリュー・チェーンや例えばサプライヤー及び顧客との関係を通じた間接的なものもある。バリュー・チェーン」の概念は、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 3.3.2 章で解説されている。さらに、気候関連のリスクや機会に対する企業のエクスポージャーの程度は、企業が事業を営むセクター、産業、立地（地理的、地政学的）、ビジネス・モデルを含むその他の具体的な状況などの要因によって異なる。気候関連のリスクや機会に対する企業のエクスポージャーの性質と程度は、主要な利用者が企業の全体的なリスク・プロファイルをどのように評価するかに影響し、その結果、利用者が企業にリソースを提供するかどうかの意思決定に影響を与えることになる。[IFRS S2.BC2]

IFRS S2 号が要求する気候関連財務開示（気候関連の移行リスクや物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値と割合に関する産業横断的な指標の開示など-下記 4.5.1 章参照）を作成する場合、企業は、気候関連財務開示で開示される数値と、関連する財務諸表で認識及び開示される金額との関連付けを考慮する必要がある。これらの開示間のつながりは、企業の財務諸表に既に反映されている情報を相互参照することで説明することができる場合がある。気候変動が、IFRS 会計基準に従って作成された財務諸表にどの程度影響を与えるかを企業が評価し、開示する際の参考として、「Applying IFRS: つながる財務報告: 気候変動の会計処理(2024 年 5 月)」²¹を参照されたい。[IFRS S2.BC133]

²¹ [Applying IFRS: つながる財務報告: 気候変動の会計処理\(2024 年 5 月\)](#)

IFRS S2号は、気候関連のリスク及び機会の文脈における、「気候関連」という用語の範囲を定義していない。

2 気候関連のリスク及び機会

IFRS S2 号は、企業がさらされている気候関連リスクと、利用可能な気候関連の機会に適用される。[IFRS S2.3]

2.1 気候関連のリスク

TCFD の提言と整合的に、IFRS S2 号が適用される気候関連リスクは、以下のいずれかである。[IFRS S2.BC18]

- ▶ 気候変動による物理的リスク(「気候関連の物理的リスク」)
- ▶ 低炭素経済への移行に伴う移行リスク(「気候関連の移行リスク」)

IFRS S2 号は、「気候関連の物理的リスク」と「気候関連の移行リスク」を以下のよう

IFRS S2 号より抜粋	
付録 A 用語の定義	
気候関連の物理的リスク	気候変動に起因するリスクには、事象に起因するもの(急性の物理的リスク)と、気候パターンの長期的な変化に起因するもの(慢性の物理的リスク)がある。急性の物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ、又は熱波などの気象関連事象から生じ、深刻さ及び頻度が増大しているものである。 慢性の物理的リスクは、海面上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の喪失、土壌生産性の変化につながる可能性のある降水量や気温の変化を含む、気候パターンの長期的な変化から生じる。 これらのリスクは、例えば、資産への直接的な損害やサプライ・チェーンの混乱による間接的な影響に起因するコストなど、企業に財務的影響をもたらす可能性がある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達方法、水質の変化により影響を受ける可能性があり、企業の施設、事業、サプライ・チェーン、輸送ニーズ並びに従業員の健康と安全に影響を及ぼす極端な気温の変化によっても、影響を受ける可能性がある。
気候関連の移行リスク	低炭素経済への取り組みから生じるリスク 政策、法律、技術、市場及び風評リスクが含まれる。 これらのリスクは、新たな又は修正された気候関連の規制に起因する事業コストの増加や資産の減損など、企業に財務的影響を及ぼす可能性がある。また、消費者の需要の変化や新技術の開発・導入により、企業の財務業績が影響を受ける可能性もある。

企業は、緩和策と適応策を策定することにより、気候変動に関連する物理的リスクと移行リスクを管理することができる。[IFRS S2.BC21]

- ▶ 緩和策は、主に移行リスクへの企業の対応(例えば、温室効果ガス(GHG)排出を削減するための新技術の採用やビジネス・モデルの変更)に関するものである。
- ▶ 適応策には、主に、企業が物理的リスクの現在と予想される影響の両方に備えることが含まれる(例えば、物理的リスクへのレジリエンスを改善するためのインフラ投資)。

ISSB は、企業の気候関連のリスク及び機会は、必ずしも相互に排他的なものではないと説明している。これは、例えば、低炭素製品に対する顧客の選好が、企業の既存製品の製造ラインの需要に対するリスクと、代替的な低炭素製品を生産し、市場シェアを獲得する機会の両方を同時に表す可能性があるためである。[IFRS S2.BC23]

2.2 気候関連の機会

気候関連リスクが、気候変動が企業に与える潜在的に不利な影響を指すのと同様に、気候関連の機会は、企業にとっての気候変動から生じる潜在的に有利な影響を指す。また、IFRS S2 号は、気候関連の機会は、気候変動を緩和し、適応するための企業の取組みから生じる場合があることを明確にしている。[IFRS S2 Appendix A]

2.3 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面

IFRS S2 号は、「気候関連」という用語の範囲を定義していない。ISSB は、気候変動の影響は広範囲に及び、また相互に関連しているため、企業が事業を営む地域、市場、産業によって、企業への影響が異なるため、企業に影響を与える可能性のある気候関連のリスク及び機会の全範囲を正確に定義することができないためであると説明している。[IFRS S2.BC24]

IFRS S2 号 結論の根拠より抜粋

BC25 IFRS S2 号の要求事項では、淡水へのアクセスの減少、生物多様性の喪失、森林破壊、気候に関連する社会的インパクトなど、一部の気候関連事項を明示的に参照していないが、一般目的財務報告書の利用者にとって重要性がある情報であると企業が判断した場合、これらの事項やその他の事項に関する開示が要求される。例えば、ある飲料製造会社が、気候変動が水の利用可能性(特に水ストレスが高い地域において)に与える短期、中期、又は長期の影響にさらされると判断した場合、その企業は、水の利用可能性の減少が自社の戦略、事業、資本計画及び資産価値に与える影響に関する情報に重要性があると判断する可能性がある。したがって、この情報は IFRS S2 号が要求されることとなる。

場合によっては、企業が識別したリスク又は機会が、自然又は社会経済的要因だけでなく、気候にも関連する属性を持つことがある。当該リスク又は機会が企業に与える影響は、その影響をどのように分類し、どのように見るかには影響されない。しかしながら、当該リスク又は機会に関する情報が開示されるタイミングは、(Part A - IFRS S1 号の解説 9.3 章で説明した通り)「気候ファースト」の経過的な救済措置が適用される場合、その分類によって影響を受ける可能性がある。

2023 年 12 月、IFRS 財団は、IFRS S2 号を適用する際に、企業が気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面を考慮すべきかどうか、またどのように考慮すべきかを説明するために、「教育的資料: 気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」を公表した。この教育的資料には、自然及び社会的側面を有する気候関連のリスク及び機会の例が 3 つ含まれている。当該教育的資料は、基準の一部ではなく、IFRS S2 号の要求事項を追加又は変更するものではないが、これらの 3 つの例は、気候関連のリスク及び機会が広範な範囲に及ぶ可能性があることを示している。

設例 3 – 気候関連のリスク(社会的側面)に対する企業の対応に関する情報の開示

...

事実パターン

企業は、電力事業者及び発電事業者産業において事業を営んでいる。企業は、再生可能な源泉及び化石燃料の源泉の両方から発電し、その電力を自身の法域における顧客に販売している。

企業は、気候変動に関する最新の国際協定(IFRS S2 号付録 A において定義されている)から生じる、国が決定する貢献(NDC)を有する法域において事業を営んでいる。その NDC と整合させるために、企業は 20XY 年についての温室効果ガス(GHG)排出の削減目標を設定した。

企業は、GHG 排出の削減目標を達成するために、20X0 年までに石炭ベースの発電所を段階的に廃止し、再生可能エネルギーの生産を X%増加させることを計画している。企業は現在、石炭ベースの発電所において働いている X00 人の従業員を有している。それらの発電所は、当該法域に唯一残っている石炭採掘場の近隣で運転しており、当該石炭採掘場では現在 X,000 人以上を雇用している。

企業は、自身の法域における NDC を考慮し、低炭素経済に向けた「公正な移行」を追求している。すなわち、企業は、関係するすべての人々に対して可能な限り公正かつ包摂的な方法で、かつ、すべてのコミュニティ、すべての労働者及びすべての社会集団において適切な労働についての機会を最大化する方法で、低炭素経済への移行を進めている。企業は、自身の法域が、この方法で低炭素経済に向けた移行を実施することを企業に要求する規制を導入するであろうと予想している。

したがって、企業は、自身がさらされる気候関連のリスクとして、自身の法域における NDC に関連する規制リスクを識別する。気候変動に関する最新の国際協定及びそこから生じる NDC は、気候変動に立ち向かうために策定された。企業が NDC に関連する「公正な移行」の要求事項に準拠することができない場合、規制、評判及び法的な影響が生じる可能性があり、企業の見通しに影響を与える可能性がある。

IFRS S2 号の適用

IFRS S2 号第 10 項に従い、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれると判断した気候関連のリスクとして、一般目的財務報告書の利用者が、企業が低炭素経済に移行する際に自身の労働力をどのように管理するかに関連する規制リスクを理解できるようにする情報を開示する。

...

弊法人のコメント

気候関連の社会的影響、自然及び生物多様性の損失、水、並びに森林減少は、IFRS S2 号の適用範囲内の気候関連のリスク及び機会を示す可能性がある。したがって、ISSB 基準の適用初年度に「気候ファースト」の経過的な救済措置を選択した企業であっても、企業が以下のように判断した場合には、これらのリスク及び機会に関する情報を開示する必要がある:

- ▶ 当該リスク及び機会が気候関連である
かつ
- ▶ 当該リスク及び機会が、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる

3 気候関連のリスク及び機会の識別

サステナビリティ関連のリスク及び機会(「パート A-IFRS S1 の解説」の 1.2 章参照)と同様に、気候関連のリスク及び機会は、天然資源に対する企業のインパクト及び依存関係並びに企業が利害関係者、社会、経済及び自然環境と維持している関係から生じる。[IFRS S2.BC26]

気候関連のリスク及び機会を識別する上で、インパクト及び依存関係の役割を理解することの重要性については、以下の図 3-1 で詳しく解説する。

図 3-1: インパクトと依存関係

トピック	説明	例
依存関係	企業が依存する不可欠なインプットの利用可能性、品質又はコスト安定性の変化は、気候関連のリスクを生じさせる可能性がある。	スポーツ飲料製造会社は、製品を製造するための水の利用可能性と品質に依存している。干ばつの時期には淡水の供給が制限されることで水の供給が途絶え、水のコストが上昇する可能性がある。これは生産量とコストに影響を及ぼし、その結果、スポーツ飲料製造会社が事業から生み出せると期待される将来のキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性がある。[IFRS S2.BC27]
インパクト	気候変動への企業のインパクトは企業が依存しているリソース及び関係に影響を与える場合には、気候関連リスク及び機会を生じさせる可能性がある。	ある製造会社は、排出集約型事業を営んでいる主要な法域で炭素税が導入されると見込んでいる。炭素税の導入により同社の生産コストは上昇し、製品価格の上昇を通じて消費者に転嫁されることになる。価格の上昇は同社製品の需要に影響を与え、その結果、将来のキャッシュ・フローや製造工場の耐用年数にも影響を及ぼす。[IFRS S2.BC28]

TCFD は、気候関連のリスク及び機会の分類を提供しており、IFRS S2 号の下で企業が気候関連のリスク及び機会を識別する際の参考となる。これらの分類の一覧は以下の図 3-2 に示されている。さらに、ISSB は、SASB スタンドードに基づいて作成された「IFRS S2 号の適用に関する産業別のガイダンス」(産業別ガイダンス)は気候関連のリスク及び機会を識別するためのいくつかのパラメータを提供するためのものであるが、包括的であることや包括的であると解釈されることを意図してないものとしている。これについては、下記 4.3.1.B 章で詳しく解説する。[IFRS S2.BC24]

図 3-2: 気候関連のリスク及び機会の分類

物理的リスク	移行リスク	機会
- 急性リスク - 慢性リスク	- 政策及び法的リスク - 市場リスク - 技術リスク - 評判リスク	- 資源効率 - エネルギー源 - 製品とサービス - 市場 - レジリエンス

4 コア・コンテンツ

4.1 概要

IFRS S2 号におけるコア・コンテンツの開示とは、気候関連リスク及び機会を企業がどのように監督し管理しているかを扱う 4 つの主題領域を中心に構成されている。

コア・コンテンツの開示は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する情報を開示することを企業に要求している。この開示は、主要な利用者が気候関連リスク及び機会への企業のエクスポージャー及び管理を理解できるようにする完全な 1 組の情報を提供することを意図している。[IFRS S2.BC30]

気候関連リスク及び機会に関する IFRS S2 号の開示要求事項は、一般的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する IFRS S1 号と同様のコア・コンテンツの開示要求事項を中心に構成されている。コア・コンテンツの開示の目的及び開示上の重複を避けるためのガイダンスについては、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 4.1 章を参照されたい。

4.1.1 TCFD 提言との比較

2023 年 7 月、ISSB は「IFRS S2 号の気候関連開示と TCFD 提言の比較」を公表し、IFRS S2 号の要求事項が TCFD の 11 の推奨開示項目と統合され、整合していることを述べている²²。ISSB は、IFRS S2 号のコア・コンテンツの要求事項と関連する TCFD の中核的な提言、TCFD の推奨開示項目やガイダンスを分析する中で、IFRS S2 号と TCFD 提言の相違点を 3 つのタイプに分類し、以下の図 4-1 にまとめた。

図 4-1: TCFD 提言と IFRS S2 の比較

相違点のタイプ	IFRS S2 号の要求事項
異なる表現	IFRS S2 号は、TCFD 提言と同じ情報を把握するために、異なる表現を使用している場合がある。そのような場合、IFRS S2 号の要求事項は、TCFD 提言とほぼ整合していると考えられる。
より詳細な情報	IFRS S2 号はより詳細な情報の開示を要求している場合があるが、IFRS S2 号の開示要求事項は TCFD 提言に沿ったものであることに留意されたい。
異なるガイダンス	IFRS S2 号の要求事項が TCFD 提言と異なる場合もあるが、それは主に追加的な要求事項やガイダンスを提供することによるものである。しかし、IFRS S2 号と TCFD 提言全体との間に意図的な違いはない。

IFRS S2 号の要求事項と TCFD 提言の各コア・コンテンツにおける具体的な相違点は、以下の章で特定し、説明している。

弊法人のコメント

現在、TCFD 提言に従って気候関連の開示を作成している企業は、既存の開示が ISSB 基準への準拠に十分であるとは想定できない。上の表で述べているように、IFRS S2 号には追加的な要求事項やガイダンスが含まれている。また、IFRS S1 号も開示に関する追加的な検討事項を規定している。完全な 1 組の ISSB 基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を提供するためには、これらすべての要求事項を満たす必要がある。

²² TCFD に関して ISSB が提供する更なるガイダンスは、[IFRS - Making the transition from TCFD to ISSB](#)に掲載されている。

4.2 ガバナンス

IFRS S2 号における気候関連のリスク及び機会に関するガバナンスの開示要求事項は、IFRS S1 号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するガバナンスの開示要求事項と対応している。そのため、IFRS S1 号のガバナンスの開示要求事項に関する「パート A - IFRS S1 号の解説」の 4.2 章の解説は、気候関連のリスク及び機会に関するガバナンス開示作成にも適用される。

企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに個別のガバナンスの開示を行う必要はない。このような場合、企業は、IFRS S2 号と IFRS S1 号の両方に定める要求事項を満たす統合されたガバナンスの開示を提供することにより不必要な重複を避ける必要がある。[IFRS S2.7]

TCFD との比較

ISSB は、気候関連のリスク及び機会に関する企業のガバナンスについての IFRS S2 号の開示要求事項は、TCFD 提言の開示項目と概ね整合していると示している。しかし、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、IFRS S2 号では取締役会が気候関連のリスク及び機会を監督していることについて、より詳細な情報を開示するよう求めていることに言及している。例えば、気候関連リスク及び機会に対する責任が、それらのリスク及び機会を監督するガバナンス機関や個人に適用される、付託事項、義務、役割の記述、その他の関連方針にどのように反映されているか、である。

4.3 戦略

気候関連のリスク及び機会に関する IFRS S2 号の戦略に関する要求事項は、IFRS S1 号のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する戦略の開示要求事項と対応しているが、IFRS S2 号には追加的な要求事項があり、以下の項目に関して追加的なガイダンスが提供されている：

- ▶ 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別し、分類する。
- ▶ 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に与える影響(気候関連の移行計画がある場合は、その情報も含む)
- ▶ 気候関連の変動、進展、不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス

以下の章では、これらの追加的な要求事項とガイダンスについて解説する。

IFRS S2 号における戦略開示の残りの要求事項については、IFRS S1 号における戦略の開示要求事項に関する「パート A-IFRS S1 号の解説」の 4.3 章の解説が、気候関連のリスク及び機会に関する戦略の開示作成にも適用される。

4.3.1 気候関連のリスク及び機会に関する開示

4.3.1.A 気候関連のリスクの分類

IFRS S2 号は、識別した気候関連リスクのそれぞれを、気候関連の物理的リスクと移行リスクのいずれかに分類することを要求している。[IFRS S2.10(b)、IFRS S2.B5] 物理的リスクと移行リスクの違いについては、前述の 2 章及び 3 章で解説している。

Mondi plc は、Integrated Report and Financial Statements 2023 において、物理的リスク、移行リスク、気候変動関連の機会について開示している。その内、物理的リスクのうちの一つを以下のとおり開示している。

IFRS S2号は、気候関連のリスクを、気候関連の物理的リスクと気候関連の移行リスクのいずれかに分類することを要求している。

Integrated report and financial statements 2023 [抜粋]

Strategic report [抜粋]

Mondi Action Plan 2030 (including our TCFD disclosure) [抜粋]

Taking Action on Climate: TCFD [抜粋]

Climate change-related risks: Physical risks [抜粋]

Risk	Risk description	How we manage and mitigate this risk	Estimated financial impact (€m)
1. Higher wood procurement costs Timeframe: Long term	Temperature increase, changes in rainfall patterns and windstorms can result in large-scale forest damage. In Europe, at lower altitudes, fibre losses from pests (e.g. bark beetles) and diseases are expected to continue unless precipitation increases. A reduction in the cutting capacity of the sawmilling industry due to a lack of spruce saw logs could lead to a change in the mix of available pulpwood and sawmill chips. Increasing competition for wood is being driven by demand for renewable raw materials and timber for green energy generation to achieve EU GHG reduction and Net-Zero targets. At the same time, there is a call to increase forest areas set aside for conservation, which is reflected in the 2030 EU Forest Strategy.	In mountainous regions, we expect an increase in yearly forest growth due to rising temperatures. At lower altitudes, spruce will be mainly replaced with other softwood species. We are investigating alternatives to support flexibility in species mix for our future pulp production. We invest in research and development projects and are building strategic partnerships with forest owners and industries, NGOs and scientific institutions to foster sustainable forest management. This is supported by the sustainable working forest model and fit-for-purpose certification concepts, which we developed and promote with our partners. We have started to explore approaches to climate-fit forestry to enhance forest ecosystems' resilience. We also promote the cascading use of wood nationally and via Cepi on a European level.	90-180

4.3.1.B 気候関連のリスク及び機会を識別するための産業別ガイダンスの活用

IFRS S2 号は企業に、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、IFRS S1 号及び IFRS S2 号と同時に ISSB から公表された「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。[IFRS S2.12]

IFRS S2 号の公開草案において、ISSB は、同業他社間で比較可能な開示にするため、SASB スタンダードをもとにした産業別の要求事項(一部の要求事項は国際的な適用可能性を強化)を提案した。SASB スタンダードが主に米国市場向けに開発されたものであることから、いくつかの提案の国際的な適用可能性や適用することへの妥当性についての懸念もあり、提案された産業別要求事項に対するフィードバックは賛否両論であった。このようなフィードバックを受け、ISSB は国際的な適用性を若干強化した上で産業別ガイダンスを維持することを決定したが、「IFRS S2 号の開示要求事項の一部を適用するにあたり考えられる方法を提案するが、追加的な要求事項を設けるものではない」²³強制力のないガイダンスとして公表した。

産業別ガイダンスで特定され、定義された開示トピックは、産業への参加を特徴づける、特定のビジネス・モデル、活動又はその他共通の性質に典型的に関連する、気候変動に関するリスク及び機会を列挙している。例えば、不動産業では開示トピックとして、エネルギー管理、水管理、テナントがサステナビリティへ与える影響の管理、気候変動への適応などが産業別ガイダンスにおいて挙げられている。[IFRS S2.B C135, IFRS S2.BC136]

また、産業別ガイダンスは、気候関連のリスク及び機会に関する情報を測定し開示する方法を提案している。この点については、後述の 4.5 項で指標及び目標とも関連して説明する。

²³ 「気候関連開示の実施に関する産業別ガイダンス」、IFRS 財団、2023 年、4 ページ

IFRS S2 号は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」で定義されている開示トピックを「参照し、その適用可能性を考慮する」ことを企業に求めている。[IFRS S2.12] ガイダンスの情報源に関しては、IFRS S1 号にも同様の要求事項が含まれている。「パート A-IFRS S1 号の解説」の 5.1 章で説明したように、この要求事項は、産業別ガイダンスを参照した後、企業が当該ガイダンスが適用されないと判断した場合には、当該ガイダンスを適用する必要はないことを意味している。しかし、企業が IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンスを使用しないと結論づけた場合でも、産業別開示は ISSB 基準によって依然として要求されている。企業が、産業別ガイダンスが適用されないと結論付けた場合、IFRS S1 号に規定されているガイダンスの情報源を参照しなければならない。[IFRS S2.12]

ISSB が、産業別ガイダンスを参照するという要求事項を盛り込んだのは、同ガイダンスが、企業が開示を行う必要があり得る気候関連のリスク及び機会を識別する際の出発点として有用であると考えたためである。また、ISSB は、ガイダンスに示された開示トピック及び関連する指標は、網羅的であることを意図していないことにも言及しており、よって、包括的であると解釈すべきではない。従って、産業別ガイダンスに含まれていないが、その産業に一般的なその他のトピックが、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会に関連するものであれば、当該トピックに関する気候関連財務情報を開示する必要がある。[IFRS S2.BC137, IFRS S2.BC24]

4.3.1.C 気候関連のリスク及び機会を識別するために、合理的で裏付け可能な情報を活用する

IFRS S2 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別する際に、企業は、報告日時点で、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。この情報には、過去の事象、現在の状況、将来の状況の予想に関する情報が含まれる。[IFRS S2.11]

企業が「報告日時点で、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」という要求事項は、ISSB が特定の開示要求事項を遵守するために必要な労力のレベルについての期待を明確にすることができるように、IFRS S1 号と IFRS S2 号の両方で採用された概念である。

「過大なコストや労力をかけずに、報告日時点で企業が利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」という考え方の適用に関する詳細は、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 1.2.2.B 章にて解説されている。

よくある質問

質問 4-1: 企業が気候関連のリスク及び機会を識別するために、シナリオ分析を利用することは可能か。

過去に TCFD に準拠した報告を行ってきた多くの企業は、気候関連のリスク及び機会の識別をサポートするためにシナリオ分析を利用してきたかもしれない。ISSB 基準では、気候関連のリスク及び機会を識別することを支援するためにシナリオ分析を使用することができるが、要求はされていない。このことは、IFRS S2 号の結論の根拠でも認識されており、「気候関連のシナリオ分析が、IFRS S2 号が要求している他のさまざまな開示に情報をもたらすために使用できる、これには、リスク及び機会の識別及び評価が含まれる」と述べられている。さらに IFRS S2 号は、企業に対し、リスク管理の開示において、企業の気候関連のリスクの識別に情報をもたらすためにシナリオ分析が用いられているかどうか、またどのように用いられているかを開示することを要求している。[IFRS S2.25(a)(ii), IFRS S2.BC69]

企業は、気候関連のリスク及び機会の識別においてシナリオ分析を用いることは要求されていないが、IFRS S2 号は気候関連の変化に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを評価する目的でシナリオ分析を用いることを要求している。これについては、下記 4.3.3 項で詳細を説明する。

弊法人のコメント

シナリオ分析は、異なる目的に利用できる分析ツールである。企業は自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれると考える気候関連のリスク及び機会の識別に情報をもたらすためにシナリオ分析を行うことができるが、IFRS S2 号では要求されていない。しかし IFRS S2 号では、企業がもっともらしいが不確実性のある様々な結果に基づく自社のビジネス・モデルと戦略のレジリエンスを評価するためにシナリオ分析を用いることが要求されている。

企業が気候関連のリスク及び機会を識別に情報をもたらすためにシナリオ分析を用いていることを開示する場合、単なるシナリオ分析のアウトプットとして提示するというよりは、むしろ、識別されたリスク及び機会が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるものであることを主要な利用者に明らかにする必要がある。検証可能かつ完全な気候関連のリスク及び機会を識別することは、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーとそれに対する企業の計画的な対応について、主要な利用者に情報を提供しようとする他の開示の基礎を形成するものであるため重要である。これには以下の開示が含まれる：

- ▶ 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響
- ▶ 企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか/対応する計画であるか
- ▶ 気候関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響
- ▶ 気候関連のリスク及び機会に対する企業の戦略及びビジネス・モデルについてのレジリエンス

4.3.2 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に与える影響に関する開示

IFRS S1 号と同様に、IFRS S2 号は、主要な利用者が、気候関連のリスク及び機会の影響を理解できるような情報を開示することを求めており、それには企業の戦略及び意思決定において、気候変動に関連するリスク及び機会へどのように対応してきたか、及び対応する計画としているかが含まれる。しかし、IFRS S2 号はより厳格な規定となっており、以下の開示を要求している：[IFRS S2.14(a)]

- ▶ 企業自身が設定した気候関連の目標をどのように達成する計画であるか。
- ▶ 法律又は規制によって達成することが義務付けられている目標をどのように達成する計画であるか。

以下の図 4-2 は、IFRS S2 号が企業に要求する、気候関連のリスク及び機会への対応や計画されている対応に関する具体的な開示の概要を示している(次のすべてに関する情報開示が必要)。

図 4-2: 気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応

必要な開示	備考
気候関連のリスク及び機会に対処するための、リソース配分を含む、企業のビジネス・モデルに対する現在及び予想される変更に関する情報 [IFRS S2.14(a)(i)]	例： ▶ 炭素やエネルギー、水を大量に消費する事業を管理又は廃止する計画 ▶ 需要又はサプライチェーンの変化によるリソースの再配分 ▶ 資本的支出又は研究開発への追加支出を伴う新規事業開発によるリソースの再配分 ▶ 買収又はダイベストメント
現在の及び予想される直接的な緩和及び適応の取組みに関する情報 [IFRS S2.14(a)(ii)]	例： ▶ 生産工程の変更 ▶ 設備の変更 ▶ 施設の移転 ▶ 労働力の調整 ▶ 製品仕様の変更
現在の及び予想される間接的な緩和及び適応の取組みに関する情報 [IFRS S2.14(a)(iii)]	例： ▶ 顧客との協働 ▶ サプライ・チェーンとの協働
企業の気候関連の移行計画に関する情報(ある場合) [IFRS S2.14(a)(iv)]	企業の移行計画について開示されるべき情報例： ▶ 移行計画の策定に使用された主要な仮定 ▶ 移行計画が依拠する依存関係
温室効果ガス(GHG)排出量目標を含む、気候関連の目標を、企業がどのように達成する計画であるかに関する情報 [IFRS S2.14(a)(v)]	これには、企業自身が設定した目標や、法律や規制によって企業が達成を義務付けられている目標が含まれる。目標については、以下の 4.5 章で詳しく解説する。

企業の移行計画に関して、IFRS S2 号は企業に以下の開示も求めている：

- ▶ 企業がそれらの計画した活動について、リソースをどのように確保しているか、また確保する計画であるかに関する情報 [IFRS S2.14(b)]
- ▶ 過去の報告期間と比較した計画の進捗に関する情報(定量的情報及び定性的情報の両方) [IFRS S2.14(c)]

4.3.2.A 気候関連の移行計画

IFRS S2 号は、「気候関連の移行計画」を次のように定義している：[IFRS S2 Appendix A]

IFRS S2 号より抜粋

付録 A 用語の定義

気候関連の移行計画

温室効果ガスの排出削減などの行動を含む、低炭素経済への移行に向けた企業の目標、活動、又はリソースを示す、企業の全体的な戦略の一側面。

ISSB は、期待される低炭素経済への移行に対応するための企業の移行計画もしくは移行計画のセット(もしそのような計画があれば)を開示することは、主要な利用者が、気候関連のリスク及び機会が、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに与える影響を評価するのに役立つと考えている。[IFRS S2.BC46]

IFRS S2 号は、移行計画に何が含まれるかを規定していない。ISSB は、移行計画が企業の個別の状況を反映するものであるため、移行計画に関する開示の比較可能性と整合性を向上させることに重点を置いている。[IFRS S2.BC52]

移行計画はさまざまであり、企業によっては、移行計画が、気候関連のリスク及び機会に対応するビジネス・モデルを調整するために利用され、全体的な事業戦略の一部を形成している。一方、移行計画が全体的なビジネス戦略の一部を構成せず、特定の製品ライン、事業単位又は活動のセットに適用されている企業もある。[IFRS S2.BC47]

企業の移行計画の信頼性を評価し、企業間の移行計画を比較できるようにするために、主要な利用者は、企業の移行計画を下支えする仮定と依存関係を理解する必要がある。そのため、IFRS S2 号は企業に以下の開示を要求している：

- ▶ 気候関連の移行計画策定の際に行われた仮定
- ▶ 計画達成が依拠する依存関係

ISSB は、以下の図 4.3 で、移行計画における仮定と依存関係の違いを説明している。[IFRS S2.BC52]

図 4-3： 移行計画における仮定と依存関係の違い

意味		例
仮定	企業が発生するであろうと見込む信念、予想、仮説、又は前提条件であり、気候関連の移行計画に組み込まれる。仮定は不確実である。	▶ 規制上の要求事項の見込み ▶ 計画された変更をバリューチェーン内で実施する企業の能力に関する予想
依存関係	企業の移行計画を実現するために必要な不可欠な要因及び条件。	▶ 企業が GHG 排出目標を達成するために依拠する排出除去技術。 ▶ 企業が移行計画を実行するために必要な利用可能な最低限レベルのリソース

気候関連の財務開示を作成する際、企業は、移行計画で開示される情報と、GHG 排出量、削減目標、気候変動へのレジリエンスなど、その他の情報の開示とを、どのようにつながりをもたせるかを考慮する必要がある。[IFRS S2.BC49]

弊法人のコメント

IFRS S2 号は企業に移行計画の策定を要求していない。同基準は、企業が移行計画を有している場合には、移行計画に関する具体的な情報の開示を要求しているに過ぎない。我々は、主要な利用者が企業の移行計画に関する情報を重要視していることを考慮すると、移行計画を有していない企業は、その事実を開示することを検討する必要があると考えている。

ISSB 外の組織でも、移行計画の作成に関するガイダンスに取り組んでいるところがある。移行計画タスクフォース(TPT)は、企業の将来の事業戦略に関する年次報告の一部として、強固で信頼できる移行計画の開示のための好事例を定めることを意図して、英国政府によって発足した。TPT は 2023 年 10 月に「開示フレームワーク」を公表し、移行計画の好事例の 5 つの主要な要素を定めたが、19 の小要素と、各小要素に対する一連の情報開示の推奨事項を通じて、これらの要素が拡張されている。

TPT の 5 つの主要な要素については、以下の図 4.4 に要約されている。

図 4-4: 移行計画の主要要素

主要な要素	詳細
基礎	「企業は、その計画の戦略的野心を開示しなければならない。これは、GHG 排出量が少なく、気候変動に強い経済への移行に対応し貢献するための当該企業の目的と優先事項から構成され、当該企業が、機会を捉え、ステークホルダーや社会への悪影響を回避し、自然環境を保護する方法でこれらの目的と優先事項を追求しているかどうか、また、どのように追求しているかを示すものでなければならない。この要素の下で、企業は、この移行計画がビジネス・モデルやバリュー・チェーンに与えるハイレベルな影響、及び、計画が依存する主要な仮定や外部要因も開示しなければならない。」
導入戦略	企業は、「戦略的野心」を達成するために、その事業活動、製品・サービス、方針・条件の中で取っている行動と、その結果として生じる財政状態、財務業績、キャッシュ・フローへの影響を開示しなければならない。」
エンゲージメント戦略	「企業は、戦略的野心を達成するために、そのバリュー・チェーンにどのように関与しているかを開示しなければならない。戦略的野心を達成するために、バリュー・チェーン、同業他社、政府、公共部門、地域社会、市民社会とどのように関わっているかを開示しなければならない。」
指標及び目標	「企業は、戦略的野心に向けた進捗を推進・モニタリングするために使用する指標と目標を開示しなければならない。」
ガバナンス	「企業は、移行計画の戦略的野心を達成するために、ガバナンス構造や組織体制に移行計画をどのように組み込んでいるかを開示しなければならない。」

ISSB のスー・ロイド副議長は、TPT 開示フレームワークの序文で、「TPT 開示フレームワークは、(ISSB)基準を補完する実用的で有用なものである。企業が移行計画を策定し、IFRS S2 号の開示要求に情報を提供する際の有用なツールとなるであろう。」²⁵と述べている。

弊法人のコメント

TPT 開示フレームワークのような外部のイニシアティブは、企業が IFRS S2 号に従って移行計画の開示を作成する際に、企業が参照することができる有用な洞察や指針を提供することができる。我々の見解では、これらのイニシアティブは優れた開示実務の改善に役立つ可能性があり、従って、企業は自身の開示とそのようなイニシアティブの整合性を考慮することを望むかもしれない。しかし、ISSB 基準が、TPT 開示フレームワークや他の外部イニシアティブのガイダンスや提言に準拠することを企業に要求している訳ではないことと同様に、TPT 開示フレームワークや他の外部イニシアティブに準拠しても、企業の開示が ISSB 基準に準拠しているとは限らないことに企業は留意する必要がある。

ISSB 基準に従った、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を提供するためには、IFRS S1 号と IFRS S2 号のすべての要求事項を満たす必要がある。

4.3.3 企業の戦略とビジネス・モデルのレジリエンスに関する開示

企業に影響を与える気候関連のリスク及び機会の発生可能性、規模、及び時期は不確実であり、複雑であることが多いため、主要な利用者は、気候変動に対する企業の戦略やビジネス・モデルのレジリエンスを理解するための情報が必要であると指摘している。[IFRS S2.BC57]

IFRS S2 号は、「気候レジリエンス」を以下のように定義している：[IFRS S2 Appendix A]

IFRS S2 より抜粋

付録 A 用語の定義

気候レジリエンス

気候関連の変動、進展、又は不確実性に適応するための企業の能力。気候レジリエンスには、気候関連のリスクを管理し、気候関連の機会から便益を享受する能力(気候関連の移行リスク及び物理的リスクに対応・適応する能力を含む)が含まれる。企業の気候レジリエンスには、気候関連の変動、進展、及び不確実性に対する戦略上のレジリエンス及び業務上のレジリエンスの両方が含まれる。

IFRS S1 号と比較すると、IFRS S2 号における気候関連レジリエンスについての開示要求は、より広範かつ規範的であり、シナリオ分析を完了する必要がある。定量的情報を提供するにあたり、IFRS S2 号は、単一の数値又は数値の範囲を開示することを認めている。[IFRS S2.22]

IFRS S2 号は以下のすべての開示を求めている：

- ▶ 報告日時点における、企業の気候レジリエンスの評価。[IFRS S2.22(a)]
- ▶ 企業が、どのように、また、いつ、気候関連のシナリオ分析を実施したか。[IFRS S2.22(b)]

レジリエンス評価とシナリオ分析との関係は、以下の図 4.5 で解説する。

企業は、シナリオ分析の具体的な結果を開示する必要はない。その代わりに、企業はその結果の解釈に関する情報を開示することが求められる。

²⁵ TPT 情報開示の枠組み、2023 年 10 月、3 ページ

図 4-5: レジリエンス評価とシナリオ分析の違い

トピック	説明
レジリエンス評価	もっともらしいが不確実性のある気候関連のさまざまな結果(すなわちシナリオ)を用いた企業のビジネス・モデルや戦略に対する影響、及び企業の適応・対応能力に関する経営者の評価。[IFRS S2.BC59] 気候関連レジリエンスの評価に関する情報は、各報告日時点で開示しなければならない。[IFRS S2.BC68]
シナリオ分析	レジリエンス評価に情報をもたらすために用いられる分析上の作業。 企業は、シナリオ分析の具体的な結果を開示する必要はない。その代わりに、企業はその結果の解釈を開示することが求められる。[IFRS S2.BC59] シナリオ分析は毎年行う必要はない。[IFRS S2.BC68]

4.3.3.A レジリエンス評価

第 22 項(a)は、企業が識別した気候関連のリスク及び機会との関連において、以下の図 4.6 に記載されている、各要因に対する企業の戦略とビジネス・モデルのレジリエンスに関する情報の開示を求めている。[IFRS S2.BC58]

図 4-6: レジリエンスの評価

要因	説明	例
気候関連の変動	気候変動に起因する事象や変化など	▶ 広範囲な山火事 ▶ 海面上昇
気候関連の進展	規制上の対応及び人口動態の変化等の進化するマクロ経済要因	▶ 特定の化石燃料使用に対する規制上の制限
気候関連の不確実性	気候関連の変動と進展に関連した信頼区間の相違	▶ 山火事の範囲に関する仮定 ▶ 規制の厳格性に関する仮定

レジリエンス評価には、シナリオ分析の結果に関する解釈が含まれる。特に、IFRS S2 号は、報告日時点の気候レジリエンスの評価に関する企業の開示が、以下のすべての内容に関する主要な利用者の理解を可能にすることを求めている。[IFRS S2.BC59, IFRS S2.22(a)]

- ▶ シナリオ分析で識別された影響に企業がどのように対応する必要があるかを含め、戦略及びビジネス・モデルへの影響(もしあれば)。
- ▶ 企業の気候レジリエンスを評価する際に考慮した、重大な不確実性が存在する領域
- ▶ 短期、中期、及び長期にわたり、気候変動に対して企業の戦略やビジネス・モデルを調整又は適応させるための企業の能力で以下のすべてを含む:
 - ▶ 気候関連リスクへの対応や気候関連の機会の活用を含む、気候関連のシナリオ分析で識別された影響に対応するための企業の既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性
 - ▶ 既存資産の再配置、再利用、性能向上、又は廃棄する企業の能力
 - ▶ 気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応、及び機会に対して、企業の現在及び計画されている投資の影響

以下の設例は、IFRS S2 号の結論の根拠において、気候レジリエンス評価において考慮された重大な不確実性のある領域について、企業が開示する情報の種類を説明するために使用されている例に基づいている。[IFRS S2.BC60]

設例 4-1: 重要な不確実性分野の開示例

シナリオ分析の実施において、将来の気候変動による移住が、海面上昇により居住不可能となる可能性のある地域 X の近くに位置する企業 A とその主要サプライヤーの資産及び操業の一部に、長期的に影響を及ぼす可能性があることを識別している。影響を受ける地域コミュニティの移転先によっては、企業 A とそのサプライヤーがフル稼働で事業を継続できる能力に悪影響が及ぶ可能性がある。地域コミュニティが移転するかどうか、また移転先、移転時期は不明であり、その結果、企業 A の事業とそのサプライチェーンに与える影響も不確実である。

IFRS S2 号 22(a)(ii)に従い、企業 A は、そのレジリエンス評価が、将来の気候変動に起因する X 地域からの移住の影響から生じる重大な不確実性の影響を受けることを開示している。このリスクには、長期的な時間軸が適用されるため、このシナリオ分析の結果を解釈するために必要な判断の度合いも大きくなることを、企業 A は開示している。

Climate Report 2023 において、Commonwealth Bank は、ポートフォリオのレジリエンスの評価について以下のように開示している:

Climate Report 2023 [抜粋]

Risk [抜粋]

Our approach to climate risk [抜粋]

Identifying and assessing [抜粋]

The resilience of our portfolio

The table below identifies sectors within our portfolio which are exposed to elevated climate-related *physical* or *transition* risk. We have refined our climate risk table to reflect our improved understanding of the sectors most exposed to a low carbon *transition*. We recognise there may be additional sectors exposed to *transition* risk not included in the corresponding table. Where only a portion of a sector is identified as being exposed to these risks, the sub sectors will not total to the Group's exposure for the industry.

Our portfolio

Sectors ¹	Jun 22		Jun 23		Physical risk ²	Transition risk ³
	Total sector TCE \$bn	TCE % of total	Total sector TCE \$bn	TCE % of total		
Consumer	748.5	55.9%	776.8	55.5%		
Exposed to high physical risk ⁴	29.4	2.2%	30.1	2.2%	●	
Exposed to high cyclone risk	10.9	0.8%	11.0	0.8%	●	
Exposed to high flood risk	16.2	1.2%	16.7	1.2%	●	
Exposed to high fire risk	1.7	0.1%	1.8	0.1%	●	
Exposed to sea level rise	1.5	0.1%	1.6	0.1%	●	
Exposed to high transition risk ⁴	15.1	1.1%	16.0	1.1%		●
Agriculture & forestry	27.7	2.1%	30.0	2.1%		
Dairy	6.9	0.5%	7.4	0.5%	●	●
Livestock	11.1	0.8%	11.9	0.8%	●	●
Transport & storage	24.8	1.9%	24.8	1.8%		
Coal terminals ⁵	0.5	0.0%	0.4	0.0%		●
LNG terminals ⁶	0.4	0.0%	0.2	0.0%		●
Air transport	2.5	0.2%	2.6	0.2%		●
Oil & gas shipping (including FPSO) ⁷	1.3	0.1%	0.4	0.0%		●
Rail transport	1.7	0.1%	1.8	0.1%		●
Road transport	3.8	0.3%	4.1	0.3%		●
Pipeline transport	0.7	0.1%	0.9	0.1%		●
Manufacturing	16.8	1.3%	19.3	1.4%		
Petroleum refining	0.2	0.0%	0.0	0.0%		●
Heavy industry (steel, alumina, aluminium & cement) ⁸	0.7	0.1%	1.0	0.1%		●
Chemicals manufacturing	0.1	0.0%	0.1	0.0%		●
Auto manufacturing	0.8	0.1%	1.2	0.1%		●
Retail trade	13.6	1.0%	15.4	1.1%		
Automotive fuel retailing	1.5	0.1%	1.6	0.1%		●
Wholesale trade	13.1	1.0%	15.9	1.1%		
Petroleum product wholesaling and marketing	1.2	0.1%	1.8	0.1%		●
Electricity, gas & water	11.6	0.9%	13.7	1.0%		
Non-renewable power generation ⁹	1.3	0.1%	1.9	0.1%		●
Gas supply	0.8	0.1%	0.6	0.0%		●
Mining, oil & gas	7.5	0.6%	7.3	0.5%		
Upstream exploration and production	3.3	0.2%	2.4	0.2%		●
Thermal coal mining ⁸	0.8	0.1%	0.9	0.1%		●
Metallurgical coal mining	0.0	0.0%	0.1	0.0%		●
Total elevated risk	82.2	6.1%	85.4	6.1%		
Total TCE (Group)	1,337.9		1,400.1			

...

4.3.3.B シナリオ分析

前述の通り、IFRS S2 号は、シナリオ分析の結果を開示することを要求していない。その代わりに、IFRS S2 号は、シナリオ分析の実施方法に関連して、以下のすべての開示を要求している：[IFRS S2.22(b)]

- ▶ 分析に使用したインプットに関する情報
- ▶ 分析に使用した主な仮定

分析に使用したインプットと仮定に関する開示は、以下の図 4.7 で説明されている（これらのリストは網羅的なものではないことに留意されたい）。

図 4-7:シナリオ分析のインプットと仮定

インプットに関する開示	仮定に関する開示
▶ 分析に使用した気候関連のシナリオ及びそれらの情報源 ▶ 分析にさまざまな気候関連のシナリオを含めたかどうか ▶ 使用したシナリオが、気候関連の移行リスク又は気候関連の物理的リスクのいずれに該当するか ▶ 気候変動に関する最新の国際協定と整合する気候関連シナリオを使用したかどうか ▶ 気候関連の変動、進展又は不確実性に対するレジリエンスを評価する上で、シナリオが適切であると判断した理由 ▶ 分析に使用した時間軸 ▶ 分析に使用した事業範囲(事業拠点や事業単位など)	▶ 企業が事業を展開している法域における気候関連の政策 ▶ マクロ経済の動向 ▶ 国又は地域レベルの変数(例えば地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ、及び天然資源の利用可能性など) ▶ エネルギー使用量と構成 ▶ 技術の進展

気候変動に関する最新の国際協定は、IFRS S2 号で「気候変動に立ち向かうための国連気候変動枠組条約の加盟国としての国家間の協定」と定義されている。この協定は、温室効果ガス削減のための規範と目標を定めている。[IFRS S2 Appendix A]

ISSB が IFRS S2 号を公表した時、2016 年 4 月のパリ協定が気候変動に関する最新の国際協定であった。パリ協定の署名国は、以下の事項に合意した：[IFRS S2.BC145]

- ▶ 世界全体の平均気温の上昇を、産業革命前の水準から 2℃未満に抑える。
- ▶ 気温上昇を産業革命前より 1.5 度上昇するレベルまでに抑制する努力をする。

しかし、ISSB は、以下の理由により、気候変動に関する最新の国際協定と整合するシナリオや特定の科学的根拠に基づくシナリオの使用を要求しないことを決定した：[IFRS S2.BC67]

- ▶ 企業が使用すべきシナリオを特定することは実務的ではない。
- ▶ 基準で規定されているシナリオは、すぐに古くなる可能性があり、企業の状況や何がもっともらしいかについての経営者の見解を反映していない情報を開示することになりかねない。

IFRS S2 号は、気候関連のシナリオ分析が実施された報告期間の開示を要求している。これは、IFRS S2 号の目的上、企業は、報告日ごとにシナリオ分析を更新することを要求されるのではなく、複数年の戦略計画サイクルの一環として(例えば、3～5 年ごと)シナリオ分析を実施することができると ISSB が決定したためである。

企業は、各報告日にシナリオ分析を更新する必要はないが、IFRS S2 号は企業に以下を要求している：[IFRS S2.B18、IFRS S2.BC68]

- ▶ 戦略計画サイクルに沿って、気候関連のシナリオ分析を更新する。
- ▶ 気候の不確実性が企業のビジネス・モデルに与える影響に関する最新の洞察を反映するため、気候レジリエンスを年次ベースで評価する。
- ▶ シナリオ分析が報告期間中に更新されていない場合であっても、シナリオ分析がどのように、いつ実施されたかに関する情報を含む、4.3.3 章において要求される情報を各報告日に開示する。

IFRS S2 号は、企業の気候レジリエンスを評価するためにのみ、シナリオ分析を使用することを要求している。しかし、企業は、IFRS S2 号が要求する以下のような他のさまざまな開示に情報を提供するために、シナリオ分析を使用することを選択することができる。[IFRS2.BC69]

- ▶ 気候関連リスク及び機会の識別と評価(3 章参照)
- ▶ それらのリスク及び機会に関連する予想される財務的影響の評価(下記 4.3.3. C 章参照)
- ▶ 低炭素経済への移行計画の策定(上記 4.3.2.A 章参照)

Climate Report 2023 において、Commonwealth Bank of Australia は、シナリオ分析に用いたシナリオについての情報を開示している。これには以下の情報が含まれる:

実例 4-3: Commonwealth Bank of Australia (2023 年)		オーストラリア			
Climate Report 2023 [抜粋]					
Risk [抜粋]					
Our approach to climate risk [抜粋]					
Identifying and assessing [抜粋]					
Our climate scenario analysis					
We use climate scenario analysis to understand our exposure to strategic, financial and non-financial risks arising from climate change and how these risks may impact our decision making. This year, we refined and developed new insights and updated our view of scenarios.					
The scenarios we use					
We rely on credible, global climate scenarios to provide consistent inputs and assumptions in our climate scenario analysis. In assessing scenarios we consider whether they:		the Network for Greening the Financial System (NGFS) published an updated suite of scenarios this year. This year, we established a bi-annual process to review the selection of our climate scenarios.			
• present plausible, and appropriately severe outcomes • are used by regulators and peer banks • have data available at a detailed sector and geographic level.		We use <i>delayed transition</i> and <i>severe physical risk</i> scenarios when analysing <i>transition risk</i> and <i>physical risk</i> . We use credible, science-based 1.5°C aligned scenarios to set our sector-level <i>financed emissions</i> targets.			
We recognise that climate scenarios are constantly evolving and we may change our selection over time. For example,					
✦ To read about the uncertainty and limitations of climate scenario analysis see pages 74–75 .					
	Delayed transition	1.5°C	Severe physical risk		
Description	Used to test our resilience to high <i>transition risk</i> , in a scenario of rapid and disorderly transition after 2030, with medium <i>physical risk</i> .	Used in our target setting process, in a scenario of early <i>transition risk</i> impact due to rapid decarbonisation of the economy in the next decade, and limited increase of current levels of <i>physical risk</i> .	Used to test our resilience to <i>physical risk</i> , in a scenario of severe temperature increase resulting in severe <i>physical risk</i> .		
Global warming by 2100 ¹	1.1°C–2.6°C	0.3°C–1.7°C	2.6°C–4.8°C		
Cost of emissions by 2050	AU\$567 per tonne CO ₂ -e	AU\$250 per tonne CO ₂ -e	AU\$9 per tonne CO ₂ -e		
Transition scenarios	NGFS v3 Delayed Transition	IEA NZE	NGFS v3 Current Policies		
Physical scenarios ² (Representative concentration pathway)	RCP 4.5	RCP 2.6	RCP 8.5		
🏠 Our transition risk rating	High	High	Low		
☀️ Our physical risk rating	Medium	Low	High		

1 Above pre-industrial levels, consistent with the scope of the Paris Agreement.
2 In line with the IPCC, we use the representative concentration pathway, or RCP, to describe the level of GHG concentration in the atmosphere in a given scenario. A higher RCP indicated greater GHG concentration, which is associated with greater temperature increases.

2023 Global Sustainability Report において、Nutrien Ltd. は、シナリオ分析に用いたシナリオについての情報を開示している。これには以下の情報が含まれる:

Global Sustainability Report 2023 [抜粋]
Governance [抜粋]
Nutrien Climate-related Disclosures [抜粋]

Scenarios

We continue to evaluate, refine and consider various climate scenarios to help identify risks and opportunities and assess the resiliency of our business model. These scenarios are hypothetical and are not intended to be used as forecasts or predictions.

	Transition scenarios	Physical scenarios
Scenario models	International Energy Agency ("IEA") Scenarios: • Announced Pledges Scenario ("APS") • Sustainable Development Scenario ("SDS") • Net Zero Emissions ("NZE") by 2050	The Intergovernmental Panel on Climate Change ("IPCC") Sixth Assessment Report (AR6): • SSP 1-2.6 • SSP 5-8.5 • SSP 2-4.5 A combination of IPCC AR6 scenarios may be best suited for identifying and assessing a potential range of outcomes of future events under conditions of uncertainty
Time horizons	Impact models cover the time horizon over the next 30 years to 2050	Scenario models are focused primarily between the 2030 and the 2050 time horizons as these relate to key milestones for global emissions reductions
Potential key inputs	• Key internal inputs include production estimates, emissions factors and discount rates • External inputs include carbon prices and CO ₂ emissions assumptions based on the IEA's World Energy Outlook for the relevant period	• Key internal inputs include our global operational footprint, grower regional locations, historical sales, acreage and yield data • External inputs include historical and projected acres data, inflation rates and the latest IPCC climate datasets covering flood depth, extreme wind, extreme rainfall, wildfire, drought, hail and thunderstorm, heat and cold hazards
Key areas of our organization to be considered	• Nitrogen, Potash and Phosphate operating segments, which account for most of our Scope 1 and 2 GHG emissions profile • Retail growers as nitrogen fertilizer application accounts for a significant portion of our Scope 3 GHG emissions	• Retail with its direct connection to grower customers • Wholesale production operations and key transportation, storage and distribution sites
Potential climate-related risks and opportunities	• Carbon pricing mechanisms • Growers expected to reduce emissions • New technologies or products risk • New strategies and technologies to reduce GHG emissions • New markets for ammonia • Helping growers reduce emissions from agriculture • Reputational risks associated with climate change including our stakeholder's perception of our role in the transition to a lower-carbon economy	• Physical risk to growers • Physical risks to our supply chain and our transportation, distribution and logistics networks • Helping growers deal with chronic impacts of climate change

4.3.3.C 気候関連シナリオ分析の作成に関する適用ガイダンス

IFRS S2 号の開発中、ISSB は、シナリオ分析が(特に分析を実施するスキル、能力、及びリソースが不足している企業にとっては)困難であるというコメントを受け取った。これに対して、ISSB は気候レジリエンスを評価するために企業は気候関連のシナリオ分析を用いることが要求されることを明確にした上で、次のような見解を示した：[IFRS S2.BC62, IFRS S2.BC63]

- ▶ 気候関連のシナリオ分析には、定性的なシナリオの説明から高度な定量的モデリングに至るまで、様々な実務が含まれる点を、シナリオ分析の作成に関する IFRS S2 号の適用ガイダンスに含めた。
- ▶ 企業がシナリオ分析に用いるアプローチは「その状況に見合ったもの」である必要があることを明確化した。

IFRS S2 号の適用ガイダンスは、企業が状況に見合ったシナリオ分析のアプローチを選択することを支援するために作成された。この適用ガイダンスは、TCFD が公表した補足文書「*The Use of Scenario Analysis in Disclosure of Climate-related Risks and Opportunities* (2017)」²⁶及び「*Guidance on Scenario Analysis for Non-Financial Companies* (2020)」²⁷を含む。[IFRS S2.BC64]

この適用ガイダンスは、企業に対し、過大のコストや労力をかけることなく、報告日時点で企業が利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮することができるような気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを使用することを求めている。シナリオ分析のアプローチの選択に関する判断を行うにあたり、適用ガイダンスは次の点を規定している：[IFRS S2.B1]

- ▶ 企業の状況を評価する際に考慮すべき要因(下記(i)参照)
- ▶ 企業が気候関連のシナリオ分析に対する適切なアプローチを決定する際に考慮すべき要因(下記(ii)参照)
- ▶ 企業が時間の経過とともに気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを決定する際に考慮すべき追加的要因(下記(iii)参照)

²⁶ [TCFD Technical Supplement](#)

²⁷ [TCFD Guidance on Scenario Analysis for Non-Financial Companies](#)

(i) 企業の状況を評価する

企業の状況を評価するには、以下のすべての事項を考慮する必要がある。[IFRS S2.B2]

- ▶ 気候関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャー
- ▶ 気候関連のシナリオ分析のために、企業が利用可能なスキル、能力、及びリソース

気候関連シナリオ分析に対する企業のアプローチは、気候関連シナリオ分析を実施する時点における企業の状況に見合ったものでなければならない。例えば、気候リスクへのエクスポージャーが比較的低く、経営資源が限られている企業は、主要な製品、事業単位、又は事業の所在地に焦点を当てたシナリオの記述を作成する場合がある。一方、気候関連リスクへのエクスポージャーが高く、分析に関する経験が豊富な大規模企業は、自社の事業やバリュー・チェーンを通じた複数のリスク伝達経路を把握するために、さまざまなシナリオを用いた高度な定量的モデリングを行う場合がある。[IFRS S2.BC65]

図 4-8: 企業の状況を評価する

考慮すべき要素	説明
気候関連リスク及び機会へのエクスポージャー	企業自身の気候関連のリスク及び機会へのエクスポージャーは、企業の以下の評価に反映される: ▶ 企業自身の状況 ▶ 気候関連のシナリオ分析に用いるアプローチ 一般的に、気候関連のリスクや機会に対するエクスポージャーが高いほど、より定量的又は技術的に高度な気候関連のシナリオ分析が要求されると判断する可能性が高くなる。[IFRS S2.B4]
利用可能なスキル、能力、及びリソース	企業は、気候関連のシナリオ分析に使用する適切なアプローチを決定する際に、利用可能な社内外のスキル、能力、及びリソースを考慮する。 企業のスキルや能力を評価する際には、個々の状況の把握が必要であり、ISSB は、企業が学習と反復のプロセスを通じて、スキルや能力を開発し、時間をかけて開示を充実することを求めている。 例えば、レジリエンスの評価においてシナリオ分析を探求し始めたばかりの企業や、シナリオ分析が一般的に用いられていない産業に参入している企業は、そのスキルや能力を開発するために、より多くの時間を必要とする場合がある。その結果、そのような企業は、過大なコストや労力をかけずにシナリオ分析のための定量的又は技術的に高度なアプローチを用いることができない場合がある。対照的に、シナリオ分析が確立された慣行があるような産業(例えば採掘及び鉱物加工産業)に属する企業は、企業自身のスキル及び能力を強化していることが期待される。 しかし、企業の気候関連リスク・エクスポージャーが、シナリオ分析のための高度なアプローチを正当化とする場合、IFRS S2 号は、必要なスキルや能力を獲得・開発するための投資に利用可能なリソースを有しているのであれば、スキルや能力の不足を理由に、洗練度の低いアプローチの使用を正当化することはできないとしている。[IFRS S2.B6、IFRS S2.B7、IFRS S2.BC65]

企業がシナリオ分析を実施するたびに、企業自身の状況を評価することが求められる。以下の設例は、IFRS S2 号で使用されている説例に基づいて、企業が状況を再評価するタイミングを説明したものである。[IFRS S2.B3]

設例 4-2: 企業の状況を再評価する

企業 A は、戦略計画サイクルと整合するように、3 年ごとに気候関連のシナリオ分析を実施している。IFRS S2 号 B3 項に従い、企業 A は、3 年ごとに自社の状況を評価する必要がある。企業 A は、自社の状況を評価するにあたり、その時点での気候変関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー、並びに利用可能なスキル、能力、及びリソースを再考する必要がある。

(ii) 気候関連シナリオ分析の適切なアプローチの決定

企業は、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、気候関連のシナリオ分析へのアプローチを決定しなければならない。決定には以下のすべての事項が伴う。[IFRS S2.B8]

- ▶ 気候関連シナリオ分析へのインプットの選択
- ▶ 気候関連シナリオ分析の実施方法についての分析上の選択

IFRS S2 号によると、合理的で裏付け可能な情報には、以下に関する外部情報源から入手した情報、又は内部で所有もしくは開発した情報が含まれる。[IFRS S2.B9]

- ▶ 過去の事象
- ▶ 現在の状況
- ▶ 将来の状況の予想
- ▶ 定量的又は定性的情報

企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮できるようにインプットと分析上の選択の組合せを決定するためには、判断が必要となる。

必要とされる判断の程度は、詳細な情報の利用可能性と時間軸に依存する(すなわち、時間軸が長くなり、詳細な情報の利用可能性が低下するにつれて、必要とされる判断の程度は高くなる)。[IFRS S2.B10]

インプットの選択

企業は、気候関連のシナリオ分析に使用するシナリオ、変数、及びその他のインプットを選択する際に、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮する必要がある。[IFRS S2.B11]

ISSB は、権威ある情報源から一般に利用可能な気候関連のシナリオで、将来の傾向ともっともらしい結果に至るさまざまな道筋を記述しているものは、過大なコストや労力をかけずに企業が利用可能である点を明確にしている。[IFRS S2.B11]

特定のシナリオ又はシナリオのセットを選択して合理的で裏付け可能な根拠を持つということは、企業の気候関連のシナリオ分析のインプットが、企業の状況に関連している必要があるということである。従って、シナリオ又はシナリオのセットを選択する際には、企業は以下のような要素を考慮しなければならない。[IFRS2.B12、IFRS2.13、IFRS2.BC66]

- ▶ 企業が行う活動の種類と性質
- ▶ これらの活動の地理的地域
- ▶ 企業がさらされている物理的リスクと移行リスク

IFRS S2 号は、企業がどのシナリオを使用すべきかを規定していないが、その理由は、実務的ではなく、規定されたシナリオが古くなる可能性があること、企業固有の状況や何がもっともらしいかについての経営者の考えを反映しない情報が開示されることにつながる可能性があることと ISSB が判断したためである。[IFRS S2.BC67]

以下の設例は、IFRS S2 号で使用されている設例に基づいている：[IFRS S2.B12]

設例 4-3： 関連するシナリオの選択

企業 A の事業は、排出が規制されている法域 X に集中している。シナリオ分析を実施するために、企業 A は、気候変動に関する最新の国際協定に対する法域 X のコミットメントに整合的なシナリオを選択する。

IFRS S2 号は、用いたシナリオの数や、シナリオがさまざまな結果や道筋(例えば、秩序ある移行シナリオと無秩序な移行シナリオの両方)を対象にしているかどうかなどの情報を開示することを企業に求めている。これは、分析に多様なシナリオが含まれているかどうかを開示する要求事項の一部を形成している。[IFRS S2.22(b)(i)(2)、IFRS S2.BC66]

弊法人のコメント

我々の見解では、IFRS S2 号は、少なくとも 2 つのシナリオを用いてシナリオ分析を行うことを要求している。企業によっては、自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別する目的で、あるシナリオを「基本ケース(base case)」と定義する場合がある。このような場合、事実と状況によっては、もう 1 つ別のシナリオのみを用いて企業の戦略とビジネス・モデルのレジリエンスを評価することで、IFRS S2 の開示目的を達成することが可能かもしれない。しかし、我々の見解では、企業は「基本ケース」とは異なる、少なくとも 2 つのシナリオを用いてレジリエンスを評価することが望ましい。これには、企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを評価する際に、移行リスクと物理的リスクについて異なるシナリオを用いることも含まれる。

分析上の選択の実施

分析上の選択には、気候関連のシナリオ分析を行う際に、定性的な分析を行うか、定量的なモデル化を行うかということが含まれる。

IFRS S2 号は、企業に、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるよう、分析上の選択に優先順位をつけることを要求している。例えば、ある結果(例えば 1.5 度結果)に関連する複数の炭素価格の道筋に関する情報が過大なコストや労力をかけずに利用可能であり、このアプローチが企業のリスク・エクスポージャーによって正当化される場合には、企業のレジリエンス評価においてその道筋を組み入れる必要がある。[IFRS S2.B14]

このような分析的選択を行うにあたり、ISSB は次のように指摘した：[IFRS S2.B15]

- ▶ 定量的な情報を用いることで、多くの場合、企業の気候レジリエンスをより適切に評価することが可能となる。
- ▶ 定量的データと組み合わせることも、組み合わせないこともある、シナリオの記述を含む定性的情報の利用も、企業のレジリエンス評価の合理的かつ裏付け可能な根拠を提供することができる。

(iii) 時間の経過とともに気候関連のシナリオ分析に対する企業のアプローチを決定する際の追加的検討事項

IFRS S2 号は、気候関連のシナリオ分析に対する企業のアプローチは、報告期間や戦略計画サイクルが変われば、同じままとは限らないとしている。[IFRS S2.B16]
これは、以下の理由による：

- ▶ 気候関連のシナリオ分析は、実務が発展途上である。
- ▶ 企業が用いるシナリオ分析へのアプローチは、その企業が置かれた状況（すなわち、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー、企業が利用可能なスキル、能力、及びリソースなど）に基づいて決定される。従って、そのような状況が時間の経過とともに変化すれば、気候関連シナリオ分析に対する企業のアプローチも変化することになる。

例えば、気候関連リスクへのエクスポージャーが高い企業は、現状、定量的な気候関連シナリオ分析を行うスキル、能力、又はリソースを有していないため、最初は、定性的なシナリオ記述を用いて分析を行うかもしれない。しかし、時間の経過とともに経験を通じて能力を蓄積するにつれ、その企業は、気候関連のシナリオ分析に対してより高度で定量的なアプローチを適用するようになる。対照的に、気候関連リスクへのエクスポージャーが高く、必要なスキル、能力、又はリソースを利用できる企業は、気候関連シナリオ分析に対してより高度で定量的アプローチを適用することが求められる。[IFRS S2.B17]

TCFD との比較

ISSB は、気候関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略に関する IFRS S2 号の開示要求は、TCFD が推奨する開示とほぼ一致しているとしている。

しかし、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、以下のようないくつかの相違点があることを指摘している。IFRS S2 号では、

- ▶ 気候関連のリスク及び機会を識別する際に、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の産業別開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮するという追加的な要求事項が含まれる。
- ▶ 気候関連のリスク及び機会が、企業のビジネス・モデルやバリュー・チェーンの中でどこに集中しているのかについてより詳細な情報を開示することを求めている。

気候関連のリスク及び機会が、企業の事業戦略や財務計画に与える影響に関する開示について、IFRS S2 号は、

- ▶ 識別されたリスク及び機会に対する企業の対応について、より詳細な情報を求める(企業が有する移行計画や、企業が気候関連の目標を達成するための計画を含む)。
- ▶ 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの状況に対するリスク及び機会の現在の及び予想される影響を開示する際に、定量的及び定性的情報が必要とされる場合の要件を定めている。
- ▶ 予想される財務的影響を開示する際に使用する情報とアプローチのパラメータを定めている(すなわち、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を使用し、企業の状況に見合ったアプローチを使用する)。

企業の戦略レジリエンスに関する開示について、IFRS S2 号は、

- ▶ 気候関連のシナリオ分析において、企業が使用しなければならない特定のシナリオを規定していない。
- ▶ レジリエンス評価について、評価における重大な不確実性の領域、戦略やビジネス・モデルを調整・適応する企業の能力、シナリオ分析の実施方法と実施時期など、より詳細な情報の開示を求める。
- ▶ 気候関連のシナリオ分析に使用すべき情報とアプローチのパラメータを定める(すなわち、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮し、企業の状況に見合ったアプローチを使用する)。

4.4 リスク管理

IFRS S2号における気候関連のリスク及び機会に関するリスク管理についての要求事項は、企業にリスク管理プロセスにおける気候関連のシナリオ分析の使用に関する情報を提供することを要求していることを除き、IFRS S1号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するリスク管理についての開示要求事項と対応している。

特に、IFRS S2号は、気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報を開示する際に、気候関連の機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いるかに関して企業に説明することを求めている。[IFRS S2.25(b)]

IFRS S2号におけるリスク管理についての開示要求事項の残りの部分に関しては、「パート A-IFRS S1号の解説」の4.4章にあるリスク管理の開示要求事項に関する解説が気候関連のリスク及び機会に関するリスク管理の開示の作成にも適用される。

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会について個別のリスク管理の開示を行う必要はない。このような場合、企業は、IFRS S2号及びIFRS S1号に定める要求を満たす統合されたリスク管理の開示を提供することにより不必要な重複を避けることが求められる。[IFRS S2.26]

TCFD との比較

ISSB は、気候関連リスク及び機会に関する IFRS S2 号の開示要求は、リスクにより焦点を当てている TCFD 提言の開示項目とほぼ一致しているとしている。

気候関連リスクの識別、評価、管理するための企業のプロセスを記載する開示について、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、IFRS S2 号は以下であると述べている：

- ▶ より詳細な情報(企業がリスクを識別するために用いる入力パラメータ、リスクを識別するためにシナリオ分析を用いているか、またどのように用いているか、リスクを識別し、評価し、優先順位を付け、モニタリングするための企業のプロセスが過去の報告期間から変更されたかどうか)を求めている。
- ▶ 機会の識別、評価、優先順位付け、モニタリングのための企業のプロセスに関する追加的开示を含む。

気候関連リスクを識別し、評価し、管理するための企業のプロセスが、企業の全体的なリスク管理にどのように統合されているかの説明に関する開示について、ISSB は、IFRS S2 号が機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度、及び、どのように統合され、情報をもたらしているかについての追加的な開示を含んでいることに留意している。

4.5 指標と目標

IFRS S2 号は、気候関連のリスク及び機会に関する指標と目標を特に取り上げているため、IFRS S1 号の指標と目標に関する全般的な開示要求事項よりも、IFRS S2 号の指標と目標に関する開示要求事項の方がはるかに詳細である。

企業が設定した気候関連の目標、及び法規制により達成が義務付けられている目標に対する進捗を含む、気候関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを主要な利用者が理解できるようにするため、IFRS S2 号では以下のすべての開示が求められている。[IFRS S2.27, IFRS S2.28]

- ▶ 産業横断的な 7 つの指標カテゴリーに関する情報(すなわち、産業にとらわれない指標)(4.5.1 章参照)
- ▶ 企業のビジネス・モデルや経済活動に関連する産業ベースの指標(すなわち、企業が参加する産業に関連する指標)(4.5.2 章参照)
- ▶ 気候関連のリスクを軽減もしくはこれに適応するため、又は気候関連の機会を活用するために、企業が設定した目標や法規制により達成が義務付けられている目標(ガバナンス機関や経営者がこれらの目標に対する進捗を測定するために用いる指標を含む)(4.5.3 章参照)

IFRS S2 号は、企業は、気候関連のリスク及び機会に対応するガバナンス、戦略、リスク管理プロセスを有していない場合であっても、指標に関する情報を開示しなければならない。ISSB は、指標に関する開示の目的は、以下に対する企業のパフォーマンスの開示を企業に要求することであることを明確にした。[IFRS2.BC73]

- ▶ 気候関連のリスク及び機会を測定・モニタリングするために用いられる指標(IFRS S2 号で規定されていない指標を含む場合もある)
- ▶ IFRS S2 号が定める指標(気候関連のリスク及び機会を測定・モニタリングするために、これらの指標を用いていない場合も含む)

4.5.1 産業横断的な指標

IFRS S2 号は、2021 年 10 月に公表された TCFD の「[指標、目標及び移行計画に関するガイダンス](#)」²⁸から ISSB が導き出した産業横断的な 7 つの指標カテゴリーに関する情報の開示を企業に求めている。

²⁸ [TCFD Guidance on Metrics, Targets and Transition Plans](#)

以下の図 4.9 で産業横断的な 7 つの指標カテゴリーをまとめている。[IFRS S2.29]

図 4-9: 産業横断的な指標

#	カテゴリー	開示情報
1	GHG 排出量	報告期間中に発生した温室効果ガス(GHG)の総排出量の絶対量を以下の分類で開示(CO2 換算のメートルトン) ▶ スコープ 1 GHG 排出量 ▶ スコープ 2 GHG 排出量 ▶ スコープ 3 GHG 排出量 (当該開示及びその他の GHG 関連開示の詳細は以下の 4.5.1.A 章及び 5 章参照)
2	気候関連の移行リスク	気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(4.5.1.B 章参照)
3	気候関連の物理的リスク	気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(4.5.1.B 章参照)
4	気候関連の機会	気候関連の機会と整合した資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(4.5.1.B 章参照)
5	投下資本	気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、資金調達、投資の金額(4.5.1.C 章参照)
6	内部炭素価格	▶ 企業が意思決定において炭素価格を適用しているかどうか、適用している場合はどのように適用しているかについての説明 ▶ 企業が GHG 排出コストを評価するために使用する GHG 排出量のメートル・トン当たりの価格 (4.5.1.D 章参照)
7	報酬	▶ 役員報酬に気候関連の考慮事項が織り込まれているかどうか、織り込まれている場合はどのように織り込まれているかについての説明 ▶ 当報告期間において認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセンテージ (4.5.1.E 章参照)

企業が属する産業に関係なく共通の情報を提供することで、産業横断的な指標は、主要な利用者が以下のことを行うことを可能にする。[IFRS S2.BC75]

- ▶ 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーと管理
- ▶ 気候関連のリスク及び機会の主要な側面と決定要因の理解
- ▶ 気候変動が企業に及ぼす潜在的影響の洞察

4.5.1.A GHG 排出量の開示

企業は、報告期間中に発生した GHG(温室効果ガス)総排出量の絶対量を開示しなければならない。企業の GHG 総排出量は、以下のように分類される。[IFRS S2.29(a)(i)]

- ▶ スコープ 1 GHG 排出量
- ▶ スコープ 2 GHG 排出量
- ▶ スコープ 3 GHG 排出量

IFRS S2号は、各法域の規制当局や証券取引所が別の方法を要求しない限り、GHG排出量の測定にGHGプロトコルを使用することを要求している。

企業が開示する GHG 排出量は、CO2 換算のメートル・トンで表される。これは 7 つの温室効果ガスを CO2 換算値に集約する必要があるためである。詳細は 5.3.2 章を参照。

2023 Annual Report において、Standard Chartered plc は、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3(カテゴリー別)の GHG 総排出量を CO2 換算トン数で開示している。脚注で修正再表示した箇所を示している。

実例 4-5: Standard Chartered PLC (2023)

イギリス

Annual Report 2023 [抜粋]

Sustainability Review [抜粋]

Sustainability Strategic Pillars [抜粋]

Pillar 3: Deliver on our annual milestones set forth in our net zero roadmap [抜粋]

Our emission sources [抜粋]

Scopes of GHG emissions	2023 ⁴ (tCO ₂ e)	2022 (tCO ₂ e)	2021 (tCO ₂ e)
Scope 1 emissions ¹	8,488	2,071	2,902
Scope 2 emissions ²	26,246	47,363	82,761
Total Scope 1 and 2 emissions³	34,734	49,434	85,663
Scope 3 emissions:			
Category 1: Purchased goods and services (other)	286,304	380,732	330,224
Category 1: Purchased goods and services (data centres) ⁵	4,431	7,060	43,132
Category 2: Capital goods	42,707	34,496	47,217
Category 4: Upstream transportation and distribution	24,125	20,300	20,949
Category 5: Waste generated in operations ⁶	520	747	
Category 6: Business travel (air travel)	60,279	39,107	3,654
Category 6: Business travel (miscellaneous other than air travel)	8,918	2,654	4,994
Category 7: Employee commuting	71,228	61,917	
Category 13: Downstream leased assets (real estate)	7,898	8,594	
Category 15: Investments ^{7,8}	41,944,000	49,512,000	45,200,000
Total Scope 3 emissions	42,450,410	50,067,607	45,650,190
Total emissions	42,485,144	50,117,041	45,735,853

- 1 As we aim to improve our emissions measurement and reporting year-on-year, we have included fugitive emissions in our Scope 1 figures for the first time in 2023: 5,266 tCO₂e. Prior year data was not available for fugitive emissions. For more information on the methodology and assumptions used to calculate GHG emissions, please refer to the Environmental Reporting Criteria at sc.com/sustainabilityhub.
- 2 Scope 2 indirect emissions include indirect emissions from purchased electricity measured under the market-based approach as set out in the GHG protocol.
- 3 Our Scope 1 and 2 emissions calculations for the most recent reporting year were independently assured by Global Documentation Ltd., the assurance scope excluded fugitive emissions. Market-based emissions have decreased from 2022 to 2023 due to footprint reduction, efficiency gains and the purchase of additional energy attribution certificates by the Group.
- 4 The reporting period for GHG emissions is 1 October to 30 September. This only differs for Category 1: Purchased Goods (other); Category 2: Capital goods; Category 4: Upstream transportation and distribution; Category 6: Business travel (miscellaneous other than air travel) and Category 15: Investments where a period of 1 January to 31 December is used. Emissions data for these categories is also on a one-year lag with emissions reported in 2023 based on 2022 emissions data.
- 5 Purchased goods and services (data centres) have been restated from 706tCO₂e to 7,060tCO₂e due to an error in converting the unit of emissions.
- 6 Waste emissions have been restated from 498tCO₂e to 747tCO₂e due to an out of date emissions factor being used in prior year.
- 7 Category 15: Investments only includes financed emissions and are measured on a one-year lag, with emissions reported in 2023 being based on 2022 emissions and financial data. Financed emissions are included on page 110. A facilitated emissions baseline was measured for the first time during the year. Refer to page 112 for more details.
- 8 2022 absolute emissions have been restated from 58.5MtCO₂e to 49.5MtCO₂e. This is due to (i) reduction in shipping absolute emissions as improved data has resulted in individual ship-level fair values being obtained; (ii) pausing of aviation emissions reporting due to the sale of the Group's aviation leasing and lending business; (iii) decreases in Automotive Manufacturers' emissions due to changes in the industry emissions reporting methodology referenced earlier on page 95; (iv) decreases in emissions from the 'Others' sector where improved data has been obtained to calculate emissions; and (v) the sectoral baselining of emissions reporting for Cement and Commercial Real Estate as separate high-emitting sectors.

2023 Annual Report において、Magna International Inc は、GHG 原単位指標に関する情報を開示している。

実例 4-6: Magna International Inc. (2023)

カナダ

FY 2023 Sustainability Report [抜粋]

Sustainability Metrics [抜粋]

5.1 Energy Management and Emissions [抜粋]

5.1.2 Emissions

Energy consumed can be converted to CO₂ emissions based on regional conversion factors. In order to help us and our stakeholders better assess trends related to the emissions we generate, we track emissions "intensity" on the basis of total sales, employee headcount and aggregate square footage of our facilities and offices. These intensity metrics assist us in determining whether we are becoming more efficient by normalizing emissions on a per dollar of sales, per employee and per square footage basis. The raw data for Scope 1 & 2 emissions, together with intensity metrics are set out below. Magna adheres to the GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard ("GHG Protocol") for its Scope 1 and 2 reporting. Magna adheres to the GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Standard and guidance from the SBTi for its Scope 3 reporting. We use commonly accepted emission factors such as those available from the GHG Protocol, International Energy Association (IEA), United States EPA, including its eGrid database, United Kingdom Department for Energy Security and Net Zero,ecoinvent and CEDA (Comprehensive Environmental Data Archive), as well as other local or regional references. Our Scope 1 and 2 emissions data is verified annually by an independent third party verification firm.

ISSB S2, 29(a)(i)	2023	2022	2021 ¹
Scope 1 Emissions (metric tons)	424,561	433,636	436,267
Scope 2 Emissions (metric tons) ²	1,150,656	1,168,803	1,089,730
Scope 1 & 2 Emissions (metric tons) ²	1,575,217	1,602,439	1,525,997
Sales (USD, millions)	42,797	37,840	36,242
Sales Intensity (CO ₂ metric tons/\$ Sales)	0.0000368	0.0000424	0.0000421
Employees	179,000	168,000	158,000
Employee Intensity (metric tons/employee)	8.8	9.5	9.7
Square Footage (million sq. ft)	83.8	84.4	83.5
Square Footage Intensity (metric tons/sq. ft)	0.0188	0.0189	0.0183

Notes:
¹ Market-based emissions calculation method.
² Sales Intensity, Employee Intensity and Square Footage Intensity are calculated based on combined Scope 1 and 2 Emissions.

In connection with our net-zero commitment and submission of near-term and net-zero targets to SBTi for validation, we submitted our Scope 1, 2 and 3 baseline emissions for 2021 as per the table below:

Emission Type	2021 Baseline Year
Scope 1 (tCO ₂ e)	436,267
Scope 2 (tCO ₂ e)	1,089,730
Scope 3 (tCO ₂ e)	58,665,441
Total	60,181,438

IFRS S2 号は、各法域の規制当局や企業が上場している証券取引所が、GHG 排出量の測定に別の方法を使用するよう要求しない限り、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004 年)」(以下、「GHG プロトコルコーポレート基準(2004)」)を使用することを企業に要求している。[IFRS S2.29(a)(ii)] 「GHG プロトコルコーポレート基準(2004)」は、GHG プロトコルと総称される公表物の一つである。GHG プロトコルと他の方法の使用の詳細については、5 章を参照。

企業は、以下を含む GHG 排出量を測定するために使用したアプローチを開示しなければならない。[IFRS S2.29(a)(iii)]

- ▶ GHG 排出量の測定に使用した測定アプローチ、インプット及び仮定
- ▶ 上記を選択した理由
- ▶ 報告期間中に上記を変更した場合はその旨及び理由(詳細は 5.3.1 章を参照)

2023 Climate-Related Disclosures Reportにおいて、Scales Corporation Limited は GHG 排出量を測定するために用いた測定アプローチ、インプット及び仮定についての情報を開示している:

実例 4-7: Scales Corporation Limited (2023)						ニュージーランド
Climate-Related Disclosures Report - 2023 [抜粋]						
5. Metrics and Targets [抜粋]						
5.2.3 Inclusions [抜粋]						
Table 5: Inclusions, methodologies and uncertainties						
Scope	Emission Category	Activity	Data Source	Calc. Source	Methodology, Data Quality & Uncertainty (Qualitative)	
Scope 1	Stationary combustion	Fossil fuels used by plant equipment	Invoices	MFE guidelines 2023	Fuel based method. Low uncertainty	
	Mobile combustion	Fossil fuels used by fleet/pool vehicles and forklifts	Fuel purchase transaction history	MFE guidelines 2023	Fuel based method. Low uncertainty	
	Fugitive emissions	Refrigerant used by refrigeration equipment	Maintenance reports and invoices	MFE guidelines 2023	Top up method. Applicable to Scaled owned refrigeration equipment. Low uncertainty	
Scope 2	Purchased energy	Electricity consumption	Invoices	Selection of electricity grid factors by operating location	Location based method. High data quality and low uncertainty due to complete invoice sets	
	Business travel	Air travel	Travel itineraries, reimbursements, credit card purchase history	MFE guidelines 2023, Consumption emissions modelling report	Hybrid method. Distance based where data is available, otherwise dollars spent. Variable data quality, medium uncertainty overall	
		Rental contracts	Travel itineraries, reimbursements, credit card purchase history	MFE guidelines 2023, Consumption emissions modelling report	Hybrid method. Distance/Fuel based for rental cars where data is available, otherwise dollars spent. Dollars spent for taxis. Variable data quality, medium uncertainty overall	
		Hotels and accommodation	Travel itineraries, reimbursements, credit card purchase history	MFE guidelines 2023, Consumption emissions modelling report	Hybrid method. Distance/Fuel based for rental cars where data is available, otherwise dollars spent. Dollars spent for taxis. Variable data quality, medium uncertainty overall	
	Employee commuting	Employee commuting and working from home	Internal reports/ staff survey	MFE guidelines 2023	Distance based method to determine commuting, days working from home approximated. Data quality is low due to difficulty in validating survey results. High uncertainty	
	Upstream transportation and distribution	Movement of product from suppliers	Logistics shipping and freight reports	UK GHG conversion factors 2023	Tonnes km (tkm) based method. Distances and weight determined between supplier and plant. Only includes emissions from upstream freight we are responsible for. Variable data quality, medium uncertainty	
Scope 3	Downstream transportation and distribution	Movement of product to customers	Logistics shipping and freight reports	MFE guidelines 2023, UK GHG conversion factors 2023	tkm based method. Distances and weight determined between plant and customer. Only includes emissions from downstream freight we are responsible for. Variable data quality, medium uncertainty	
	Purchased goods and services	Coldstores/hull processing provided by a third party (hull processing relates specifically to Shelly)	Third party supplier warehouse volume reports/invoices	Selection of electricity grid factors by operating location	Hybrid method. Used data from owned facilities to extrapolate out to third party coldstorage and hull processing sites. For coldstorage we used m3 to kWh conversion factor. High uncertainty	
	Fuel and energy related activities	Transmission and distribution (T&D) losses		Selection of electricity T&D loss factors by operating location	Electricity consumption approach. Methodology as per MFE guidelines. Grid average transmission losses estimation based on national generation and consumption totals. High data quality, low level of uncertainty.	
		Well-to-tank emissions		UK GHG conversion factors 2023	Fuel consumption approach, methodology based on UK GHG conversion factors. High data quality, medium uncertainty.	
	Waste generated in operations	Waste	Supplier invoices and waste reports	MFE guidelines 2023	Hybrid method. Weight based where data is available, otherwise weight is estimated by bin volumes and number of collections. Landfills use gas capture technology. Variable data quality, medium uncertainty	
		Water supply and wastewater	Council invoices and meter data	MFE guidelines 2023	Hybrid method. Volume based where council data is available for processing sites. Per capita basis for office spaces. Domestic wastewater treatment factors used as industrial factors are unavailable. Variable data quality, medium uncertainty	
	Upstream leased assets	Short-term leased space	Property measurements and invoices	MFE guidelines 2023	Estimate based on energy intensity (square meter energy consumption) of existing sites for offices. Used site footprints and m3 to kWh conversion factor for coldstore consumption. High uncertainty	

スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 総排出量に関する追加の開示要求事項は、以下の図 4.10 の通りである。[IFRS S2.29(a)(iv)]

図 4-10: GHG 排出量の開示

GHG 排出量	具体的な開示内容
スコープ 1 及びスコープ 2	スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量 については、以下の 2 つに細分化して開示しなければならない。 ▶ 連結会計グループ(例えば、親会社及びその連結子会社) ▶ 連結会計グループから除外されるその他の投資先(例えば、関連会社、ジョイント・ベンチャー、非連結子会社) この細分化については以下の設例 4-4 を参照。
スコープ 2	スコープ 2 の GHG 排出量については、以下を開示しなければならない。 ▶ ロケーション基準の GHG 排出量 ▶ スコープ 2 GHG 排出量について一般目的財務報告書の利用者の理解に役立つ契約証書に関する情報(すなわち、IFRS S2 号は、企業がマーケット基準の GHG 排出量を開示することを要求していない) 「ロケーション基準」と「マーケット基準」の定義については、後述の 5.2.3 章を参照。
スコープ 3	スコープ 3 の GHG 排出量については、「GHG プロトコルコーポレート・バリューチェーン(スコープ 3)の算定・報告基準(2011)」に記載されているスコープ 3 のカテゴリーに従って開示しなければならない。 これらのカテゴリーは以下の通りである。 ▶ カテゴリー1. 購入した商品及びサービス ▶ カテゴリー2. 資本財 ▶ カテゴリー3. スコープ 1 又はスコープ 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連の活動 ▶ カテゴリー4. 上流の輸送及び流通 ▶ カテゴリー5. 事業において発生する廃棄物 ▶ カテゴリー6. 出張 ▶ カテゴリー7. 従業員の通勤 ▶ カテゴリー8. 上流のリース資産 ▶ カテゴリー9. 下流の輸送及び流通 ▶ カテゴリー10. 販売した製品の加工 ▶ カテゴリー11. 販売した製品の使用 ▶ カテゴリー12. 販売した製品の廃棄処理 ▶ カテゴリー13. 下流のリース資産 ▶ カテゴリー14. フランチャイズ ▶ カテゴリー15. 投資 企業の活動にアセットマネジメント、商業銀行、保険が含まれる場合は、スコープ 3 の「ファイナンス・エミッション」について追加の開示が必要となる。ファイナンス・エミッションについては、下記の 5.7 章を参照。

以下の設例は、「気候関連開示に関する付属ガイダンス」の「設例 1」に基づいている。[IFRS S2.IE3-IE5]

設例 4-4: スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出の細分化

A 社は Sub 社の 80% の持分を所有し、法人格のある共同出資事業である JV 社の 40% の持分を所有する。A 社と他の企業は共同で JV 社を支配している。A 社は JV 社のオペレーターに任命されており、A 社は共同出資事業当事者によって承認された活動及び運営を管理・実施する責任を負う。

A 社は、IFRS 会計基準に従って財務諸表を作成している。IFRS 会計基準に従い、A 社及びその支配下にある企業の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローを単一の経済的実体として表示する連結財務諸表を作成する。A 社は、Sub 社を支配している。従って、A 社の連結財務諸表の報告主体は、A 社と Sub 社で構成される。A 社は JV 社を支配していないため、JV 社の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは A 社の連結グループに含まれない。代わりに、A 社は JV 社に対する持分を持分法投資として認識している。

A 社の連結グループは、GHG 排出量の開示を含むサステナビリティ関連の財務開示における報告主体でもある。A 社は、GHG 排出量を測定するために、経営支配力基準²⁹を選択した。A 社は JV 社を経営支配しているため、JV 社の GHG 排出量はすべて A 社(報告主体)の GHG 排出量に含まれる。

個々の企業のスコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量は以下の通りである:

温室効果ガス排出量(CO2 換算メートルトン)			
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社(親会社)	1,000	350	1,350
Sub 社	3,000	800	3,800
JV 社	6,000	1,400	7,400

経営支配力基準による A 社(報告主体)のスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量は、以下のように測定される(経営支配力基準により、A 社は JV 社の GHG 排出量の 100% を測定に含めることになる)。

温室効果ガス排出量(CO2 換算メートルトン)			
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社(親会社)	1,000	350	1,350
Sub 社	3,000	800	3,800
JV 社	6,000	1,400	7,400
合計	10,000	2,550	12,550

IFRS S2 号第 29 項(a)(iii)に従い、A 社は、連結グループとその他の投資先との間で、スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量の内訳を以下のように開示する。

温室効果ガス排出量(CO2 換算メートルトン)			
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社連結グループ	4,000	1,150	5,150
JV 社への投資	6,000	1,400	7,400
スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量の合計(経営支配力基準)	10,000	2,550	12,550

²⁹ 経営支配力基準については、5.2.2.B (ii)章を参照のこと。

よくある質問

質問 4-2: カテゴリー15.投資は金融機関のみに適用されるものか。

カテゴリー15 は、企業のスコープ 1 および スコープ 2 の GHG 排出量に含まれない投資を行っている企業に関連する。商業銀行のような金融機関は、このカテゴリーに多くの投資を行っていることが多い。

質問 4-3: IFRS S1 号における比較情報に関する要求事項は、グループ内の子会社が取得又は処分された場合の GHG 排出量の開示にどのように適用されるのか。

(TIG 会議 2024 年 6 月 13 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 2)

「パート A - IFRS S1 号の解説」における質問 5-1 に関する議論を踏まえ、TIG はさらに、IFRS S2 号を適用する際に、報告企業の構成に変更があった場合(子会社の取得や売却など)の比較情報に関する IFRS S1 号 70 項の要求事項の適用について、また、IFRS S2 号が IFRS S1 号とは異なるアプローチを求めているかどうかについて議論した。

TIG は、IFRS S1 号 70 項は、他の ISSB 基準が要求又は許容している場合を除き、ISSB 基準を用いて開示される全ての情報に適用されると指摘した。この要求事項を考慮し、TIG は、IFRS S2 号には比較情報の開示に関連するいかなる追加的な特定の要求事項が含まれていないため、IFRS S2 号を適用する際には IFRS S1 号の原則を適用されなければならないことに同意した。従って、TIG は、「パート A - IFRS S1 号の解説」における質問 5-1 の結論と整合して、子会社の取得や売却により報告企業の構成に変化があった場合、気候関連の比較情報は、比較対象期間の関連する財務諸表における報告企業の構成を反映することに同意した。すなわち、連結財務諸表に係る情報についてどのような情報が記載されるかは、適用される GAAP に準拠した、その時点のグループの構成に基づく。

議論の中で、TIG は、IFRS S2 号の GHG プロトコルに準拠して GHG 排出量を測定するという要求事項を検討した。IFRS S2 号 29 項 a(ii)は、GHG プロトコルの要求事項と IFRS S2 号の要求事項が抵触しない範囲においてのみ、企業が GHG プロトコルに従って GHG 排出量を測定することを求めている。GHG プロトコルは、GHG 排出量の測定に関連する要求事項とは別に、GHG 排出量報告の他の側面に関連する要求事項も含んでいる。

しかし、TIG は IFRS S2 号 B23 項を参照し、企業は、GHG プロトコルを適用する際に選択した関連する測定アプローチを用いて報告企業の GHG 排出量を測定するためにのみ、GHG プロトコルを使用する必要があることに同意した。すなわち、GHG プロトコルは、ISSB 基準で開示が要求されているものを測定するためにのみ使用され、GHG プロトコルの他の要求事項(比較情報に関するものを含む)は、IFRS S1 号の要求事項の適用に影響を与えない。従って、GHG 排出量に関連して、当期の報告期間と比較期間について提供される情報は、IFRS S1 号に従って、適用される GAAP に準拠したそれぞれの時点における報告企業の構成を反映する必要がある。

よくある質問

質問 4-4: 企業が前期に開示された情報を用いて当期のスコープ 3 の GHG 排出量を見積る場合、IFRS S1 号 B50 項の要求事項を適用し、その見積り排出量が比較情報となる翌期において修正する必要があるか。

(TIG 会議 2024 年 6 月 13 日 - アジェンダ・ペーパーNo. 1)

TIG は、報告企業がバリュー・チェーンに含まれる企業と同じ報告期間であるが、バリュー・チェーンに含まれる企業のスコープ 3 の GHG 排出量の情報が、報告企業の期末の報告時点で入手できない場合について議論した。そのため、当期の報告期間の GHG 排出量を推計するために、報告企業は、バリュー・チェーンに含まれる企業が過年度に開示した情報を、合理的な見積りとして使用する。

設例 4-5: 比較対象期間の見積り情報

企業 A は報告企業であり、企業 B は企業 A のバリュー・チェーンに含まれる企業である。両企業とも 12 月 31 日に終了する 12 ヶ月の報告期間である。企業 A は、当期の報告期間(20X2 年 12 月 31 日終了)と比較期間(20X1 年 12 月 31 日終了)の 2 年間の情報を、以下のように GHG 排出量を見積り、開示する:

- ▶ 企業 A は、前期の報告書(20X1 年)において、企業 B の 20X0 年報告書の GHG 排出量データを 20X1 年の見積りとして使用した。
- ▶ 企業 A は、当期(20X2 年)について、企業 B の 20X1 年報告書の GHG 排出量データを、20X2 年の合理的な見積りとして使用した。
- ▶ 企業 A は、20X2 年報告書の比較対象期間(すなわち、20X2 年報告書の比較対象情報として含まれる 20X1 年情報)について、企業 B の 20X1 年報告書の実績データを入手したため、新しい情報に基づいて比較対象期間の見積り排出量を更新した。

その結果、企業 A は、20X2 年(企業 B が 20X1 年に公表した GHG 排出量データを推定値として使用)と 20X1 年(実際の企業 B の 20X1 年公表 GHG 排出量データ)の両方に、同じ 20X1 年の GHG 排出量データセットを使用している。

TIG は、IFRS S1 号 B50 項(a)を適用する際に報告される情報の比較可能性や、企業 B の GHG 排出量の脱炭素化の結果としての変化が、時間の経過とともに適切に反映されるかどうかに関する、上記の状況で提起された懸念を検討した。しかし TIG は、そのような状況であっても、IFRS S1 号 B50 項の要求事項を適用し、前期に存在した状況の証拠となる新たな情報を反映するために、比較情報を表示する際に前期の見積り(企業によって合理的な見積りであるとされていたことを前提)を修正する必要があることに同意した。そうする際に、企業は主要な利用者に、何が変更されたのか、どの程度変更されたのか、なぜ変更されたのかに関する情報を提供する。

当該議論の中で、TIG は以下の点を指摘した:

- ▶ スコープ 3 の GHG 排出量の測定には、見積りが必要となる場合がある。このことは、IFRS S1 号において、見積りを伴う開示を作成する際の忠実な表現に関して示されている。例えば、IFRS S1 号 D15 項(e)の要求事項では、合理的で、質的及び量的に十分な情報に基づく必要がある見積りを行うために用いられたアサーションとインプットについて示している。詳細については、「パート A - IFRS S1 号の解説」の 6.2.2 章及び 3.1.1.A 章を参照のこと。さらに、IFRS S2 号は、企業がスコープ 3 の GHG 排出量を測定する際に、IFRS S2 号に定められたスコープ 3 の測定の枠組みを適用することを求めている。

- ▶ IFRS S1 号 B50 項は、新たな情報が識別され、当該新たな情報が前期に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、企業が前期に開示した見積み数値を修正することを要求している。しかし、この要求事項に準拠するためには、見積み数値を単に見直すだけでは十分ではない。企業は、前期に開示された数値と見直された比較対象の数値との差を開示すると共に、比較対象の数値を見直した理由を説明する必要がある。これらの開示要求は、主要な利用者に見直された数値の文脈に関する追加情報を提供し、提供される情報の理解可能性を高めるものである。
- ▶ IFRS S1 号 B50 項の要求事項を満たす開示の作成において、企業は重要性を適用することが求められる。情報に重要性があるかどうかは判断の問題であり、関係する事実と特定の企業の状況に依存する。企業は比較情報を提供する際に過年度の見積み数値を修正することが、主要な利用者の意思決定に影響を与えると判断する場合もあるし、また、主要な利用者にとって重要性がある情報ではないと判断し、IFRS S1 号 B50 項の要求事項を適用しないと判断する場合もある。重要性の適用については、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 3.2 章を参照のこと。
- ▶ IFRS S1 号 B51 号(a)は、企業が見直された比較対象の数値を開示することが実務上不可能な場合には、開示する必要はないと述べている。この実務上不可能という概念は、企業が要求事項を満たすことが「実務上不可能」であるかどうかを判断する際に適用される高い閾値を示すものであるが、ISSB は、IFRS S1 号 B50 項の要求事項に対してこのような救済措置を提供することが適切であると判断した。「パート A-IFRS S1 号の解説」の 6.2.3 章の関連する議論を参照のこと。
- ▶ IFRS S1 号と IFRS S2 号は一緒に適用される。IFRS S1 号の要求事項は、IFRS S2 号の全体的な開示目的及び特定の開示目的との関連において適用される。IFRS S2 号 27 項に示される指標及び目標の開示に係る具体的な開示目的は、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを主要な利用者が理解できるようにすることである。企業が最終的に開示する情報は、IFRS S1 号 B26 項が要求する特定の開示目的を満たすために、ISSB 基準で個別に規定される内容に追加される場合がある（「パート A-IFRS S1 号の解説」の 3.2.4.A 章の追加的な情報に関する議論を参照）。
- ▶ この質問は、スコープ 3 の GHG 排出量という文脈で議論されたが、この結果や上記で強調された点は、他の指標にも適用可能であろう。

4.5.1.B 気候関連のリスクの影響を受けやすい、あるいは気候関連の機会と整合した資産や事業活動

企業は、以下の資産や事業活動の数値及びパーセンテージを開示する必要がある。

- ▶ 気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産や事業活動
- ▶ 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動
- ▶ 気候関連の機会と整合した資産や事業活動

これらの開示は、移行リスク、物理的リスク、機会について個別に求められる。

これらの開示の作成にあたり、IFRS S2 号は、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的かつ裏付け可能な情報を使用しなければならないと述べている。[IFRS S2.30] この要求事項の適用については、4.3.1.C 章及び、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 1.2.2.B 章で詳しく解説されている。

よくある質問

質問 4-5: IFRS S2 号には定義がないが、「事業活動」と「脆弱な」という用語は何を意味するのか。

(TIG 会議 2024 年3月15日 - アジェンダ・ペーパー No. 1、ISSB 会議2024 年3月16日 - アジェンダ・ペーパー No. 9)

TIG は、企業の資産と事業活動の性質、及び、関連する脆弱性は、企業によって大きく異なる可能性があるという ISSB スタッフの分析に同意した。ISSB スタッフは、IFRS S2 号の第 29 項において特定の指標が規定されていないのはこのためであると説明した。その代わりに、IFRS S2 の開示目的との関連で、それらの指標の開示に関する決定を行うべきである。開示目的は、開示すべき情報と、その情報を開示する粒度のレベルを決定するための判断に適用される「碇(イカリ)(anchor)」を企業に提供するものである。開示が要求される情報は、投資家の意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる情報であり、これは、提供すべき情報を決定する上で、重要性の判断が重要であることを意味する。

TIG は、「事業活動」を識別する際に考慮されうる要因として、以下が含まれると述べている:

- ▶ 気候変動関連のリスクにさらされ、企業の事業や将来のパフォーマンスに影響を与える可能性のある活動。これは主要な利用者が、このようなリスクに関する「企業のパフォーマンス」を理解できるようにするための指標と目標に関する具体的な開示目的に基づいている。
- ▶ 収益の発生に係る活動の種類、あるいは費用が発生する結果となる活動の種類
- ▶ 事業内のさまざまな種類のオペレーションに基づく活動。

この決定には、主要な利用者に対して最も意思決定に有用な情報を提供する開示を検討することを含め、企業は判断を行使する必要がある。

IFRS S2 号は、物理的リスクと移行リスクに対して脆弱な事業活動を区分して開示することを要求しているが、これらの種類のリスクは異なる時間軸で顕在化する可能性があるためであり、TIG は、物理的リスク又は移行リスクの影響を受ける事業活動の種類を決定する際にこの事実を考慮すべきであるとも述べた。

TIG はまた「脆弱な」という用語について以下の見解を示した:

- ▶ リスクに対する企業の「エクスポージャー」は、リスクに対する「脆弱性」を判断するための有用な指針となる。
- ▶ 企業のバリュー・チェーンの幅と構成の評価は、気候変動関連のリスクの結果として、事業全体に潜在する脆弱性の特定に関連する。
- ▶ IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンスは、企業の事業に基づく関連する脆弱性の種類の識別に役立つ場合がある。
- ▶ シナリオ分析は、企業が気候関連のリスクにさらされること、及びその結果として脆弱性が生じることについての洞察を与えるものである。
- ▶ 企業は、サステナビリティ関連財務開示のための資産全体の脆弱性の評価の一環として、財務諸表作成目的の資産の減損テストのインプットについて検討する場合がある。

2023 Annual Report で、NZX Limited は産業横断的な指標に関する情報を開示している:

実例 4-8: NZX Limited (2023)		ニュージーランド
2023 Annual Report [抜粋] NZX 2023 CLIMATE STATEMENT [抜粋] 5. Metrics & Targets [抜粋] 5.2 Other metrics [抜粋]		
Cross-industry metric category		
Transition risks: Assets or business activities vulnerable	72.1% of total operating revenue (Capital Markets Origination, Secondary Markets and Funds Management revenue streams)	
Physical risks: Assets or business activities vulnerable	9.7% of total assets (Property, plant & equipment and right-of-use lease assets)	
Climate-related opportunities: revenue, assets or business activities	No assets linked to climate-related opportunities	
Capital deployment: capital expenditure, financing or investment	No capital is currently deployed in low-emissions products and services	
Internal emissions price:	\$143 per tCO ₂ e (Price of carbon credit offsets that we purchase from Toitū)	
Remuneration	Air travel-linked KPIs (Air travel is NZX's largest emission source)	

4.5.1.C 投下資本

企業は、気候関連のリスク及び機会に対して投下された資本支出、資金調達、投資の金額を開示しなければならない。[IFRS S2.29(e)]

IFRS S2 号は、この開示要求に特化した適用ガイダンスを提供していないが、いくつかの一般的なガイダンスを提供している。以下の 4.5.1.F 章を参照。

以下の実例は、投下資本に関する情報の開示についての説明である:

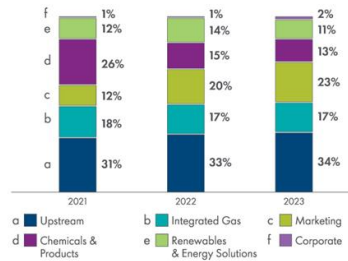
実例 4-9: Z Energy Limited (2023)		ニュージーランド
Climate Statements [抜粋] Metrics and Targets [抜粋] Exposure to transition and physical risks [抜粋]		
Capital deployment		
Expenditure against future energy solutions commitments under Overseas Investment Act		
In 2022, a commitment was made as part of Ampol's application for consent under the Overseas Investment Act 2005 to acquire Z to spend at least \$50 million toward low carbon investments by 30 April 2029 to support future energy solutions in New Zealand. At the end of 2023, \$47.8 million (which includes \$17.5m for taking the Group's holding in Flick Energy to 100 per cent) has been spent aligned with this commitment.		
2023 total capital expenditure on climate-related risks and opportunities		
Total capital expenditure, financing and investment deployed towards climate-related risks and opportunities in 2023 was \$32.6 million, and included investment in the following climate-related risks and opportunities:		
Description	Associated risk/opportunity	Approach and assumptions
EV charging rollout	Reputation Market and technology changes Investment in low carbon Optimise asset base	Installation of additional 82 EV charging bays at Z retail sites
Additional capital investment in Flick	Reputation Market and technology changes Invest in low carbon	Additional capital investment in Flick Electric to bring Z's ownership up to 100%
Investment in Red Phase	Reputation Market and technology changes Investment in low carbon Optimise asset base	Investment in Red Phase
Forest Partners	Emissions Trading Scheme (ETS) Obligations	Investment in the Forest Partners forestry joint venture to help meet Z's future carbon credit obligations

Annual Report and Accounts [抜粋]

Our journey to net zero [抜粋]

Energy transition strategy [抜粋]

Cash capital expenditure evolution by segment



Cash capital expenditure by segment for 2024 is expected to be approximately \$8 billion for Upstream, \$5 billion for Integrated Gas, \$3 billion for Marketing, \$3.4 billion for Chemicals and Products, and \$4.5 billion for Renewables and Energy Solutions.

Investing in the energy transition

Total cash capital expenditure * of \$24.4 billion in 2023

Non-energy products [A] \$2.3 billion	Low-carbon energy solutions [B] \$5.6 billion
LNG, gas and power marketing and trading [C] \$4.0 billion	Oil, oil products and other [D] \$12.5 billion

[A] Products for which usage does not cause Scope 3, Category 11 emissions: Lubricants, Chemicals, Convenience Retailing, Agriculture & Forestry, Construction & Road.
[B] E-Mobility and Electric Vehicle Charging Services, Low-Carbon Fuels, Renewable Power Generation, Environmental Solutions, Hydrogen, CCS. We define low-carbon energy products as those that have an average carbon intensity that is lower than conventional hydrocarbon products, assessed on a life-cycle basis.
[C] LNG Production & Trading, Gas & Power Trading, and Energy Marketing.
[D] Upstream segment, GTL, Refining & Trading, Marketing fuel and hydrocarbon sales, Shell Ventures, Corporate segment.

Movements in cash capital expenditure in 2023 versus 2022 were driven by:

- Non-energy products: 41% lower in 2023 than in 2022 due to the completion of Shell Polymers Monaca in 2022 and greater inorganic expansion in Lubricants and Convenience Retailing in 2022.
- Low-carbon energy solutions: increased by 30% mainly due to the acquisition of Nature Energy (nearly \$2 billion) and the roll-out of electric vehicle charging.
- LNG, gas and power marketing and trading: comparable year on year.
- Oil, oil products and other: remained at a similar level to 2022.

Energy transition: Total cash capital expenditure * by segment

Classification	Segment	2023		2022	
Non-energy products [A]	Marketing	0.9	2.3	1.5	3.9
	Chemicals and Products	1.4		2.4	
Low-carbon energy solutions [B]	Marketing	3.3	5.6	1.4	4.3
	Renewables & Energy Solutions	2.3		2.9	
LNG, gas and power marketing and trading [C]	Integrated Gas	3.7	4.0	3.8	4.2
	Renewables & Energy Solutions	0.3		0.4	
Oil, oil products and other [D]	Integrated Gas	0.5		0.5	
	Upstream	8.3		8.1	
	Marketing	1.4	12.5	2.0	12.5
	Chemicals and Products	1.8		1.4	
	Renewables & Energy Solutions	0.1		0.2	
	Corporate	0.4		0.3	
Total		24.4	24.4	24.8	24.8

[A] Products for which usage does not cause Scope 3, Category 11 emissions: Lubricants, Chemicals, Convenience Retailing, Agriculture & Forestry, Construction & Road.

[B] E-Mobility and Electric Vehicle Charging Services, Low-Carbon Fuels, Renewable Power Generation, Environmental Solutions, Hydrogen, CCS. We define low-carbon energy products as those that have an average carbon intensity that is lower than conventional hydrocarbon products, assessed on a life-cycle basis.

[C] LNG Production & Trading, Gas & Power Trading, and Energy Marketing.

[D] Upstream segment, GTL, Refining & Trading, Marketing fuel and hydrocarbon sales, Shell Ventures, Corporate segment.

* Non-GAAP measure (see page 365).

4.5.1.D 内部炭素価格

企業は以下を開示する必要がある。[IFRS S2.29(f)、IFRS S2.BC130]

- ▶ 企業が意思決定に炭素価格を適用しているかどうか、またどのように適用しているかについての説明(例えば、投資決定、移転価格、シナリオ分析等)。これは「内部炭素価格」と呼ばれる。
- ▶ 企業が GHG 排出のコストを評価するために使用する GHG 排出価格(メートルトン当たり)。
- ▶

付録 A 用語の定義

内部炭素価格

投資、生産、消費パターンの変化、潜在的な技術進歩や将来の排出削減コストの財務的影響を評価するために使用する価格。企業は、様々なビジネス用途に内部炭素価格を利用することができる。一般的に使用される内部炭素価格は、以下の 2 種類である。

(a) シャドープライス

理論上のコスト又は名目上の金額であり、リスクの影響、新規投資、プロジェクトの正味現在価値、様々な取り組みの費用対効果等の経済的影響やトレードオフを理解するために使用することができる。

(b) 内部税又は手数料

事業活動、製品ライン、その他の事業部門の温室効果ガス排出に基づき課される炭素価格（これらの内部税又は手数料は、企業内移転価格に類似している）。

内部炭素価格が意思決定にどのように適用されているかを説明する際、企業は、GHG 排出のメートル・トン当たりの価格を表すために、現在の価格、シャドープライス、その他の価格のいずれを使用しているかを説明することが期待される。ただし、内部炭素価格がない場合には、その旨を開示することを検討する必要がある。[IFRS S 2.BC130]

2023 TCFD Report の中で、Cemex, S.A.B. de C.V. は、内部炭素価格の利用についての情報を開示している：

実例 4-11: Cemex, S.A.B. de C.V. (2023)

メキシコ

Report 2023 [抜粋]

Task Force on Climate-Related Financial Disclosure Response (TCFD)
[抜粋]

Strategy [抜粋]

Internal Carbon Pricing

Since 2020, Cemex designed a methodology to implement an internal carbon price as a shadow price with the primary objective of driving low-carbon investments and changing internal behaviors, reflecting a cost for CO₂ emissions that simulates a scenario in which all our sites in the world operate under an emission trading system (ETS). Every year, we update the price of carbon according to the latest EU ETS average price forecast from a ten analysts' report (83.5 EUR/t for 2023 and 142 EUR/t for 2030; UKA 2023: 53.6 GBP/ton), which also includes UK ETS price forecast. California market price increased based on Analyst's Best Estimate used for California operation (33 USD/t in 2023, 28 USD/t in 2022 and 48 USD/t in 2030). A carbon floor price is used for non-regulated countries outside EU and California (22 USD/ton in 2023, 20 USD/ton in 2022 and 36 USD/t in 2030). These forecasts are used in all our business units, allowing managers to make operational and investment decisions taking into consideration the impact of CO₂ emissions on their present and future financial performance.

4.5.1.E 役員報酬

企業は以下を開示する必要がある。[IFRS S2.29(g)]

- ▶ 役員報酬に気候関連の考慮事項が織り込まれているか、またどのように織り込まれているかの説明
- ▶ 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項に結び付いている報酬のパーセンテージ

弊法人のコメント

IFRS S2 号は「役員」を定義していない。そのため、企業は、どのような経営上の役割が「役員」に相当し、この開示要求事項の範囲内となるかを判断する必要がある。

我々の見解では、この開示により、主要な利用者は、企業の活動を管理する権限と責任を有する企業の経営者が、その企業の気候関連のリスク及び機会を管理するパフォーマンスに対して、報酬を通じてインセンティブを付与されているかどうか、またどの程度付与されているかを理解することができるようになる。このような観点から、「役員」に相当する経営上の役割を特定するために、企業は、IAS 第 24 号「関連当事者の開示」における「経営幹部」の定義を検討することができる。「経営幹部」とは、企業の活動を直接、間接に計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を有する者(企業の取締役(業務執行権がある者もそれ以外の者も)を含む)をいう。

また、IFRS S2 号は「報酬」を定義していない。我々の見解では、この開示要求を適用する際には、「報酬」の通常の意味で十分である。何が「報酬」に該当するかを決定する際、企業は、IAS 第 24 号における「報酬」の定義を考慮することができる。この定義には、短期従業員給付(賞金等)、退職後給付(年金等)、その他の長期従業員給付(長期勤続休暇等)、解雇給付及び株式に基づく報酬が含まれる。

4.5.1.F 作成ガイダンス

IFRS S2 号は、上記の GHG 排出量以外の産業横断的な指標の開示を作成する際に、以下のすべてを考慮することを求めている。[IFRS S2.B65]

- ▶ 気候関連のリスク及び機会の影響が発生することが合理的に見込まれる時間軸(「パート A IFRS S1 号の解説」の 4.3.1 章参照)。
- ▶ 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスク及び機会が集中しているか(地域、施設、資産の種類等) (「パート A IFRS S1 号の解説」の 4.3.2 章を参照)。
- ▶ 気候関連のリスク及び機会が、報告期間の企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与える影響に関連して開示される情報(「パート A IFRS S1 号の解説」の 4.3.4 章を参照)。
- ▶ 産業別指標が、産業横断的な指標の開示要求事項の全部又は一部を満たすために用いることができるか。
- ▶ 産業横断的な指標の開示と、関連する財務諸表において認識・開示される金額とのつながり。つながりには、財務諸表の開示及び作成において使用されるデータ及び仮定との整合性(可能な限り)も含まれる。

4.5.2 産業別指標

IFRS S2 号は、産業横断的な指標に加えて、単独又は 1 つ以上の産業への参加を特徴づける、特定のビジネス・モデル、活動又はその他の共通の性質に関連する産業別指標を開示することを企業に求めている。

産業別指標の開示は、企業の属する産業に共通する気候関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャー及びそれらの管理を主要な利用者が理解できるようにするために求められている。[IFRS S2.BC134]

IFRS S2 号は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」を参照し、関連する産業について識別された開示トピックに関連する産業別指標の適用可能性を考慮しなければならない。[IFRS S2.32] 上記 4.3.1.B 章で議論したように、当該要求事項は、企業が産業別ガイダンスを参照した後、ガイダンスが適用されないと判断した場合には、企業は当該ガイダンスを適用する必要がないことを意味する。しかし、企業が産業別ガイダンスが適用されないと結論づけた場合でも、IFRS S2 号は企業に産業別指標を開示することを求めている。ISSB が説明しているように、産業別ガイダンスに含まれる開示トピック及び指標は、網羅的であることを意図していない。したがって、企業が情報に重要性があると判断した場合には、産業別ガイダンスに含まれていない他のトピックに関する情報を開示する必要がある。[IFRS S2.BC37]

4.5.3 気候関連の目標

IFRS S2 号は企業に以下の開示を要求している。

- ▶ 気候関連の目標(下記 4.5.3.A 章参照)
- ▶ 各目標の設定、レビューのプロセス、進捗のモニタリングのアプローチに関する情報(下記 4.5.3.B 章参照)
- ▶ 各目標に対するパフォーマンスに関する情報(下記 4.5.3.C 章参照)
- ▶ GHG 排出目標に関する情報(もしあれば)(下記 4.5.3.D 章参照)

4.5.3.A 気候関連目標に関する開示

IFRS S2 号は、以下のいずれかの気候関連の定量的及び定性的な目標を開示することを要求している:[IFRS S2.33]

- ▶ 戦略的目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするために企業が設定した目標
あるいは、
- ▶ 法規制により達成することが義務付けられている目標(もしあれば)

これらの目標には、GHG 排出目標も含まれる。

各目標について、IFRS S2 号は企業に以下のすべての開示を義務付けている。

図 4-11: 気候関連の目標開示

開示すべき情報	詳細情報
目標設定に用いた指標 [IFRS S2.33(a)]	IFRS S2 号は、気候関連の目標を設定するため及び進捗を測定するために使用する指標を識別・開示する際に、産業横断的な指標及び産業別指標を考慮しなければならない。[IFRS S2.B67] 目標に向けた進捗状況を測定するために企業が作成した指標について、IFRS S1 は、追加の開示要求事項を規定している(「パート A-IFRS S1 号の解説」の 4.5.2 章を参照)。
目標の目的 [IFRS S2.33(b)]	例えば、緩和、適応、科学的根拠に基づく取り組みへの準拠等。
目標が適用される範囲 [IFRS S2.33(c)]	例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ(特定の事業単位や特定の地理的地域等)に適用されるのか等。
目標の測定に関する情報	具体的には以下の開示が求められる。 ▶ 目標が適用される期間 [IFRS S2.33(d)] ▶ 進捗を測定する基準期間 [IFRS S2.33(e)] ▶ マイルストーン及び中間目標 [IFRS S2.33(f)]
目標が定量的である場合、それが絶対量目標か原単位目標か [IFRS S2.33(g)]	IFRS S2 号では以下のように定義されている。 ▶ 絶対量目標とは「測定値の総量又は測定値の総量の変化」 ▶ 原単位目標とは「経営指標に対する測定値の比率又は経営指標に対する測定値の比率の変化」[IFRS S2.B66]
気候変動に関する最新の国際協定がどのように目標に反映されたか [IFRS S2.33(h)]	当該開示には、最新の国際協定から生じる各法域のコミットメントも含まれる。

4.5.3.B 目標の設定、レビュー、進捗状況のモニタリングアプローチ

企業は、以下のアプローチに関する情報を開示しなければならない。[IFRS S2.34]

- ▶ 各目標の設定及びレビュー
- ▶ 各目標に対する進捗状況のモニタリング

開示すべき情報には以下のすべてが含まれる。[IFRS S2.34]

- ▶ 目標及び目標設定方法に対する第三者による検証の有無
- ▶ 目標をレビューする企業のプロセス
- ▶ 目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするために使用する指標
- ▶ 目標に対して行われた見直しとその説明

4.5.3.C 目標に対するパフォーマンスの報告

企業は、各気候関連目標に対するパフォーマンスに関する情報を開示する必要がある。当該開示情報には、企業のパフォーマンスの傾向分析や変化に関する分析も含まれる。[IFRS S2.35]

IFRS S2 号は、目標設定及び目標達成に向けた進捗状況のモニタリングに使用される指標を識別、開示する際に、企業が産業横断的な指標及び産業別指標を参照し、適用可能性を考慮することを求めている。この指標には、適用される ISSB 基準に記載されている指標や、IFRS S1 の要求事項を満たす他の指標が含まれる。[IFRS S2.37]

4.5.3.D GHG 排出目標

上記の要求事項に加えて、IFRS S2 号は、企業が設定した(又は法規制で達成が義務付けられている)GHG 排出目標に関する以下のすべての情報の開示を要求している。[IFRS S2.36]

図 4-12: GHG 排出目標の開示

開示すべき情報	詳細情報
GHG 排出目標の範囲	具体的には以下の開示が求められる。 - どの GHG 排出量が目標の対象となるか(様々な構成ガスは、後述の 5.2 章を参照)[IFRS S2.36(a)] - 目標がスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 のいずれの GHG 排出量を対象としているか [IFRS S2.36(b)]
グロス GHG 排出目標か ネット GHG 排出目標か [IFRS S2.36(c)]	IFRS S2 号では以下のように定義されている。 - グロス GHG 排出目標とは「企業のバリュー・チェーン内で計画される温室効果ガス排出の総変化を反映する」 - ネット GHG 排出目標とは、「企業が目標とする温室効果ガス総排出から、計画されているオフセットの取組み(例えば、温室効果ガス排出量をオフセットするためのカーボン・クレジットの計画された使用等)を差し引いたもの」 ネット GHG 排出目標については、グロス GHG 排出目標についても開示することが求められる。また、ネット GHG 排出目標の開示が、企業のグロス GHG 排出目標に関する情報を不明瞭にしてはならない。 [IFRS S2.B68, IFRS S2.B69]
目標がセクター別脱炭素化アプローチを用いて算出されたかどうか [IFRS S2.36(d)]	ISSB は、IFRS S2 号の結論の根拠において、セクター別脱炭素化アプローチは、(気候変動に関する最新の国際協定などを通じて設定された)国際レベルでの GHG 排出目標をセクターベースのベンチマークに換算することにより、セクターごとに GHG 排出目標を設定し、それに対して個々の企業のパフォーマンスを比較することができると説明している。 セクター別脱炭素化アプローチでは、異なるセクターで事業を営む企業には、低炭素経済への移行に伴う特有の課題があることを認識している(例えば、企業のバリュー・チェーンにおいて GHG 排出が集中する場所は、セクターによって異なる)。 科学的根拠に基づく目標イニシアティブ(SBTi)は、セクター別脱炭素化アプローチを採用している。[IFRS S2.BC150]

ネット GHG 排出目標を達成するために、GHG 排出量をオフセットするために企業が計画しているカーボン・クレジットの利用 [IFRS S2.36(e)]	IFRS S2 号は、カーボン・クレジットを「カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位であり、電子登録によって一意にシリアル化され、発行、追跡、無効化される」と定義している。[IFRS S2 Appendix A] カーボン・クレジットの計画された使用について開示すべき情報には、以下のすべてが含まれる。[IFRS S2.36(e)] ▶ ネット温室効果ガス排出目標を達成するために、企業がどの程度カーボン・クレジットを使用しているか(もしあれば) ▶ カーボン・クレジットを検証又は認証する第三者スキーム ▶ カーボン・クレジットの種類 - 基礎となるオフセットが自然に基づくものなのか、技術的な炭素除去に基づくものなのかを含む(詳細は以下を参照) ▶ 一般目的財務報告書の利用者が、カーボン・クレジットのスキームの信頼性と誠実性を理解するために必要なその他の要素(例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定等) また、企業がすでに購入したカーボン・クレジットで、GHG 排出目標を達成するために使用する予定のものに関する情報を開示する場合もある。[IFRS S2.B71]
---	--

カーボン・クレジットの種類に関する開示は、一般目的財務報告書の利用者が企業のリスク・プロファイルを評価するのに役立つ

カーボン・クレジット

カーボン・クレジットは、自然に基づくもの(植林、土壌による炭素隔離、その他のバイオマス貯留の利用などを通じて自然の炭素吸収を拡充することを目的としたもの)と、技術的な炭素除去に基づくものがある。ISSB は、カーボン・クレジットの種類に関する開示は、一般目的財務報告書の利用者が企業のリスク・プロファイルを評価するのに役立つとしている。例えば、企業が技術的な炭素除去に基づくカーボン・クレジットの使用を計画している場合、利用者は、その技術的解決策が現在のところ商業規模で経済性がなく、将来的に実行可能なものにするためには多額の投資が必要になる可能性が高いのかを理解したいと考えるかもしれない。対照的に、自然に基づくアプローチは、技術的解決策よりも費用対効果が高いことが多いものの、以下のような懸念にさらされる可能性がある。

- ▶ 「永続性」(すなわち、どれだけ長く温室効果ガス排出が大気から安全に除去されるのか)及び「付加性」(すなわち、特定の投資がなければ生じなかった新たな気候上の便益がもたらされたかどうか)に基づくカーボン・オフセット・スキームの質
- ▶ 食糧生産など、他の社会・環境問題への二次的影響

その結果、カーボン・クレジットに依存する程度、カーボン・クレジットの生成方法、企業がクレジットを獲得するスキームの信頼性と誠実性に関する開示は、いくつかのスキームの適合性、利用可能な技術及びカーボン・クレジットの将来の価格に関する不確実性から追加的な気候関連のリスク及び機会が生じるため、利用者に重要な情報を提供する。[IFRS S2.BC154, IFRS S2.BC155, IFRS S2.BC156] ISSB は、下記の理由からそうしたことが起こるかもしれない、としている。

- ▶ 炭素回収・貯留技術の解決策は効果がないことが判明するかもしれない。
あるいは

- ▶ 気候変動への取組み、政策の変更、あるいは食料不足問題への懸念から、特定のカーボン・クレジット・スキームの利用を抑制又は禁止する規制が導入又は改定されるかもしれない。

TCFD との比較

ISSB は、IFRS S2 号の気候関連のリスク及び機会に関する指標及び目標の開示要求事項の一部は、TCFD が推奨する開示とほぼ一致しているとしている。

気候関連のリスクを管理・評価するために企業が使用する指標に関する開示について、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、IFRS S2 号が、TCFD 提言に含まれている産業横断的な指標に加え、産業別指標の開示を要求していることを指摘した。

GHG 排出量に関する開示について、ISSB は、IFRS S2 号に以下の追加の要求事項が含まれていることを指摘した。

- ▶ 連結グループ及び連結グループに属さない投資先(持分法適用投資など)のスコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量を個別に開示する。
- ▶ ロケーション基準のアプローチに従ってスコープ 2 の GHG 排出量を開示し、スコープ 2 の GHG 排出量に関連する契約証書に関する情報を開示する。
- ▶ アセットマネジメント、商業銀行、保険業を営む企業は、「ファイナンスド・エミッション」を開示する。
- ▶ スコープ 3 の GHG 排出量の測定に使用した測定手法、インプット、仮定を開示する。

また、IFRS S2 号は、スコープ 3 の GHG 排出量に関する開示を作成するためのスコープ 3 の測定の枠組みを規定している。IFRS S1 号の「分解」の一般原則は、企業の一般目的財務報告書の利用者に重要性がある情報を提供する場合には、GHG 排出量の開示を構成ガスごとに分解することも要求している。

気候関連のリスク及び機会を管理するために企業が使用する目標と、それらの目標に対する実績に関する開示について、IFRS S2 号は以下を求めている。

- ▶ TCFD 提言とは異なり、気候変動に関する最新の国際協定が目標にどのような影響を与えたか、また、その目標が第三者によって検証されているかどうか。
- ▶ 企業の GHG 排出目標についてのより詳細な情報開示と、企業のネット GHG 排出目標達成のためのカーボン・クレジットの利用計画に関する追加的な開示要求。
- ▶ 目標の設定及びレビュー、目標に対する進捗状況のモニタリングに対する企業のアプローチに関する情報を開示する追加要求。

5 温室効果ガス排出

5.1 温室効果ガス排出の測定

IFRS S2 号は、温室効果ガス排出の開示を、「GHG プロトコルコーポレート基準 (2004)」に従って測定することを要求している。ISSB は、企業が GHG プロトコルの要求事項を適用するのは、それらの要求事項が IFRS S2 号と反しない範囲に限られることを明確にしている。言い換えれば、企業は IFRS S1 号及び IFRS S2 号で開示が要求されているものを測定するために GHG プロトコルを使用する。したがって、一例として、GHG プロトコルでは「スコープ 3」の温室効果ガス排出の開示を要求されないものの、IFRS S2 号では要求事項であるため、企業は「スコープ 3」の排出を開示する必要がある。*[IFRS S2.29(a)(ii), IFRS S2.B23]*

温室効果ガス排出を測定するために GHG プロトコルを用いるという IFRS S2 号の一般的な要求事項に対する例外は、企業が法域の当局又は上場している証券取引所から温室効果ガス排出の測定に異なる方法を用いることが要求されている場合に適用される。この例外は、法域の当局や証券取引所が、その企業に対して別の方法を用いるよう要求している限り適用される。さらに、法域や証券取引所の特定の要求事項が報告企業の一部(例えば、特定の法域における事業)だけに適用される場合や、温室効果ガス排出の一部のカテゴリー(例えば、「スコープ 1」と「スコープ 2」の温室効果ガス排出のみ)だけに適用される場合もある。このような場合、IFRS S2 号が認める例外は、企業全体の「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の温室効果ガス排出の開示を免除するものではない。*[IFRS S2.B24, S2.B25]*

5.2 GHG プロトコルの概要

GHG プロトコルは、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)により特定された以下の 7 つの温室効果ガスの排出量を算定、測定、報告するための基準とガイダンスを提供する:

- ▶ 二酸化炭素(CO₂)
- ▶ メタン(CH₄)
- ▶ 亜酸化窒素(N₂O)
- ▶ ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- ▶ パーフルオロカーボン(PFC)
- ▶ 六フッ化硫黄(SF₆)
- ▶ 三フッ化窒素(NF₃)

これらのガスは大気中に熱を閉じ込めるため、温室効果ガスに分類される。

以下の公表物は、総称して GHG プロトコルとして知られている:

- ▶ 企業会計及び報告基準(「コーポレート基準」)³⁰
- ▶ スコープ 2 ガイダンス³¹
- ▶ 企業バリューチェーン(スコープ 3) 会計・報告基準(「スコープ 3 基準」)³²
- ▶ スコープ 3 排出量算出のための技術ガイダンス(「スコープ 3 ガイダンス」)³³

以下の章では、企業の温室効果ガス排出測定に関連する可能性のある GHG プロトコルの主要概念を簡単に解説する。GHG プロトコルの適用に関する詳しいガイダンスは、EY 公表の「Sustainability reporting developments: 包括的ガイド - 温室効果ガスプロトコル解釈ガイダンス」³⁴を参照されたい。

³⁰ [Corporate Standard | GHG Protocol](#) 参照

³¹ [Scope 2 Guidance | GHG Protocol](#) 参照

³² [Corporate Value Chain \(Scope 3\) Standard | GHG Protocol](#) 参照

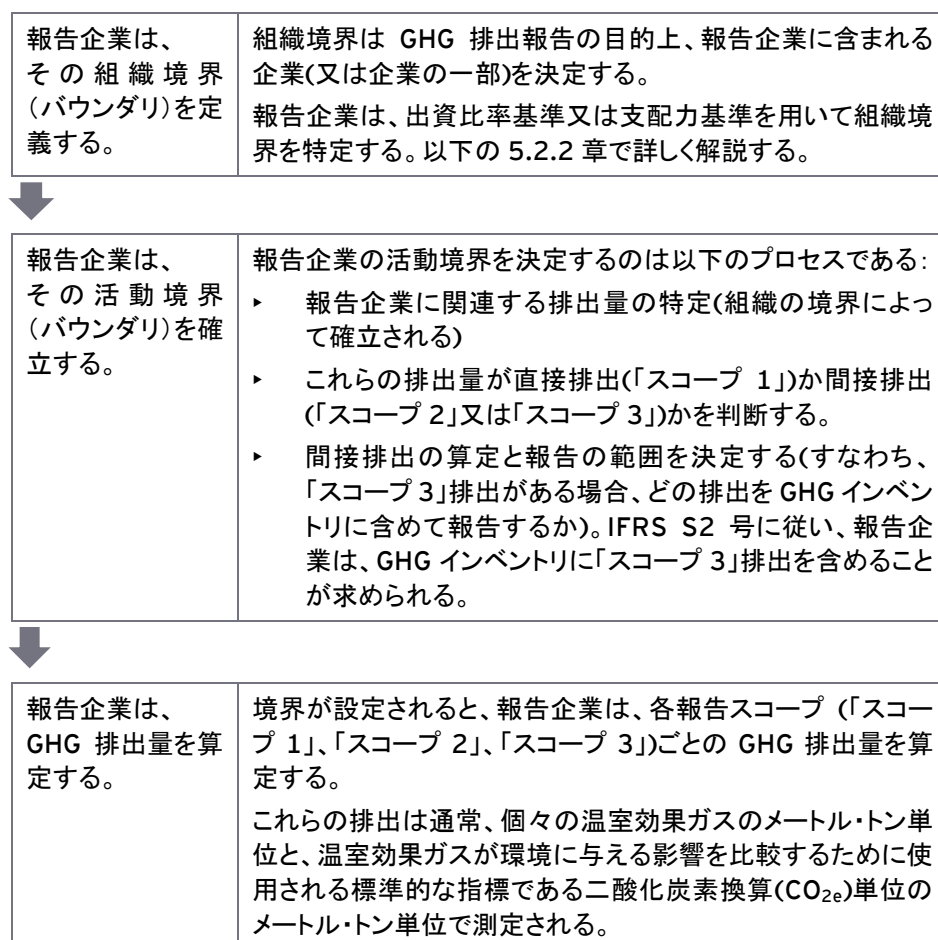
³³ [Scope 3 Calculation Guidance | GHG Protocol](#) 参照

³⁴ [Sustainability reporting developments: Greenhouse Gas Protocol](#)

5.2.1 GHG 排出量の算定、測定、報告

GHG プロトコルに沿った GHG 排出の算定、測定、報告は、以下のプロセスに基づいている:

図 5-1: GHG プロトコルにおけるプロセス



GHG プロトコルは、報告企業が GHG 排出を追跡し、長期にわたって比較可能な GHG 排出量データを報告できるように設計されている。そのため、排出量を比較できるようにするため GHG プロトコルでは、報告企業が基準年(特定の年又は複数年の平均)を設定することを求めている。GHG プロトコルでは、長期的な比較可能性を維持するために、特定の状況下で基準年排出を遡及的に再計算することを求めている。

5.2.2 組織境界

報告企業は、完全子会社、部分所有子会社、持分法投資など、その法的・組織的構造において様々な事業体を持つ可能性がある。GHG プロトコルは、報告企業が GHG 排出量を測定する際に、このようなさまざまな企業からの排出量を含めなければならないかどうかについてのガイダンスを示している。

GHG プロトコルは、含めるべき企業を特定するプロセスを「組織境界の設定」と呼んでいる。

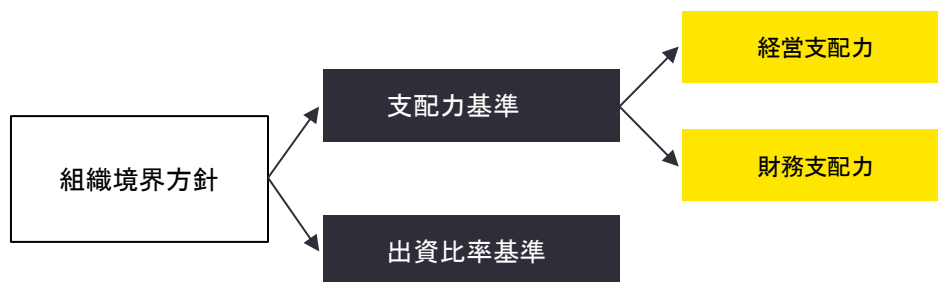
GHG プロトコルでは、報告主体が組織境界を設定する 2 つの方法のうち 1 つを選択することができる:

- ▶ 出資比率基準
あるいは
- ▶ 支配力基準

GHG プロトコルでは、これらの方法を連結基準と呼んでいる。すべての事業を完全所有し、支配している企業にとっては、どちらのアプローチも同じ組織境界となる。しかし、部分的に所有している企業(又は、支配を伴わずに経済的持分のみを有する企業)については、特定される組織境界と結果としてインベントリに含まれる温室効果ガス排出量は、用いる連結方法によって異なる可能性がある。

支配力は財務支配又は経営支配のどちらかの観点から定義できるため、GHG プロトコルは、支配力基準を経営支配力基準と財務支配力基準に分けている。以下のデシジョンツリーは、報告企業が組織境界を決定する際に利用可能な選択肢を示している：

図 5-2：組織境界の決定



5.2.2.A 出資比率基準

出資比率基準では、報告企業は、所有企業や一部所有企業の出資比率に基づいて組織境界を設定する(すなわち、報告企業は、所有企業の出資比率と同じ割合の排出を含める)。報告企業が使用する出資比率は、所有企業が生み出すリスクと便益の両方に対して有する権利の程度を反映しなければならない。この出資比率は、所有企業の法的所有権割合と同じであることが多いが、すべての場合においてそうであるとは限らない。例えば、所有権割合が所有企業の経済的持分を忠実に表していない場合には、出資比率と所有権割合は異なる。

5.2.2.B 支配力基準

支配力基準では、報告企業は、出資比率や法的所有権割合に関係なく、支配力を有する事業の排出量の 100%を組織境界内に含める。例えば、出資比率 65%で子会社を支配している報告主体は、支配力基準を用いて子会社の排出量を 100%計上し、報告することになる。逆に、報告企業が支配していない企業の持分を 35%所有している場合、支配を有さない当該企業の排出量は、報告企業の GHG インベントリに含まれない。

GHG プロトコルは、支配力を決定する 2 つの方法を提供している：

- ▶ 財務支配力(下記(i)参照)
- ▶ 経営支配力(下記(ii)参照)

選択された支配力基準は、組織全体を通じて、また長期にわたって一貫して用いられなければならない。

(i) 財務支配力

報告企業が他の企業に対する財務支配を有するのは、その企業の活動から経済的便益を得るために、その企業を支配できる場合である。財務支配は、多くの場合、報告企業が事業から得られる経済的便益の大部分に対する権利を有している場合に得られる。上記の出資比率の概念と同様に、財務支配の判定は、法的な所有権ではなく、関係の経済的実質に依存する。すなわち、財務支配は、法的な所有権によって決定されるのではなく、報告企業が事業の経済的便益(例えば、企業の資産の所有に伴うリスクと便益)の大部分に対する権利を保有しているかどうかによって決定される。例えば、報告企業は、変動持分事業体である他の企業の 50%未満しか所有していなくても、その企業に対する財務支配を有している可能性がある。

財務支配が2以上の当事者によって共同で共有されている場合(例えば、IFRS 第11号「ジョイント・アレンジメント」に基づくジョイント・ベンチャー)については、排出権は出資比率アプローチを使用して会計処理される(財務支配基準が報告企業の他の部分に適用されるものの)。

弊法人のコメント

財務支配力の判定は、多くの場合、IFRS 会計基準における財務報告目的の支配の判定と一致すると考えている(すなわち、企業が財務報告目的で連結されている場合、財務支配力基準の下では、その企業は組織境界内に含まれる可能性が高い)。

しかし、IFRS 会計基準の支配力評価に関する財務会計ガイダンスは、コーポレート基準の発行当初から変更されている。そのため、GHG プロトコルの財務支配力基準による連結の結論と財務会計上の結論との間に差異が生じる可能性がある。

(ii) 経営支配力

GHG プロトコルは、経営支配力基準を適用する報告企業は、たとえ施設の所有者でなくても、経営支配力を有する施設を組織境界に含める必要があると規定している。

これは特に、契約上の取り決めに基いて運営されているリース資産やその他の資産に関連する。これらの資産や契約上の取決めにに関する組織境界の決定は、本書の範囲外である。

経営支配力基準を使用することを選択した報告企業は、事業又は施設において経営方針を導入し、実施する権限を有しているかどうかによって、支配を決定する。経営支配とは、報告企業が当該事業又は施設に関するすべての意思決定を行えることを意味しない。例えば、経営支配には、日常的な機能の実行方法に関する意思決定は含まれるが、財務支配の結論であれば関連する、その他の重大な意思決定(例えば、資金調達の意思決定、重大な資産の売買)は含まれない可能性がある。

特定の施設又は事業が共同支配下にある場合がある(例えば、ジョイント・ベンチャー)。経営支配力基準では、報告企業は、共同支配下にある施設又は事業が報告境界に含まれるかどうかを判断するために、各施設又は事業に対して経営方針を導入し、実施できるかどうかを判断する必要がある。事業に対して経営支配権を持つ報告主体はその事業の50%の出資率しか持っていない場合でも事業の排出量の100%を報告境界に含める。

以下の実例は、SAP SE がどのように組織境界を決定したかを説明している:

SAP Integrated Report 2022 [抜粋]

Non-Financial Notes: Environmental Performance [抜粋]

Carbon Emissions [抜粋]

Organizational Boundaries

SAP defines its organizational boundaries by applying the operational control approach as set out in the GHG Protocol.

Operational control is established when SAP has the full authority to introduce and implement its operating policies. The emissions of all operations over which the company has operational control and all owned, leased facilities, co-location data centers, and vehicles that the company occupies or operates are accounted for in the carbon emissions. They are based either on measurements or, where no measured data is available, on estimations and extrapolations.

A portion of SAP's leased facilities operates under full-service or multitenant leases, where SAP does not have access to actual energy consumption information. SAP includes these facilities in our definition of operational control and accounts for them by estimating related energy consumption.

To support the growing demand for SAP's cloud offerings, we subcontract computation power in local third-party data centers. Carbon emissions are approximated and included based on the consumed or extrapolated computation power.

In most instances, however, SAP has 100% ownership of its subsidiaries. Accordingly, the difference between applying the control versus the equity approach is about 0.98% based on SAP revenue. If investments in associates were included, the difference would be even smaller, about 0.71%.

5.2.3 「スコープ 2」 GHG 排出量の算定方法

「スコープ 2」の GHG 排出量の測定方法は以下の通りである：

- ▶ ロケーション基準(下記 5.2.3.A 章参照)
- ▶ マーケット基準(下記 5.2.3.B 章参照)

5.2.3.A ロケーション基準

ロケーション基準は、報告企業が電力を消費する電力網の平均排出係数を反映する。ロケーション基準は、すべての報告企業が用いることが義務付けられている。

報告企業の電力調達決定(例えば、再生可能な電源から発電された電力を購入することの決定)は、「スコープ 2」排出のロケーション基準の算定には考慮されない。したがって、この方法は、全ての場所で適用することが可能であり、送電網で 사용되는発電機の組合せ全体からの排出量に関する情報を提供する。ロケーション基準では、報告企業の各地域における活動から排出されるスコープ 2 排出量が、同地域における他の企業の活動から排出される「スコープ 2」排出と整合する。これにより、活動場所に基づく企業の比較可能性が向上する。

ロケーション基準では、報告企業は、報告対象地域(例：地方、地域、国レベル)内の一定期間(多くの場合 12 ヶ月間である)におけるエネルギー生成による平均排出量を表す排出係数(グリッド平均排出係数)を使用する。この方法では、供給者固有の排出係数を使用すべきではない。加えて、これらの排出係数は、契約証書の影響を反映しない。

5.2.3.B マーケット基準

マーケット基準は、報告企業が電力を調達する際の選択に関連する排出量を表す。マーケット基準における「スコープ 2」排出量は、報告企業の契約関係や契約証書に由来する。例えば、報告企業が特定の発電事業者を選択したり、地域の風力発電所からの電力供給契約を結んだ場合、マーケット基準における「スコープ 2」排出量算定では、これらの契約から生じる排出係数を使用することになる。ロケーション基準とは異なり、マーケット基準では、報告企業が電力消費による排出量を削減するために行った決定に関する情報を提供する。

契約証書には、供給者との直接契約(例:電力購入契約、仮想電力購入契約)と、一体となった又は個別の属性請求(再生可能エネルギー証書、エネルギー属性証書、発電源保証、供給者固有の排出レート、残余ミックス係数など)が含まれる。

GHG プロトコルが、「スコープ 2」のロケーション基準とマーケット基準の両方の GHG 排出量の開示を要求しているのに対し、IFRS S2 号はロケーション基準の開示のみを要求している。これに加えて企業は、企業の「スコープ 2」GHG 排出量について利用者の理解を得るために必要なあらゆる契約証書に関する情報を提供することが求められる。[IFRS S2.29(a)(v)] 契約証書に関する情報は、マーケット基準と同様のように思われるかもしれないが、IFRS S2 号はマーケット基準自体には言及していない。

5.3 GHG 排出のカテゴリー

IFRS S2 の付録 A には、以下の定義が含まれている:

- ▶ 直接的な GHG 排出量(スコープ 1)
- ▶ 間接的な GHG 排出量(スコープ 2 及びスコープ 3)

IFRS S2 号における定義は以下の通りである:

IFRS S2 号より抜粋

付録 A 用語の定義

間接的な温室効果ガス排出	企業の活動の結果であるものの、別の企業が所有又は支配する排出源から生じる排出。
「スコープ 1」の温室効果ガス排出	企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出。
「スコープ 2」の温室効果ガス排出	企業が消費する、購入又は取得した電力、蒸気、加熱又は冷却の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出。 購入又は取得した電力は、購入したか又は企業の境界内に持ち込まれた電力である。「スコープ 2」の温室効果ガス排出は、物理的には、電力の生成された施設で発生する。
「スコープ 3」の温室効果ガス排出	企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出(「スコープ 2」の温室効果ガス排出に含まれないもの)であり、上流及び下流の両方の排出を含む。「スコープ 3」の温室効果ガス排出には、「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」における、「スコープ 3」カテゴリーを含む。

5.3.1 測定アプローチ、インプット及び仮定

上記 4.5.1.A 章で述べたように、IFRS S2 号は、GHG 排出量の測定に使用した測定アプローチ、インプット、仮定を開示することを要求している。この開示は、以下のすべての情報を含む:[IFRS S2.B26]

- ▶ GHG プロトコルに従って企業が使用する測定アプローチ(下記 5.3.1.A 章参照)
- ▶ 企業が GHG プロトコルを使用していない場合に適用される方法、及び、企業が使用する測定アプローチ(下記 5.3.1.B 章参照)
- ▶ 企業が使用する排出係数(下記 5.3.1.C 章参照)

5.3.1.A GHG プロトコルに従った測定アプローチ

GHG プロトコルには、GHG 排出量を測定するための異なる測定アプローチがあるため、IFRS S2 号は企業に以下のすべての開示を要求している:[IFRS S2.B27]

- ▶ 企業が温室効果ガス排出量を決定するために使用したアプローチ(例: 出資比率基準又は支配力基準)
- ▶ 企業がその測定アプローチを選択した理由と、その測定アプローチによって、企業の一般目的財務報告の利用者が、どのように気候関連リスク及び機会(気候関連目標がある場合、その進捗を含む)に関する企業のパフォーマンスを理解できるか

5.3.1.B その他の方法と測定アプローチ

企業が(5.1 章で解説されているように)別の方法で測定した GHG 排出量を開示する場合、IFRS S2 号は企業に以下のすべての開示を要求している。[IFRS S2.B28]

- ▶ 企業が GHG 排出量を決定するために使用する、適用される方法と測定アプローチ
- ▶ 企業の方法と測定アプローチを選択した理由と、どのようにしてそのアプローチによって、企業の一般目的財務報告の利用者が、気候関連リスク及び機会(気候関連目標がある場合、その進捗を含む)に関する企業のパフォーマンスを理解できるのか

5.3.1.C 排出係数

企業が GHG 排出量測定の基礎として、活動データと排出係数を用いて GHG 排出量を見積る場合、IFRS S2 号は、企業の活動を最もよく表す排出係数を用いることを企業に要求している。IFRS S2 号は、企業が使用しなければならない排出係数を規定していない。[IFRS S2.B29] これらの見積りは、以下を要求している:

- ▶ 「活動データ」とは、排出係数が利用可能・適用可能な特定の活動の発生量を指す。スコープ 1 排出量では、活動データは多くの場合、燃料消費量(例: ガソリンはリットル、天然ガスは立方フィートメートル)や製品生産量で表されることが多い。
- ▶ 「排出係数」とは、特定の活動単位で排出される特定の温室効果ガス(又は CO₂e)量を表す。例えば、特定の車両における燃料タイプ別の CO₂e 排出量は、自動車の燃料の燃焼に伴うスコープ 1 排出量の算定に使われる一般的な排出係数である。

その結果、IFRS S2 号は、主要な利用者が、企業が GHG 排出量の測定に使用した排出係数を理解できるように、情報を開示することを要求している。[IFRS S2.B29]

5.3.2 温室効果ガスの CO₂ 換算への集計

温室効果ガスは、7 種類の温室効果ガスから構成されているが、IFRS S2 号は、報告期間中に生成された GHG 総排出量(絶対値)を、CO₂ 換算のメートル・トン(CO₂e)で開示することを要求している。[IFRS S2.29(a)(i)]

企業が温室効果ガスの濃度及び事業やプロセスからの排出率を測定することで、GHG 排出量を直接測定(「直接モニタリング」とも呼ばれる)する場合、企業は排出される特定の温室効果ガス(例えば、排出されるメタン(CH₄)の単位)を直接、個別に測定することを意味する。温室効果ガスを CO₂ 換算値に変換するために、IFRS S2 号は、企業に対して、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の評価における、100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数(GWP)の数値を使用することを要求している。[IFRS S2.B21]

7 種類の温室効果ガスはそれぞれ異なる地球温暖化係数を持つ。ある温室効果ガスの地球温暖化係数は、二酸化炭素 1 単位と比較して、1 単位でどれだけのエネルギーを吸収するか(すなわち、その温室効果ガスが大気中に熱を閉じ込める能力)を示す。地球温暖化係数が大きければ大きいほど、その温室効果ガスは特定の期間において二酸化炭素に比べてより地球を温暖化させることになる。例えば、PFC や HFC は、通常、二酸化炭素の数千倍のエネルギーを吸収する。各温室効果ガスの地球温暖化係数は、二酸化炭素以外の温室効果ガスを二酸化炭素換算(CO₂e)単位に変換するために使用される。したがって、CO₂e の測定単位は、異なる温室効果ガスの排出(又は排出回避)を共通の基準で評価するために使用される。[IFRS S2 Appendix A]

企業が使用する排出係数が、すでに温室効果ガスを CO₂e 値に換算されている場合、IFRS S2 号は、報告日時点で利用可能な最新の IPCC の評価による 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数を使用して排出係数を再計算することを企業に要求していない。ただし、排出係数が CO₂e 値に換算されていない場合、企業は、報告日時点で利用可能な最新の IPCC の評価による 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を使用することが求められる。[IFRS S2.B22]

5.3.3 企業の報告期間と異なる報告期間の情報の使用

ある企業の報告期間が、そのバリュー・チェーン内の一部又は全ての企業が使用している報告期間と異なる場合がある。報告期間が一致しないことは、企業のバリュー・チェーンに関連する GHG 排出量の情報が、企業自身の報告期間の開示資料の作成時に容易に利用できない場合があることを意味する。ISSB は、報告期間が異なれば、バリュー・チェーンの情報に依存した開示の作成が容易でない可能性があることを認めている。そのため、企業の報告期間がバリュー・チェーンに含まれる企業の報告期間と異なる場合、IFRS S2 号は、以下の条件がすべて満たされる場合、企業が自らの報告期間とは異なる報告期間の情報を使用して GHG 排出量を測定することを認めている。[IFRS S2.B19]

- ▶ 企業が、企業自身の GHG 排出を測定し、開示するために、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。
- ▶ 報告期間の長さが同じである。
- ▶ 企業が、バリュー・チェーン上の各企業の報告日と企業の一般目的財務報告書の日付の間に発生した、(企業自身の GHG 排出に関連する)重大な事象及び状況の変化による影響を開示する。

5.4 スコープ 1 GHG 排出量

スコープ 1 GHG 排出量とは、報告企業が所有又は支配する排出源からの排出量である。例えば、報告企業が所有又は支配する設備、車両、生産工程からの排出は、スコープ 1 排出とみなされる。これらの排出量には、報告企業のインベントリ境界内の全ての直接排出が含まれる。組織境界と活動境界の組合せが、報告企業のインベントリの境界を構成し、これは報告境界とも呼ばれる。

2 つ以上の報告企業が、同じ排出量をスコープ 1 排出量として計上してはならない。例えば、熱、電力、蒸気の生成による排出で、他の事業者売却されたものは、スコープ 1 の排出量から差し引かれることはないが、関連するエネルギーを購入した事業者は、スコープ 2 の排出量として報告する。理論的には、世界中の全ての企業及び個人が、同じ組織境界(例: 出資比率基準、財務支配力基準、経営支配力基準)を用いて GHG 排出量を報告した場合、全てのスコープ 1 排出量を合計したものは、全世界で排出される温室効果ガスの総量と等しくなる。

5.5 スコープ 2 GHG 排出量

GHG プロトコルによれば、企業のスコープ 2 GHG 排出量は、ロケーション基準又はマーケット基準のいずれかを用いて測定する必要がある。これについては、上記 5.2.3 章で詳しく説明している。

上記 5.2.3 章で述べたように、IFRS S2 号は企業に以下を要求している：[IFRS S2.29(a)(v), IFRS S2.B30]

- ▶ ロケーション基準による、スコープ 2 GHG 排出量を開示する。
- ▶ 企業が「契約証書」を締結しており、それらの情報が、企業のスコープ 2 GHG 排出量について、利用者の理解に情報をもたらす場合は、当該契約証書に関する情報を提供する。

「契約証書」の意味は、IFRS S2 号において以下のように説明されている：[IFRS S2.B31]

IFRS S2 号より抜粋

B31 契約証書とは、エネルギー生成に関する属性と一体となったエネルギーの売買、又は分離されたエネルギー属性の訴求権(分離されたエネルギー属性の訴求権は、温室効果ガス属性の契約証書とは区別され、かつそれぞれに識別されるエネルギーの売買に関連する。)に関する、企業と第三者の間のあらゆる種類の契約である。異なる市場においてさまざまな種類の契約証書が利用可能であり、企業は、その開示の一部として、マーケット基準による「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての情報を開示する場合がある。

5.6 スコープ 3 GHG 排出量

IFRS S2 号は、GHG プロトコルに記載されているスコープ 3 GHG 排出量の 15 のカテゴリーに従って、スコープ 3 GHG 排出量を開示することを企業に求めている。

この開示の目的は、主要な利用者が、企業のスコープ 3 の排出源を理解できるようにすることである。[IFRS S2.29(a)(vi), IFRS S2.B32]

そのため、企業がスコープ 3 GHG 排出量の開示をする場合、IFRS S2 号は、企業に以下を要求している：[IFRS S2.B32, IFRS S2.B34]

- ▶ バリュー・チェーン全体(上流及び下流)を考慮する。
- ▶ 重大な事象や状況に重大な変化が発生した場合、「スコープ 3」のどのカテゴリー、及びバリュー・チェーン全体を通じてどの企業をスコープ 3 の GHG 排出量の測定に含めるかについて再評価する。この再評価は、IFRS S1 号のサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価に関する要求事項と整合する(「パート A-IFRS S1 号の解説」の 1.2.3 章を参照)。

5.6.1 スコープ 3 の測定フレームワーク

スコープ 3 GHG 排出量は、直接測定する方法(すなわち、GHG 排出量を直接モニタリングすること)又は見積りによる方法(仮定及び適切なインプットに基づくデータの概算)によって定量化することができる。ISSB は、理論的には、直接測定する方法が、定量化のための最も正確な証拠を提供すると考えている。しかし、ISSB は、スコープ 3 GHG 排出量を直接測定することには課題があるため、企業のスコープ 3 の GHG 排出量の測定は、直接測定する方法のみではなく、見積りを含むことが見込まれる、としている。[IFRS S2.B38, IFRS S2.B43, IFRS S2.B44, IFRS S2.B45]

IFRS S2 号は、企業に対し、スコープ 3 GHG 排出量の測定を忠実に表現する結果となるような測定アプローチ、インプット及び仮定を用いることを求めている。IFRS S2 号は、企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために使用しなければならないインプットを規定していないが、基準は、以下の特性を用いてインプットと仮定を優先順位付けすることを企業に求めている：

- ▶ 直接測定に基づくデータ(下記 5.6.1.A 章参照)
- ▶ 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ(下記 5.6.1.章参照)
- ▶ バリュー・チェーン活動及びその GHG 排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ(下記 5.6.1.C 章参照)
- ▶ 検証されたデータ(下記 5.6.1.D 章参照)

これらの各特性は、以下の章でさらに解説されるが、これらの特性は特定の順番で列挙されているわけではないことに留意する。そのため、企業が測定アプローチ、インプット及び仮定の優先順位づけする際には、データ間のトレードオフの考慮に関して、経営者は判断の行使を要求される場合がある。[IFRS S2.B40, IFRS S2.B42]

経営者が考慮を求められ得るトレードオフの例として、データの適時性とデータの固有の性質がある。より直近のデータは、特定のバリュー・チェーンの活動に関する詳細な情報(例: 使用された技術、活動の場所や法域等)をそれほど提供しない場合がある一方で、頻繁に公表されない古いデータは、バリュー・チェーンの活動とそれに伴う GHG 排出量をより表現している場合がある。[IFRS S2.B42]

IFRS S2 号は、企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために使用する測定アプローチ、インプット及び仮定を選択する際に、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることを要求している。[IFRS S2.B39]

IFRS S2 号は、企業は、たとえ以下の場合であっても、インプットと仮定に優先順位をつけるため、「スコープ 3」の測定フレームワークを適用することを要求している。[IFRS S2.B41]

- ▶ 法域の当局又は企業が上場する取引所が、GHG プロトコル以外の方法で GHG 排出量を測定するように要求している場合
- ▶ 企業は、IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間において、GHG プロトコル以外の方法で GHG 排出量を測定することを認める経過的な救済措置を適用する場合

5.6.1.A 直接測定に基づくデータ

IFRS S2 号は、スコープ 3 GHG 排出量の直接測定する方法を優先するよう企業に求めているが、スコープ 3 の GHG 排出量データには見積りも含むことが見込まれると認識している。[IFRS S2.B43, S2.B44]

IFRS S2 号は、スコープ 3 GHG 排出量の見積りにおいては、次の 2 種類のインプットを使用する可能性があると概説している: [IFRS S2.B45]

- ▶ GHG 排出をもたらす企業の活動を表現するデータ(活動データ)。例えば、企業は、バリュー・チェーン内の製品の輸送を表現するために、移動距離を活動データとして使用する場合がある。
- ▶ 活動データを GHG 排出量に換算する排出係数。例えば、企業は、排出係数を使用して、移動距離(活動データ)を GHG 排出データに換算する。

5.6.1.B 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ

企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定は、以下に基づいて行われる: [IFRS S2.B46]

- ▶ 1 次データ: 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から直接入手したデータ(例: サプライヤーから提供されたデータなど)
- ▶ 2 次データ: バリュー・チェーン内の活動から直接入手されないデータ(例: 第三者のデータプロバイダーからのデータ、産業平均データなど)
- ▶ 1 次データと 2 次データの組み合わせ

IFRS S2 号は、企業のスコープ 3 GHG 排出量を見積る際に、1 次データを優先することを要求している。これは、ISSB が、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から得られるデータは、企業の特定のバリュー・チェーンの活動をより正確な表現を提供するものであるため、1 次データは、企業のスコープ 3 GHG 排出量を測定するためのより良い基礎を提供することになると考えているためである。しかし、企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために 2 次データを使用する場合、IFRS S2 号は、その 2 次データが企業の活動をどの程度忠実に表現しているかについて考慮することを企業に要求している。[IFRS S2.B47, IFRS S2.B48, IFRS S2.B49]

1 次データと 2 次データの例は以下の図 5-3 の通りである。

図 5-3: 1 次データと 2 次データ

データの種類	例
1 次データ	- データ・ソースには、検針、公共料金の請求書、又は、その他の企業のバリュー・チェーンにおける特定の活動を表現する方法が含まれる。 - データ・ソースは、企業自身の記録のような内部ソースから、あるいはサプライヤー及び他のバリュー・チェーンのパートナーといった外部ソース(例えば、購入された製品又はサービスに関するサプライヤー固有の排出係数)から収集される場合がある。 [IFRS S2.B48]
2 次データ	- データ・ソースには、第三者のデータプロバイダーや産業平均データ(公開されたデータベース、政府統計、文献調査及び産業団体からのもの)が含まれる。 2 次データには次の両方が含まれる:[IFRS S2.B49] - 活動又は排出係数を概算するために使用されるデータ - 別の活動の GHG 排出を見積るために使用される、特定の活動(代替データ)からの 1 次データ

5.6.1.C バリュー・チェーンの活動及びその GHG 排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ

企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために 2 次データを使用している場合、IFRS S2 号は、企業に対し、以下のような活動データ又は排出データを優先的に使用することを求めている。[IFRS S2.B50, S2.B51, S2.B52]

- データが表現することを意図しているバリュー・チェーンの活動に用いられる技術に基づく、又はこれを表現する活動データ又は排出データ(設例 5-1 参照)。
- 活動が行われた法域に基づく、又はこれを表現する活動データ又は排出データ(例えば、企業が事業を営む法域又は当該活動が行われた法域など)
- 適時かつ、報告期間における企業のバリュー・チェーンの活動を表現するような活動データ又は排出データ(例えば、2 次データのソースが、企業の現在の報告期間に収集された情報に依拠しているか、又は企業の現在の報告期間とは異なる報告期間に収集された情報に依拠しているかを考慮する)

以下の設例は、IFRS S2 号で使用されている例示に基づいている。[IFRS S2.B50]

設例 5-1: 二次データの利用

企業 A は、出張によるスコープ 3 GHG 排出量を測定するにあたり、出張に関する以下の 1 次データを入手した:

- ▶ 各フライトで使用された航空機モデル
- ▶ 各フライトの移動距離
- ▶ 社員が使用した搭乗クラス

企業 A は、これらの 1 次データと各活動に関連する GHG 排出量に関する 2 次データを適用することにより、出張による GHG 排出量を推計する。

5.6.1.D 検証されたデータ

IFRS S2 号は、検証されたスコープ 3 GHG 排出量データを優先することを企業に要求している。(検証された)データは、内部又は外部で検証されたデータであり、現場での確認、計算のレビュー、他の情報源とのデータの照合が含まれることがある。[IFRS S2.B53]

ISSB は、企業が過大なコストや労力をかけずに企業自身のスコープ 3 GHG 排出量を検証できない場合は、検証されていないデータを使用する必要があり得ると認識している。[IFRS S2.B54]

5.6.1.E スコープ 3 の GHG 排出量へのインプットの開示

IFRS S2 号(上記 5.3.1 章)に従い、企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定に用いる測定アプローチ、インプット、仮定に関する情報開示の一部として、企業は以下の情報を開示することが要求される。[IFRS2.B55、IFRS2.B56]

- ▶ 5.6.1 章の「スコープ 3」測定フレームワークで言及されている、スコープ 3 の GHG 排出量測定に使用されるデータのインプットの特長
- ▶ バリュー・チェーン活動及びそのスコープ 3 GHG 排出量を忠実に表現する、利用可能なデータのうち最も質の高いものをどのように優先順位付けしたか
- ▶ 以下のインプットを使用して、企業のスコープ 3 GHG 排出量をどの程度測定しているか:
 - ▶ 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのインプット
 - ▶ 検証されたインプット

IFRS S2 号は、スコープ 3 GHG 排出量は、2 次データや産業平均を用いて信頼性をもって見積ることができるという前提が明記されている。しかし、企業がスコープ 3 GHG 排出量を見積ることが実務上不可能であると判断した場合(すなわち、企業があらゆる合理的な努力払ったあとも要求事項を適用できない場合)は、企業がスコープ 3 GHG 排出量をどのように管理しているかを開示しなければならない。

ISSB は、スコープ 3 の GHG 排出量の測定が実務上不可能なケースは稀であると予想している。[IFRS S2.B57]

5.7 ファイナンスに係る排出(ファイナンスド・エミッション)

IFRS S2 号は、商業銀行、資産運用会社、保険会社など、金融活動に参加する企業に対し、カテゴリー15 の GHG 排出量、又は投融資に係る排出量(すなわち、ファイナンスに係る排出)について、追加的で具体的な開示を要求している: [IFRS S2.B59]

- ▶ 資産運用(下記 5.7.1 章参照)
- ▶ 商業銀行業務(下記 5.7.2 章参照)
- ▶ 保険(下記 5.7.3 章参照)

IFRS S2 号より抜粋

付録 A 用語の定義

ファイナンスに係る排出 (financed emissions)	企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の温室効果ガス総排出に係る部分。これらの排出は「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」に定義されている通り、「スコープ 3」の「カテゴリー15」(投資)の一部である。
---	---

金融活動に参加している企業において、ファイナンスに係る排出が主要な利用者にとって重要な領域である理由は、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーを示す指標であり、また、企業が企業自身の金融活動を時間の経過とともにどのように適応させる必要があるかを示す指標でもあるからである。これは、以下の理由によるものである: [IFRS S2.B58]

- ▶ GHG 排出量の多い投資先、借り手、取引先は、技術的変化、供給及び需要のシフト並びに政策変更に関連するリスクの影響を受けやすくなる可能性がある。
- ▶ その結果、それらのリスクは、取引先、借り手、投資先に対して金融サービスを提供する企業の信用リスク、市場リスク、風評リスク、その他財務及び事務リスク(炭素税の影響を受ける借り手への融資に関連する信用リスク、化石燃料プロジェクトへの融資によるレピュテーション・リスクなど)へのエクスポージャーを高める可能性がある。

IFRS S2 号の適用ガイダンスは、企業のファイナンスに係る排出を計算するために、異なる測定アプローチの使用を認めている。この適用ガイダンスを作成するにあたっての ISSB の意図は、「PCAF(Partnership for Carbon Accounting Financials)」によって開発された測定アプローチのように、異なる資産クラスに対する測定アプローチが出現し、市場で受け入れられることを許容することにある。[IFRS S2.BC125]

5.7.1 資産運用(アセットメントマネジメント)

IFRS S2 号は、資産運用活動に参加する企業に対し、以下の図 5-4 に示す、すべての情報の開示を要求している。

図 5-4: 資産運用における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項
「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [IFRS S2.B61(a)]	-
「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された項目それぞれについて、ファイナンスに係る排出の開示に含まれる運用資産残高(AUM)の総額（企業の財務諸表の表示通貨で表す） [IFRS S2.B61(b)]	-
ファイナンスに係る排出の計算に含まれる、企業の AUM 総額の割合 [IFRS S2.B61(c)]	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる AUM の割合が 100%未満の場合、除外項目(除外された資産の種類と関連する AUM の金額を含む)について説明する
企業がファイナンスに係る排出を計算するために使用した方法 [IFRS S2.B61(d)]	投資の規模に関連して、企業の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する

5.7.2 商業銀行

IFRS S2 号は、商業銀行業務に参加する企業に対し、以下の図 5-5 に示す、すべての情報の開示を要求している。

図 5-5: 商業銀行における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項	
各産業について、資産クラス別に、「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [IFRS S2.B62(a)]	産業別	取引先の分類には、「世界産業分類基準」(GICS)の 6 桁の産業レベルのコードを使用することが要求されている(報告日時点で利用可能な最新版の分類システムを使用)
	資産クラス別の内訳	資産クラスは以下の通り: ▶ 融資 ▶ プロジェクト・ファイナンス ▶ 債券 ▶ 株式投資 ▶ 未実行のローン・コミットメント 企業が、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出を計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、主要な利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない
資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー(企業の財務諸表の表示通貨で表す) [IFRS S2 号.B62(b)]	資金提供された金額	IFRS 会計基準又はその他の会計基準に従って作成されたかどうかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額(貸倒引当金を控除する前の金額)として計算される
	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示
ファイナンスに係る排出の計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合 [IFRS S2 号.B62(c)]	除外事項	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる企業のグロス・エクスポージャーの割合が 100%未満の場合、除外項目を説明する(除外される資産の種類を含む)
	資金提供された額	リスク軽減(該当する場合)のすべての影響をグロス・エクスポージャーから除外する
	未実行のローン・コミットメント	ファイナンスに係る排出の計算に含めた、未実行のローン・コミットメントの割合を区分して開示
ファイナンスに係る排出の計算に使用した方法 [IFRS S2 号.B62(d)]	グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業自身の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する	

5.7.3 保険

IFRS S2 号は、保険事業に参加する企業に対し、以下のすべての図 5-6 に示す、すべての情報を開示することを要求している。

図 5-6: 保険における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項	
各産業について、資産クラス別に、「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解した、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [IFRS S2.B63(a)]	産業別	取引先の分類には、「世界産業分類基準」(GICS)の 6 桁の産業レベルのコードを使用することが要求されている(報告日時点で利用可能な最新版の分類システムを使用)
	資産クラス別の内訳	資産クラスは以下の通り: ▶ 融資 ▶ 債券 ▶ 株式投資 ▶ 未実行のローン・コミットメント 企業が、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出を計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、主要な利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない
資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー(企業の財務諸表の表示通貨で表す) [IFRS S2.B63(b)]	資金提供された金額	グロス・エクスポージャーは、IFRS 会計基準又はその他の会計基準に従って作成されたかどうかにかかわらず、資金提供された帳簿価額(貸倒引当金を控除する前の金額)として計算される
	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示
ファイナンスに係る排出の計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合 [IFRS S2.B63(c)]	除外事項	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる企業のグロス・エクスポージャーの割合が 100%未満の場合、除外項目を説明する(除外される資産の種類を含む)
	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示
ファイナンスに係る排出の計算に使用した方法 [IFRS S2 号.B63(d)]	グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業自身の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する	

5.8 ファシリテーションに係る排出及び関連する排出

IFRS S2 号では特に取り上げられていないものの、IFRS S2 号に関する結論の根拠では、確立された方法論がないため、ISSB はファイナンスに係る排出の計算には含める必要はないと決定したことを示している。これには以下が含まれる：
[IFRS S2.BC127, IFRS S2.BC129]

- ▶ デリバティブ
- ▶ 保険・再保険産業における引受ポートフォリオの「関連する排出 (Associated emissions)」
- ▶ 投資銀行業務に関連する金融活動に関連する「ファシリテーションに係る排出 (Facilitated emissions)」

6 発効日

IFRS S2 号は、2024 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から適用される。企業は IFRS S2 号を 2024 年 1 月 1 日より早く適用することが認められているが、その場合には、その旨を開示する必要があり、同時に IFRS S1 号を適用することが求められる。[IFRS S2.C1]

企業にとっての実際の発効日は、企業が強制適用前に ISSB 基準を任意で適用しない限り、その企業が事業を行っている法域において ISSB 基準がいつ強制適用となるか次第である。「パート A-IFRS S1 号の解説」の 8 章の関連する議論も参照のこと。

7 IFRS S2 号に対する経過的な救済措置

IFRS S2 号の開発にあたり、ISSB は、企業が新たな要求事項への移行を容易にするために、要求事項の適用を開始する初年度にいくつかの救済措置を提供することを決定した。

以下の図 7-1 に示す経過的な救済措置は、企業が IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間において利用できる。企業は、最初の年次報告期間において、これらの救済措置のすべてもしくは一部の利用、又はまったく利用しないことを選択することができる。[IFRS S2.C4、IFRS S2.BC174]

図表 7-1: IFRS S2 号への経過的な救済措置

救済措置項目	IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間に適用される救済措置の内容
比較情報	企業は比較情報の開示を要求されない。[IFRS S2.C3]
GHG プロトコル	企業は、IFRS S2 号の初度適用日の直前の年次報告期間において、GHG 排出量の測定に GHG プロトコル以外の方法を使用した場合、引き続き使用することが認められている。[IFRS S2.C4(a)] 初年度適用日は、企業が IFRS S2 号を適用する報告期間の開始日である。
スコープ 3 の GHG 排出量	企業は、(該当する場合)ファイナンスにかかる排出に関する追加情報を含め、スコープ 3 の温室効果ガス排出量を開示することは要求されない。[IFRS S2.C4(b)]

企業が GHG プロトコル又はスコープ 3 の GHG 排出量に関する上記の救済措置のいずれかを利用している場合、IFRS S2 は、企業がその救済措置の利用を継続することで、その後の報告期間における比較情報として当該情報を表示することは要求されないことを認めている。[IFRS S2.C5]

この点については、以下の設例 7-1 で詳しく説明されている：

設例 7-1: 比較情報の経過的な救済措置

企業 A は、2024 年 12 月 31 日に終了する年次報告期間から ISSB 基準を初めて適用する。

企業 A は、サステナビリティ関連財務開示の最初のセットにおいて、IFRS S2 号で利用可能な経過的な救済措置のオプションに従い、スコープ 3 の GHG 排出量を開示しないことを選択した。

企業 A は、サステナビリティ関連財務開示の第 2 のセットである 2025 年 12 月 31 日を期末とする年次報告期間について、スコープ 3 の GHG 排出量を開示することが求められている。しかし、IFRS S2 号の経過的な救済措置に従い、企業 A は、2024 年の比較対象期間のスコープ 3 の GHG 排出量を開示しないことを選択した。

企業 A は、サステナビリティ関連財務開示の第 3 のセットである 2026 年 12 月 31 日を期末とする年次報告期間における、サステナビリティ関連財務開示において 2026 年の報告期間におけるスコープ 3 の GHG 排出量と、2025 年の比較期間におけるスコープ 3 の GHG 排出量を開示することが求められている。これは、スコープ 3 の GHG 排出量に関する経過的な救済措置が、最初の年次報告期間に関連するスコープ 3 の GHG 排出量にのみ適用されるためである。

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループについて

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準(総称して IFRS 基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又はは移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続ける IFRS 基準を使いこなすために不可欠です。EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS 会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EY グローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルな EY ネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY 社が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://elfrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は、005824-24GbI の翻訳版です。

[ey.com /ja_jp](https://ey.com/ja_jp)